

第七章 芦屋市のあゆみ

第一節 芦屋市の誕生

市制施行

精道村々民の多年の宿望であつた市制実施は、昭和十五年（一九四〇）十一月十日に実現した

（第六章第
二節六項）

阪神大風水害により昭和十三年に施行の予定時期が延期されていたが、ここに全国において第一七三番目の市として誕生することになった。一躍村から市へ移行したことは注目すべきことであり、当時における前例としては、わずかに山口県宇部市と長野県岡谷市をかぞえるばかりであつた。

市名が「芦屋」と決定された理由として、「市制施行ニ関スル上申書」につきの二点を挙げてその理由が示されている。

一、「芦屋」ハ打出・三条・津知ト共ニ本村ノ中央部ニ位シ、其ノ中間ヲ流ルル芦屋川ノ兩岸ニハ老松多ク、芦屋海岸ノ風光ト共ニ高級住宅地芦屋トシテ今日ニ至リ、面積、戸数、人口等何レモ本村ノ大半ヲ占メ、今ヤ芦屋ノ名ハ全国ハ固ヨリ遠ク海外ニ知ラルル所ニシテ、本村民ニ於テスラ本村ノコトヲ芦屋ト呼び、從テ隣接スル阪神間ニ於テモ、一般ニ精道村ノ名ヲ知ラザルモノ多キ実情ニアリ。

二、本村ニ在ル官公衙ノ名称ハ、総テ「芦屋」ヲ冠シ、即チ省線芦屋駅、芦屋警察署、芦屋郵便局、芦屋電話

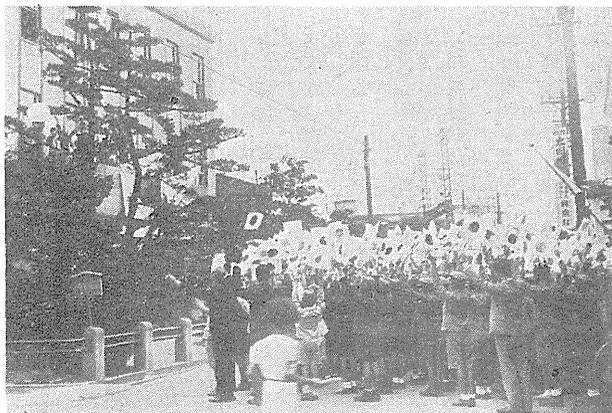


図291 市制施行祝賀の旅行列

分室、神戸職業紹介所芦屋分室、芦屋高等女学校等、之ナリ、又電話モ芦屋ヲ冠シ、阪神、阪急両電鉄ノ停留所モ芦屋又ハ芦屋川ト呼び、精道ヲ冠スルモノ、更ニナシ。以上ノ理由ニ依リ、新市ノ名称ヲ、世間一般ニ知ラルル「芦屋」ト定ムルヲ最モ適當ト認ムルニ依ル。

市制施行にもなつて、施行前日の九日、村長大利市右エ門以下吏員・雇員・傭員の全員が自然退職したが、十日付けで大利市右エ門が市長臨時代理者に、茂鹿一が助役臨時代理者に、矢島末蔵が入役臨時代理者に、それぞれ兵庫県知事から任命された。また旧精道村の吏員・雇員・傭員の在職者の全員に対しても、それぞれ任用採用辞令が交付され、市機構の運営が進められた。

この日はあたかも紀元二六〇〇年の祝賀行事が全国的に多彩に繰りひろげられ、提灯行列、旗行列などが催された。当市では、市制施行日を二月十一日として内務大臣宛上申し準備していたが延期されたので、この佳日をもって施行日とすることを強く要望していただけに喜色もひとしおであった。市では午前八時、精道小学校の校庭において祝賀式を挙行した。当日現在の人口は、四万一九二五人、戸数八一四七戸を数えた。

市會議員選挙

同年十二月二十六日には市制施行後はじめての市會議員選挙をおこない、三〇名の市會議員が選出された。選挙民の関心は高く、当日の有権者数五九〇人のうち、投票総数四七八七票、無効三五票であり、七九・九%の投票率を示した。翌十六年一月九日の市会において、初代市會議長に山村伊左衛門、副議長に高津久四郎が当選就任した。

三役の就任

右につづいて同三十一日に市会の全会一致をもって、それまで臨時市長代理者であった大和市右エ門を初代市長に選出した。二月十日には同じく助役臨時代理をつとめていた筏鹿一が助役に、収入役臨時代理であった矢島末蔵が収入役に就任し、新市政の三役の顔触れがそろった。こうして戦時下に誕生した芦屋市は

「事変関係事務・統制改正ニ関スル事務、市制施行ニ伴フ事務其ノ他各般ノ事務ハ年ト共ニ増加ノ趨勢」(昭和十五年 昭武庫郡 精道村・芦屋 市事務報告書)にある状況に対処し、のりきるための体制を整えたのである。

初代市長を選ぶに当たっては「市長名誉職条例」を設定(内務省兵地 代一〇号)した(但し、本条例は公布の日から初めて選

挙せられる市長退職の日まで施行に限定)。精道村時代には一時(昭和六年八月・同十年八月)村長を有給としたことはあるが、その他は代々名誉職としていた。いま新しく誕生した芦屋市の長を選ぶにあたって「名誉職条例」を設定する理由は、「市長選挙ノ方針ニ付協議ノ結果従来ノ例ニ徴シ外来、土着間何レニモ信望アリテ克ク土地ノ事情ニ通シタル真ニ手腕力量アル徳望家ヲ以テ市長ノ職ニ当ラシムルヲ最モ当ヲ得タルモノトシテ詮衡シタル処万人ノ認ムル候補者ヲ得タルモ同人ハ会社ノ取締役及監査役ノ職務ヲ有シ是等ノ業務関係ヲ断チテ市長ニ就職スルコトハ同人ハ素ヨリ該会社ノ実情ヨリ容認セサル処ナレバ茲ニ已ムヲ得ズ市長名誉職条例ヲ定メ以テ名誉職トシテ推挙シ一

表81 歴代市長（任命）

歴順	氏名	就任
1	大 利 市右エ門 昭	16. 1. 30
2	長 岡 喜 十 郎	〃 20. 2. 5

表82 歴代市会議長

歴順	氏名	就任
1	山 村 伊左衛門 昭	16. 1. 9
2	天王寺谷忠左エ門	〃 18. 1. 28
3	杉 岡 藤右エ門	〃 20. 1. 16

面之ヲ補佐スベキ助役ニ有能ノ者ヲ配シテ円満ナル市政ノ遂行ヲ期セムトスルモノニ有之此ノ点ニ付テハ市民全般ノ要望スル処ナルト共ニ本市会亦大多数ヲ以テ議決セル次第ニ有之候」(芦屋第六一(号理由書)という訳である。すなわち、「有給ニテハ適任者ヲ得難キニ依ル」(昭和十六年一月二十四日議案第六号可決)ので内務大臣平沼騏一郎に稟請、前記付則のごとく更正し許可を受けたのである。なお昭和十八年に東条英機内閣が戦時体制強化のため地方自治体を統制し、市長は内務大臣が市会の推薦候補者中から選任する事となつていたため右の措置がとられたものである。二代市長岡喜十郎の場合も同様である。そして「芦屋市報酬

給料等ニ関スル条例」の改正を行ない、「有給吏員給料額、市長年俸二千元以上三千元以下」(第一号表)を、「名誉職吏員報酬額、市長年額三千元以上五千元以下」(第一号表)とした。

第二節 戦時下の市民生活

市の機構

精道村から芦屋市へ移行しても自治体としての実態に大きな変動は認められなかったが、昭和十二年七月にはじまったシナ事変が長期化の様相を示し、加えて国際事情は日本にとって不利な方向に動きつつあ

表83 市の機構変遷

昭和13年度	昭和15年度	昭和17年度	昭和18年度	昭和20年度
7 課	9 課	11 課	12 課	10 課
庶務課 會計課 稅務課 戶籍兵事課	庶務課 會計課 稅務課 戶籍兵事課	秘書課 庶務課 會計課 稅務課 戶籍課 兵警防課	秘書課 庶務課 會計課 稅務課 戶籍課 兵警防課	庶務課 會計課 稅務課 厚生課
教育衛生課	衛生警防課 (市立診療所新設12月) 教育課 産業課 (新設7.1)	厚生課 教育課 産業課	厚生課 教育課 産業課	教育課 産生活民課 市施設課
土木課 水道課	土木課 水道課	土木課 水道課	土木課 水道課	水道課

った。市政実施の時期はあたかもこのころにあたっていたのである。昭和十二年九月の国民精神総動員運動開始、同十三年三月の国家総動員法・電力国家管理法の成立、同十四年九月の価格停止令公布、同十五年六月の新体制運動提唱、同七月の各政党の解散、同十月の大政翼賛会の創立、同十一月の大日本産業報国会の創立と、あわただしくわが国の対外姿勢の整備が続けられていった。そして国民は上意下達の伝達監視機関の末端としての隣組組織に緊縛され、言動も統制下におかれていったのである。内閣は逐次硬派に左右され、同十六年十月にはその先峰である東条英機が内閣を組織し、十二月八日には米・英・蘭国に対して宣戦を布告するにいたった。このような状況は、いきおい各地方の行政のあり方にも影響をあたえずにはおかなかった。兵事関係の事務の繁多

をまねくことはいうまでもなく、国民の経済生活の統制も一層強化され、衛生業務も防空警防と関連して拡充を求められていった。表 83 の機構の変遷のうちに、右の事情は端的に反映されている。戸籍兵事課の変化はもつとも著しく、市立診療所の新設もみられ、また物資の配給統制の強化にともなう産業課の新設などが目立っている。昭和二十年度は戦争の終わったのちの処理業務の事情による変化が認められる。

戦時財政

国内が準戦時体制から戦時体制に切りかえられることとなつて、地方財政も平時財政とはことなる様相を示すこととなつた。芦屋市にあつても予算編成項目に防空警備費・公債費・軍事費、また関連する助成その他の諸支出費が登場し、その額も急増した。十五年度から十九年度についてみると、総支出額にたいして、防衛費と物資統制費とを加えた小計費との構成比率は、昭和十五年度の二・六％は同十六年度五・五％、同十七年度八・四％、同十八年度一〇・一％、同十九年度一六・七％と急増している。したがつて、不要不急の事業にたいする投資は抑制をうけることを余儀なくされる。したがつて表 84 に示される繰越額の増加も単年度の差引残高としてみれば、いかにも健全な様相を物語るものようであるが、むしろ内容的には市民生活の福祉への還元は減少していることを意味しており、繰越額の増加もかならずしも富裕とばかりはいえない不健全な財政状況に追いこまれてゆくのである。戦線の拡大にともない、人員・物資ともに不足をつけて昭和十九年には、土木の新規計画は全般的に中止されている。しかしこの間にも教育費は確保され、昭和十七年二月末には第五国民学校は竣工し、

表 84 年度別会計決算

年度	額 (単位 千円)	歳 入	歳 出	差 引 (繰越額)
昭和15	1,112	598	514	
16	1,578	1,182	396	
17	1,868	1,084	784	
18	2,043	1,015	1,028	
19	2,477	1,314	1,163	

表86 賦課徴収率対比表

家屋税	反別税	営業税	地租付加税	
百分の八十六・九	同右	同右	本税 百分の二百	市税条例
百分の百二十一・七三	同右	同右	本税 百分の二百八十	増徴条例

備考 (1) 賦課期日現在の年額を課税標準とし、それぞれの納税義務者に賦課する
 (2) 増徴税は市税条例徴収税と合算して徴収する
 (市「事務報告書」より作成)

事が考えられ、より充実した態勢が望まれるようになった。市では「芦屋市永年防空計画並ニ昭和十六年度芦屋市防空計画」を立て、その設置について、知事に申請し許可を得、これに基づいて「本市防空施設及資材整備費ニ充ツ

表85 教育費支出額比率

昭和年度	%
15 (11.10—3.31)	36.2
16	42.4
17	28.9
18	25.4
19	10.5

さらに翌十八年十一月に第二期増築工事も完成し、何れも県立芦屋中学校の仮校舎として使用されている。(表85)しかし、市庁舎南側の増築工事は昭和十九年十二月二十五日に起工式を挙行したに止まった。

増徴

昭和十五年年度から「芦屋市税賦課徴収ニ関スル条例・同施行細則」が適用、徴税されたが、第二条に賦課税目を示し、国税付加税(地租付加税・家屋

付加税・営業付加税)、県税付加税(反別税付加税・船舶税付加税・自動車税付加税・電柱税付加税・不動産取得税付加税・漁業権税付加税・狩猟者税付加税)、独立税(市民税・舟税・自転車税・荷車税・金庫税・扇風機税・犬税)、及び都市計画税(地租割、家屋税割)を挙げている。右に従って徴収する額を費目・目的別に配分し、それぞれの事業の執行をするが、昭和十二年七月施行され以来くり返された防空演習の経験も、対中華民国戦争にとどまらないで、世界戦争へ突入が感取される昭和十六年に入ると、従来からの防護準備では十分でない

ル為」に、昭和十六年度に限つて「条例ノ改正ニ依ルコトナク別箇ノ本市税臨時増徴ニ関スル条例ノ設置」(理由)を県に稟請し許可を得て十月十三日、追加更正予算を計上、うち防空費として六四、八五四円、警防費として一、九九四円を挙げている。

防空費のうち、資材整備費が六三、七五四円を占める(既定予算額九七五円)がその内訳(市事務報告書)は、

一、警報ニ関スル施設

メガホン 100個 一個ニ付 一円三〇銭 計 一三〇円

クラクション 24個 一個ニ付 四円 計 九六円

拍子木 24組 一組ニ付 二円 計 四八円

二、燈火管制ニ関スル施設

残置燈 35燈 一燈ニ付 一〇・〇〇 計 三五〇円

標識燈 100燈 " 二・〇〇 計 二〇〇円

懐中電燈 170個 一個ニ付 二・〇〇 計 三四〇円

燈火遮蔽設備(防空暗幕) 計 三、〇〇〇円

三、防火施設

貯水槽 10ヶ所 一ヶ所ニ付 七・〇〇 計 七〇円

防空井戸新設及改造、水路修繕 5ヶ所 " 四〇〇・〇〇 計 二、〇〇〇円

四、防毒救護施設

総計 二〇、八六二円

防毒面 400個 一個二付 一四・五〇 五、八〇〇円

(同右) 50個 一個二付 二・〇〇 (値上リニ依ル差額) 一〇〇円)

防毒衣 30枚 一枚二付 四〇・〇〇 一、二〇〇円

防毒器具 二五〇円

救護用器具、薬品代 三、三一二円

防毒室設備 2ヶ所 一ヶ所二付 一〇〇・〇〇 二〇〇円

簡易防空壕 20ヶ所 " 五〇〇・〇〇 一〇、〇〇〇円

五、工作施設 総計 一四、九七四円

橋梁応急資材 四、三四六円

土木関係応急資材 四、九九四円

水道関係 " 二、八三四円

市営造物擬装費 二、八〇〇円

六、配給施設 総計 一五、九八四円

防空従事員及避難者 千八百人 一人 一日二付 一五、九八四円

白米2合 副食物 20銭 30日分 一五、九八四円

七、其他現品確保ニ要スルモノ 総計 五、七〇〇円

本炭 1000俵 一俵二付 三円 三、〇〇〇円

ローソク 300袋 一袋二付 ○・九〇円 一、七〇〇円
 となつてゐる。警防費既定予算額二二、九二九円は、警防団需要費であり、内訳は消防用器具の整備である。
 すなわち、

警防費のうち消防用器具費		総計	一、九九四円
伸縮梯子	3個	一個二付	78円
消防用ホース	10本	一本二付	40円
ファイバーヘルメット	100個	一個二付	12円
ロープ	1000尺	一尺二付	16銭
			一六〇円

さらに昭和十七年度からは、独立税項目に傭人税・軌道税を新設賦課したが、財源収支に不足を生ずる為、さらに地租附加税、家屋附加税・営業税附加税の賦課率につき制限外課税を稟請し、許可を得、十七年度限り賦課率をそれぞれ「本税百分ノ二百四十」に改めている。理由書によると、昭和十三年の水害復旧工事所要経費の圧迫・税制改正にともなう所得税附加税の課税権喪失による歳入の減少は極度に市財政を窮迫状況に追いこみ、昭和十七年度以降においても小学校営繕費・災害復旧費ならびに国営事業負担金に充てるために借入れた負債の元利償還および緊急やむをえざる事業費の支出に多額の費用を要するため独立税新税、各種使用料の増徴につとめたがなお不足を生ずるが他に求むべき歳入をみ出せない、ということにつきる。一般的に課税度の喪失が響いてゐるようである。しかし昭和十八年度の市税「賦課徴収に関する条例特例条例」のごとく「地方分与税ノ増額配

表87 納税比率一例

年度	税別	国 税	県 税	市 税
昭和18		96.3	93.3	99.0
	19	98.87	99.13	99.3

付並ニ国民学校教育ニ対スル諸給与ノ県費移管ニ伴フ余剩財源ノ一部ヲ市税ノ軽減ニ充テ
 ため同年度に限つて、地租・家屋・営業・反別各付加税の賦得率を「各百分ノ二百二十」
 に改め、過徴分を返還する事もあつた。なお昭和十九年度歳入予算によると、独立税のうち
 市民税納税義務者八四〇〇人、畜犬三五〇頭、家事使用人二五〇〇人を数えることができ
 る。

表87は、一例にすぎないが、納税率は、いずれも高率を示し、とくに市税はほぼ完納に近
 い。

貯蓄

戦争が長期にわたるにもなつて戦費の増大は必然的なものとなり、国民の資力
 の結集によつてこの調達を遂げようと、政府は貯蓄目標額を示して是非とも一年間に国民に目標額を達成させよ
 うとつとめた。そして一定額以上のぜい沢品の購入あるいはその他の消費行為をするに際して一定の割合で貯蓄
 切符を購入させることを制度化した。こうして貯金・保険の掛金また報国債券（富くじと貯蓄債券の中間をゆく
 高率割増金付債券）の購入などに使用させて浮動購売力の強制的な吸収をおし進めたのである。

米英両国に宣戦布告をした昭和十六年十二月八日以降、戦費が巨額を必要とするところは、明らかであるところ
 から、同月二十七日から、一二〇億円の目標達成が強調された。同十七年度では、二三〇億円が目標額とされ、
 芦屋市の割当貯蓄目標額は、八〇二万八〇五〇円とされ、国民貯蓄組合が各町内会区域内で結成された。同十八
 年には国民貯蓄組合指導員八名を県嘱託員として設置し、六一七万六〇〇〇円が目標額とされた。同十九年度で

表88 賞与国債支給状況

事項 年度	調査 件数	賞与支給 総額	国債(国債貯金を含む) 債券支給総額			賞与支給 人員	国債債券 支給人員	
			国債	債券	合計			
昭和 18	7	55,397	8,092	3,410	11,502	574	485	
	16	189,788	14,216	国債貯金 18,519	9,425	42,160	942	872
19	15	68,220	737	12,646	1,395	14,778	724	714
	19		金銭貯蓄 34,2500.70	円 国債貯蓄債 5,702.50	円 3,000	円 42,953.20	867	832

は県は十月十三日西宮市武徳殿で決戦貯蓄生活徹底指導者活動促進研究会を開催するなど、躍気になって日に日に苛烈となる太平洋地域における戦局の激化に消耗される戦力の補給のための貯蓄増強の推進を行なった。本市割当は七一八万であった。

貯蓄の強制割当と消化には、地域組合・職域組合・業務組合・高額組合・その他の組合およびその他の市民があらゆる角度から協力を余儀なくされていたが、これに加えて人々の余裕財力をさらに吸いあげたものが国債であった。昭和十五年度の場合では、地方税の軽減を行なう税制改正があったが、軽減による余裕を国債の消化にまわすよう、当市では十月十日に各隣保班長を集めて国債消化運動に関する協議会を開催し、各隣保に割当を実施し協力を求めている。同十七年では消化目標額五〇八万九九〇〇円、消化額四四一四四八〇円で消化率は八六・七三%に止まっている。当年人口約四・三万人。同十八年では消化目標額は四六一万円、消化額五〇三万三四七八円で、一〇九%の消化率であり、同十九年の目標額は四五六万五〇〇〇円、消化額五〇二万五〇四四円で、消化一一〇%である。十八年からは、さらに国債の消化促進の手段として、上期・下期の賞与支給

表89 隣保数一覽

種別 年度	町内 会	連合 会	町内 会数	組 数	隣保 数
昭和 16			41	181	1,023
17	8		41	181	1,029
18	8		41	184	1,040
19	8		41	184	1,049

備考 統計年月日は各年共12月末日現在

を国債をもってすることを実施している。

経済（配給）生活 市民の生活の余裕力は、右にみたごとく、戦争遂行のための協力として貯蓄増強・国債消化の強調と相つぐ吸収のために枯渇していったが、そればかりでないことは市税の追加予算増徴のために一層はげしいものとなっている実情は、すでに指摘したところである。

日常の生活に必要な諸物資の供給も逐次困窮の有様を呈していったが、これらの物資の配分を円滑に行なうために、昭和十五年七月一日、精道村役場の時代に産業課が行政機構の一つに新たに加えられ配給業務を担当した。同年九月に砂糖購入票を発行したのが始めて、ついで十月にマッチ購入票の発行、十一月に家庭用燃料の登

録制が実施されている。これらの配給に当っては隣保組織が活用された。いわゆる隣組である。隣組の定義は、「隣保団結の精神に基づいて部落会または町内会の下に一〇戸内外の戸数を以て組織する隣保班をいう。隣組は、万民翼賛の本旨に則り地方共同の任務を遂行し国民の道徳的錬成と精神的団結の基礎的組織となり、国策を国民に透徹させ、国政の円滑な運用に資し、国民経済生活の地域的統制単位とし、統制経済の運用と国民生活の安定上必要な機能を發揮させるもので、部落会又は町内会の隣保実行組織である。隣組は常会を開催することを要し、必要ある場合は隣組の連合組織を設けることができる。隣組は部落会長または町内会長の指導の下に実行部隊として活動する。」

（野田照夫著、改訂戦時新語辞典、昭和十八年十一月十五日）

というものである。

町内会長の会議内容は隣保組織の具体的な活動状況を伝えるものであるので、一例として、昭和十七年の場合をみると（市事務報告書）、

一月二十二日 防空強化並に防空教育訓練の件

必勝財政協力運動実施の件

金属類特別回収実施の件

汚物掃除の件

五月三十日 必勝財政協力運動の件

物資配給の件

赤十字社員及海軍協会員募集依頼の件

十月十二日 一般家庭金属類特別回収の件

国民貯蓄組合整備拡充の件

国債々券の消化の件

海軍志願兵募集協助力方依頼の件

十一月二十日 一般家庭金属類特別回収の件

国債々券消化の件

物資配給の件

となっている。

昭和十六年には米穀・小麦粉・食料油・酒類・雑穀諸類・鶏卵・針・パン・菓子などの統制がはじまり、同十七年には味噌・醤油・精肉・塩およびミルクなどが配給制となり、また隣保共同購大票の発行をみ、家庭用臨時配給購入物資購入票をもって、鶏卵・数ノ子・串柿・鮭鱒・切鱈・ゴマメの配給物の購入が認められた。同十八年には、蚊帳・毛布・和傘・洋傘・アルミ・アルマイト及び鋳物製品・ネル・晒・青果物・鮮魚介が、配給制となった（十二月一日、市食料品卸売市場開場）。同十九年に入り、食糧事情はかなり窮迫したが、四月以降に青果物・鮮魚介の小売商人をもってそれぞれの共同販売組合を結成させ、配給機構の整備を行なった。十月には、小麦粉・大豆・小豆・生甘藷、十一月には、空襲時の配給杜絶に対処して常備畜用米穀の配給があり、十二月には、満州国在留邦人開拓団より特送の満州大豆が配られている。食糧増産あるいは、補充の意味において休閑地の利用が進められ、昭和十五年には、二町歩余りの面積が食糧報国農園として耕作が行なわれている。同十八年四月には、芦屋市空地利用協会が設立され、年末現在において利用面積は三五町九反歩、利用者四三四人を数え、「年卜共ニ愈々旺三」（十九年市事務報告）なり、協会の指導よろしきを与えて、大いに実績を挙げている。なお労務者に對する米穀配給証は十九年四月までは、甲・乙二種であったが五月以降は甲・乙・丙・丁の四種に改められた（二十年五月以降再び甲・乙二種となる）。一般者の場合十九年には四才以上二〇才までの者及び妊婦（分娩前後五か月間）に応急米を配給したが、二十年五月以降には五か月以上の妊婦に限った。このような事情のうちにあつて、十九年二月には山手国民学校では全児童への味噌汁給与を開始し、精道校でも五月に戦時学校給食を開始

している。しかし翌年三月には廃止した。衣料品は昭和十七年二月一日から全繊維製品に対して全面的な総合切符制が実施されたが、同十九年に入つて八月以降は、各戸配給から隣保配給制が行なわれるようになった。なお妊産婦に乳首が配給されている。昭和十八年には、木炭・薪炭・水産物督励に産地を訪問することが始められ、石炭増産に割当二名が九州に派遣（交代）されている。十一月には県下の都市経済協議会が本市で開催、流通対策がねられている。

動員の諸相 昭和十二年七月に点火されたシナ事変が、十六年十二月に拡大され、太平洋戦争となり、さらに四か年の間続けられるにおよんでは、戦線に投入される人員・資材の量の増加と消耗の激化は甚だしく、その補給もまた急を要した。

昭和十一年本市における軍人数をみると現役六一名、在郷六七〇名であつたものが、翌年には現役二七名、在郷三六名と変化を示している。十三年以降は不詳であるが、現役から、あるいは在郷から前線へ、自動切換あるいは召集令状によつて動員されてゆく各家庭の中堅労働人員は増加し、本籍人口男子数の減少、寄留取消届人口数の増加はこうした実況を反映しているといえよう。新しい兵力補充として海軍志願兵検査は西宮市庁舎において、徴兵適令による壮丁検査場は西宮公会堂において実施されている。本市からの徴兵検査合格者数は昭和十六年には姫路師団管内における全市区を通じて成績第一位であるとして同十七年一月に師団長・県知事から表彰されている。同十八年には米軍の太平洋海域における北進速度が早まるにつれ、九月には学徒出陣、十二月に徴兵適令一年引下げとなり、同十九年には朝鮮に徴兵制がしかれ、在市者の検査も実施された。

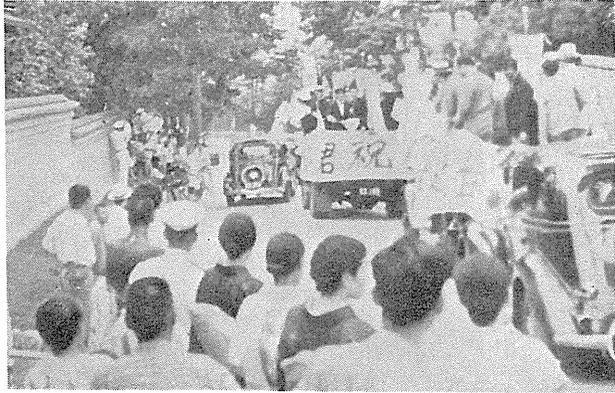


図292 応召兵士の見送り風景

さらに十月には満一八才以上を兵役に編入する措置がとられた。また在郷者の本土防衛警備召集、第二国民兵の兵籍編入が実施されており、十一月にはサイパンからの本土空襲が開始され、緊張度は極度に高まっていった。

いっぽう馬匹や自動車の徴発も昭和十二年以来実施された。十三年には人員召集や自動車の徴発は二〇数回であったという。十五年七月には本庄村で徴発自動車の検査、十六年五月には当市で飼養の軍用保護馬の検査が灘区で行なわれている。軍事色の民間浸透に演習中の軍隊の宿営があげられる。昭和十三年三月六日歩兵第七十聯隊（三条村）、同二十八日陸軍病院将兵（山芦屋）、同十五年三月六日高槻工兵隊（打出翠ヶ丘）、同五月八日大阪陸軍病院金岡分院（打出 新道以南・打出天
神社以西・宮川以東）、同六月七日篠山陸軍病院（同前）、同十六年九月十六日には舞鶴海兵団自動車部隊（字平田 阪神電車以
北ヲ除ク）がそれぞれ

市内各所に留まった。

戦死・戦没将兵の数は年とともに増加するが、公葬は昭和十二年十二月八日、精道小学校における二軍人、一軍属の葬儀をはじめとし、十三年には村葬四回、十七年には徴兵七〇周年以来の本地出身戦没者の慰霊祭が忠魂



図293 国防婦人会会員の慰問品荷造り

碑前で挙行され、十八年には約八〇名（統後奉仕
予算書）の葬祭費が計上され
ており、戦争犠牲者の急増を伝えている。いきおい遺家族の生活扶
助・職業紹介・軍人援護（昭和十五年）の事業も進められた。また
統後奉公会・教育会・婦人会・男女青年団・大日本国防婦人会また
翼賛壮年団（十七年結成・十五年十月大政翼賛会創立）など、各種
団体が出征軍人や、その遺家族の慰問・送迎・慰安会などの活動を
おこなった。

生産力増強動員として国民徴用がある。主に軍の管理工場および
徴用指定工場などにおいて業務に従事するのである。

商業従事者のうち、物資の統制が進み、企業許可会が公布された
昭和十七年頃本市の場合一一三〇戸（主として小売業者）であつた
ものが同十八年には転廃業者一七五戸で九五五戸となり、労働動員
に従う者に政府の生活援護補助が与えられ、また市当局も町内会を
通じてこの趣旨を徹底させ、同十九年には、
とによって七七六戸に減少している。転業者は国民勤労訓練所で三か月以内の訓練を受け、適した産業に配置さ
れた。

表90 商工業者数の推移

種別	工業	商業
昭和12	65	1010
13	65	1030
14	(欠)	(欠)
15	66	1010
16	(欠)	(欠)
17	290	1130
18	274	955
19	179	776

(市事務報告)

物資動員のうち巷間のあらゆる金属類の回収も強行された。昭和十七年は二月～三月にかけて九日間各町内会単位の区域内で回収を実施、鉄・銅合計三五、七三三貫、供出成績は県下八市の中の第二位。同十八年では、二月に三日間市役所において白金及び金銀の即時買上運動を実施、純量白金一七・三三匁、金一五、〇・六五匁、銀五、八一九・六三匁を供出、六月に一〇日間鉄二五、一五〇貫、銅三、六三一貫を供出、さらに八月五日に一般家庭以

外のものの非常回収を実施(市役所南側広場)、九月十三日に戦利品・記念保有物中弾丸・銃弾・手榴弾・信管・擲弾筒などを回収(芦屋警察署裏庭)、十月二十日市内指定施設の非常回収(市役所南忠魂碑横広場)を行ない、さらに、十一月十六日～三十日の間に、第二回補助貨幣の回収(八六、〇一八枚、一〇、六〇八・〇三円)を行なった。同十九年に入ると児童生徒の金属製ボタンの回収にまで及び、軍用火薬綿の供出運動(十一月十五・十六日)も行なわれ、市の料理飲食業組合の供出は四六六九貫余であった。白金、ダイヤの回収も二回(十月中)行なわれ良好な成績をおさめた。民間者は勤労報国隊を結成し、適時勤勞奉仕(清掃・整地・煉炭・増産奉仕隊など)に従事した。

体力の保持

昭和十五年四月八日に公布された国民体力法に基づいて満一五才以上満一九才までの男子の一斉検診が同十六年八月(十八日、二十日)於精道国民学校)で施行され、五八九名が受検した。体力手帳が交付され、徴兵検査までの体力向上について指示がなされ、要注意者には県から施設利用をすすめ、結核その他悪質な疾病の

表91 県民修練会参加状況

7/20	城崎郡香住修練会	4 名
9/ 6	姫路修練会	13 名
9/10	豊岡修練会	1 名
11/10	中山寺修練会	7 名

(市事務報告)

疑いある者には精密検査場を指定してその蔓延の防止と病源の根絶に万全を期した。以後毎年七月ないし八月に施行、十九年にはツベルクリン反応検査を実施した。なお同年は、検査の結果、筋骨薄弱・虚弱者を県主催の健民修練会に強制参加させ錬成を行なった。

また数え年一五才から二五才までの男子を対象として体力章検定が実施された。一人前の体力として到達するに必要な具体的な体力修練の目標を定めたものであるが、初・中・上級に分けるが、昭和十七年には十月十日、受験一八〇名、合格二九名、十八年には同時期に実施、受験七〇名、合格一五名であった。

同十九年には国民体育指導者検定講習会が一月(十七日)(二十日)に精道国民学校で実施されている。一般的にラジオ体操は随時行なわれ、同十九年には耐寒心身鍛練運動(一月二十四日)(日)(三十日)を実施、ラジオ体操・強歩訓練・駈歩訓練を行なっている。

さらに乳幼児の体位にも注意が払われ、管理医・保健婦・母性補導婦・市産協会の協力により昭和十七年八月二十四日に精道国民学校で一斉検診を行ない、十一月に第二回検診を施行、疾病治療ならびに栄養補給指導を加えた。また出生の増加と結婚の奨励については市方面委員会設置の相談所を利用し、町内会を通じて強調している。

防空と警防

昭和十二年四回(七・二六、九・一〇、四、一一・二〇)にわたって近畿地区の防空演習が実施され

本村防護団がこれに参加したのが初めてである。同十三年には（四・二三、七月中旬、九・二六）の二回、また燈火管制は（六・二〇、八・二二）の間施行、同年九月二十一日には本村防空計画を設定し防空組織表を県に稟申、十月十三日に（六・三〇、八・二八）の認可を得、これにもとづいて諸事を進めた。同十五年に四回実施、同十六年に入ると七月一日〜七日の間

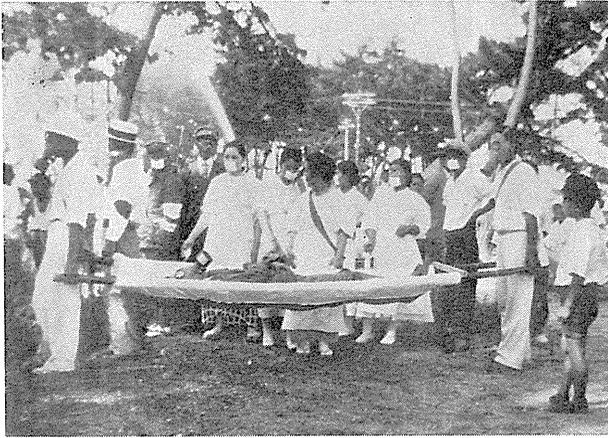


図294 防空演習の状況

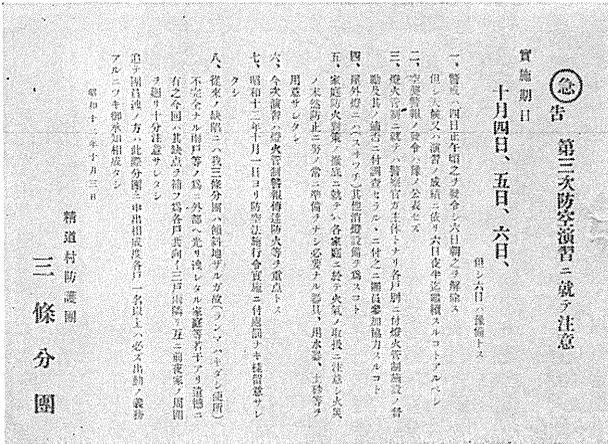


図295 精道村防護団三條分團の防空演習実施通知書

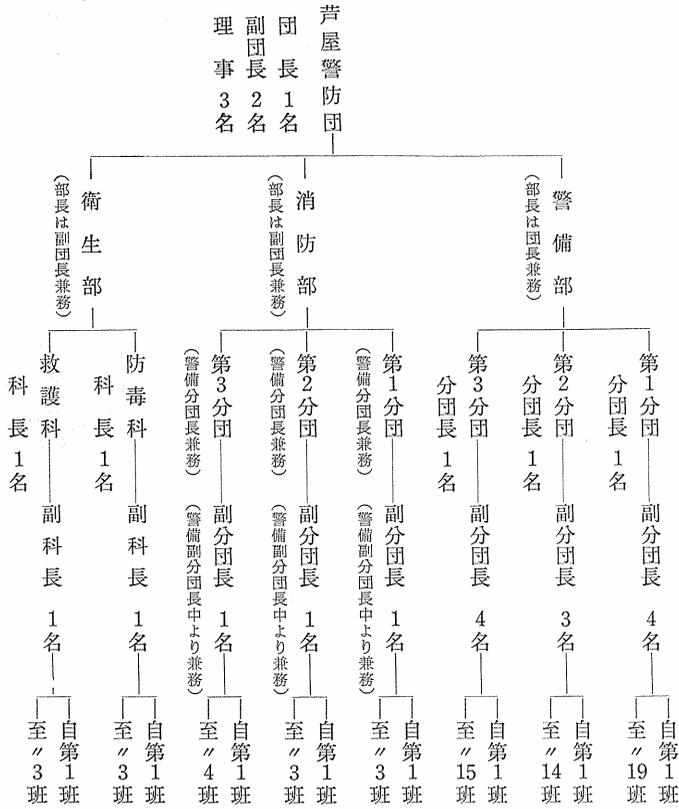


図296 国防婦人会の活動状況

所に於て警防団幹部会開催、副分団長以上出席、防空実施にともなう諸般事項の協議決定とあわただしく態勢を整えた。家庭防空の充実徹底につとめたが、同十七年は警戒警報発令一〇回、空襲警報発令三回、翌十八年は警戒警報発令三回、同十九年にはサイパン島からの本土空襲が始まり、警戒警報二二三回、空襲警報六回を発令した。井戸検査の実施、公共待避所の設置、八月五日には市吏員・国民学校職員・児童・警防団員・一般市民二五〇〇〇人の血液型検査を行ない、十二月一日には防空医療救護のため各医療機関を統合して兵庫県救護団芦屋分団を結成し、防空救護所九か所を設けた。空襲激化により同二十年には、市庁舎、山手、宮川両校校舎に、迷彩

に防空用井戸の調査を各町内会を通じて実施、八月・十月に演習、そのほか総合訓練五回、参加一八六〇名、出動警防団員一七二九名、同学生報国隊員二二三名、警防団は年末警戒を各副分団ごとに実施した。団員四六四名、学生報国隊員一五五名参加。同十二月八日対米英宣戦布告の詔が発せられたが、同日防空実施命令発令、芦屋警察署に於て警防団幹部会開催副分団長以上一七名出席、午後五時四五分署長から特別警備班員全員の非常召集命令発令、同日、市役

表92 警防团组织一覽表



(注) 昭和16年度は理事長を減員1名とする。

(昭和15年度市事務報告書)

擬装を施した。

このような情勢下、岩園小学校には、昭和十九年に海軍部隊が宿営〔講堂ほか普通教室を使用〕、また川西航空機の資材を移管した(芦屋市広報課 宮本晴允氏談)。山手小学校には児童の縁故疎開(四月四日)のあと、六月十四日に陸軍神戸聯隊区司令部が移転した(講堂使用、九月二十二日まで)(市立山手小学校 創立二十周年誌)。

昭和十八年度臨時額追加予算には雑支出部に兵舎建築費として、既定額三〇〇〇円、追加額七二〇〇円、計



図297 山手小学校校舎の擬装

一〇二〇〇円が計上、可決されている。市民の勤労奉仕の中に、「兵舎付近の清掃」も含まれていた（市記録）。

町名改正・地番更正の実施

昭和十五年

十二月十日の市制施行と同時に、旧村時代の大字、小字名を町名に変更しようという案が計画された。昭和十七年に入って着手を決定、六月十二日の市会において臨時町名改正委員一八名を推薦、そののち数回委員会審議を進め、同十八年二月二日の委員会で結審、

同三月二十六日市会に提案し、即日可決。七月七日県知事宛稟請し十二月十一日付で十九年一月十日より施行の許可をえた（市事務報告）。行政推進上の脱皮として必然的に行なわれる事業であったけれども、早急に実施する事は、土地柄の歴史性・風土性・住居性などの諸事情が関係して、困難な場合もあった。必要諸事項を決定するに当っては、隣保組織のある時代であるので、町内会を中心に準備が進められた。打出では、神社に關係のある南宮町・若宮町・春日町など、又大字打出を町名に冠するかどうかなど、あるいは多数者の意見が、あるいは故老の意見が、それぞれに尊重されている（昭和四十年市勢要覽）。三条の清水町の場合、第二町内会の五組八隣保に、それぞれ町内

表93 芦屋市新町名と旧小字名（その一）

新町名	旧小字名
精道町	樋口新田北部、大枡南部、八田南半部 御所ノ内全部
浜芦屋町	樋口新田南部、辰新田全部
松浜町	酉新田西部
伊勢町	伊勢講田全部、酉新田東部
竹園町	古新田全部
公光町	申新田全部、樋口新田北部
大枡町	大枡北部
茶屋之町	毛賀金、辰巳大部、八田北半部、大枡東一部
業平町	平足、徳塚、田中、走り田全部、辰巳一部
松ノ内町	中ノ内全部、松ノ内南部、井ノ尻全部、船戸西部
船戸町	船戸東部、九ノ坪、山角、芦原全部
月若町	菊屋、南ノ口全部、北ノ口南半部、古屋敷一部
西芦屋町	岸ノ下全部、寺田大部、西ノ口南部
西山町	開森、芝ノ欠全部、西ノ坊一部、法泉寺南部、北ノ口、西ノ口、寺田北部、古屋敷一部
山芦屋町	城山、大僧、赤石場、北溝、河原毛、涼塚全部、冠大部、西ノ坊、法泉寺北部、角石一部
前田町	中程、前田、傍示全部
平田町	平田南大部
川西町	権ノ深全部、平田北部
山手町	杖東、山坂、笠ヶ塚全部、津谷大部、奥山、角石一部
東芦屋町	地王堂、山ノ下、藤ヶ谷、間谷全部、松ノ内、奥平谷、船戸、津谷、小田山一部
三条町	岡山、南垣内、松本、会下、安ノ山、ハゲ山、西畑、寺内、塚穴ノ場、子ジコミ、車場、大平全部、岡山大部角田、九ノ坪、畦垣内北半部、冠一部
三条南町	為ノ前、西良手、信時、小寄全部、岡山、角田南一部、九ノ坪、畦垣内南部
清水町	五反田、小里、六条全部
津知町	新景、保都、一ノ坪、才道全部
呉川町	浜呉川、下呉川、西呉川、御所谷、呉川全部
宮川町	川西全部、下宮塚、折ノ上南部
宮塚町	宮塚、内田全部、折ノ上、下宮塚北部、這上り、持湯北部、鞍塚一部

表93 芦屋市新町名と旧小字名（その二）

新町名	旧小字名
上宮川町	遣上り、持湯大部
大原町	川久保、荒地、天八、針ノ木、大太り、岸造り、野田、 稗田全部、原田大部、横山南半部
打出西蔵町	大浜、中川原、下川原全部、西川原、芳竹目大部
打出浜町	西ノ口、一本松、向見、前浜全部、西川原、芳竹目一部
打出若宮町	三反田全部、宮川南部、若宮大部
打出南宮町	外浜、酉新田、古新田、内浜全部、北羅南大部、東口一部
打出大東町	江ノ尻、辰新田、大東、堀江全部、東口一部
打出小槌町	小槌、鞍塚全部、宮川、若宮北部
打出春日町	馬場、小松原、寺開地、古敷全部、北羅、東口、小槌、 清水ヶ谷一部
打出楠町	福池、中田、山之神、深敷、筭塚、堂之上全部、清水ヶ谷大部、鞍塚一部
打出親王塚町	郷ノ本、久保、堀ノ内全部、川端南半部、地造、親王塚一部
打出翠ヶ丘町	前口、小口谷、久我谷、花園、丸久、丸山、中野、中尾、谷田、広野全部、親王塚、地造、前ヶ谷大部、大谷一部
東山町	真谷、小田坂、中山、東添、王地、山口、東山全部、小田山、山添大部、横山、原田、野田、奥山、狸谷、大原、稗田一部
岩園町	前池、枕ヶ谷、岩口、東中、高取、大道法師、池之谷、谷上、大谷、池之上、池田、階田、中之谷、岩ヶ平、宮西、岩北、岩下、東園全部、前ヶ谷、川端、岩宮、坂登り、長尾、久我谷、小口谷、前口一部
朝日ヶ丘町	狸谷、燕石、土谷、久保見、奥窪、深谷、責鞍、長鞍、大窪、坂西、奥谷、奥土谷、大天全部、坂登り、長尾、奥山一部
六麓荘町	劔谷全部、長尾、長鞍、岩宮一部
奥山	奥山大部、角石大部

（「昭和19年1月10日現在 町名改称地番更正調書」）
（および「精道村土地宝典」より作成）

表94
青年学校在籍者数

年度	性別	
	男	女
昭和9	84	31
10	311	73
11	268	101
12	356	82
13	405	60
14	(資料欠)	(資料欠)
15	334	44
16	245	41
17	307	30
18	122	32
19	153	11
20 12月まで	177	64

(村・市事務報告書)

会で選考した汐見町・清水町・芦若町・寿町・三津町の五案について意見表示を求め、汐見町七・清水町一一の数をまとめている(昭和十七・七・二三回)。
 各地域においてこうした合議を続け、これらの意見を取りまとめて、昭和十九年一月十日の町名改正の実施に至ったのである。従来の四大字(芦屋・打出・三条・津知)およびその中に含まれていた二百余の小字名を廃止し四三町とした。他に町名を付さない国有林(剣谷・城山)、共有山(奥山)の三地域がある。新番地は各町ごとに東北隅を一番とし、順次西南隅を終番とした(芦屋市町名称地番更正調書)。
 諸経費として、昭和十八年度一〇五〇〇円、十九年度三〇〇〇円が計上されている(歳入歳出決算書)。
青年教育 昭和十四年度から実施された青年学校の義務制は戦時下の青年教育においてきわめて重大な意味をもっていた。産業と国防の両面から青年男女を効果的に訓練し、動員する必要があるためである。

本市では青年学校は村立商業補習学校として出発し、男子部は精道小学校に、女子部は宮川小学校にそれぞれ分立設置されたが、昭和九年に学則の一部を改めて青年学校と改称された。
 昭和十年には「公民教育ノ向上發達ヲ期」して青年学校令が施行され、八月一日青年学校設置認可、十四年には義務制施行となった。在校生徒数は次の通りであ

表95 青年学校（男子）教授、訓練時数、課程表

教授及訓練科目 課程及時数		修身及 公民科	普 通 学 科	職 業 科	体 操 科	教 練 所	合 計	
普 通 科	課 程	国民道徳 の要旨 公民心得	国語、国 語、地理、 数学、音楽	商業大要	体操競技 武 道			
	教 訓 練 時 数	1 年	28	140	72	48	288	
		2 年	28	140	72	48	288	
		計	56	280	144	96	576	
本 科	課 程	同 上	同 上	学 中 当 地 に 適 切 な 事 項		競 技 武 道 教 体 練 操		
	教 授 及 訓 練 時 数	1 年	28	68	96		96	288
		2 年	28	68	96		96	288
		3 年	28	164			96	288
		4 年	28	164			96	288
		5 年	28	164			96	288
		計	140	820			480	1440
研 究 科	課 程	同 上	同 上	同 上		同 上		
	1 年	28	80	84		96	288	
専 修 科	課 程	同 上		珠算簿記				
	1 年	28		116			144	

(市行政ニ関スル許可認可稟請綴)

昭和十五年十一月十日
市制施行時現在の芦屋市
青年学校校則によると
（芦屋第一号、
稟請記録）、心身の鍛錬・
徳性の涵養をうたい、職
業及び実生活に必要な
知識技能を授ける事を目
的とする（第一条）とある。
なお男子生徒の場合、
行軍や兵営見学（十三年歳入
歳出決算書）
を行ない、滑空訓練を十
九年（同上）も実施してい
る。こうして愛国青年・
皇国民の練成が行なわれ
たのである。

表96 芦屋市女子青年学校課程表

課程及び時数		教授及び訓練科目	修身及び公民科	普通学科	職業科	家事及び裁縫科	体操科	合計	
普通科	課程		国民道徳要旨	公民心得作法	国語、国史、地理	数学、理科、音楽	地方産業の大意	類方、縫方、家事大要、通常衣類の裁方、繕方	体操遊戯
	教授及び訓練時数	1年	30	150	550	50	780		
		2年	30	150	550	50	780		
		計	60	300	1,100	100	1,560		
本科	課程		国民道徳要旨	公民心得作法	国語、国史、地理	数学、理科、音楽	商学中地方産業に適切な事項	手芸、裁方、縫方、繕方、通常衣類の家事上必要な事項	体操遊戯
	教授及び訓練時数	1年	30	100	600	50	780		
		2年	30	100	600	50	780		
		計	60	200	1,200	100	1,560		
研究科	課程		国民道徳要旨	公民心得作法	国語、国史	手芸、裁方、縫方、繕方、通常衣類の家事上必要な事項	体操遊戯		
	教授及び訓練時数	1年	30	30	600	30	680		
専修科	課程		国民道徳要旨	公民心得作法	家事上必要な事項、和洋裁	花道、縫手芸、茶道			
	教授及び訓練時数	1年	15		250		265		

職業科家事及び裁縫科の実習は不定時とす

(市行政＝関スル許可・認可稟請級)

表97 青年学校入学資格表

入学資格	男	女	
(1)	2年	2年	普通科
(2)	5	2	本科
(3)	1	1	研究科
(4)	1	1/2	専修科

資格（原則）

普通科は尋常小学校卒又は相当者満12才以上、本科は普通科修了者、高等小学校卒、又は相当者満14才以上。

研究科は、本科卒又は、相当者満19才以上、専修科は満12才以上。

属将校派遣、十九年二月査閲施行をみた。

同十八年から労働力補充のため勤労働員が始まった。同年には農作業の手伝いに、六月麦刈・馬鈴薯堀り・苺畑の片付け、十一月稲刈にと、主として西宮地区に出動。十九年には戦局は急を上げ、第三学年が五月に三木の陸軍飛行場整地作業に出動、六月、学徒勤労協力に関する改正勅令案要綱にもとづいて工場動員がはじまり、二十六日から一年間大阪機械製作所尼崎分工場に、三年生につづいて二年生が出動した。同年十一月三十日現在、一年生は日東アルミ・尼崎製鉄・大日本セルロイド、二年生は久保田鉄工所・日本内燃機・大阪機械、三年生は日本パイプ・三菱軽合金、四年生は川西航空に出動していた。なお同校は十九年十二月増築完成をみた東校舎一五〇坪が川西航空機の学校工場に決定、二十年六月の空襲による焼失までは存続した。右のほか家屋疎開に出動

生徒動員

県立芦屋中学の教育も同じく戦時学徒教育の途を
進み、昭和十四年五月二十二日の「青少年学徒に賜りたる勅語」
の趣旨にそい、「国家隆昌の気運を永世に維持する任は青少年学
徒の双肩にある」ことを自覚し、修文練武して質実剛健の気風を
振励するべく指導教育されていた。同十六年五月から校友会は報
国団に改組され、その中に「国防訓練部（滑空班・国防競技班・
ラッパ鼓隊・射撃班）、学芸部のうち興亜研究班、生活部のうち
配給班」など時局色の濃いものが含まれていた。同十八年には配

する事もあつた（若屋高等学
校十五年史）。

学童疎開

シナ事変突入以来小学校教育にも戦時色が加わっていったが、昭和十六年四月一日に小学校が国民学校と改称されてからは一層軍国主義教育の風は強くなってきた。少年団を結成し（市立山手小学校
創立二十周年誌）、防空訓練や

勤労奉仕（浜の甘藷作りなど）の行事が加わった。

戦局が不利となり本土空襲も活発化するにつれて、政府は十九年七月八日学童疎開促進要項を発表した。この方針にもとづいて本市では二十年三月の文部次官通牒により学童疎開乙地区に指定され、六月にはいつて精道・宮川両校にたいし集団疎開の指令が下された。

四月四日に山手国民学校では児童の縁故疎開を行なった（十月二十日帰校）。

五月、六月には本市も空襲にみまわれ、精道国民学校では準備を整え、七月一日に各学年とも教員二名が付添い計二三名が岡山上房郡に集団疎開を行なった。三年生・四年生・五年生の児童は高梁町の頼久寺に、六年生男子は川面に、それぞれ分散し合宿生活を送った。ただし一、二年



図298 高梁駅についた集団疎開の児童

表98 小学校児童・職員数（昭和17～21年）

校名 年度	精 道		宮 川		山 手		岩 園		計	
	職員	生徒								
昭和17	36	1427	27	1192	36	1507	25	1027	124	5153
18	35	1420	25	1177	36	1454	25	1010	121	5061
19	37	1453	26	827	34	1393	25	1018	122	4691
20	35	1016	21	716	34	1147	22	827	112	3706
21	31	938	19	953	27	1248	20	759	97	3898

表99 幼稚園・職員及び園児数
（昭和20年12月現在）

園名 種別	園 長	保 母	園 児 数		計
			男	女	
精 道	兼任 1	保母 1	55	62	117
宮 川	" 1	" 1	35	27	62
山 手	" 1	代用保母 1	13	15	28
岩 園	" 1	保母 2	6	7	13
計	" 4	保母 4 代用保母 1	109	111	220

同郡富家^{ふうか}村浄心寺、同女子三〇名は同村正念寺に、五年生男子三二名は同郡手莊^{てしやう}村大和寺、同女子二八名は同村高昌寺に分宿した。四年生男子三四名は同郡落合^{おがひ}村福地大福寺、同女子二五名は同村部落集会所、三年生男女二五名は高倉^{たかくら}村八長長柳寺にそれぞれ疎開した。

疎開中は地元の小学校と連絡を密にして学習にはげむほか、燃料の薪を集め、食料の補なみに魚をとり、甘藷栽培を行なったりした。降雨がな

生の児童はこれに加わらず、縁故疎開を行なった（市内に残留した児童は七九三名であった）。疎開児童は戦後の同年十月五日に帰校したが、教員は残務整理ののち十一月に帰った（^{精道小学校}創立八十周年記。念誌・同校辻久子教諭談話）。

宮川国民学校では、精道国民学校と同じく岡山下に疎開した。当校の集団疎開本部を川上郡落合^{おがひ}村福地大福寺におき、六年生男子三六名は

表100 空襲被災状況

種類		5.11	6. 5	6.15	8. 6	計
投弾種類		爆弾	焼夷弾	同 右	同 右	
同上数量		大型 41	約 1,200 外に小型爆弾 15	約 500	約 1,500 外に小型爆弾 40	
人的被害	死亡	39	11	0	89	139名
	重傷	8	5	0	44	57
	軽傷	8		0	85	93
	行方不明	0		0	2	2
物的被害	全焼	0	11	3	2,732	2,746
	半焼	0		0	87	87
	全壊	84		0	11	95
	半壊	91		0	35	126
罹災者数		962	812	18	16,379	18,171

(市事務報告)

く、飲料水や風呂水にも困った。また九月の台風期には交通路が壊れ梅酔の味付けで麦の雑炊を一週間もすすることあった。

児童二〇七名、付添教諭は九名であつた。児童は十月七日に、教員は月末に帰校した(精道中学校竹内久行教諭・宮川小学校植田美夫教諭資料提供)。

疎開による児童・職員数の変化の実情は表98にみるとおりである。

なお、幼稚園児の保育は同二十年四月から停止したが、八月六日の空襲で園舎は山手を除き被災、十二月まで保育は停止延長となつた(市事務報告)。

空襲 昭和十九年十一月にサイパン島が米軍に占領され、空軍基地に使用されてから、十一月二十四日の東京空襲を皮切りに、本土空襲が頻繁となり、十二月以来当地方もおびやかされていたが、ついに二十年五月十一日に第一回空襲をうけ、六月に入り、五日、十五日さらに

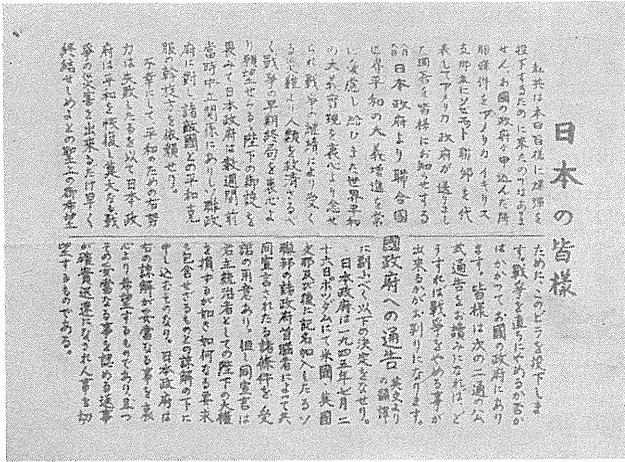


図299—(1) ポツダム宣言を知らせる米軍のビラ (表)

八月五日〜六日（広島原爆被災の日）と相ついで攻撃を受けた。特に八月五日夜半より六日未明にかけての被害がもつとも大きかった。四回にわたる全地域の焼失面積は五五万九〇〇〇坪（兵庫県の都市計画、一九六〇）であり、罹災者は総人口の約五割、家屋は総戸数の約四割におよび、特に学校校舎は八割を失ったのである（市役所記録）。

水道施設の被害状況は、配水本管（内径二〇〇ミリ）一か所、配水支幹線（内径一五〇〜七五ミリ）六か所および被災地域内における引込給水管の全面的漏水が主なものであるが、この復旧については配水管は直ちに修理復旧したが、漏水は被害地域が広汎で、その箇所は数千におよんで全市断水の状態になった。応急補修は行なわれたが不表現漏水箇所はつぎつぎと発見され完全復旧の目途は明確に立たない有様であった。給水については七月二十九日に阪神上水道と本市低地区配水池を連絡する応急送水管の布設工事を完了、八月二十二日から九月二十一日までの間に阪神上水道から臨時送水

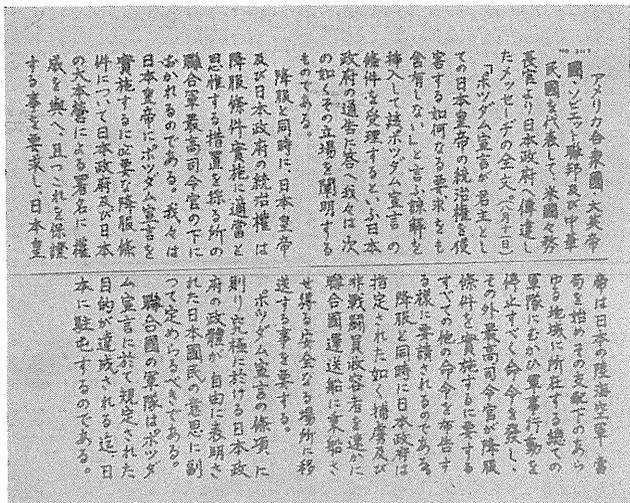


図299—(2) ポツダム宣言を知らせる米軍のピラ (裏)

を受けている。

五月二十三日、一般罹災者に八一四〇円、市学校職員に七八〇円(一人二付き)が見舞金として支給された。また弔慰ならびに見舞金が、県から計六万五九六〇円、市から計一六万五八〇円支給された。

〔太平洋戦争空爆殉難者之墓〕芦屋市戦災死没者遺族会(山村豊成会長)が、次代に戦争体験をなんらかの形で残すために昭和四十五年七月十五日に、朝日ヶ丘町の市立靈園内に建設したものである。御影石製で高さ一メートル、幅二メートル。表面に横書きで縦三列に八八柱の姓名を刻む。〕

このような甚大な被害のショックからさめやらぬとき、人々は米国はじめ連合国が協定したポツダム宣言を告げるピラの文言を耳目にするうちに、八月十五日正午に天皇の終戦の詔勅の放送を聞いたのである。

第三節 復興と市民

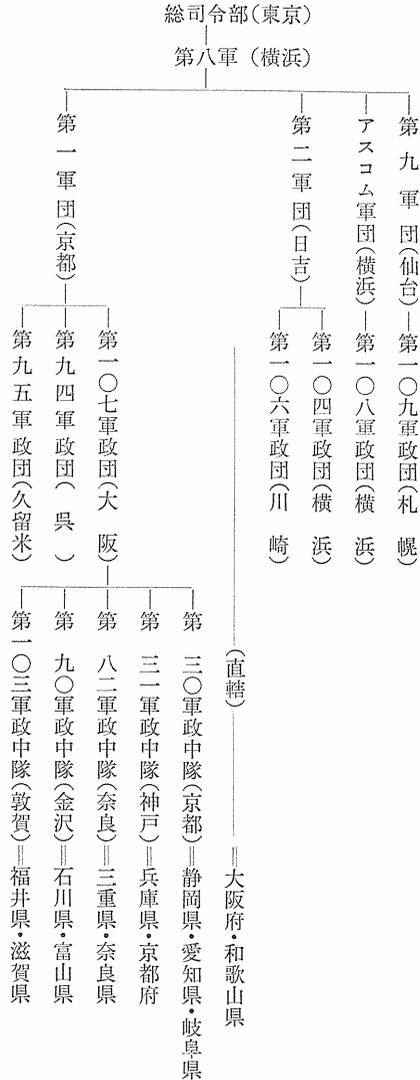
一 米軍政下の芦屋

終戦 無条件降伏の要求と、戦後の処理事項（軍事占領・領土制限・武装解除・戦争犯罪人の処罰・民主主義の復活強化・軍需産業の禁止など）を具体的に明示したポツダム宣言の受諾は、昭和二十年八月十四日の詔書の公布となり、翌十五日の正午にラジオ放送により全国民に天皇から告げられた。そして天皇および政府の統治権は連合国最高司令官のもとにおかれた。

進駐 こうして日本は米・英・ソ・中など一三か国（のち一三か国）の連合国の軍事的管理のもとにおかれることになり、その最高司令官として米国陸軍のマッカーサー元帥が任命され、その諮問機関として対日理事會が東京におかれた（二十年十二月）。

連合国軍の主力である米軍は昭和二十年八月二十八日に先遣部隊が神奈川県厚木飛行場に到着し、以後各地に進駐していった。同三十日にはマッカーサーも厚木に到着、同日連合国司令部を横浜に設置、九月十五日に東京日比谷の第一生命相互ビルに移設した。これに先立って九月二日に米艦ミズーリ号上において降伏文書の調印式が行なわれた。同日総司令部指令第一号が発表され、以後あいついで占領政策実施方針の指令が出され、非軍事

表101 米軍軍政部の系統
 (昭和21年2月現在)
 「兵庫県議会史」
 (第四輯第一巻)



化・民主化が推し進められていった。

西日本一帯は、当初米軍第六軍(京都)の管轄下におかれ、兵庫県へは第六軍管下の第一軍団第三三師団が進駐、九月二十五日に第一陣が三宮に到着した(当日神戸・西宮・宝塚・姫路に進駐)。当時の軍政機構は○表のごとくである(兵庫県議会史 神戸市史 第四輯第一巻・第三集)。山手小学校に移転していた神戸聯隊区司令部(大阪師団管区編入) 芦屋分局は九月二十二日に神戸第一中学校へ移動し、解体をつげた(市立山手小学校 創立二十周年史)。

住宅の接収

神戸へ進駐した第三二軍政中隊の幹部の宿舍などに、個人所有の非戦災住宅が接収使用されたが、芦屋市でもその対象家屋が指定された。その数昭和二十五年度において二五戸を数える(市事務報告)。一、二の例

を示すと、打出翠ヶ丘町二八の寺田甚吉氏邸（洋館鉄筋コンクリート三階建、地下一階ほか一八棟、土地約九三〇〇坪、家屋坪五一四坪）は、昭和二十年十月一日に公式に接收され、進駐軍物件として米国陸軍神戸基地司令官W・A・コーア代将の宿舎となり、西部進駐軍本部を設置した。同二十七年七月二十日接收解除まで、マツカ―サー夫人や高官たちが宿泊している（寺田甚吉氏談）。

また山芦屋町六〇の山口吉郎兵衛氏邸（現在財団法人山口文化会館）の場合は、昭和二十一年六月十日に兵庫県知事名で公収接收の通知があった（鉄筋コンクリート三階建・地下室ほか二棟・同面積約七四六坪・敷地面積約二四一坪）。ここでは引揚者の取調べを行なっていた様であり、山口氏家族は木造家屋に住居していた。二十八年一月二十三日解除（二十七年四月二十八日の対日平和条約発効後九〇日経過した翌日からも引続いて使用継続し「土地建物等賃貸契約書」を交換）になっているが、その周辺でも、一〇軒以上が接收されていて被接收家屋協会を結成して賃貸契約、補償そのほかの交渉に当った。なお、接收中の補償実情調査や返還財産引渡調査などは、すべて大阪調達局が担当実施した。十月十七日には、六麓荘の元国際ホテル（松下電器産業株式会社所有）が接收された（二十七年七月十二日解除）（同会社記録）。昭和二十一年四月十六日提出可決の二十一年度歳入追加予算のうち、国庫補助金千円が進駐軍関係費として計上されている。

終戦処理と市政 終戦後の虚脱状態にあった人々の生活に容赦なく襲いかかったのは、生活必需品と住宅の不足欠乏およびインフレーションであった。

「昭和二十年芦屋市事務報告」の「概況」には「一、八月十五日終戦ニ関スル大詔ガ渙発セラレマシテヨリ本

市ニ於テモ大詔ノ御趣旨ヲ体シ銳意戰災復興ニ邁進致スコト、ナリ先ヅ市役所ノ機構ノ改革ヲ行ヒマシタ即チ從來ノ一二課ヲ整理シテ新ニ市政上重要事項ノ企画審議及調整ヲ担当スル企画室ヲ設ケ又終戦ニ伴ヒ兵事、警防兩課ヲ廢シ食糧増産ヲ積極的ニ推進スベク産業課ヨリ生活課ヲ分離シテ一室一一課トシ夫々所要ノ吏員ヲ充実配置シテ事務処理ニ専念シツ、アリマス 一、予テ準備中デアリマシタ本市庁舎ノ増築工事ハ空襲ノ頻繁ニ伴ヒ又一部資材ノ入手難等モアリ建築委員會ニ於テ協議ノ結果遂ニ已ムナク之ガ工事ヲ中止スルコトト決定致シタ次第デアリマス 一、生活必需物資ノ配給ノ事務ニ就テハ特ニ意ヲ注ギ關係業者ヲ督励スルト共ニ一般配給トハ別個ニ市配トシテ各町内会長ノ協力ヲ得テ夫々良好ナル成績ヲ挙げツ、アリ 一、其他各般ノ事務殊ニ終戦ニ伴フ關係事務ハ激増ヲ見ル狀況ニシテ常ニ吏員ヲ督励シテ市民ノ附託ニ副フベク一致協力職域奉公ノ誠ヲ致シ事務ニ精勵シツ、アリマス」と、戰災復興、必需物資の配給確保と、これらの遂行を円滑迅速に運ぶための機構改革を試みた様子を記している。市参事会および市会においても、それぞれ事業遂行にともなう歳入歳出追加予算の件の議決を重ねている（参事会 九月十七日・十月二日・十二月二十二日、市会八月二十日・十一月三十日）。各種委員として、三月六日には、防衛対策委員一五名、物資対策委員一五名をそれぞれ選任しているが、終戦後の十月二十三日には都市計画委員一〇名、学校建築委員一〇名を選任して、市の行政姿勢を端的に打ち出している（十月二十日、政府・戦災復興院設置）。

終戦直後の市民生活

市側では戦災と相ついで襲来した台風による水害（九月十八日・十月八日）による被害の応急復旧工事に少ない資材を動員して鋭意努力をした。八月二十二日から九月二十一日まで阪神上水道から

表102 生活扶助者状況

種 別	扶 助 世 帯 数	扶 人 助 員	昭和20年 中廃止数	昭和21年 中開始数
軍事扶助法による扶助	75	252	45	24
芦屋市銃後奉公会扶助	7	16	1	1
軍人援護会扶助	1	1		

臨時送水をうけ、十一月十五日には上水道戦災復旧費の国庫補助を申請（十二月二日内務省査定官来市し査定をうく）している。

住宅は、厚生省乙型簡易住宅九〇戸が建設された。その復興用木材として四九一石（契約五千石）が購入され、資材一三八石が建設者に対して補強用として有償配給、戦災者に対してはバラック補修用として町内会を通じて六五石が無償配給されている。戦災市民のうちにはなお住宅に恵まれず、壕舎生活をおくる者もあつた。（十二月二十七日現在壕舎又はバラック居住者は約三〇〇世帯）（市事務報告）。

二十一年七月には戦災者住宅用として、相生市の元工具寮の購入契約が結ばれている。

戦災者に対しては弔慰金ならびに見舞金が県および市から支給され、戦災給与金（家財・住宅・遺族給与金）も（五月～十二月）一二七一件、六五万二二二円が支給された。

芦屋市銃後奉公会は終戦までは戦歿軍人軍属の遺族の弔慰・出動軍人家族の慰問慶弔・傷痍軍人の慰問などを行なってきたが、十一月十九日には戦歿軍人軍属の合同慰霊祭を執行し、遺族の慰安会を行なった。戦後は目的にも変更を生じ、戦歿者の遺族・傷痍軍人ならびに復員軍人の援護につとめることになった。

戦災のほかに戦歿者などの遺族も含め、膨大な軍事費の放出、軍需会社の巨額の退職金の一時支給、郵便貯金の無制限払出し（八月二十日）にはじまる急速なインフレーションの進行など急激な社会事情の変化により、居宅生活扶助をうける必要にせまられる世帯数も増加した。昭和二十一年一月三十日の担任方面委員と市の連けいによる調査では、年度初めと年末現在において、人員で七五名から一三九名に、世帯数で一七世帯から四八世帯に、終戦後に増加している（昭和二十一年
（市事務報告））。

戦災者・引揚者に対する衣料ほかの配給状況は表103のごとくである。

食糧関係の確保は民心安定の要件である。十二月末日現在の世帯数七六四八、人口三万三二七六（十一月一日全国人口調査実施、本市人口三万一〇九八〔男一万五三〇〇・女一万五七九八〕、世帯数七、〇八六。なお同日東京日比谷公園で餓死対策国民大会、神戸市内「食と住を要求する戦災市民大会」、尼崎市・高砂町でも開く）の生命保障のためにも、市は米穀代替配給の雑穀ならびに未利用資源類（十月八日農林次官通牒により、食糧危機打開のため、未利用資源甘藷のつる、桑の葉、さなぎ、みかんの皮などによる粉食推進が指示された）を有効かつ消化をよくさせる目的で製粉場を設置して、希望者の求めに応じていたが、農業会の設立を機にその経営を農業会に移管した（山羊乳は戦争中と同じく確保）（昭和二十一年七月一
（十六日市会議事録））。また十一月二十日の青果物鮮魚介の公定価格廃止以来市自体でしばしば購入を斡せんしている。また空地利用協会も適切な指導を行なったが二十年末現在には、自作地一一町五反に対し、小作地は四三町二反であり、耕地反別は田が四四町六反、畑一〇町一反となっており、食糧事情を端的に物語っている。

表103 戦災者引揚者配給状況一覧表

年月日 (昭和)	品名	数量 (単位)	備考 (配給対象所)
20.11.20	ビスケット	33 袋	県より戦災孤児へ
20.11.27	越冬用 真綿チョッキ	240 着	戦災者へ
20.12. 5	行燈・ローソク	295 基	1基につきローソク10本あて 知事より壕舎生活者へ
20.12.19	軍需返還 繊維製品		戦災世帯数 3062 へ灘購売組合を通じ配給
	(内 訳)		
	防寒ジバン	400 着	冬 袴 1,080 着
	冬ジバン	1,600 着	毛 布 960 枚
	冬コタツ	4,310 着	略 帽 1,500 コ
	枕	400 コ	夏ジバン 900 着
	枕 覆	1,600 コ	夏コシタ 750 着
	敷 布	837 枚	クツシタ 21,800 着
	冬 衣	1,400 着	綿入り冬袴 25 着
	蚊 張	906 張	夏 衣 658 着
	雨外とう	170 着	夏袴 (中古) 86 着
20.12.20	産褥 フトン	200 袋	戦災妊婦へ
20.12.25	軍需返還編上靴	740 足	戦災者中、必要度高い者に町会を通じ配給
20.12.27	木 炭	76 俵	壕舎又は簡易バラック居住者約300世帯に町会を通じ知事より送付
20.12.27	回収火鉢	500 個	金属改収令による、町会を通じ配給
21. 1.12	恩賜真綿	96 貫	戦災者、引揚者に対し、各町会を通し配給
21. 1.20	軍需返還 地下タビ	401 足	前回編上靴受給者を除外し、かつ必要度の高い者より優先
21. 1.24	真綿チョッキ	240 着	前回受給もれの必要度、高い者より各町会を通じ配給

(市事務報告)

燃料も、終戦後の秋冬にかかる暖房用、炊飯用として、とくに必需品として確保の努力が続けられた。「終戦後ニ於ケル社会状勢ノ急変ト患質商人ノ横行トニ依リ入荷愈々困難ナル状況ニ立至リタリ」(市事務報告)という事情のため、集荷に全力をつくすいっぽう、さきに焼失した劔谷国有林の焼木を営林署から払下げをうけて請負制によって、薪および木炭を生産し、市配を行なった。また食塩の確保のため、自給製塩事業を市営し、供給するため、十月二日市会に歳出(經常部)追加予算として「事業施設費一萬六五〇〇円(塩田場および付属施設費)、基本施設費二萬五〇〇〇円(電気室および付属施設費)が計上可決されている。国庫補助見込額も三萬三二〇〇円が計上されているが、昭和二十年度に芦屋市の割当量は四〇トン、漁業関係団体五トン、計四五トンであり、電気式製塩による年産一基四トンが可能、その他の方法では三四〇キログラムにすぎず、芦屋市としては目標量以上に製塩したい意志であった(市長答弁)。なお国営事業の自給製塩はあくまでも臨時措置であった。しかし資材の入手難にともなう価格の暴騰は全く予想もつかぬ事態のため、この市営計画の実現は不可能となり、特定団体に依頼する方針をとり、また管内消費ブロックである。各学校、町内会経営または協同事業場の施設の実現の促進の助成を企画するようになった。

当時の国民生活が異常な状態であっただけに行政当局も種々画策をしたが、こうした一般事情をよそに旧軍隊ほかで確保していた物資を、ひそかに無償に近い値で集め、不当な値で売りさばく不当利得者が横行しており、物価の高騰に拍車をかけた。各地でこのような不正隠匿物資の摘発が盛んに進められたが、芦屋市でも昭和二十一年度歳出臨時部雑支出費目のうちに「既定予算額七六五〇円、追加予算額一五〇〇円、計九一五〇円(隠退蔵

表104 国民学校職員児童及学級数（昭和21年12月末）

学 校 名	教 員 数			児 童 数			学級数
	正教員	専科教員	助教	高等科	初等科	計	
精道国民学校	24	1			833	833	20
宮川国民学校	20		1		803	803	18
山手国民学校	24	2			1104	1104	22
岩園国民学校	20	2	2	157	495	652	18
計	88	5	3	157	3235	3392	78

(市事務報告)

物資調査費)を計上、可決して摘発にのり出しており、生活必需品の確保に躍起になっていた。

教育 岡山県下、そのほかへ疎開していた学童も十月に入つて逐次帰校し、非災施設(芦屋公会堂・宮川校・山手校)を活用して教育は再開された。しかし連合国総司令部の指令や文部省通達による民主主義教育の方針の徹底化は、教科書・教科目内容に変化を与え、教育方針についても「国家神道ニ対スル政府ノ保証・保全・監督並ニ公布ノ廃止ニ関スル件」(20・12・15)の指令により、御真影・奉安殿の撤去、教育勅語廃止、天長節挙式廃止、国家神道・神社神道に対する政府保護・監督の廃止となり、山手校では十二月十日に御真影奉還式を挙行している。教職員の適格審査()にもとづく解職・再任、復員教員の復職・採用など、児童の変化と同様に大きく動揺があった。二十年十二月末日現在の四国民学校の実態は表104のごとくであり(市事務報告)、児童の出席率は初等科(男八八・四一・女八九・六七)計八九・〇四%、高等科(男七七・九〇・女八一・九七)計七九・九三%であった。

つぎに混沌とした状況の中にあつて同年十二月九日、仏教会館で芦屋

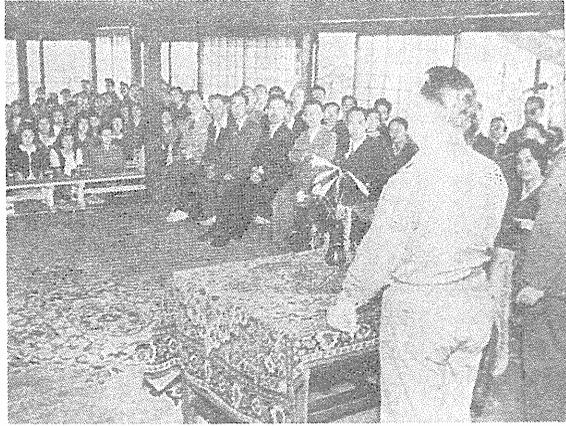


図300 婦人文化学園開講式（昭和21年）

市婦人会が結成されたことは一般社会教育として注目に値することであった。会長には広瀬勝代夫人が就任した（市教育委員
員会記録）。このことは、これに先立って十月十一日にマツカーサーが新任挨拶の幣原首相に口頭で要求した事項に憲法の自由主義化とやらんで人権確保の五大改革が示されたが、その中に学校教育の民主化とともに婦人解放の一項があったことに照応するものである。同会は復員列車の出迎え、C I Cの慰問などを手はじめに、戦災校復旧、敬老思想の普及、兵庫県連合婦人会共同による婦人文化学園の開設（21・9・2）、奨学制度の設定（25・4、父の日提唱（28・6、公明選挙運動（31・6）などのほか、幅広く国際親善にもつとめ、今日に至っている（兵庫県連合婦人会編
二十五年度の歩み）。

二 地方制度の改革

ポツダム宣言にかかげられた「民主主義的傾向の復活強化にたいする一切の障害の除去」による行政の民主化政策の推進は、まず昭和二十一年十月四日公布、五日施行の「東京都制」「府県制」「市制」「町村制」等の大改

正（昭和二十一年法律第二十六号）二十九号）となつて示された。いわゆる地方制度の第一次改革であるが、その主な点は、従来の官治行政を断ち、住民のすべてが地方行政に参加するため満二〇歳以上の成年男女に直接選挙権を付与すること、府県知事、市町村長を直接選挙Ⅱ公選すること、地方議会の権限を強化すること、および選挙管理委員会を創設することであった。しかし国政事務と地方事務の調整、地方財政の自主性などの未解決点が残されており、同年十月に地方制度調査会を設けて第二次改革を立案した。地方公共団体にたいする監督権の縮少、地方税法改正による自主財政の確立、警察制度改正による自治体警察の設置など、地方制度に関して総合整理を行ない、昭和二十二年四月十七日に「地方自治法」（昭和二十二年法律第六十七号）を制定公布し、さきに公布されていた日本国憲法（昭和二十一年十一月三日）とともに、同年五月三日に施行したのである。

市長・議員の公選

地方自治法の制定によつて戦前とはまったく性格をかえた市政の担当者として、市長および市議会議員が自治体住民の直接選挙によつて公選されることになった。いずれも満二〇才以上の男女に選挙権が与えられ、被選挙権は二五才以上とされた。

《市議会》市民の意志をうけて任期の四か年間職務を遂行し、報酬をうけるものとされ、定数三〇名をもつて構成された。新しい市議会は、従来、市会の副議決機関であつた市参事会が廃止され、常任委員会、特別委員会の委員会制度が設けられた。芦屋市議会では財務・教育・民生・土木・建築・消防の六委員会と特別委員会として共有財産処理委員会がおかれ、委員は常任委員として、公選後の五月二十三日に選任されている。以後変遷があり、昭和四十五年現在（六月三十日選任）では常任委員会は総務（八人）・文教（八人）・民生（七人）・建

表105 選挙投票状況

	執行	有権者	投票者	投票率 %	投票所数
市 議 会 議 員	昭和22. 4. 30	18,863	13,560	71.9	10
	26. 4. 23	24,602	21,394	87.0	12
	27.10. 5 (補欠選)	25,848	14,194	54.9	12
	30. 4. 30	29,566	21,994	74.4	12
	31. 9. 2 (補欠選)	28,768	14,485	50.4	13
	34. 4. 30	32,438	24,842	76.6	13
	38. 4. 30	38,094	26,879	70.6	13
	39. 9. 6 (補欠選)	38,077	25,034	65.7	13
	42. 4. 28	40,735	25,480	62.6	
43. 9. 8 (補欠選)	40,335	25,998	64.5	16	
市 長	昭和22. 4. 5	(無 投 票)			
	23. 9. 28	17,204	11,099	64.5	10
	27. 9. 16	25,625	19,854	77.5	12
	31. 9. 2	28,768	14,485	50.4	13
	35. 9. 4	31,052	14,214	45.8	13
	39. 9. 6	38,077	25,065	65.8	13
	43. 9. 8	40,335	26,006	64.5	16

設（七人）の四委員会、特別委員会は海浜開発調査（二人）・山地開発調査（一人）・広域行政調査（一人）・交通安全対策（二人）の四委員会がおかれている。

なお昭和三十五年六月から市議会議員の会派構成に「新泉会」が新たに結成し加わった。

① 有志による正しい会派運営の活発化をはかる市政を推進する旨を声明した（6・27）

② 市民の公正な世論に基づき議会活動を通じて

《市長》 市長は市を代表する最高理事者であり、執行機関として自行政を統轄し、法令により委託された国の事務も管理執行する職権を有している。任期は四か年である。

《選挙管理委員会》 旧制度下に

表106 歴代市長（公選）

歴順	氏名	就任年月日
1	杉岡 藤右エ門	昭和 22. 4. 7
2	猿丸 吉左エ門	昭和 23. 10. 10
3	内海 清	昭和 27. 9. 16
4	内海 清	昭和 31. 9. 16
5	内海 清	昭和 35. 9. 16
6	渡辺 万太郎	昭和 39. 9. 16
7	渡辺 万太郎	昭和 43. 9. 16

表107 歴代市議会議長（昭和21年以降）

歴順	氏名	就任年月日	歴順	氏名	就任年月日
1	山村 利左エ門	昭 21.11.29	13	南野 辰之助	昭 34. 5.18
2	堺谷 巳之助	昭 22. 5.23	14	鶴田 秋太郎	昭 35. 6. 3
3	山村 利左エ門	昭 24. 5.18	15	久堀 幸雄	昭 36. 6.10
4	山村 利左エ門	昭 25. 5.26	16	井田 建次郎	昭 37. 6.11
5	作間 昇	昭 26. 5.12	17	久堀 幸雄	昭 38. 5.20
6	南野 辰之助	昭 27. 5.28	18	鶴田 秋太郎	昭 39. 5.27
7	南野 辰之助	昭 28. 5.25	19	鶴田 秋太郎	昭 40. 7.15
8	南野 辰之助	昭 29. 5.28	20	鶴田 秋太郎	昭 41. 7.20
9	筏 鹿一	昭 30. 5.19	21	神井 清太郎	昭 42. 5.20
10	南野 辰之助	昭 31. 5.28	22	神井 清太郎	昭 43. 5.27
11	南野 辰之助	昭 32. 5.28	23	神井 清太郎	昭 44. 5.28
12	筏 鹿一	昭 33. 6. 6	24	極楽地 勝彦	昭 45. 6.30

において、長に管理執行権限が与えられていたが、昭和二十一年十月に、長から独立させて選挙管理委員会が創設された。公選される市長が、みずから選挙の管理を行なうことは不合理であるという理由による。こうして誕生した選挙管理委員会は、地方議会議員および知事・市長の選挙と、直接請求による住民投票を管理執行した。芦屋市議会では、昭和二十一年十月十二日管理委員八名を選挙により選出し、委員会の構成をみた。

新しい選挙管理方式のもとに昭和二十二年四月五日市長選挙、さらに同四月三十日市議会議員選挙がそれぞれ執行された。いわゆる四月選挙である。この結果、公選制最初の市長選挙は無投票で、杉岡藤右工門が新しい自治体の市長になった。

それぞれの選挙投票状況は表105のごとくであり、以後今日まで有権者の関心は身近な議員選挙に、高いものを示しているようである。なお今日までの公選市長および市議会議長は表106・107のごとくである。

市政機構 市長の事務分掌を行なうため、補佐機関として助役・収入役各一人、事務吏員・技術吏員ほかがおかれるが、その機構は昭和二十一年の九課から二十二年には部制を採用した。G・H・Qの指示によって昭和二十二年三月三十一日に町内会が廃止（隣組も同様）されたので、四月一日市内一三か所に駐在所を設置、さらに民生の充実をはかるために四出張所を設置し、教育部に社会教育課が登場、また施設課は復興部として拡充されている。以来市政の発展実情の変化にともない、表109に見るごとき変遷が認められる。

自治体警察と自治体消防 昭和二十二年十二月十七日に警察法が公布されて、国家地方警察と自治体警察が誕生した。後者の維持単位は市町村であり、市町村住民が選んでみずから維持協力する民主的な管理を確保する

表108 芦屋市警察機構図（昭和28年）

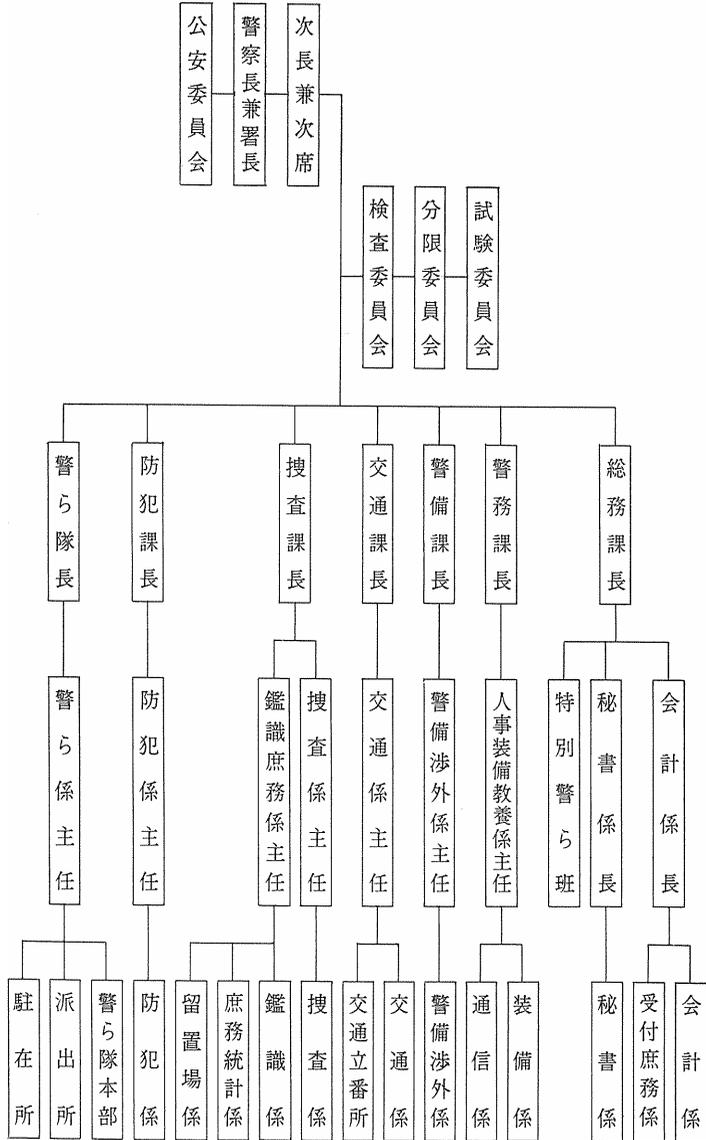


表109 組織機構の変遷調

昭和年度	21	22	25	28	33	37	40	43	45
市長 助役 収入役	会計課 総務課 税務課 戸籍課 厚生課 産業課 配給課 教育課 施設課	企画室 会計課 秘書課 庶務課 戸籍課 厚生課 産業課 市民課 精道出張所 打出出張所 山手出張所 岩園出張所 学務課 社会教育課 管理課 土木課 水道課	市長室 秘書課 企画調査課 公安課 会計課 庶務課 戸籍課 市民課 厚生課 衛生課 土木課 都市計画課 水道課 市議会事務局 選挙管理委員会事務局	秘書課 出納室 庶務課 戸籍課 衛生課 管理課 土木課 水道課 福祉事務所 公立浴場 市立病院	秘書室 出納室 人事課 庶務課 市民会館 建設事務局 市民課 商工業課 保険課 衛生課 市民相談室 都市計画課 土木課 建築課 水道課 福祉事務所 市立病院	秘書室 出納室 企画部 組織能率課 開発企画課 総務部 人事課 行政課 財政課 税務課 市民課 商工業課 保険課 衛生課 清掃課 都市計画課 土木課 建築課 霊園課 福祉事務所 市立病院	市長公室 企画課 公聴広報課 人事課 文書行政課 財政課 税務課 市民会館 市民課 商工業課 保険年金課 福祉事務所 衛生総務課 環境衛生第1課 環境衛生第2課 都市計画課 土木公園課 下水道課 建築課 霊園事務所 開発事業局 芦屋病院	市長公室 企画課 公聴広報課 人事課 文書行政課 財政課 税務課 市民会館 市民課 商工業課 保険年金課 福祉事務所 衛生総務課 環境衛生第1課 環境衛生第2課 都市計画課 土木公園課 下水道課 建築課 霊園事務所 開発事業局 芦屋病院	市長公室 企画課 公聴広報課 人事課 文書行政課 財政課 税務課 市民会館 市民課 商工業課 保険年金課 福祉事務所 衛生総務課 環境衛生第1課 環境衛生第2課 都市計画課 土木公園課 下水道課 建築課 霊園事務所 開発事業局 芦屋病院
		秘書課 庶務課 戸籍課 厚生課 産業課 市民課 精道出張所 打出出張所 山手出張所 岩園出張所 学務課 社会教育課 管理課 土木課 水道課	秘書課 庶務課 戸籍課 市民課 厚生課 衛生課 土木課 都市計画課 水道課 市議会事務局 選挙管理委員会事務局	秘書課 出納室 庶務課 戸籍課 衛生課 管理課 土木課 水道課 福祉事務所 公立浴場 市立病院	秘書室 出納室 人事課 庶務課 市民会館 建設事務局 市民課 商工業課 保険課 衛生課 市民相談室 都市計画課 土木課 建築課 水道課 福祉事務所 市立病院	秘書室 出納室 企画部 組織能率課 開発企画課 総務部 人事課 行政課 財政課 税務課 市民課 商工業課 保険課 衛生課 清掃課 都市計画課 土木課 建築課 霊園課 福祉事務所 市立病院	市長公室 企画課 公聴広報課 人事課 文書行政課 財政課 税務課 市民会館 市民課 商工業課 保険年金課 福祉事務所 衛生総務課 環境衛生第1課 環境衛生第2課 都市計画課 土木公園課 下水道課 建築課 霊園事務所 開発事業局 芦屋病院	市長公室 企画課 公聴広報課 人事課 文書行政課 財政課 税務課 市民会館 市民課 商工業課 保険年金課 福祉事務所 衛生総務課 環境衛生第1課 環境衛生第2課 都市計画課 土木公園課 下水道課 建築課 霊園事務所 開発事業局 芦屋病院	市長公室 企画課 公聴広報課 人事課 文書行政課 財政課 税務課 市民会館 市民課 商工業課 保険年金課 福祉事務所 衛生総務課 環境衛生第1課 環境衛生第2課 都市計画課 土木公園課 下水道課 建築課 霊園事務所 開発事業局 芦屋病院

市長の所轄又は管理下に

○水道課は34年度から
水道部 総務課とな
り、現在にいたる。
○行政委員会など
市議会—事務局
教育委員会事務局
選挙管理委員会事務局
監査委員事務局
公平委員会事務局
農業委員会事務局
固定資産評価審査委員会

消防本部
消防団

表110 一般会計歳出高位費目と構成比

(単位 %)

費目	年度	昭和23	24	25	26	27	28	29	30	31	32
警察 消防費		9.2	12.0	11.6	12.1	13.3	13.8	7.5	3.2	3.2	3.5
教 育 費		32.8	12.7	31.2	24.2	21.8	16.0	15.7	23.7	16.3	20.9
社 会 及 び 労 働 施 設 費		18.8	12.5	13.0	11.8	10.4	11.2	16.7	9.8	14.1	10.6
市 役 所 費		15.9	25.9	16.4	13.7	16.2	15.6	16.2	14.8	15.1	17.8

(財務統計資料)

ために、市民の代表者である公安委員からなる公安委員会によって運営されるもので、警察の任務を一定の範囲に限定し、警察による不当な強制を市民に加えないようにすることが指標とされている。

芦屋市では、翌二十三年三月七日本山村、本庄村と共同して芦屋警察組合警察署を設置し、(昭和二十五年十月九日議案第七十一号「基本条例設定ノ件」可決施行)同時に三人の公安委員による公安委員会を創設した。こうして市民に親しまれる警察が生まれたが、一面地方自治体の財政上の負担は大きく、表110にみるように、芦屋市の誇る文教行政費とともに一般会計歳出費中の高位を占めていた。このような事情は全国的な現象であり、ために政府は地方制度調査会の答申をもとにして昭和二十九年一月の第一九通常国会に、五大都市を除く自治体警察と国家警察の統合法案を提出、同年六月八日に新警察法(昭和二十九年法律第一六二号)を公布、七月一日施行となった。

市警職員の市内居住と管内治安の関係の不可分はいうまでもないことであるが、二十七年二月二十六日市公安委員会は、創設以来四年を経た今日、なお一〇八名の署員中四三名が管外その他に居住しており、講和条約発効前後の治安警備に万全を期するため、近く竣功する市営住宅を割愛充当されたいと、市議会議長にとくに依頼する旨申し入れている。このような事情もあり、市財政負



図301 新消防庁舎

担のことはともかく、右の警察法改正について、市議会議員総会の反対決議（二月）、議長の反対陳情（三月）が政府へ提出された。中央集権的警察国家の再現のおそれを指摘し、市警の犯罪予防、検挙の他に比類のない成績を誇示した。昭和三十三年十月の警察官職務執行法改正にあたって全国に反対ののろしが上げられた背景にはこのような事情が遠因として挙げられよう。

昭和二十三年三月七日、自治体警察と同じ消防組織法（昭和二十二年法律第二）の公布施行にともない、昭和二十年四月一日に西宮消防署管轄同署芦屋出張所として創設された芦屋市における特設消防署

（山芦屋町）は解消して、改めて芦屋市および西部五か町村による組合消防署へ「芦屋消防組合消防本部芦屋消防組合消防署」が創設された（精道町九三番地）。ところが組合町村のうち、御影町・魚崎町・住吉町は昭和二十五年四月一日に、つづいて同十月九日日本山村・本庄村がそれぞれ神戸市に合併分離したので組合消防は自然解消となったため、十月十日をもって芦屋市単独の消防本部および消防署として新たに発足した。当初の陣容は消防長以下三一人、装備は消防ポンプ自動車三台であった。三十七年には消防本部庁舎（鉄筋二階建・塔屋五階建）が落成（精道町九五番地）三十九

年には消防無線局を設置し、四十一年には救急自動車の寄贈により救急業務を開始し、職員数も総員五二人となつてゐる。

昭和二十三年三月二十四日には消防団令が出された(昭和二十二年四月三十日勅令第一八五号)。市町村の設置義務の警防団は廃止されて消防団が任意に設置されることになった。芦屋市では四月に設置し、団長一名、副団長二名、団員二〇名、ポンプ自動車四台をもつて発足し、分団を打出・精道・山手・岩園に配置した。

隣接地域合併構想

芦屋市では昭和十五年の市制施行以前から強力な都市を建設する必要上、魚崎町・本庄村・本山村との合併による行政規模の拡張を考慮していたが、第二次世界大戦のためこの構想は中絶していた。

この構想は終戦後いち早く復活し(後記イ)、さらに別の構想(後記ロ・ハ)を加え変転をみた。しかし昭和二十五年のいわゆるシャウプ勧告にもとづく行政事務の再配分による地方公共団体の体質の強化促進の推進、そして二十八年十月一日の「町村合併促進法」公布のころまでに、これらの案に終止符をうち、独自の市域性格をうち出す途を歩むこととなるのである。その経過をかえりみよう。

イ 一市一町二村合併のうごき

芦屋市では、市制施行以前から一市一町二村(芦屋市・魚崎町・本庄村・本山村)合併の実現を希望していた。理由として二村は警察管区を同じくし、一町は地域的に適当と判断したわけで、その実現に期待をもち、市議会議員をもつて組織する自治振興調査委員を設置し、そのうちとくに七名を特別委員に選び事に当らせた。しかるに昭和十九年三月五日の決戦措置要綱の閣議決定により、町村合併の事業を延期しなければならなくなった。そ

して昭和二十年、同二十一年と中絶の状態となつたが、市当局は「将来強力ナル都市ヲ建設スル上ニ於テ前記三町村ト合併スルヲ適当ト認メラル」と判断を下していた。（昭和二十三年九月一日「調査書」）

(ロ) 一市二町三村合併の構想

新市町村議会設立と同時に、隣接町村合併問題を取り上げ、三市町村合併よりさらに進んで六か市町村の合併をめざした。（市役所記録「調査書」）昭和二十二年七月、阪神西部六か市町村（芦屋市・本山村・魚崎町・住吉村・本庄村・御影町）の合併調査に関し、各市町村から三名ずつ、計一八名の委員から成る調査委員会が構成された。（芦屋市は市長杉岡藤右エ門）さらに九月には各市町村から一名ずつ計六名による特別委員が設けられた。調査委員会では特別委員会の報告や調査事務局の設置（十一月）、市町村勢の比較、財政資料などの研究調査が続けられ、二十三年一月に「阪神六市町村合併調査資料」がまとめられた。

六市町村は、六甲山南麓にあつて自然環境・生活環境の類似・交通の便・教育機関や保健施設の充実等文化都市としての条件が備わっている。また歴史的にも相互に交易した共同生活を営んでいた。近年には公共施設や合同バス・警察など組合制がとられており、同じく戦災復興促進の現状にある。また市制実施によつて町村であるがための生活物資の配給や生活者の給与などの隔差が取り除かれる。こうした利点を合併という手続きと作業によつて統一的に運営する事により文化保健都市建設への躍進をめざし、かつ国際港都として再建しようとする神戸市の衛星都市としての機能を發揮し（神戸市の、特別市制実現のための三か村へのはげしい働きかけによる動搖をくいとめる意味を含む）、平和国家建設に努力する事ができるといふ考え方が示された。

またこの合併は互いに他の地域を合併するのではなく六か市町村が協力して相互にそれぞれの力を發揮し、將來のよりよい發展に備えるのであるから、行政面に大きな変革をせずそれぞれの市町村をそのまま「区」とするという行政姿勢が考えられた。

二十三年二月には合併問題の外郭団体として六市町村合併促進連盟結成のための会合をもち、先に記した調査資料に基づいて討議を続けた。結果として各市町村においてそれぞれ研究の上最終的態度を決定する事となり、芦屋市では市会協議会にはかつた。しかし合併は種々の点で早急な解決は困難であるため一時保留し、先決問題としてふたたび、三市町村合併を取り上げる事にした(市役所記録、昭和二十三年九月一日「調査書」)。同年中、神戸市を除く県下各市町村は神戸市の特別市制実施問題について協議し、自治連盟を結成して反対運動と陳情を行なったので、実施は延期された(市事務報告)。なお九月十日に神戸市長は芦屋市に來訪して合併申入れを行なっている。さらに神戸市と芦屋市との交渉の余地はその後も残され、昭和三十八年二月十三日にいたり、「神戸芦屋都市行政協議会」を設置し、年内三回の会合をもった。ただしこの協議会は地方自治法にもとづかない任意のもので、山地開発・海岸埋立・道路衛生など共同問題を解決していこうというもので市長・助役・関係職員によって構成、規約を定め、運営するというものであった。しかし早く、昭和三十六年二月に設立された阪神広域行政都市協議会(尼崎・西宮・芦屋・伊丹・宝塚・川西各市と猪名川町、事務局尼崎市役所内)にも会同し、以後回を重ねている。また昭和四十三年二月二十一日に「西宮・芦屋都市行政協議会」を設置、神戸市の場合と同様共通問題の処理を進める事にした。

(ハ) 一市二村合併

芦屋市と本庄村・本山村との合併構想が、(ロ)のような結末に至ったのち、芦屋市では振出しへ立ち帰って検討することとした。昭和二十四年二月七日に合併委員会を開催し、まず市側から両村を訪れる事から始め、さらに神戸市とその特別市制実現のために吸収合併をした垂水町・押部谷村・山田村・岩岡村・有馬町や、合併しなかった大久保町の視察を行ない参考資料を集めた。両村とも神戸市に合併の可否を論点とし、本山村は神戸市を考慮してたびたび申入れの白紙還元を回答、本庄村も本山村の態度を検討しつつ行動し、打切り回答を示す事もあった。芦屋市側は神戸市の両村への働きかけの事情も吸収しながら慎重に長期を覚悟して態度を保持し、交渉の糸口を残しながら「吸収合併」と「解消合併」との相違する内容と構想をチラシにして本山村民に示す(五月)など努力した。九月頃になって西宮市から御影町にわたる二市七か町を合併して「武庫市」を建設する構想が生まれつつあり、西宮市から申入れもあつたが、一市二村案の推進中のこととて静観、政治的にも困難として拒否した。十二月から翌二十五年一月にかけて本庄村は具体案、特に財政措置についての具体案を示すことを提案、さらに市側の試案を返却する旨を通知してきた。二月に、深江方面は芦屋市への合併を希望、青木・西青木方面は神戸市を希望という状況が判明しており、芦屋市側は、二月十三日には、両村から芦屋市へ通学させている父兄に新市建設についての文書を発送、同十五日には市側の新市建設協力会も、結論ともいえる「積極的な試案」で答えるべきであるとの見解を打出している(以上合併関係書類)。ここにおいて市議会は、議長名において所期の目的達成に邁進する決意を述べた「芦屋・本山・本庄三市村合併新市建設に関する決議」を、県当局ならびに県議会に陳情した(市記録)しかし右にみたような両村の動向は結局神戸市側に傾き、同年四月一日より魚崎町とともに神戸市東灘区を形成

した。芦屋市の隣接地域合併の希望はここに終った。

国際文化住宅都市建設法の成立

精道村の時から、そして市制施行ののちも芦屋市は大阪・神戸両都市の近郊住宅地としての恵まれた立地条件を生かし、その建設に努力してきたが、戦災によって大きな打撃を受けた。再建にあたっては戦災都市の指定を受けて復興土地区画整理事業もはじめられるようになった。しかし単なる地方都市としての都市計画だけでは、画一的すぎ、芦屋市が将来、高度な文化住宅都市としての特色を発揮することが困難であり、その法的根拠が与えられることが望まれた。

このような雄大な理想の実現にあたっては市財政のみでは到底困難であり、また市民への大きな負担となるばかりである。広島国際平和都市、長崎国際文化都市などの特別建設法のごときは当時次々と国会を通過していた。特別法の適用によって、国から建設費の補助により、文化都市にふさわしい交通・産業・教育・文化施設などの建設事業を促進しようとするものであった。

すでに記したような西部隣接地域との合併提携の構想と、そのなりゆきのはかばかしくなかつたこともあつて市は独自の特別都市建設へふみきつた。そして昭和二十五年、芦屋国際文化住宅都市建設法が第九臨時国会に自由・民主・社会各党議員連署で、議員提出法案として、国会に提案され、同十二月四日に衆議院を、六日には参議院においてそれぞれ可決された。十三日には、内閣総理大臣から、兵庫県知事経由、芦屋市長に対し住民の投票に付する旨の通知があつたので市長は市選挙管理委員会にこれを通知した。

この法律は、憲法第九五条の「一つの地方公共団体にのみ適用される特別法」であるため、地方自治法の定め

表111 「芦屋国際文化住宅都市建設法」成立経過

昭和 25年	6.27 } 7. 1 }	特別都市建設法制定都市視察調査	
	7.15	法案採択方請願決議（市議会）	
	7.16	法案資料作成	
	7.22 } 28 }	第八回臨時国会提出方陳情（建設省、国会）	
	8.10	法案提出に付陳情（建設省）	
	11. 1 } 6 }	同 上	（同 上）
	12. 4	第九臨時国会提出	
	12. 4	衆議院建設委員会	可決
		同 本 会 議	可決
	12. 5	参議院建設委員会	可決
	12. 6	参議院 本 会 議	可決
	12.10	内閣総理大臣より国会通知書類移送	
	12.15	住民投票資料作成	
昭和 26年	2.11	住民投票	
	3. 3	「芦屋国際文化住宅都市建設」公布	（法律第8号）

るところにより、住民の一般投票による同意があつてはじめて法律として制定されることになるのである。そこで翌二十六年二月十一日、この法律についての本市の住民投票が行なわれた。当日有権者数は二三、八〇二人、投票総数一三、四〇〇票、投票率五六・二％、賛成一〇、二八八票、反対二、九四九票、無効一六三票という結果であつた。これにもとづき昭和二十六年三月三日法律第八号を以て「芦屋国際文化住宅都市建設法」が公布されるにいたつた。その全文を左に記そう。

芦屋国際文化住宅都市建設法

(目 的)

第一条 この法律は、芦屋が国際文化の立場からみて恵まれた環境にあり、且つ住宅都市としてすぐれた立地条件を有していることにかんがみて、同市を国際文化住宅都市として外国人の居住にも適するように建設し、外客の誘致、ことにその定住を図り、わが国の文化観光資源開発に資し、もって国際文化の向上と経済復興に寄与することを目的とする。

(計画及び事業)

第二条 芦屋国際文化住宅都市を建設する都市計画は、都市計画法に定める都市計画の外、国際文化住宅都市にふさわしい諸施設の計画を含むものとする。

芦屋国際文化住宅都市を建設する事業は、芦屋国際文化住宅都市建設計画を実施するものとする。

(事業の執行)

第三条 芦屋国際文化住宅都市建設事業は、芦屋市の市長が執行する。

芦屋市の市長は、地方自治の精神に則り、その住宅の協力及び関係諸機関の援助により、芦屋国際文化住宅都市を完成することについて、不断の活動をしなければならない。

(事業の援助)

第四条 国及び地方公共団体の関係諸機関は、芦屋国際文化住宅都市建設事業が第一条の目的にてらし重要な意義をもつことを考え、その事業の促進と完成とにできる限りの援助を与えなければならない。

(特別の助成)

第三節 復興と市民

第五 条 国は芦屋国際文化住宅都市建設事業の用に供するため必要があると認める場合においては、国有財産法の規定にかかわらず、その事業の執行に要する費用を負担する公共団体に対し、普通財産を譲与することができる。

(報 告)

第六 条 芦屋国際文化住宅都市建設事業の執行者は、その事業がすみやかに完成するように努め、少なくとも六箇月ごとに、建設大臣にその進行状況を報告しなければならない。

内閣総理大臣は、毎年一回国会に対し、芦屋国際文化住宅都市建設事業の状況を報告しなければならない。

(法律の適用)

第七 条 芦屋国際文化住宅都市建設計画及び芦屋国際文化住宅都市建設事業については、この法律に特別の定めがある場合を除く外、特別都市計画法及び都市計画法の適用があるものとする。

同六月八日には地方自治法第一七四条に基づき、都市建設に関する専門委員会を設けるとともに、芦屋国際文化住宅都市建設推進本部が、市長直属機関として市政全般の一元化を図るべく設置された。

西宮市との境界問題

芦屋市と西宮市との境界線については、第五章第五節において詳述してあるごとく、

三好長慶が五畿内を制していたころ、天文二十四年（一五五五）に芦屋庄持山東西一八町をめぐって、芦屋庄民があげて逃散する事件があり、一応解決をみたものの、寛保二年（一七四二）にいたって再燃したが寛延三年（一七五〇）二月十七日に、山論裁許状により裁定が下り、明確となっている。ところが、西宮市から明治十一年（一八七八）六月十九日付の「官民有地区別之儀に付伺」に添付されている図面にもとづき、とがが尾、熊笹峠、石宝殿の白山権現道をもって境界とすべきであると主張して、昭和二十二年（一九四七）十月に芦屋市に対

し「西宮市社家郷と芦屋市(打出
芦屋)共有山との境界」について申入れを行なった。芦屋市側では、市側の記録による境界と相当の懸隔があるので、同年十一月十二日に市側単独で第一回目の境界の实地視察を行なった。さらに第二回目の实地調査を行なったのちに双方が立合ひの上で解決したいと願ひ、昭和三十三年十一月十一日以来、数回の話し合いが行なわれ、今日にいたっている。

また別に昭和三十六年六月二十一日に、日本住宅公団が両市の境界に甲南土地を造成したとき、西宮市は芦屋市へ高塚町と深谷町の地を、芦屋市は西宮市へ岩園町の東部の地を交換提供し、わずかに境界の変更を生じた。

三 「市民憲章」と新しい街づくり

市民憲章

戦後の財政上の危機をのりこえ真の国際文化住宅都市の建設に向つて邁進してきた芦屋市は、都市計画事業の実現とともに、それにとまなう市域ならびに広域の諸問題の解決に対処する必要に迫られてもいた。折柄昭和三十九年一月「平和で美しい豊かな芦屋市を全市民で建設するため、国際文化住宅都市の市民の心のささえとなる申し合せ事項ともいふべき市民憲章をつくつては」という市民からの要望によつて、市民憲章制定への気運が生じた。同月二十四日に市議会の協賛を得て、制定発起人会が開催され「市民憲章は市民のもりあがつた意見によつて制定すべき性質のものであり、市内各種団体代表者・学識経験者の参加を得て、市民憲章制定委員会を設けるべきである」という理由で、四月に五五人の芦屋市民憲章制定委員会（代表広瀬勝代婦人会長）が結成され、更に一四人の起草委員が文案作成にあたり、「お知恵拝借、市民憲章の文案に、あなたの意見

を」というリーフレットを全世帯に配布し、寄せられた多数の意見を文案にもりこんだ。こうして四月二十五日開催の制定委員会で、市民憲章は市民多数の期待をおりこみ、憲章の性格は、市民がみずから規律する規範であること、より美しく明るく豊かな芦屋市を築くための指標であることを、おおまかに示し、実践の工夫を求めていることを確認し採択した。五月三日の憲法記念日に市長に手交され、同日付で正式に告示された。同日芦屋市婦人会は国鉄芦屋駅前で市民憲章のチラシを市民に配布し、その推進をはかった。

芦屋市民憲章

(前 文)

わたくしたち芦屋市民は、国際文化住宅都市の市民である誇りをもって、わたくしたちの芦屋をより美しく明るく豊かにするために、市民の守るべき規範として、ここに憲章を定めます。

この憲章は、わたくしたち市民のひとりひとりが、その本分を守り、他人に迷惑をかけないという自覚に立って互いに反省し、各自が行動を規律しようとするものであります。

(指標五項目)

一 わたくしたち芦屋市民は、文化の高い教養豊かなまちをきずきましよう。

広く国内外の都市の長所を取り入れ、教育、科学、文化の水準の高いまちをつくる。

文化財をたいせつにする。

国際的友情をたかめ、文化交流をいっそう盛んにする。

芦屋を訪れる人々には親切にし、外国人も安住できるまちにする、など。

一 わたくしたち芹屋市民は、自然の風物を愛し、まちを緑と花でつつみましよう。

海岸・河川・山地など自然の物をたいせつにする

家庭にもまちにも樹木や草花を育てるようにする。

道路・公園その他公共の施設をたいせつにする。

まちの調和をみだす広告・看板などをなくして都市の美観を保つようにする、など。

一 わたくしたち芹屋市民は、青少年の夢と希望をすこやかに育てましよう。

よい環境を与え、健康で豊かな心身を育てる。

善意と愛情をもって、その力と才能をのばすようにする。

社会の一員として自主的に責任を果たすようにする、など。

一 わたくしたち芹屋市民は、健康で明るく幸福なまちをつくりましよう。

国旗を大切にし、外国の国旗も尊重する。

老人を敬愛し、長寿を祝福する。

幼児の健康を守り、正しくしつけるようにする。

ふしあわせな人々にあたたかくし、隣近所は仲よくする、など。

一 わたくしたち芹屋市民は、災害や公害のない清潔で安全なまちにしましよう。

災害の起こらぬようお互いに協力し、騒音・ばい煙・臭気など公害のないようにする。

道路・公園・広場などを、むやみに私用に使わないようにする。

みぞ・河川・あき地などにごみのない、か・はえなどのいない清潔なまちにする、など。

このようにして制定された市民憲章の推進にあたっては七月十日、市長を会長とする市民憲章推進協議会が発

会し、以後市民憲章読本の編集・啓蒙運動の実施・市街美化運動・花植え運動・清掃運動・市民見学会の実施など各種団体や関係機関の協力を得て、市民活動として推進実践が続けられているのである。

市民文化賞の制定

昭和四十二年（一九六七）十一月三日の文化の日に、第一回「芦屋市民文化賞」（芦屋市規則）が四氏一団体に贈られた。以後文化の日に、芦屋という地域文化の高揚に直接貢献した人や、学術的研究・芸術・芸能・体育などの活動により市民生活の向上発展につくした人をたたえて贈られている。



図302 市民文化賞牌

諸計画事業の推進

(イ) 新市庁舎の建設 旧精道村当時に建設された庁舎は当時全国の町村に偉容をうたわれたものであったが、膨脹する市勢の発展に対応するにはようやく不便となったため、新庁舎を建設する企画がたてられ、基金の積立ても行なわれた。しかし第二次世界大戦中の昭和十九年十二月に基礎工事をおこなう段階で資材・人員ともに不足のため中止された。戦後も財政難などのためにながく工事を行なわれなかった。昭和三十四年に四か年にわたった地方財政特別再建法適用行政団体指定から解除され、明るい希望が生まれた。この年十月六日によいよ新築工事にとりかかり、翌三十五年八月十六日に落成、市制施行二〇周年記念式も挙行された。位置は精道町七番六号の芦屋川畔、鉄筋地上四階・地下一階、建築延面積五六一〇平方メートル、工費二億四〇〇〇万円である。

さらに昭和四十三年九月十五日に分庁舎（精道町八番二二号）が竣功をみ、市の業務処理能力を高めている。

(ロ) 住居表示 戦時下の昭和十九年一月十日に町名改正と地番更正が実施されたことはすでにみたとおりである。昭和三十七年五月施行の「住居表示に関する法律」にもとづいてさらに全国的に町名地番の混乱を整備しようとする事になり、当市もその準備に入った。この法律に定められた住所の表示方法は、従来の地番を用い



図303 新市庁舎

いで「街区符号」と「住居番号」とを使用する方法である。「街区符号」とは、町の区域内を道路・水路などで、いくつかのブロックに区切り、その一つ一つに付けた符号をいい、「住居番号」とは、街区内にある各住居につけた番号のことをいうものである。

(例示「芦屋市〇〇町〇番〇号」) 昭和四十三年五月一日に第二期改正が阪神電鉄以南地区に施行され、四十四年五月一日の第二期改正が阪神電鉄国道線と阪急電鉄神戸線の間に行き、四十五年五月一日に阪神電鉄と阪神電鉄国道線の間(ただし東側は茶屋之町を限る)および岩園町地区に第三期改正を実施した。

(ハ) 北部土地区画整理事業 昭和三十六年度から一応七か年計画として着手されたもので、朝日ヶ丘町一帯の山地を開発して市街地を造成する事業である。道路は山麓線・朝日ヶ丘線などの幹線道路をふくめて計七〇数本の路線を新設もしくは拡張するもの

であり、宅地は換地造成も推進し、公園は全事業計画の三%の約二万七〇〇〇平方メートルを確保したものであり、芦屋市の発展方向のひとつである山地部を担当するものである。昭和四十二年七月の豪雨による災害復旧のため予定はおくれたが、着実に完成に向けて努力が進められている。

(二) 「芦屋背山グリーンベルト」 宅地開発の無造作な作業計画のためにしばしば生じた六甲山系の山麓地帯の被害は、昭和十三年の大被害を経験した芦屋市の住民および市当局をして、近時の災害が人災である場合が高率であることを自覚させた。それでこの計画は単に土木事業面からの山地保護を考慮するばかりでなく、さらにもうおいのある生活環境の保全を併せ実現しようという構想である。

東部は六麓荘町の背山にある劔谷国有林の民間払下げを再び保安林指定とするように国へ申請、また県にもその協力を要望、その西は公園墓地および市霊園の植樹、さらに西へ城山（標高二六〇メートル）、また最高区配水池のある前山東側付近の国有林の払下げをうけそのまま森林公園にする「前山公園」計画、市の西端の会下山の遺跡保存とそれを包む緑の保護。こうした各地点を一つの緑のベルトとして連鎖させ、海岸の防潮堤とともに、市の南北の災害保全を果たそうとする雄大な計画で、昭和四十二年以来市民の理解と協力のもとに着実にその完成が目ざされている。

(ホ) 中部土地区画整理事業 昭和四十年から五か年計画で進行したもので、「阪神電鉄北側の平行道路「鳴尾御影線」の拡幅および、その周辺を整備改善する。区域は川西町の一部と、郵便局から本通りにいたる公光工区と、宝塚公園から阪神電鉄打出駅北側までの小槌工区に分けて進められている。全長およそ八六〇メートルの鳴

表112 道路舗装率

年月	昭和 27.	28.8	29.8	30.	31.	32.10	33.10	35.6	36.6
%	18.5	21.3	24.3	26.7	30.1	37.2	36.7	41	61
年月	昭和 37.8	38.9	39.9	40.3	41.3	42.9	43.4	44.9	45.4
%	65.4	65.1	68.5	66.4	70.3	74.9	80.01	81.40	94.84

表113 治安灯設置数の推移

年月	総数	普通灯	装飾灯	白熱灯	蛍光灯	水銀灯
昭和						
29	885				19	
31	935		13	943		
33	955	943	22		30	
34.8	1,088	1,026	23		39	
43.9	1,890			1,294	319	277
44.9	1,919			1,109	525	285
45.3	1,915			1,027	554	334

尾御影線を九メートル車道と両側三メートルずつの歩道とに区分した一五メートル道路にし、公光橋も同様の規模のものである。小槌工区では鳴尾御影線が宮川道路と交差する個所を立体交差とする。

(ハ) 道路舗装と治安灯 都市計画事業の進展とともに道路舗装の普及は不可欠の条件であり、明るい街づくりに治安灯の増設もまた要求される。第二阪神国道の敷設は、種々の問題を地元住民にひき起こしているが、このように市単独の事業に併行した他公営事業の推進もあつて、道路舗装率は112表のごとくきわめて高いものとなつてきている。

(ト) 上水道 昭和十三年四月に精道村営事業として発足し、昭和二十年の戦災により配水系統に多大の被害をうけ、永く末端給水施設の漏

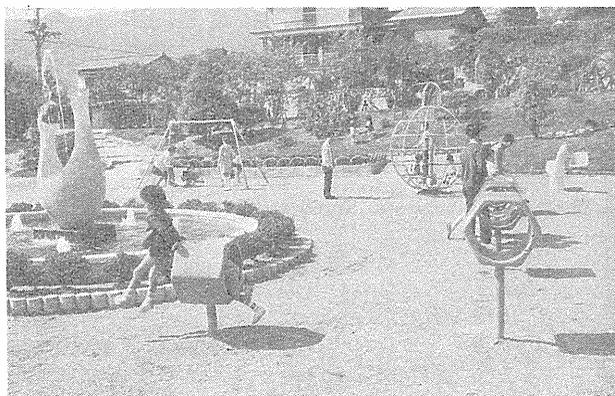


図304 岩園公園

水の整備補修に悩まされたが、当時は昭和十一年七月二十一日設立の阪神上水道市町村組合（神戸・尼崎・西宮・芦屋）（昭和四十二年四月阪神水道企業団と改称）の送水管から分岐送水をうけ、一か月にわたりかろうじて難を切り抜けた。その後昭和三十二年に、阪神諸都市の水道源である淀川の上流に位置する宇治の旧陸軍火薬製造所跡地を、京都大学研究用原子炉建設候補地としたことから関係諸域の人心に大きな動揺が起こった。芦屋市議会においても「放射性物質による淀川汚染の危険防止に付、その防護対策及監視機構の安全保障の完璧を期すること極めて不安定である限り、住民の保健衛生上重大なる不安と危険にさらされ社会不安の増大を招くに至ることは明らかである」と反対決議を行なった（四月二十五日、議員提出議案第三号、二十七日可決）。めぐまれた水源をもたない自治体の悲哀の一コマである。市はたえず水源の確保につとめ、水道事業の拡張工事（第一期―第三期）を推進してきたが、現在さらに朝日ヶ丘町の市立芦屋病院・警察学校の建設など開発事業にともなう人口急増に対応すべく今や水道事業第四期拡張工事計画（昭和四十二年―同四十六年度）の段階に入り、三六万トンの大貯水池の奥池ダムの建設にうつり、容量三〇〇〇〇トンの高区用配水池の新設

表114 下水道＝埋設下水管の延長経過表

(単位 m)

年 度	総 延 長	幹 線	支 線
昭和 36. 8	17,869.5	3,340.2	14,529.3
37. 8	16,554.7	2,640.7	13,914.0
38. 3	17,174.4	2,898.0	14,276.4
39. 3	17,814.4	3,538.0	14,276.4
40. 3	24,036.46	4,427.96	19,608.50
41. 3	32,488.69	5,212.96	27,275.73
42. 9	39,555.3	5,853.9	33,701.4
43. 3	42,798	6,397	36,401
44. 9	50,357	7,211	43,146
45. 3	58,010	8,527	49,483

表115 公園施設設置表

年度	種別 普通公園		児童公園		運動公園 ほか		計		備 考
	園数	面積 hr	園数	面積 hr	園数	面積 hr	園数	面積 hr	
35	1	3.03	6	1.10	2	1.80	9	5.93	昭和35年6月1日現在
39	1	3.00	15	2.98	1	0.57	17	6.55	39年9月末 現在
40	1	3.00	17	3.41	1	0.57	19	6.98	40年3月末 現在
44	1	3.00	18	4.56	1	0.57	20	8.13	44年4月末 現在

などを強力に推進している。なお四十四年度現在において阪神水道企業団から四、〇三九、二九〇立方メートルを受水し、分賦金七一、一九一、九三〇円を分担している。

(チ) 下水道 昭和三十一年から二十年の長期計画を進めている。阪神電鉄線以南を対象として、総事業一八億五〇〇〇万円を要し、昭和四十四年度末現在で管敷設工事は進捗状況六三・五%、排水面積二四〇・〇ヘクタール



図305 芦屋市霊園風景

ル、排水人口三万二四〇〇人、市街地面積に対する普及率は三六・三%となっている。こうした事業に失業対策事業も併せ進めている。

(リ) 公園緑地 市民の憩いと社交の場である公園緑地の設置と充実は、市民生活と直結した事業である。

昭和四十四年度における状況をみると、都市公園二〇か所、その他の公園四か所、チビッ子広場など一二か所、児童遊園一一か所がある。公園の設置状況の変遷は表115のごとくである。

(ヌ) 芦屋市霊園 流動人口のはげしい市民の定着を願ひ、国際文化住宅都市にふさわしい、あかるい公園墓地の建設をめざして、昭和二十七年二月、劔谷国有林一四、五四一坪の借地と金井慶三氏から、三、〇〇〇余坪の土地の提供を受けて造成準備が整えられた。翌二十八年三月から川舟喜太郎氏に墓相の指導を受け、本格的な造成工事が進められ十二月には

表116 墓地現在数 (昭和45年9月)

総数	普通墓地数	芝生墓地	軍人墓地	移転墓地	造成面積
3,780	2,511	74	445	750	152,878 平方メートル

(市勢要覧)

墓地使用予約申込受付も開始されるようになった。園内には二十九年五月、市営三条火葬場の残骨をまつるため、光明地藏尊の建立をはじめ、三十年三月市内各所の旧墓地などの無縁仏を集めた無縁塔の建設、三十二年から三十三年にかけて、在留外人に開放された芝生墓地、ヒナ壇式に造られた軍人墓地、三十七年十月には市民の寄進によって芦屋観音像の開眼式が行なわれた。以後、市民の使用申込みも増大し、今日では飽和状態になり、新しい造成計画が望まれている。園内に植えられた一、五〇〇本の桜は芦屋十景に数えられ、四十三年三月には明治百年・県政百年を記念して、くすのき、いちようなど一、一一九本が植樹された。展望台から見渡す市街と大阪湾の景観とともに四季を通じ、市民の憩いの場として親しまれている。

四 国 際 交 流

都市提携

営々と発展の一途をたどりつつある芦屋市の現状は、さらに海外からの評価もあり、市の性格、構造の相似た都市と脈を通じる企画を実現したのである。すなわち姉妹都市の提携である。国際文化住宅都市にふさわしい国際理解の諸活動はユネスコやスカウト育成団体のほかに、昭和二十九年（一九五四）には西ドイツ青少年との交歓事業やアジア・ヨーロッパ諸外国への青年海外派遣事業などが定期的に行なわれた。

昭和三十五年四月、アメリカ合衆国カリフォルニア州モンテペロ市市長より、芦屋市長宛に都市提携希望の市議会決議文が届き、以後情報交換による検討が重ねられ、同年十一月、バーナードデクルアメリカ文化センター館長の協力を得て、都市提携準備委員会が発足した。

モンテペロ市と芦屋市間の姉妹都市提携に関する盟約

アメリカ合衆国カリフォルニア州モンテペロ市と日本国兵庫県芦屋市とは、相互に文化・産業の交流を図るとともに、両市の友好を深めることを念願し、併せてアメリカ合衆国と日本国との親善を促進し、ひいてはこれが世界平和に貢献するゆえんであることを確信し、ここに両市が姉妹都市として提携することを盟約する。

一九六一年五月二十四日

アメリカ合衆国カリフォルニア州

モンテペロ市長 スタンレー・ヴィーガー

代理 姉妹都市提携委員長 イレーン・カーチナー

日本国兵庫県 芦屋市長 内 海 清

このようにして両市間には都市行政向上のための相互研究や文化交流・展示会・訪問者の交換・文通・青少年の派遣などを主な事業として友好と親善をすすめてきた。また都市提携の締結成果を高め、市民と市民の交流を深める目的で同年八月には芦屋姉妹都市協会（会長平野齊一郎）が発足し、前記事業への協力のほか、英会話教室・学生英語弁論大会・学生親善使節の派遣・機関誌の刊行などを積極的に進めた。四十二年には学生親善使節や国際体験学生が中心となったI・F・C（国際親善クラブ）も誕生し、モンテペロ市の広報に芦屋市を紹介する記事を提供したり、外国人との交歓会を開くなど自主活動を展開している。

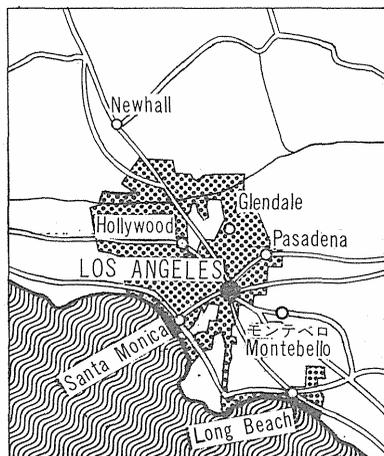


図307 モンテベロ市位置図

昭和三十六年には山手小学校が同市グリーンウッド小学校と、四十二年には精道小学校が同市ウイルコックス小学校と姉妹校になった。日本万国博覧会開催の昭和四十五年には本市の国際親善の諸活動は最も活発化した。

ユネスコ活動

こうした本市における海外都市との交流に對する市民の理解は、早くからユネスコ活動を通じて育成された要素のあつたことを指摘できよう。わが国が国際連合の専門機関の一つであるユネスコ（国際連合、教育・科学・文化機関）に加盟したのが昭和二十六年（一九五二）で、ユネスコ憲章の

前文にある「戦争は人の心の中で生まれるものであるから、人の心の中に平和のとりでを築かなければならない」という国際理解と国際協力の促進がユネスコの基本理念になっている。文部省には日本ユネスコ国内委員会が設置され、民間には二十三年、日本ユネスコ協会連盟が発足し、のちに財団法人日本ユネスコ協会連盟と改組して今日に及んでいる。

芦屋市では二十三年、市内の有識者が多数参加して芦屋ユネスコ協力会（会長丹羽俊彦）が発足し、同時に芦屋ユネスコ学生クラブが誕生した。協力会の活動はユネスコABC講座や講演会などの活動を続けたが軌道にのるまでにいたらず、三年後には一時活動を中止することになった。この間、学生クラブは阪神間の大学の学生が

中心となり、芦屋地域で教育セミナーやユネスコ学校、こども会など、積極的な活動を展開し、ユネスコ精神の普及につとめた。三十四年になると協力会は芦屋ユネスコ協会（会長広瀬勝代・副会長伊藤秀三・事務局長村上邦雄）として再発足し、学生クラブもO・BやO・Gが協会の青年部に入ることによって、小学生から一般社会



図308 ユネスコ会館遠望

人まで組織化されたユネスコ活動が展開されるようになった。三十九年（一九六四）、東京オリンピック開催を前に、教育委員会はユネスコ協会と協力して文部省委嘱のオリンピック国民運動国際理解学級「第一回芦屋市国際文化教室」を開設した。以後毎年開催され、好評を博した。翌四十年には第二一回日本ユネスコ運動全国大会が芦屋・西宮を中心に開催されたことは芦屋ユネスコの大きな力であった。以後西ドイツ連邦共和国への留学生の派遣、外国人との交歓会・世界国旗展の開催・成人の日の献血運動などユネスコ精神の普及につとめ、今日にいたっている。

奥山にある財団法人兵庫県ユネスコ会館は米国コロラド州ユネスコ協議会長エリザベス・H・ローズ夫人が広瀬会長を通じ、会館建設費の一部に五万ドル（一、八〇〇万円）の寄贈を申し出られたことから、兵庫県ユネスコ会館建設委員会が設置され、県民運動の展開や芦有開発株式

会社から奥池付近一千坪の土地提供があるなど多くの人びとの協力を得て、三十九年秋に開館された。開館後六か年間に欧米各地からの来館者は五千余人に達した。

また会館を中心としたユネスコ活動の普及と利用者に対する芦屋市婦人会のボランティア活動は四十一年「のじぎく賞」を受賞、四十三年「日本ユネスコ協会表彰」を受けた。会館内にはこのほか京都在住の榎本雄齋氏の好意で書蹟・浮世絵など数千点が寄贈され、訪れる人たちに心のやすらぎを与えている。

こうした芦屋ユネスコの普及活動の背景には再三にわたって各国の教育状況やユネスコ活動状況を視察し、各国のユネスコ協会との提携を図り、帰国後はユネスコ会館の建設をはじめ、兵庫県下のユネスコ協会・婦人会・日本赤十字社奉仕団などの事業活動の中にユネスコ精神を生かすことにとめた広瀬勝代会長の努力やユネスコ学生クラブから青年部の育成までユネスコ精神の普及に青春をかけた茂木孝夫氏などの貢献があった。

第四節 戦後の教育

一 学校教育

学制改革（六・三制）の実施　すでに述べたように、終戦直後の教育について、GHQは昭和二十年十月二十日「日本人再教育に関する指令」を出し、同三十一日には修身・日本歴史および地理の教科書の使用を禁止し、検閲許可の教科書の使用だけを認めた。こうした教育界に対する改革指令は、政府に内閣総理大臣の諮問機

表117 戦後における市立学校園の復旧と整備状況 (その一)

(教育委員会「20周年記念誌」より作成)

校 園 年	精道中学校	山手中学校	精道小学校 昭和20.8被災	宮川小学校 昭和20.8被災	山手小学校	岩園小学校 昭和20.8被災	精道幼稚園 昭和20.8被災	宮川幼稚園 昭和20.8被災	山手幼稚園	岩園幼稚園 昭和20.8被災	小槌幼稚園	芦屋高等学校
	創立 昭和22.4.1	創立 昭和22.4.1	創立 明治5.9.10	創立 昭和2.12.1	創立 昭和8.12.1	創立 昭和8.12.23	創立 明治44.10.1	創立 昭和9.4.2	創立 昭和9.4.20	創立 昭和9.4.2	創立 昭和39.4.1	創立 昭和36.10.21
22	4月 宮小校舎 (現県立芦高所 在地)を借用 10月 旧青年学校 校舎に移転		1月 校舎及び給 食室建設(木造 平屋建) 7月 校地拡張	8月 現在地に県 立神戸第2中学 校舎移築 10月 宿直室・調 理室等新築		3月 校舎建設 (木造瓦葺2階 建)		10月 宮小校舎建 設により同校に 復帰		3月 岩小校舎建 設により同校に 復帰		
23		12月 仮校舎(木 造2階建、現青 少年センター) 一部(1・3年 生)移転	8月 校舎建設 (木造2階建) 11月 校地買収	4月 校舎建設 (木造2階建 現精中所在地)			8月 精小校舎建 設により同校に 復帰					
24	10月 現宮小所在 地に校舎建設 (木造2階建)	9月 旧青年学校 校舎に一部(2 年生)移転	7月 校舎建設	7月 校地(現在 地)買収と一部 換地決定								
25		9月 校地買収完 了		9月 校地買収完 了		11月 校舎復旧 (鉄筋3階建)						
26	5月 宮小・精中 校舎相互に移転			4月 文部省指定 RCモデルスク ール3階建建設 5月 宮小・精中 校舎相互に移転	5月 給食室建設							
27		9月 校舎建設 (RCモデルス クール3階建)	5月 給食室建設 11月 講堂及び教 室建設(鉄筋コ ンクリート造3 階建)		9月 西校舎建設 (鉄筋コンクリ ート造3階建)							
28						6月 給食室建設 (木造平家建)	3月 川西幼稚園 の創設は精道・ 山手の通園区変 更による ↓	12月 宮小校舎 (現宮小所在地) 使用のまま独立 宮幼を創設				
29	12月 校舎建設 (鉄筋コンクリ ート造3階建)	5月 校舎建設 (鉄筋コンクリ ート造3階建)					2月 川西幼稚園 (現喜少年セン ター所在地)へ 移転同園と合併 保育 4月 川西幼稚園 使用のまま独立 精幼を創設	5月 現在地に園 舎建設(木造平 屋建)	2月 芦屋公会堂 (現市民会館所 在地)へ移転独 立・山幼を創設			
30			12月 校舎建設 (鉄筋コンクリ ート造3階建)									
31		9月 校舎建設 (鉄筋コンクリ ート造1階およ び3階建)		8月 校舎建設 (鉄筋コンクリ ート造2階建)			3月 精幼に川幼 を発展的合併		現在地に園舎建設 (木造平家建)	12月 現在地に園 地買収		
32	11月 校舎建設 (鉄筋コンクリ ート造3階建)	3月 プール建設		11月 鉄筋コンク リート造3階建 校舎建設(本館 両袖) 7月 プール建設			2月 現在地に独 立園舎建設(木 造平屋建) 7月 保育室1室 増築	7月 園舎建設 保育室不足を解 消				

表117 戦後における市立学校園の復旧と整備状況（その二）

	精道中学校	山手中学校	精道小学校	宮川小学校	山手小学校	岩園小学校	精道幼稚園	宮川幼稚園	山手幼稚園	岩園幼稚園	小槌幼稚園	芦屋高等学校
33										9月 園舎建設 (木造及び鉄筋 コンクリート造 一部2階建)独 立岩幼を創設		
34									9月 保育室1室 増築 倉庫建設			
35	7月 ビニールプ ール設置 6月 校舎建設 (鉄筋コンクリ ート造3階建)	9月 体育館建設 (鉄骨造)	4月 プール建設	4月 プール建設		7月 ビニールプ ール設置						
36	5月 校舎建設 (鉄筋コンクリ ート造3階建) 老朽校舎解消す る	4月 校舎建設 (木造平家建)			5月 プロテック 建設(雨天運動 場使用)			7月 園地買収		6月 保育室1室 増築		10月4日市議会で 設置を可決10月21 日、県教委より認 可
37	3月 校舎建設 (鉄筋コンクリ ート造3階建) ↑ 生徒急増対策 12月 体育館建設 (鉄筋コンクリ ート造、一部2 階建)											4月 旧教育委員 会庁舎(青少年 センター所在 地)を撤去して 仮校舎建設(軽 量鉄骨2階建)
38	4月 プール建設	3月 災害復旧工 事(山腹砂防・ 体育館北側擁壁 等)		3月 放送室(木 造平家建)建設	8月 理科室改装 工事(特別教室 整備計画によ る)	4月 プール建設		8月 保育室1室 増築倉庫建設		8月 用務員室建 設		2月 鉦谷国有林 借用 3月 仮校舎(青 少年センター所 在地)の増築
39				8月 理科教室改 装工事	6月 プール浄化 装置設備	7月 プール浄化 装置設備					1月 市議会にお いて設置を可決 3月 県教委より 認可 12月 園舎建設 (鉄筋コンクリ ート造2階建)	4月 現在地に本 校舎建設(鉄筋 コンクリート造 4階建) 11月 集会室・部 室建設
40	12月 校舎建設 (特別教室、鉄 筋コンクリート 造3階建)	8月 27年建設校 舎サッシ取替工 事(42年まで) 10月 体育館ステ ージ建設			8月 家庭科教室 改装工事 9月 便所浄化情 改修	8月 家庭科教室 改装工事		10月 用務員室増 築			5月 プール建設	運動場関係整備
41	11月 図書室建設		10月 肢体不自由 児学級教室改造	12月 校舎建設 (鉄筋コンクリ ート造2階建)			6月 職員室建設	6月 保育室1室 増築				4月 体育館兼講 堂建設(鉄筋コ ンクリート造3 階建)
42		8月 校地法面石 積工事	7月 校舎建設 (鉄筋コンクリ ート造3階建) 8月 北鉄筋校舎 屋上防水工事		6月 講堂屋根防 水工事 プール改修災害 復旧工事	5月 校舎増築 (鉄筋コンクリ ート造3階建)	8月 便所増設			7月 保育室1室 増築	8月 倉庫建設	8月 借用校地の 一部を売却
43		3月 体育館床張 工事 9月 運動場防壁 工事	10月 校舎建設 (鉄筋コンクリ ート造一部4階 建)	8月 体育館兼用 のため講堂床張 替工事		8月 給食室渡廊 下工事						3月 食堂・体育 部室建設(鉄筋 コンクリート造 2階建)
44		3月 27年建設校 舎裏の防壁工事 9月 パレコート 整備工事		11月24日 火災発 生 木造2階建 1,503m ² 焼失 12月 仮校舎10教 室建設	8月 事務室改造 他							3月 裏山整備工 事
45		9月 第2期校舎 内部改修工事	8月 校舎建設 (鉄筋コンクリ ート造3階建)	9月 校舎建設 (鉄筋コンクリ ート造3階建)	7月 プール建設 水道中区配水池 の立体化による	1月 講堂改造工 事						



図309 精道中学校の新築校舎

関として教育刷新委員会を設置させた。軍国主義・全体主義教育を排した民主主義教育実現のための審議が続けられ、修業年限三か年の中学校の設置と義務制・全日制・共学・校舎の独立・校長・教職員の専任などの中間基本案を作成した。以後各市町村から文部省に各地の実情に則した具体案が示された。

このような経過をへて昭和二十二年三月三十一日教育基本法（法第二十五号）（律）、学校教育法（法第二十六号）（律）が公布、四月一日施行され、わが国の戦後教育の基本理念と方針が確立されたのである。

学校教育法により、小学校（国民学校を改称）六年、中学校三年、高等学校三年、大学四年、さらに大学院を設ける教育体系がうち出された。小

表118 教育費決算額

年度	市費決算額 に対する割合 (比率%)	市教育費 1人当り支出 額(円)
昭25	31	2,003
26	24	2,170
27	22	2,114
28	16	1,770
29	16	1,687
30	24	2,924
31	16	1,962
32	21	2,367
33	12	1,712
34	11	1,674
35	16	2,609
36	21	3,301
37	20	3,641
38	19	4,272
39	22	5,325
40	22	5,828
41	30	9,529
42	21	7,219
43	17	7,124
44	16	8,540
45	21	11,139

(注) 昭和45年度については当初予算額

学校・中学校は義務制・男女共学とされた。本市では精道、山手両中学校が開設され、これとともに青年学校は廃止された。117表によって明らかのように、昭和二十五年前後まで、戦災復旧建設および新しく建設する工事があいついでおり、表118のごとく市費決算額にたいする教育費の比率も当時において高率を占めている。六・三制の義務年限の延長が、戦災復興事業費とともに市政を大きく圧迫していったことを物語るものであった。

地方財政と六・三制

戦後の地方財政は、新しい地方自治法の趣旨にもとづいてその自主性は尊重されながらも諸費の暴騰、戦災復興事業の推進、自治体警察、同消防署設置、新教育制度実施などによる支出の膨張のためきわめて困難に面していた。二十一年から、二十三年にかけて税財政制度の改正が重ねられたが好転せず、二十三年には地方財政の自主性・健全性の確保のために地方財政法が制定された。しかしなお地方財政事情はおもわしくなく、財政難のために市町村長の辞職するものがすくなくなかった。静岡県五八八人、京都府二二人、福島県二一人、愛知県一五人、三重県一三人、宮城県と奈良県九人などの例がある。財政難の理由として土木事業、新教育の実施があげられ、とりわけ新制中学校の建設費の捻出に苦慮して辞職した市町村長が、辞職数の約七割を占め、辞職者総数と比べて五割以上を占めているという状況であったという(兵庫県議会史第四輯 第一卷 四二頁)。

芦屋市では教育債を起債、昭和二十五年度末で一般会計債との比率は七一・一％である。昭和二十四年度から収益事業として競輪・競馬事業をはじめたが、収益率は復興事業、学校建設事業、住宅建設事業などに多く充当され、文教面への充当は119表のごとくであり、本市の特殊性を示している。さきの118表と対照するならば、比率の増大する年度には復旧整備のほか新設による建築か増築・改造の重なる事情が反映している。

表119 収益事業収入のうち文教施設充当額 (単位 千円)

年 度	競 馬	競 輪	計	文教施設充当	充当比率
24	8,167	9,802	17,969	8,328	46.3%
25	13,396	4,210	17,606	14,053	79.8
26	17,651	31,124	48,775	18,810	38.6
27	2,540	21,500	24,040	9,500	39.5
28	4,500	17,530	22,030	7,000	31.8
29	800	14,014	14,814	5,000	33.8
30	5,200	16,100	21,300	11,000	51.6
31	4,800	23,000	27,800	9,000	32.4
32	3,000	18,000	21,000	12,000	57.1
33	6,000	17,000	23,000	—	—
34	7,000	19,000	26,000	—	—
35	19,500	15,700	35,200	—	—
36	30,000	919	30,919	15,000	48.5
37	20,000	—	20,000	—	—
38	66,000	—	66,000	30,000	45.5
39	100,000	—	100,000	56,430	56.4
40	115,000	—	115,000	71,000	61.7
41	162,000	—	162,000	81,000	50.0
42	225,000	—	225,000	48,000	21.3
43	230,687	—	230,687	23,600	10.2
44	116,607	—	116,607	—	—
合 計	1,157,848	207,899	1,365,747	419,721	30.7

(「20周年記念誌」)

右のような市財政窮乏の事情から市立学校の復旧・新設の費用調達に当って (1) 市民の協力による「市立学校の復興並びに建設資金」の借入れと、(2) 「芦屋市学校施設組合」の設立を見たことは財政の苦難のりきり策として注意すべきことがらである。(1)は昭和二十三年に立案された。当初四〇〇万円を目標額とし、市長がPTA会長と覚書を交換し、PTA会長を通じて会員および一般市民から借入れたものである。一人平均一五〇〇円(一口五〇〇円で三口)、借入利息年八分(単利)、出資

表120 芦屋市学校復興並びに建設資金借入金

学校名	借 入 金 額		
	昭和23年度	昭和24年度	計
精 道 中 学 校	450,000	187,000	637,000
山 手 中 学 校	387,000	108,500	495,500
精 道 小 学 校	849,500	82,500	932,000
宮 川 小 学 校	559,000	54,500	613,500
山 手 小 学 校	1,088,500	40,000	1,128,500
岩 園 小 学 校	519,000	117,500	636,500
合 計	3,853,000	590,000	4,443,000
芦 屋 高 等 学 校	147,000	—	147,000
総 計	4,000,000	590,000	4,590,000

(「20周年記念誌」)

期間に応じて返済時に支払う、普通謝礼年四分八厘、特別謝礼は抽せんにより一万円・千円・一〇〇円を贈呈、返済は会員子弟の市立学校卒業時、市外転出者については転出時とされた。以上のような内容で表120のように昭和二十三・四両年度に四五九万円を借入れ、三十九年度をもって返済した。なお二十九年度山手中学校校舎建築第二期工事実施に当たっても不足財源分五〇〇万円を「第二期残工事促進募金委員会」を結成して調達し、工事を促進させるなど会員・市民の教育事業に対する熱意が示されている。ちなみに昭和二十七年三月二十六日に市が市広報委員(地域)一七八名に委嘱して行なった「納税実態調査」(一九〇〇戸に配布、一五六八葉回収、本人自筆密封、無記名)の結果によると、市税の滞納のあるもの三九%、滞納理由の生活費に使ってしまうもの四九%があるほどであるが、「納めた市税は何に多く使ってほしいと思いますか」にたいして、滞納のある者のうち四

五%が教育費、保健衛生費三七%、社会福祉費二九%、ない者のうち、教育費四七%、保健衛生費三六%、社会福祉費二五%で、以下両者とも土木費、警察消防費の順となっている(市事務報告)。(2)は悪化の一途をたどるのみであった市財政の実情では、二部授業もさげられない状況にせまられた市当局関係者たちは、この難局を打開するため、昭和三十年一月閣起債であるとの不評のあった本案の実施にふみきつた。一億二〇〇万円を目標としたが、途中政府の見解もあり、結果的には国庫受入れに決定して昭和三十二年五月七日組合を解散した。三十一年八月十五日の出資受入れ中止までに八四三八万四〇〇〇円が出資されており、最後の清算事務は翌三十三年六月までに完了した。

学校給食

戦前から給食は実施されていたが、戦後になり昭和二十二年一月から山手小学校・岩園小学校で補助給食として週二回(一食二円)の給食をはじめ、同年四月から精道・宮川両校もはじめた。芦屋市内の児童生徒の体位は「芦屋型」といわれる都会型であったが、市当局では学校教育の重点に「健康教育の推進」をかかげ、忍耐強くきめこまかに改善にとりくんだ。給食もその一環としての役割をになった。二十六年二月から週五日制の完全給食になった。単なる栄養補食が主目的でなく、あくまでも「学校教育の一環として」実施され、「(1)合理的栄養摂取、(2)望ましい食習慣の形成、(3)地域社会における食生活の改善」を目標とした。そして専任栄養士を各校に配置した。三十四年一月には調理従事者全員を市費負担に切りかえ採用し、そして「学校教育の一分野を担当する不可欠な職員である」ことの自覚と誇りをもつことを第一義として研修を行なっている。

市立幼稚園も昭和二十四年小学校給食と同じく実施した。当初は無償の脱脂粉乳であったが、同二十七年五月

表121 給食実施関係表

学 校 及 び 園 名	児童数 園児数	教 員 職 数	計	栄養士	調理員	計
精道小学校	1,543	57	1,600	1	6	7
宮川小学校	1,479	53	1,532	1	6	7
山手小学校	1,413	51	1,464	1	6	7
岩園小学校	1,228	45	1,273	1	5	6
合 計	5,663	206	5,869	4	23	27
精道幼稚園	280	12	292	昭45.4.現在 (「20周年記念誌」)		
宮川幼稚園	314	11	325			
山手幼稚園	202	8	210			
岩園幼稚園	200	9	209			
小槌幼稚園	160	6	166			
合 計	1,156	46	1,202			

に有償となったため一時中止された。同二十八年四月再開、同三十六年には給食補助員は市費職員として採用された。右のような市の努力は、昭和二十九年（一九五四）精道小学校が全国の健康優良学校特選校として表彰されたことにむくいられている。

PTA PTAは教育の民主化の一翼を分担するものとして昭和二十三年に発足したものである。従つてその会費は本来その運営・活動に使用されるべきものであった。しかし昭和三十九年度の全国PTA負担経費実態調査によると約七割が本来公費でまかなわれべき費目に消費されていることで明らかになうに、市財政の赤字累積期においては学校経費の援助に果たした役割が大きかった。PTA本来の使命にかんがみて

これに対する反省がおこり、ようやく正常な活動に移ろうとしているのが今日の段階である。

芦屋市においては二十三年、家庭会当時の芦屋市連合後援会を改称して、芦屋市PTAが結成され、芦屋市連合PTAとして発足した。戦災後の学校施設の復旧、六・三制の実施など、PTAが本市の教育環境に果たした役

割は大きい。とくに中学校校舎がはじめてできた当時、教育施設充実基金を設け、教具備品などの教育援助を行なっている。しかし三十四年芦屋市は「義務教育は、これを無償とする」との憲法の本旨から、市民に財政負担をかける方針をたて、PTA経費負担の軽減措置をとり、四十一年度には完全に負担を解消し、小中学校の会費全額は会の運営費にあて、PTA本来の社会教育関係団体としての活動に力を注ぐことになった。

教育委員会

新教育制度の実施にともなう「教育が不当な支配に服することなく、国民全体に対し、直接に責任を負って行なわれるべきである」という自覚のもとに、公正な民意による地方の実情に即した教育行政を行なうことを目的とする「教育委員会法」(法律第一七〇号)が昭和二十三年七月十五日公布された。

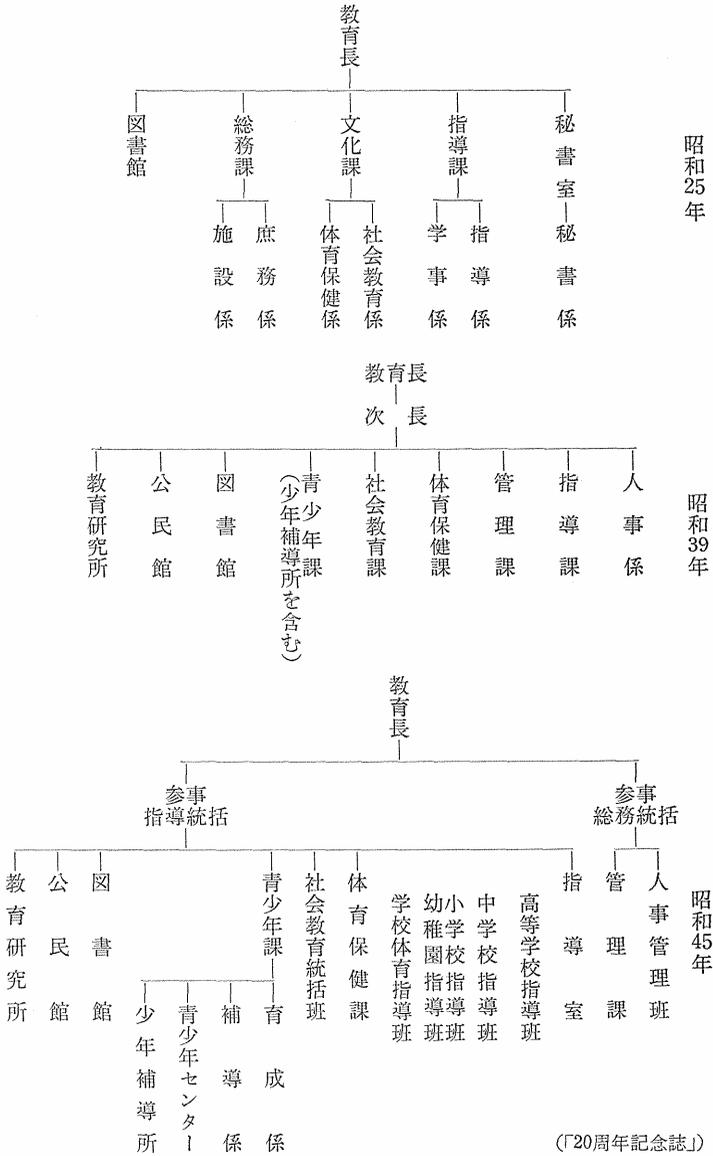
教育委員会は公選委員四名、市議会選出委員一名、計五名で構成された。任期は四年、ただし法にもとづいて公選による最初の委員のうち二名の委員は四年、他の二名の委員は二年とされた。

これにより同年十一月十日、初の教育委員選挙が行なわれた。投票総数一四、一八五票、有効投票数一四、〇五五票、無効投票数一三〇票であり、七名の立候補者のうち、四年委員二名、二年委員一名を選出した。第二回目の選挙は同二十七年十月五日執行された。

最初の公選四委員は、岩田宗太郎・高橋秀吾・長谷川利彦・松木兼一である。

この市民の直接選挙による委員選出も、同三十一年六月三十日に、教育の政治的中立と教育行政の安定の確保および一般行政との調和を図るためという趣旨に立つ「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の公布により、選挙によらず、地方団体の長が議会の同意を得て任命することになった。

表122 教育委員会事務局機構変遷



こうして、文教政策がふたたび中央集権化への道を歩む動きを示しはじめたが、三十二年に始まった教員の勤務評定の問題も同一路線にたつものであった。

公選委員の活躍の最大のもは戦災校舎の復旧にあった。教育委員会は行政上、市から全く独立した存在であったが予算は市から支出する。教育費の市財政に占める比率は非常に高いが、その上に膨大な復旧費が必要であり、市では補いきれないため、市と教育委員会は協力して県教育委員会や県知事に陳情、国庫補助や起債をうけるために東奔西走をつづけ、文部省や大蔵省に陳情し、補助金獲得のために苦心し、ひたすらに校舎建設に邁進したのであった。こうして各校の建築は他市町村よりもすぐれたものとなった。

委員会には、その職務権限に属する一切の事務を処理するための事務局をおき、委員会によつて任命される教育長（教育行政の専門職）がこれの統轄をすることになっている。委員会の組織の変遷は表122のとおりである。

教育研究所

戦前に児童相談所として出発した教育研究所は、戦後一時閉鎖した。その後昭和二十七年二月一日に指導課内に「児童研究所」として復活し教育長が所長を兼ね、課員がその業務を担当した。同年四月一日「芦屋市教育研究所設置規則」が制定され、同二十八年四月専任所長任命、同三十二年四月二日「芦屋市教育研究所設置条例（昭和三十一年度条例第五号）」が施行された。その特色は辛抱強い「教育相談」にある。昭和三十六年以来実施の生徒児童の工夫創作展はその創造性の涵養に刺激を与えている（「工夫創作研究集録」昭和四十四年度三集刊）。昭和三十五年には「所報」を創刊、いらい今日に及び、（昭和四十四年度一五集）研究所の意向がもりこまれてい



図310 市立芦屋高等学校全景

る。なお教育委員会発行の「芦屋教育」（創刊昭和二十九年）がある。昭和四十二年に機構を拡充して、教育課程研究部・教育相談部・保健体育研究部および科学教育研究部の四部、さらに学校教育に対応する社会教育の研究部を設け、社会教育主事がこれにあたっている。四十四年度には所員一〇名、研究員一二名の規模である。

学校施設の拡充

すでに表117に示したように、終戦後の学令児童生徒の急増の波が、それぞれの小・中学校の増築年度を早くさせた。また幼稚園も園児の増加と三か年保育の傾向が盛んとなったため計五園となった。また小中学校校舎の鉄筋化がおこなわれ、幼稚園も独立園舎となり逐次鉄筋化しつつある。

増加した生徒のうち、高等学校進学者は従来は戦時中に宮川小学校に仮校舎をもって出発した来歴をもつ県立芦屋高校に、あるいは周辺地域の高校へ進学していた。ところが市外より逆流入する生徒の増加などによって、逐次市内中学校卒業生徒の県立芦屋高校への入学率が押えられる傾向が増大してきた。父兄から市への陳情・請願も切迫した事情をしきりと訴え、市側もこれに応じて兵庫県教育委員会などへ具体的資料を携えて陳情交渉に当たっていたが、

表123 学校園教員と児童・生徒数

	S	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45
幼	教員数	15	15	16	24	23	23	23	22	22	23	24	25	25	27	31	31	34	36	36	36	36
	女子教員比率	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	67	92	92	92
	児童数	404	446	507	743	758	638	675	645	684	686	724	809	800	895	1,050	1,061	1,137	1,178	1,154	1,167	1,156
	学級数	11	11	12	18	18	18	18	18	18	18	19	20	20	22	26	26	28	29	29	29	29
小	教員数	112	124	133	125	129	137	137	144	150	150	146	143	138	135	133	135	141	146	154	161	165
	女子教員比率	39	37	40	38	39	38	39	40	38	38	38	37	39	40	41	44	47	49	50	49	50
	児童数	4,781	5,333	5,569	5,600	5,947	6,345	6,748	6,819	6,977	6,988	6,332	5,743	5,316	(40)	(40)	(36)	(37)	(43)	(42)	(40)	(42)
	学級数	112	103	105	107	114	120	127	127	130	130	124	121	117	(3)	(3)	(4)	(4)	(5)	(5)	(5)	(5)
中	教員数	61	60	69	68	72	82	83	88	79	79	84	83	94	94	89	87	86	85	83	82	84
	女子教員比率	20	18	23	15	17	13	26	16	18	14	17	17	18	18	21	22	22	22	23	22	25
	生徒数	1,792	1,941	2,176	2,348	2,753	3,030	3,974	3,120	2,752	2,735	2,895	3,527	3,401	3,904	(13)	(19)	(20)	(17)	(29)	(29)	(23)
	学級数	36	36	40	42	50	55	72	59	54	54	56	63	65	63	38	32	31	29	33	33	33
高	教員数	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	10	16	23	27	28	31	32	32	32
	女子教員比率	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	20	19	13	11	14	16	16	16	16
	生徒数	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	104	267	434	506	509	503	485	491	473
	学級数	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	2	5	8	9	9	9	9	9	9

•印は推定数注入

() は特殊学級および児童数

('20周年記念誌)

かねてからの念願でもあった幼稚園から大学までを芦屋市内で一貫して行なう方針に立ち、ついに昭和三十六年十月の市議会において、市立芦屋高校の新設を可決し、兵庫県教育委員会の許可をえて、昭和三十七年四月一日から開校した。

こうして幼稚園から高等学校まで、一貫して市立学校を備えるにいたった。その教員および児童・生徒数は123表のごとくである。昭和四十五年度現在女子教員の比率は幼稚園で九二%、小学校で五〇%、中学校で二五%と激増している。なお特殊学級は小学校で昭和三十八年以来、中学校で三十九年以来設置している。

今日の新しい問題点は、学区制であり、市長以下中学区制を要望している。兵庫県立芦屋高校、同武庫高校（県立芦屋高校に併設、定時制）があるほか、私立学校として芦屋学園、甲南学園（中・高）、運輸省所管の海技大学校がある。

県立芦屋高校 昭和十五年（一九四〇）四月に岩園尋常高等小学校の一部を仮校舎として旧県立芦屋中学校は誕生した。同十七年三月打出の市立第五国民学校新築校舎に移転、昭和二十年六月五日空襲で全焼し宮川国民学校に移ったが同校も八月五日に被災、同十月六日に武庫郡本山村本山第一・第二国民学校に移転し、落着かない草創期を送った。同二十二年三月芦屋市から市立宮川国民学校の校地校舎を兵庫県へ芦屋高校校舎として寄付しようやく定着することになった。同十月十四日移転を完了した。昭和二十三年四月学制改革により兵庫県立芦屋高等学校となった。以来設備の充実が進められるとともに、自律・自治・自由を教育綱領とし、生徒と教師の触れ合いを深めることに重点をおき、昭和四十五年現在一三六〇名が在学している。

私立学校

本市はすぐれた教育環境をもつところから、市内には多くの私立学校が設立され、ひろく阪神地方を対象にそれぞれ独自の教育活動をおこなっている。

〈芦屋学園〉 昭和二十年十一月、校舎の全焼に遭ったが、同年十二月には、西宮市苦楽園町の大阪郊外学園ですぐ授業を行なうとともに、六麓荘の地に校舎の復興に着手し、昭和二十一年九月に木造平屋建校舎が完成した。昭和二十二年四月、学制改革によって、芦屋高等女学校から、芦屋女子高等学校、芦屋女子中学校となり、また、昭和二十五年三月施行の私立学校法施行にもとづいて、財団法人「芦屋啓成会」を学校法人「芦屋学園」と改称した。

幼稚園を昭和二十八年四月に設置した。そののち、校舎もだんだん増築され昭和三十五年四月には「現代女性の創造」をめざして「芦屋女子短期大学」を開設した（家政・英文・幼児教育の三学科および家政学専攻科）。初代学長に福富正吉氏が就任した。さらに昭和三十九年四月には「人間の再発見」「人間の再形成」を教育目標として「芦屋大学」（教育学部）を開設し、初代学長に福山重一氏が就任した。昭和四十三年四月には芦屋大学院（博士・修士課程）を開設、同五月に体育館も竣工し学園は整備された。

〈甲南学園 芦屋校舎〉 大正七年十二月、平生鈆三郎氏が「人物育成」「個性尊重」を重んじた教育を行なうことを主旨として甲南学園を設立、神戸市東灘区本山町に甲南中学を創立した。同十二年一月七年制高校（旧制）創立、昭和二十二年四月学制改革により三年制高等学校および中学校を設置、同二十八年四月四年制大学開講、同三十八年四月に甲南大学（文・理・経済・経営学部）に成長した。

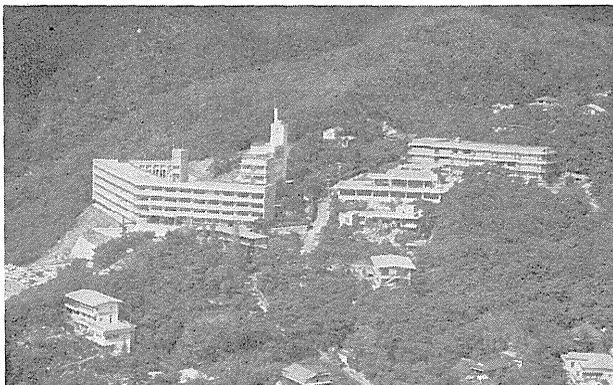


図311 芦屋大学全景

右のうち中学・高等学校は昭和三十六年五月から本市朝日ヶ丘町に建築工事を施し、同三十八年四月に東灘区から移った。同四十五年四月現在において、高等学校五五〇名、中学校五一五名である。

敷地約五万平方メートル。鉄筋校舎三棟・建坪約七二〇〇平方メートル。

海技大学校

船員に対する総合的再教育機関である海技専門学院として昭和二十年四月に発足したが、八月の再度の空襲によって全焼したため、二十一年一月戦時中普通船員の緊急養成のため設立された日本海運報国団の施設であった芦屋市西蔵町の施設を借用して本部を移した。二十三年四月、神戸市深江の海岸教室などが復旧したので本部を深江に移し、芦屋教場では職長講習を開講した。二十六年には通信教育も開始されたが、二十七年五月、国立神戸商船大学の設立によって、施設の全部と教職員の大半が同商船大学に移されたため校舎が

狭隘となり、やがて三十年七月、運輸省設置法の改正によって、芦屋市の現在地に移転し、翌三十一年六月、本館が竣工して学院の本拠が芦屋市に築かれることとなった。三十六年四月には校名が海技大学と改称された。以後、内部施設の整備も進められ、冷凍機やポンプ実験室・レーダー室など完成した。開設以来の卒業生数（四十

四年四月現在)も二万二〇九五名に達している。校地総面積一八、〇六三平方メートル、校舎等建物総面積は一四、五七二平方メートルで、練習船海技丸(ディーゼル機関四五〇馬力一五〇・八六総トン)を所有している(「創立十六年史」)。
(「海技大学要覧」)。

兵庫警察学校

警察官の新任教育や現任教育を行なう主旨で府県に一校ずつ設置されているものである。

本校の前身兵庫県警察練習所は、永く神戸市長田区細田町七丁目にあつたが、本館が戦災にあい不便をかこつてきた。戦後の新警察の教育方向を環境教育に求めていた県警察本部の意向は、芦屋市公安委員会をはじめ市当局・市議会の治安確保と教育施設の一つとしても誘致すべきであるという意向と合致し、昭和二十六年二月から四月にかけて諸準備が整い、四月二日仮校舎で開校式を挙行した。朝日ヶ丘町一七八番地に位置し、現校舎は昭和二十八年五月に完成をみた(是常長治氏資料提供)。

二 社会教育

社会教育行政

戦後の民主社会に教育上、大きな役割を果すようになったのが社会教育である。昭和二十年

(一九四五)九月、文部省は「新日本建設の教育方針」(訓令)によって国民道徳の昂揚、文化国民としての教養の向上、体力の増強を強調し、青少年教育、成人教育など社会教育全般の振興を明らかにした。二十二年三月には「教育基本法」が、二十四年六月には「社会教育法」が制定されて社会教育行政の任務が明らかにされた。

この間芦屋市では二十年十二月、芦屋市婦人会の誕生をはじめ、陸上競技協会・美術協会・連合青年会・体育

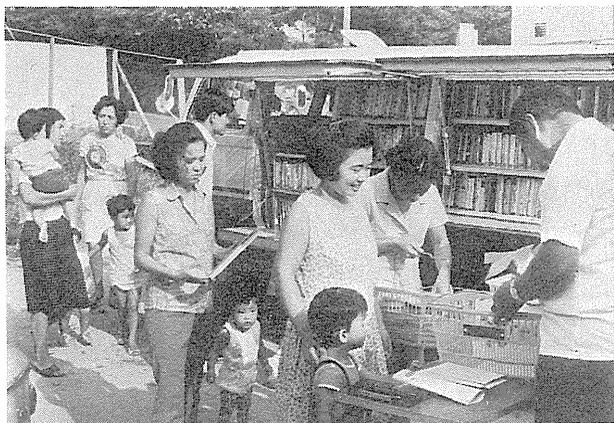


図312 巡回文庫の活動

会・水練学校・PTA連合会など社会教育関係団体の発足をみた。社会教育行政事務は二十二年六月から、教育部社会教育課が担当し、これら関係団体の協力を得て第一回の児童芸術祭や美術展覧会・駅伝競争・総合体育大会などが開催された。

二十五年十二月には本市の教育行政上、画期的な教育委員会の発足をみ、事務局に文化課がおかれ、社会教育係が設けられた。二十六年には社会教育委員のほか社会教育協力員が委嘱されるなど、社会教育振興のための積極的な施策が進められるようになった。

市立図書館

市民の教養・文化の向上に社会教育施設を通じ、いち早く貢献した市立図書館は昭和二十五年の「図書館法」の制定に先がけて二十四年五月に前田町一番五号、仏教会館三階を借用して事務室・児童室・一般室に改装して開館した。閲覧者の増加にともない良書展・市民見学会・各種講座などの諸行事を行なったが、やがて蔵書数や利用者の増加によって二十九年二月、小槌町二番地の石造二階建洋館の建物と敷地を買収し、独立の図書館として改装、移転した。

市立図書館の特色は武市洋初代館長が寄贈した数千冊の古典文学蔵書をはじめ、図書館活動へ積極的な協力を

している芦屋読書人クラブの三、二〇〇冊におよぶ寄贈図書やスポーツ図書として著者な「田尾スポーツ文庫」の開設があげられる。

三十七年から図書の開架閲覧方式も行なわれるようになり、遠い地域の市民の利用のために四十年六月から自動車巡回文庫の運行を開始した。四十四年末にはその利用者数も二、四〇六名、利用冊数二七、六五七冊、駐車場七〇か所となり、市民への読書振興に寄与している。このほかの図書館活動として芦屋点字友の会による「点字広報」の発行や芦屋史談会との共催による見学会や文化講座の開催、図書館分室や読書談話室の開設など幅広い活動を展開している。

昭和四十四年末における蔵書数六六、一七七冊、年間利用者五六、四七〇人、一日平均閲覧者一九五人を数えるにいたっている。

公民館 さらに本市の社会教育活動の中心的施設として成果を高めてきたのが公民館である。公民館に法的根拠を与えた社会教育法には市町村の公民館設置の目的を「地域住民のために實際生活に即する教育・学術文化に関する事業を行なう」と規定している。

芦屋市では昭和二十八年三月、芦屋市立公民館設置条例が可決され、四月に川西町の教育委員会事務局の集會室を利用して開館し、その運営のために公民館運営審議会委員（委員一四名）が設置された。翌年三月、市立図書館が小槌町へ移転したあとの仏教会館三階に移転するとともに市立精道中学校内にも打出分館を開館することによって、各種成人教育の充実、グループ育成に努力が払われた。一方、婦人会・美術協会・茶華道協会・短歌

会など公民館と連けいの深い社会教育関係団体も多くなり、各種展示会・業平祭や文化祭などさまざまな文化活動を展開するようになった。公民館の条件整備の中でもとくに視聴覚教材の整備には重点がおかれ、三十五年には公民館に視聴覚ライブラリーの発足をみた。

三十八年十一月、業平町に市民会館の完成とともに公民館も併設された。

経済社会の発展にともない都市化問題・青少年問題・公害問題など社会生活の急激な変ぼうはますます社会教育への要請が高まり、施設の拡充整備とともにその事業内容も婦人学級・成人学校・青少年教育など組織的継続的な学習活動が多くなった。特色のある事業として若いお母さん教室・芦屋大学との提携いによる婦人大学・老人グループの育成・視聴覚教育ライブラリーの活用などがあり、関係機関や他団体との協力を深めながらその活動領域の拡大に努力が続けられている。

社会体育

本市の社会教育活動のなかで、健康芦屋をクローズアップするにふさわしい特色をもつ社会体育活動は青少年指導者の養成と体育諸団体の育成に重点がおかれ、各種体育行事には市民総合体育祭・水練学校・陸上競技・野球大会・登山などのほか、婦人健康体操・婦人バレーボールなどの婦人スポーツ活動も活発に行なわれている。とくに昭和二十三年十一月、芦屋市体育会（後に体育協会に改称）の創設は著名なスポーツ関係者が協力し、市の体育行事に積極的に協力し、三十一年十一月の第一回国民体育大会における庭球の誘致、体育施設の建設や市民体育祭の推進など芦屋市民の健康増進に多大の貢献をしている。

青少年対策

芦屋市の青少年対策は青少年の健全育成をはかるため、その組織づくりからはじめられた。戦

後まもなくの二十二年十二月少年団体連絡会の結成にはじまり、連合青年団・スカウト育成会・こども会連絡協議会・芦屋市少年団などの結成によって青少年活動も活発化した。三十四年六月には芦屋市青少年問題協議会条例が公布され、青少年問題協議会（委員三〇名）が誕生し、青少年育成補導の強力な推進母体となった。青少年



図313 青少年センター

の健全な活動の場である施設も三十四年六月、兵庫県芦屋ユース・ホステルが奥池に建設され、三十九年五月には市立青少年センターが川西町の旧市立芦屋高等学校の仮校舎を改造して開館し、青少年の自主活動の場を提供するようになった。四十三年には野外活動センター建設のため、八幡谷周辺四万平方メートルを借受け、四十六年から本格工事着工のための計画が進められている。

勤労青少年対策は公民館が三十五年から青年教室を開設し、翌年には市内のお手伝さんを対象としたひまわり学級を開設、四十二年十一月から「働く若人の日」を制定するなど、勤労青少年の余暇の活用をはかった。四十三年四月に勤労青少年教育の所管が公民館から青少年課に移管されたのを機に「勤労青少年教育協力会」を組織するとともに、「勤労青少年グループ連絡会」も結成され、野外活動・研修会をはじめ趣味やスポーツの集いなど幅広く

表124 社会教育活動およびその施設などの利用状況

項目	利用 する	利用しないおよびその理由							
		知らな かった	時間 都合で	内容・ 施設 が貧 弱	場所的 に不便	申込 が満 断れ た	関心 がな い	その他	計
公民館の行事	36.2	14.7	22.5	1.1	5.2	0.9	12.4	7.0	63.8
公民館（市民 会館）集 室など の施設	35.4	13.2	12.0	1.9	4.6	0.6	14.6	17.7	64.6
青少年に 関する 行事	10.1	29.2	14.0	1.5	1.8	0.3	20.1	23.0	89.9
青少年セ ンター ・ユース ホステ ルの施 設	12.7	20.8	10.9	1.1	6.0	0.6	23.4	24.5	87.3
各種の 体育 行事	11.3	19.9	24.3	1.7	1.9	0.3	21.5	19.1	88.7
各種の 体育 施設	36.0	9.6	11.4	1.9	8.2	1.7	15.8	15.4	64.0
図書館	35.7	9.1	16.5	3.4	11.4	0.3	9.3	14.3	64.3

(昭和43年芦屋市総合世論調査)

い活動が行われている。

社会教育関係団体の活動

社会教育事業

を行っている団体にはPTA・婦人団体・一般成人団体・青少年グループなど多種多様である。本市でも教育委員会はこれら団体の自主活動を尊重しつつ社会教育活動を推進してきた。

終戦直後の昭和二十年十二月、芦屋市婦人会（会長広瀬勝代）が結成された（第七章第三節（一）参照）。

二十二年五月には荒廃した人の心を茶華道によつて回復することを念じ、芦屋市茶華道協会（会長杉岡藤右エ門）が設立され、斯道の発展に尽した。

二十三年四月には阪神間に先がけて芦屋市美術協会（代表吉原治良）が発足して、市展や童美展の開催のほか講習会・写生会など

の芸術活動を展開した。ことに芦屋市展は遠方からの出品者も多く国際的な画家も輩出して、特色ある美術展として、市民文化の向上に貢献している。

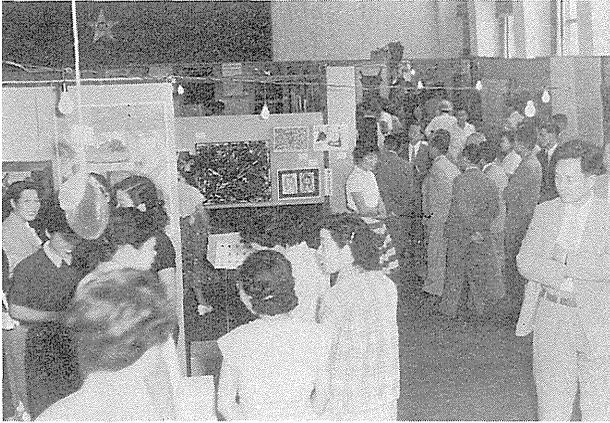


図314 芦屋市展風景（昭和33年）

二十三年には芦屋市連合青年会（会長神田清）が結成され、スポーツ大会・演劇研究会・指導者講習会など開催された。翌年には先述の体育協会の創設をみた。

二十八年九月、婦人と子どもの幸せを守り、民主的な社会を築くことを目的とした、あすなる友の会（会長池辺節子）が結成された。あすなるの名称は一本では目立たなくとも群生すれば美しい山林になるという「翌桜（あすなる）」の姿に思いを託して名付けられた。初期の活動は生活困窮者への内職の世話をはじめ、市営浴場の改善、下水・道路の整備などを市へ陳情、また黄変米配給の反対運動、原水爆禁止運動、被爆者救援活動、教育環境を守るために、ヘルスセンター設置反対運動や市立芦屋高校新設運動など実際活動が続けられた。定期的行事としては読書会・綴方教室・コーラス・手芸など実際生活に密着した活動が続けられている。このように本市の社会教育活動の活発化は社会教育関係団体の自主的な活動に負うところが大きい。

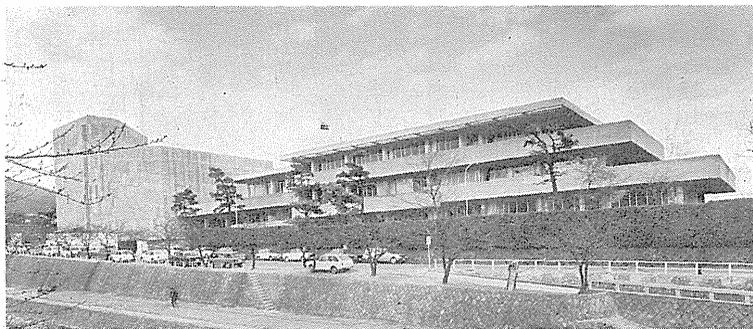


図315 市民会館とルナ・ホール

教育委員会へ登録された昭和四十五年現在社会教育関係団体数も一〇四団体・会員数三八、五九一人の多きにのぼっている。また昭和三十八年、教育委員会で刊行された「芦屋市社会教育調査報告」（神戸大学津高 正文調査報告）および教育委員会の諮問事項「市民全体が社会教育に深い関心をもち、これを近代的にいつそう高めるにはどうすればよいか」（昭和四十一年四月）、「本市の社会教育関係団体の活動を助長し、住民の自主的な社会教育活動を活発にするにはどうすればよいか」（昭和四十二年十一月）に対する社会教育委員の会議の回答は公教育から私教育への計画的移行など本市の社会教育行政の進むべき方向が追求されている貴重な分析資料となっている。

市民会館 芦屋市民の集会利用のための場所として建設された。昭和三十三年（一九五八）九月に建設準備事務局を設置して位置・構造などを企画検討していたが、業平町八番二四号の旧公会堂跡に建設することを決定、第一期工事を昭和三十八年二月一日に着工、同年十一月二十日竣工、第二期工事を昭和四十三年一月十五日―同年七月五日、第三期工事を同年十二月二十四日―同四十五年三月十日に竣工した。公民館も併設している。利用者本位に設備が施され、個人・団体・女性向きに、それぞれ配慮

されている。とくに第三期工事では「ルナ・ホール」が円形舞台としても利用できる多目的公演場として建設された。

敷地面積四二八七平方メートル、建築面積二三九五平方メートル弱、延面積六六九〇平方メートル強の鉄筋地上四階・地下一階の規模を誇っている。総工費五億五〇八万余円。

〈地区集会所〉 それぞれの地域の人々が相互に親睦をはかり、文化活動を増進する場所として集会所が三か所設けてある。

打出集会所	打出南宮町一六三	和 (A・B) 洋 (A・B)	和 (A・B) 洋 (A・B)	併用可 計六室	昭和四十年十月一日竣工
翠ヶ丘集会所	打出翠ヶ丘町一〇七	和 (A・B)	併用可、洋	計四室	昭和四十二年三月竣工
竹園集会所	竹園町八七	同	右		同 右

『芦屋市史』の刊行

芦屋市では昭和二十五年、教育委員会の設置によって事務局に新たに文化課がおかれ、文化財関係事務を所管することになった。戦災によって芦屋市は多くの文化遺産を焼失し、また戦後の社会的混乱は貴重な歴史上の諸資料を散逸した。しかし文化都市再建を願う多くの市民の気運の高まりによって、文化財保護の必要性が認識されてきた。二十六年、教育委員会は松木兼一教育委員・三枝秀行教育長をはじめ、多くの市民の協力を得て、当時史学界の権威であった魚澄惣五郎博士に委嘱し、武藤誠・有坂隆道・末中哲夫各編集委

員によって、阪神間に先がけて芦屋市史編集事業を開始した。戦前から村誌編纂が企てられていたが、ようやくここに実現することになった。翌年には「芦屋市史関係史料展」も開催され、戦後はじめて市民の目に貴重な芦屋の歴史史料が紹介された。芦屋市史の刊行は昭和二十八年から三十六年までの間に「芦屋市史年表」、「本編」「史料編一」、「史料編二」、「拾遺」が刊行された。市史編集のために行ったさまざまな調査活動はその後の芦屋市の文化財保護行政に大きな指針を与え、市民の努力によって貴重な文化財が損傷されることなく大切に保存されている事例もしばしば発見されたのである。芦屋市三条会によって保存されている江戸時代以来の多くの古文書・古絵図は、市の歴史をみる上に、重要な史料である。

市史編集で得た貴重な経験はその後の文化財保護行政に生かされ、調査活動や史料展の開催など相ついで行われるようになった。三十二年には郷土愛の理念にたつた芦屋史談会が結成され、かつて芦屋の名勝であった潮見桜の四代目植樹や歴史に関する研究会・見学会などの活動も行うようになった。

文化財の保護と研究 戦前から、わが国の文化財保護行政は明治四年（一八七二）「古器旧物保存方」にはじまり、昭和八年（一九三三）「重要美術品等ノ保存ニ関スル法律」等で次第に整備されてきたが、第二次世界大戦によって、すぐれた多くの文化財を焼失、破壊されたこと、また昭和二十四年（一九四九）一月二十六日、法隆寺金堂内の壁画の焼損によって、文化財保護は大きな危機に直面した。このため、「旧蹟法」を廃止して、文化財が貴重な国民的財産として保護されるよう、二十五年五月に「文化財保護法」が制定公布されるとともに国の行政機関として文化財保護委員会が設置され、都道府県・市町村の教育委員会はそれぞれの地域の文化財保

護の行政事務を所管するようになった。

〈調査と指定〉 三十一年頃から市内に宅地造成やその他の土木工事がしばしば行われるようになり、埋蔵品の出土や遺跡破壊のおそれが生じたので、施工者との計画変更の折衝や工事前の調査が次々に行われた。おもな例は市内山麓に群在する八十塚古墳（三十一年～三十四年）や朝日ヶ丘遺跡（三十九年）、芦屋廃寺（四十一年・四十三年）の発掘である。また三条町の市立山中学校裏山にある弥生式時代の山頂式集落址として知られている会下山遺跡は三十一年から三カ年間発掘調査が続けられ、調査参加者延数百人に及ぶ本格的な学術調査がなされた代表的な例であり、発掘後も維持管理が行われ、復原住居もたち、行楽シーズンには見学者も多い。このような埋蔵文化財の貴重な記録は「芦屋市文化財調査報告」として昭和三十四年から四十五年三月にかけて第一集から第七集まで刊行されている。

兵庫県の文化財指定が行なわれるようになったのは昭和三十五年からであるが、芦屋市内では「会下山遺跡」が県史跡に、同三十八年には「伝芦屋廃寺塔心礎」が県重要文化財にそれぞれ指定された。なお昭和三十三年誕生した「芦ノ芽グループ」は市内の文化財パトロールをはじめ、近隣市の文化財調査への協力など、阪神間でも歴史研究を中心とした特色ある存在として注目されている。

三十三年三月、芦屋唯一の国指定の天然記念物「六甲クログネモチ」（昭和九年指定）が指定解除となった。往時はコウモリ傘のように枝葉をのびし、高さ二〇メートル、幹周三・五メートルの偉容を誇ったが、老衰のため枯死したのは惜しまれる。

〈保存と公開〉 市史編集事業によって収集された諸史料、および埋蔵文化財調査によって得られた出土品や関係資料を保存して分類整理を続ける必要が生じてきたことから、調査に関係した多くの人たちの切望と協力によって、昭和三十四年郷土室が生まれ、川西町の旧教育委員会庁舎の一室がこれにあてられた。同三十八年市民会館建設にともない、教育委員会の分室として新たに「芦屋市郷土史料室」が設けられ、市民会館設置条例によって、展示ホールにおける文化財の展示公開も認められた。市民や各地の研究者の好意で資料の寄贈・寄託も増し、一般市民が身近かなものとして文化財に接する機会にめぐまれるようになり、今日に至っている。

〈財団法人黒川古文化研究所〉 (打出春日町三四番地) 「ひろく中国と日本を主とした東洋の古文化を調査研究して、その正確な知識を広く世に普及して社会文化の発展に寄与する」を目的として昭和二十五年十月設立、黒川幸七氏が収集された中国・朝鮮及び日本の鏡・銅器・陶磁器・書蹟・刀剣とその付属品など広範囲にわたる考古美術資料を収蔵している。それらの中には国宝・重要文化財も多く、神戸市東灘区住吉町の白鶴美術館とともに阪神間における東洋古代考古美術資料のコレクションの双璧として知られており、毎年春・秋の展観と講演のほか夏季講座も開催されている。

〈滴翠美術館〉 (山芦屋町六〇番地) 昭和三十九年六月、財団法人として創設された山口文化会館が、設立した美術館(博物館相当施設)である。収蔵する美術品は、故山口吉郎兵衛氏が収集した御所・江戸大奥に関係する人形・羽子板・「うんすんかるた」などのほか、京焼・紀州焼などの国焼類をはじめとする美術工芸品の類で、同夫人山口チカ氏から寄贈されたもの、年間数回の展示をおこない、内外の研究者・美術愛好者の来観する

ものが多い。近年には陶芸研究所「芦屋滴翠窯」も併置されて市内を訪れた外国人の利用や見学者も多い。

第五節 財政の推移

地方財政の改革

わが国の地方財政のあり方は戦前においては中央依存主義により一貫し、したがって地方

税源は国税の付加税にすぎず、きわめて貧弱であった。戦後新憲法によって地方自治権の拡充が指向されることもない、地方財政制度もその方向にそって改革が行なわれた。すでに第二節以降にみたごとく、諸種の理由が重なって戦後の地方公共団体の直面する財政事情はきわめて悪く、まさに破綻^{はたん}の状況を呈していた。地方財政の自主性の確立のために、昭和二十一年（一九四六）から二十三年にかけて数次にわたり税制改正が行なわれ、その結果として国と地方の財政関係の基本原則を完全分離確定することを目的とした「地方財政法」（昭和二十三年法律第一〇九号）の制定をみた。しかし現実にはなお地方財政の苦境は続いた。二十四年にいたってアメリカのシャウプ博士を団長とする使節団が日本の税制改革に来日し、直接税を中心とする財源の充実を勧告した。すなわち地方税の改正（＝税源の拡充と独立税主義の確立）・地方財政調整交付金制度の改正・政府補助金の整理・地方債発行の認可制度の廃止の四項目についてであった。この勧告にもとづいて地方税制改正^{昭和二十五年法律第二〇号}も行なわれたが、予算措置が不十分のため地方財政の好転は望まれず、その他の項目についても同じく積極的な実現はみられなかった。昭和二十六年には地方税法の改正^{法律第九五号}が行なわれ、市町村民税については個人のほか法人にも課税され

表125 芦屋市市税収入状況

区分 年度	人 口	税 収	地方交付税	計
昭和20	31,098	460	140	600
21	34,037	1,687	358	2,045
22	37,033	5,494	4,303	9,797
23	38,966	21,393	15,455	36,848
24	41,531	47,609	21,192	68,801
25	42,951	142,929	11,650	154,579
26	46,562	182,041	4,695	186,736
27	48,484	240,094	1,000	241,094
28	52,008	270,489	1,000	271,489
29	54,018	279,527	—	279,527

(昭和30年芦屋市勢要覧)

ることになった。地方公共団体の歳入事項の仕訳は、地方税・地方財政平衡交付金・国県支出金・地方債・その他の収入および前年度繰越金により構成されることになる。

芦屋市の財政

(1) 赤字累積期 昭和二十年の戦災復興期

から昭和三十年までの時期である。戦後の激しい物価騰貴と、それにとりまなう市民の生活困窮、そして市税の納付率の低下(表125)が市財政の歳入額に大きな影響を与えた。また戦災復興事業・ジェーン台風被害復旧事業・職員の給与べーす改訂・新学制による校舎の建設、また地方自治法にもとづく警察・消防の設置などが貧弱な地方財政を危機に追いこんだ(表126)。

市では昭和二十一年以降の税制改正に併行して税の新設・増徴にとりまな。とりわけ昭和二十四年の改正では、県税に価格の五・七五倍に引き上げ、住民税では四五〇円を七五〇円とした。結果は一人当り税額の倍増・税率の低下となつてあらわれた。旧法下最後の昭和二十四年度では税目が県税附加税二〇種類・独立税(ミシン税・楽器

表126 地方債在高に関する調べ（昭和25～29年度末）

（単位 千円）

区 分	2 5	2 6	2 7	2 8	2 9
一 般 事 業	29,890	52,896	67,382	81,979	84,828
教 育 費	16,280	34,662	44,581	50,254	50,384
小 学 校	280	7,265	15,251	17,029	16,347
中 学 校	16,000	27,397	29,330	33,225	34,037
普 通 土 木 費	10	6	3	2,000	1,570
住 宅 費	13,600	16,728	20,798	26,225	24,549
失 業 対 策 費		1,500	2,000	2,000	4,825
消 防 費				1,500	1,500
保 健 衛 生 費					2,000
災 害 復 旧 費 (対 策)	3,500	5,000	6,454	6,373	7,617
土 木 費	500	2,000	3,500	3,500	4,435
教 育 費	1,500	1,500	1,454	1,405	1,814
保 健 衛 生 費	500	500	500	468	433
住 宅 費	1,000	1,000	1,000	1,000	935
戦 災 復 旧 費	24,600	27,616	28,739	33,430	35,448
小 学 校 費	23,530	25,095	24,334	23,174	23,895
都 市 計 画 事 業 費	1,070	2,521	4,405	10,256	11,553
一 時 支 払 資 金	800				
小 計	58,790	85,512	102,575	121,782	127,893
公 営 企 業					
上 水 道 費	210	144	32		
浴 場 費	1,630	1,120	578		
病 院 費	10,000	18,000	29,000	27,830	26,584
小 計	11,840	19,264	29,610	27,830	26,584
合 計	70,630	104,776	132,185	149,612	154,477

税・使用人税・余裕住宅税・庭園税・タンク税・娯楽施設税など）一八種類計三八種類をかぞえ、歳出増加にもなう歳入の補てんに苦慮した実情を物語っている。

昭和二十五年（一九五〇）のシャウプ勧告にともなう改正で、右記の付加税は廃止され、市民税・固定資産税・自転車税・電気ガス税・釐産税・木材取引税・広告税・入浴税・接客人税の一〇種目に限定された。昭和三十年度には市民税・固定資産税・自転車荷車税・たばこ消費税（源泉徴収）・電気ガス税（同）の五種類に減じている。なお昭和四十五年現在ではこの他に目的税として都市計画税が加えられている。シャウプ勧告の実施は税目の整理を進めたが、税源が少ない小規模な地方公共団体においては主要税目の市民税・固定資産税は倍ないし三倍の増徴となり、昭和二十五年（四月一日〜十二月三十一日）では、調定に対する収入歩合は普通税七五％、二十六年五月三十一日現在で同八四％、二十七年十二月三十一日現在で同八四％であり、滞納漸増の傾向があらわれ、市側も八四％が徴収の限界率であると判断し、徴収方法を工夫した（納税組合の奨励・納税くじの実施、振替貯金口座加入、臨時市税取扱所増設など）。しかし滞納繰越額は漸増し、二十七年までは旧法分のこげつき滞納を含み市税の五分の一となり、翌年度の予算執行に支障を与え始めた。市では整理主義・徴税徹底主義に立つて執行停止・処分励行のほか臨時徴税本部を設け税率向上につとめた。ようやく三十年に入つて納期内納税が増加の兆をみせはじめた。徴税旋風をまき起すばかりでなく、市当局も予算の縮減を試み、二十九年には単年度として約一〇〇〇万円の黒字を生じたが、同年度現在において前述の諸事情による赤字の累積は（表127）は一億円を超した。同年の地方制度改革による自治体警察の県警移管は税収約五〇〇〇万円の減少を来し、財

表127 普通会計決算額（歳出）（昭和20～29年度）（単位 千円）

年度	前年度 繰上充用 金	消費的経費			投資的 経費	公債費	合計	純歳出 総額	収 支 過不足額	（単年度）
		人件費	その他	小計						
20	—	629	1,011	1,640	392	61	2,093	2,093	1,139	27
21	—	2,028	2,278	4,306	5,111	37	9,454	9,454△	437△	1,576
22	437	9,220	6,828	16,048	15,925	367	32,777	32,340	2,400	2,837
23	—	26,084	22,767	48,851	48,426	2,112	99,389	99,389	693△	1,707
24	—	42,163	42,830	84,993	43,930	6,892	135,815	135,815	567△	126
25	—	61,239	73,106	134,345	134,556	6,715	275,616	275,616△	31,223△	31,790
26	31,223	94,631	94,810	189,441	176,198	8,841	405,703	374,430△	50,016△	18,793
27	50,016	133,797	102,990	236,787	159,936	13,265	460,004	409,983△	80,293△	30,277
28	80,293	163,221	121,884	285,105	158,341	17,832	541,571	461,278△	144,917△	64,624
29	144,917	153,493	111,580	265,073	107,563	21,030	538,583	393,666△	133,647	11,270

（昭和30年芦屋市勢要覧）

政に大きくひびいた。この間にあって競輪（昭和三十四年度まで）・競馬事業の繰入金（年間平均約二〇〇〇万円）は住宅・学校建設などの事業に多くの寄与をした。

(2) 財政再建 芦屋市の場合と同じ状態にある地方公共団体が全国に拡大したため、政府は「地方財政再建促進特別措置法」を昭和三十年十二月二十九日（法律第一九五号）に施行した。芦屋市では昭和二十九年下半期において自主的に財政再建五か年計画をたてて十二月二十日市議会に提案した。その後さらに検討を加えて「財政再建整備特別措置条例」を立案し、市議会総務委員会に提案した。これに対して賛否両論が出され、市職員組合などからの強い撤回申入れもあり、昭和三十年三月二十九日の市議会議員総会において撤回した。同三十年代予算は右の主旨により編成されていたため市議会で無修正可決となり執行された。そして同三十年六月十七日には右特別措置法反対の決議が行なわれ、政府関係各方面へ決議書が提出された。右のような事情であったが、市は三十一年度から特別措置法の適用をうけ

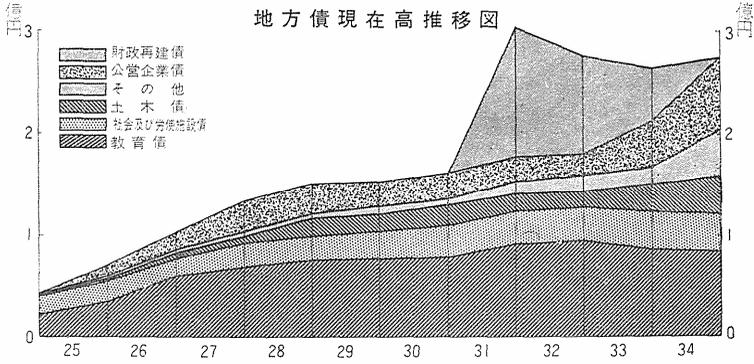


図316 地方債現在高推移図

ることとなった。この適用をうけるにあたり、市議会からつぎの付帯決議が行なわれた。

一、赤字額については全額再建債として確保するよう努力すること。

二、公共事業費・社会事業費および人件費に不当の削減を加え市民サービスの低下を来さないこと。

三、市税・使用料・手数料などの増率による市民負担の増嵩を来さないこと。

四、再建計画についてはその後といえどもその計画に止まらないで常に計画内容の改善に努力すること。

五、地方団体の自主性と自主財源の確保を図るため地方行財政制度の改正に最大の努力をすること。

この主旨にそって昭和三十四年度における再建計画完了まで八回にわたる計画変更を行ない、一か年度短縮して再建を遂行した(図316)。

昭和三十六年度には戦災復興事業も清算し、人口も昭和三十五年度

表128 市税の内訳率

年度	内税	市民税	固定資産税	電気ガス税	たばこ税	軽自動車税	都市計画税
		%	%	%	%	%	%
37		67.0	22.4	4.9	2.7	0.3	2.6
38		68.6	21.4	4.2	2.8	0.3	2.7
39		69.0	20.6	3.9	3.5	0.3	2.6
40		71.6	21.0	2.1	2.0	0.3	3.0
41		68.25	21.10	3.57	3.18	0.29	3.61
42		68.5	20.3	3.3	3.4	0.3	4.2
43		68.1	20.8	3.0	3.6	0.2	4.8
44		69.2	19.2	3.1	3.3	0.2	4.3
45		67.0	21.0	2.8	3.2	0	5.4

国勢調査五万七〇五〇人、同四十年国勢調査六万三一九五人、同四十五年国勢調査七万〇九三九人と増加、各年度の収支も順調な歩みを示している。市税内訳に端的にあらわれているように、市の今日の行政姿勢は都市計画に指向されている（表128、表129）。

表129 費目別構成比率 (単位 千円)

	44年度 (決算)	構成費	45年度 (45.7.31) (現計予算額)	
			構成費	構成比
		%	%	%
総額	3,446,872	100	3,672,038	100
議会費	85,503	2.5	88,720	2.4
総務費	994,761	28.9	785,475	21.4
民生費	221,656	6.4	245,145	6.7
衛生費	521,852	15.1	525,263	14.3
労働費	102,672	3.0	103,699	2.8
農林水産業費	6,582	0.2	6,864	0.2
商工費	26,112	0.8	28,803	0.8
土木費	686,339	19.9	904,097	24.6
消防費	98,836	2.9	102,508	2.8
教育費	556,880	16.2	741,236	20.6
公債費	108,547	3.1	132,228	3.6
諸支出金	37,132	1.1	—	—
災害復旧費	—	—	1,000	0.0
予備費	—	—	7,000	0.2

第六節 社会福祉と生活環境

社会福祉

精道村の当時から住民の生活と環境を維持することにとめていたが、市に移行してからもこの方針はうけつがれた。社会事業として救護法にもとづく方面委員は、戦時下における出征軍人の遺族、遺家族あるいは母子家庭の生活に支障のないように生活保護の確保にとめていた。戦後は戦争被害者（戦没・戦傷・引揚）や失業者の厚生補導その他各種の保護に当った。

昭和二十二年五月三日に施行された「日本国憲法」第二五条の国民の最低生活の保障、生存権の保障および国民にたいする社会福祉・社会保障と公衆衛生の保持・向上に関する義務規定は、従来の救護法や母子福祉法だけでは不十分であり社会事情を反映し、日本国民の生活が広範囲に守られなければならない保障を認めたものであった。

今日国民の社会保障に関する法の規定は三〇種類を超えるが、なかでもいわゆる社会福祉法六法とよばれているものが主なものである。すなわち「児童福祉法」（昭和二十二年十二月十日、法律第一六四号）、「身体障害者福祉法」（昭和二十四年十二月一日、法律第一三三号）、「生活保護法」（昭和二十五年五月四日、法律第一四四号）、「精神薄弱者福祉法」（昭和二十五年三月三十日、法律第三七号）、「老人福祉法」（昭和三十八年七月十一日、法律第一三三号）、「母子福祉法」（昭和三十九年七月一日、法律第二一九号）の各法であり、法律の範囲において生存権を支えることを目的とする。その他健康保険、失業保険、年金、補償、職業訓練、住宅などに関するものが、それぞれ生活の各分野にわたって一応並行施

行されている。

生活保護

戦後の社会事情の激変によって広く保護・救済を行なう必要が生じたため、昭和二十一年九月九日「生活保護法」が公布施行(同年十月一日法律第一七号)され、民生委員令の公布により従来の救護法による救護は同年九月末日をもって廃止となり、従来の方面委員に代つて民生委員が誕生した。

恩賜財団同胞援護会芦屋支会および傷夷軍人会を改組した協助会芦屋市分会も新しい法の趣旨を生かすための協力を行なった。当時の社会事業施設として三田谷治療教育院(特殊児童保護・打出楠町)・阪神更生協会(授産・公光町)があった。児童福祉法の制定により民生委員の任期は同二十三年三月一日限りとなり、改めて児童委員を兼ねた新生民生委員が選出されることになり、同年七月二十九日の民生委員法(法律第一九八号)の施行により毎月一回民生委員協議会を開催し具体的活動方策を検討した。同年五月二十八日には市立授産所を発足させ三九人にそれぞれ一週間の授産見習を実施した。その後社会的経済的事情が一層はげしく変動し、法の欠陥が認められたので、新憲法の趣旨にもとづいて全く新しい内容の「生活保護法」が昭和二十五年五月に誕生したのである。市当局では、この新法運用の適否は国民生活の安定に影響するところすこぶる大なるものがあるから過去の経験を最大限度に活かしこの法律施行に関する諸般の準備を周到綿密に行うと共に、広く改正の趣旨の普及徹底を図り、新生活保護法の目的達成に万遺憾のないよう努力した(昭和二十五年市事務報告)。同年民生(児童)委員は定員二四名(現在員二三名)、内訳は地区委員一八名(内婦人委員五名)、専門委員五名(内婦人委員三名)で、それぞれ二町内ないし三町内を担当地区とした。昭和四十四年度現在定数四六人(現員四五人)、昭和二十一年以降の生活保護状況は表130のとおりである。昭和二十五年以

表130 生活保護

対象 年度	生活扶助	住宅扶助	教育扶助	医療扶助	その他	総計
21	13 62			59 (無料診療 券交付件 数)		
22	196 569			38 48	22 22	246 639
23	502(居宅 収容)			46(居宅 収容)	12(居宅 収容)	560
24	452(居宅)			82(居宅 収容)	14(居宅)	148 350
25	559(居宅 収容)			102(居宅 収容)	19(居宅 収容)	680
26	239 607	159(159) 432(432)	113(113) 210(210)	通院 入院 68(56) 32(3) 95(83) 32(3)	13(10) 13(10)	283 658
28	205 490	101 265	102 170	104 102	0 0	580 959
30	2,898 8,007	1,474 4,574	1,313 2,233	1,721 1,964	11 11	7,417(延) 16,789(延)
32	190 523	81 247	75 149	128 139	3 3	477 1,061
34	160 456	57 169	63 153	111 124	3 3	394 905
36	133 376	40 126	46 119	101 111	14 15	334 747
38	1,336 4,144	561 1,678	539 1,308	326 1,304	17 17	1,693(延) 4,357(延)
40	130 295	48 112	38 71	73 130	1 1	290 609
42	85 209	39 116	30 51	71 100	5 5	111 234
44	69 183	36 99	22 45	80 108	0 0	89 202

(注) 上段世帯数、下段人員

降は新法の際に加えられた住宅および教育の二つの扶助を併せ、その他は出産、葬祭扶助を含む。保護基準は以後二〇数次の改定により変更があり、大幅に生活実態とかけ離れたものである。市では「濫救・漏救に流れず適正な保護」をうたっている。二十五年に始まった朝鮮動乱による経済界の好景気と停戦による景気後退、三十三年からの神武景気、岩戸景気、三十五年の所得倍増計画の効果などは、低所得者層におよんでいないばかりでなく増加の傾向を示した。昭和二十六年十月一日から「社会福祉事業法」(昭和二十六年三月二十九日 法律第四五号)の公布にもとづいて芦屋市福祉事務所が開設され、前記各福祉法の能率的効果的な運用により社会福祉の増進が期待された。以後厚生課長が所長を兼任していたが、同二十八年五月一日に厚生課を廃止して福祉事務所を独立させた。

児童福祉法について二十六年に児童憲章の宣言が行なわれた。児童福祉実施施設としては保育所がある(表131)。赤ちゃんホーム(昭和四十三年四月一日「芦屋市赤ちゃんホーム助成要綱」制定)として昭和四十五年四月現在二か所(あゆみ保育園・こぼと保育園、ほかに森岡保育園は四十四年二月末日閉園)がある。里親制度あるいは職親制度も実施されており、「チビッコ広場」も開設されている。また肢体不自由児を対象とした「みどり学級」が精道小学校に特殊学級として設置された。

昭和二十年には「母子福祉資金の貸付等に関する法律」が制定され、さらに同三十九年に「母子福祉法」に拡大し、配偶者のない女子で現に児童を扶養している世帯に対する幅広い援助が行なわれることになった。戦前は昭和十二年制定の母子保護法によったが、戦後は戦争未亡人あるいは死別による母子世帯へと対象実態が変化すにつれ、対策も母子相談員をおいて緊密な相談指導を行ない、母子福祉資金の貸付(住宅・修学)四十四年度

表131 保 育 所 (市立)

		打 出 保 育 所	大 東 保 育 所	はこぶね 保 育 園	総 数
26	保 母 乳 幼 う ち 3 歳 未 満			昭 和 26. 9 設 立	
27	〃	4 29 (昭27.8 開設)		3 50	
28	〃	4 50		3 66	
29	〃	3 53		4 90	
34	〃		昭 和 34. 11 開 設		
36	〃 〃 〃	3 59 (市立宮川 保育所)	3 55	4 81	10 195
38	〃 〃 〃	3 52 6	3 49 16	4 60 6	10 161 (28)
40	〃 〃 〃	3 60 6	3 50 9	5 70 8	11 180 (23)
42	〃 〃 〃	3 48 9	4 46 17	5 83 17	12 177 (43)
44	〃 〃 〃	6 59 13	5 48 16	7 90 24	18 197 (53)

(注) (1) () 内は38年度より3歳児保育
 (2) 42年度より保母増員〔1人：13人担当〕
 (3) 私設として「三田谷治療教育学院」がある。

新規〕・就学就職・事業開始・同継続資金など）も行なわれている。
 児童手当は多子世帯の児童の保護者に対し支給（三十六年制定の「児童扶養手当法」による）するもので昭和四十四年四月一日から実施した。満一八才未満の児童四人のうち、三人をこえる児童一人に九月・翌年三月

に分け支給（月額一〇〇〇円）する。

老人福祉として昭和三十九年十二月から「老人憩の家」（市社会福祉協議会委託事業）四か所（川西・打出・大原・三条）を設けた（無料）。同二十五日「芦屋市立養護老人ホームの設置および管理に関する条例」を制定、

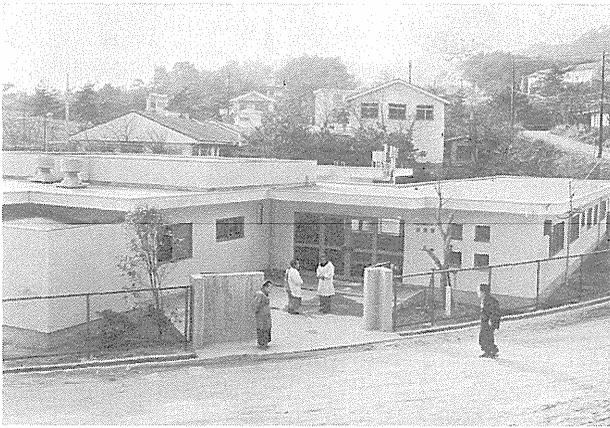


図317 老人ホーム 和風園

四十年十月一日「老人ホーム和風園」（朝日ヶ丘町五三番地）を開園した。収容人員五〇人、敷地面積一六五二・九〇平方メートル、鉄筋二階建、建築延面積七七八・八六平方メートル、部屋数（八畳四人用二室、四・五畳二人用一室）。その他市の養護老人ホームへも委託している（四十四年末現在一四名）。和風園開園以後は従来から他市養護老人ホームへ委託されていた人員を逐次収容した。老人福祉としての健康診断も実施され、老人クラブの育成活動も行なわれ、四十四年末現在三七クラブを数えるようになった。また敬老年金（七五才以上）も支給され、満八〇才以上の老人で老令福祉年金受給権者には老人医療費を公費負担（国民健康保険の被保険者及び社会保険による被扶養者が健康保険の規定により負担すべき金額、昭和四十五年四月実施）した。

身体障害者の福祉については旅客運賃割引・身体障害者手帳交



図318 市立福祉センター

付・補装具・医療保険などを行なっている。

援護業務としては昭和二十七年四月制定の「戦傷病者・戦没者遺族等援護法」によつて公務扶助料・遺族年金・遺族給与金・弔慰金のほか、引揚者給付金などの支給事務を行なっている。

災害救助については芦屋市の立地条件から重要な事項である。

昭和二十二年の「災害救助法」(十月十八日法律第一二八号)の制定により、国・

地方公共団体・日本赤十字社その他の団体および国民の協力により罹災者の保護と社会秩序の安全を図るものであり、費用は都道府県が支弁し、国庫負担金が支出される。芦屋市では昭和二十六年、市長を隊長とする「災害救助対策本部」を編成（災害救助法による）、昭和四十二年七月九日の「七月豪雨」に際して適用している。

「市立福祉センター」は昭和四十三年十月一日に開館、福祉相(条例第二十七号)こと

談、生活指導および生業指導・教養・文化・レクリエーション・福祉団体活動等の場の提供を行なう

を目的としている。民間の社会福祉団体には社会福祉協議会がある。昭和二十六年十月に芦屋市福祉事務所の開設に先立ち、同年

六月に結成「市内の社会福祉活動をより効果的・能率的に運営し、共同社会の責任としての社会福祉事業を強力に拡充して当市社会福祉事業の発展ひいては理想的な共同社会の建設に寄与する」(昭和二十六年市事務報告)ことを目的とした。一般活動として社会福祉団体に対する事業助成・生活困窮世帯に対する援助・児童福祉・老人福祉・母子福祉・心身障害者福祉・ボランティア活動・社会福祉施設に対する援助・委託事業の実施・善意の行事(六月一日)・しあわせを高める世帯更生運動・結婚相談・調査広報活動・善意銀行事業・歳末愛の運動・同和地区活動を行なっている(昭和四十四年現在)。

その他に身体障害者福祉協議会・身体障害児父母の会・老人クラブ連合会・白菊会(昭和二十五年十月十六日結成)・手をつなぐ親の会・肢体不自由児育成委員会・引揚者連盟芦屋支部・芦屋市遺族会・芦屋市戦災死没者遺族会・芦屋市傷夷軍人会・芦屋市傷夷軍人妻の会・芦屋市原爆被害者の会・保護司会・芦屋市上宮川協議会・芦屋市社会を明るくする運動実施委員会があり、それぞれの目的の充実に努力を続けている。

右の諸団体の事業および更生保護事業の資金調達の方法のひとつとして「赤い羽根」共同募金事業が行なわれた。昭和二十二年十一月二十五日兵庫県社会事業共同募金芦屋市地区委員会が結成されて以来、各地区の協力により好成績をあげ、昭和四十二年七月の行政管理庁の批判的勧告による混乱もあったが、昭和四十四年度では目標額の一一三・一%を達成している。また日本赤十字社では社員増強・同奉仕団の指導育成・被災者の慰問見舞金寄贈などの奉仕活動を続けている。

国民健康保険

被雇用者以外の一般国民を被保険者とし傷病・出産・死亡について必要な保険給付を行なう

ことを目的とした制度であり、「国民皆保険」といわれるほどに成長したが、その運用は「国民健康保険法」(昭和三十三年十二月二日 昭和十三年法律第十七日 法律第一九二号・六〇号の全文改正)にもとづいて行なわれる。芦屋市においては昭和三十四年四月一日事業開始いらい、同四十五年四月現在で加入世帯数は二八・九%、被保険者数は二〇・一%である。保険料の徴収率は九四%、給付率は世帯主八〇%、家族七〇%である。

国民年金

「国民年金法」

(昭和三十四年四月十日 六日法律第一四一号)

にもとづいて施行された制度であり、被用者年金の適用をうけない

日本国民に対して、老令・障害・母子・准母子・遺児・寡婦年金・死亡一時金を給付するものである。芦屋市では市民福祉年金制を昭和四十年に創設したが、種別は敬老年金(七五才以上)・身体障害者年金・身体障害児年金・精神薄弱者年金・精神薄弱児年金・母子年金である。なお居住制限と、年令・障害の程度の差の判定によって年金額(二〇〇〇〜二万一六〇〇円)の差があり、またそれぞれの併給が認められている。また近時激増する交通事故その他の事由により遺児となった者(ただし一八才未満)に対しては遺児年金が昭和四十五年四月から支給される(年三万六〇〇〇円)。同年度において対象者は二〇名である。

なお、昭和四十三年一月から市民交通災害共済制度(昭和四十二年芦屋市条例第二四号)が発足し、昭和四十五年四月現在、加入者一万四二九四人であり、同年度から小学校新一年生全員(九六六人)を加入費市費負担とした。共済期間は四月から翌年三月まで、会費は一人三六〇円。共済見舞金は五等級にわけられ、五等級(一〇日以上の傷害)五〇〇〇円、一等級(死亡)五〇万円までとなっている。

保健衛生

保健医療施設には左記のものが挙げられる。

〈県立芦屋保健所〉（公光町二八番一号） 昭和二十二年十一月一日開設。「保健所法」（昭和二十二年九月五日法律第一〇一号）によって設置されるもので地方における公衆衛生の向上および増進を図ることを目的とする。昭和十一年頃に精道村立公光町治療所が設けられ、内科・産婦人科・眼科を併設していたが（第六章第二節）、保健所法の公布によって、

武庫郡住吉村に県立保健所が設置され、芦屋市域はその行政管轄下にあった。昭和二十五年十月十日に本山村と神戸市とが合併するにともない、業務担当区域を芦屋市に限定施行している。ここで言っていた母親学級（母子衛生）は昭和二十四年八月から芦屋市に引きつがれ、保健所と助産婦会の協力によって行なっている。

〈市立芦屋病院〉（朝日ヶ丘町一七八番地） 芦屋市民の保健衛生の中心として昭和二十七年七月十六日から、内科・外科・放射線科の診療業務を開始した。敷地一万八四三二平方メートル弱、建築面積一五三二平方メートル強、木造（本館二階一棟、普通病棟平屋二棟、その他）。昭和二十八年六月六日結核病棟（洋風木造平屋一棟）、看護婦宿舎を増設し、同三十一年十一月二十八日病棟増築竣工。結核予防指定病院・生活保護法による指定医療機関・兵庫県労災保険指定病院・その他社会保険取扱病院である。昭和三十六年二

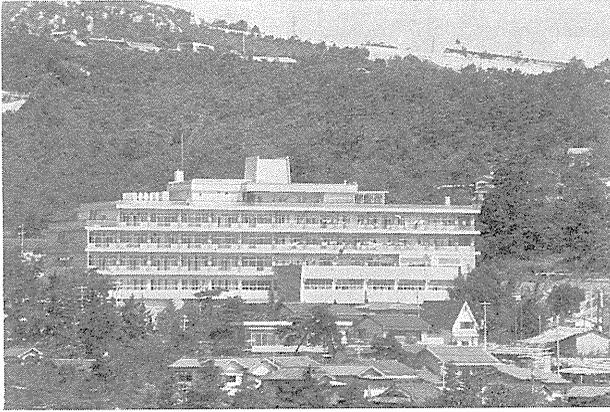


図319 市民病院全景

月二十四日、本館を焼失したが、仮建築（管理部）病室改装（診療部）で業務をつづけ、昭和三十八年九月三十日第一期工事完成、四十四年九月三十日第二期工事完成、本館地上五階鉄筋建、建築延面積一万二一四〇平方メートルとなった。診療科目も四十五年十月現在、内科・小児科・外科・産婦人科・放射線科・麻酔科・泌尿器科・歯科（口腔外科）の総合病院となり、病床は二四四床（一般一六一、結核八三）となっている。ほかに旧精道村立隔離病舎であり、大正七年（一九一八）七月十三日に本庄村深江に移建されていた伝染病隔離病舎（第六章第二節）を本院併設隔離病舎として新築（昭和三十五年七月二十日竣工、八月二十日開院）した二五床がある。四十五年四月一日現在の定員数は医師二三人、看護婦八〇人、医療技術員二〇人ほか五五人である。

〈健康センター〉 昭和四十六年四月から市役所旧庁舎に設置し、予防注射・検診などの健康管理業務を行なうことになっている。市内の開業医師による医療状況を記すと、医師一二四人（内歯科医師三五人）・病院三、診療所六五、歯科診療所三五（昭和四十五年四月現在）をもとに活動し、健康管理につとめている。

なお、昭和十五年、兵庫県武庫郡医師会から独立して、芦屋市医師会が成立し、親睦団体として存在した。戦後社団法人芦屋市医師会となり、会員の協力により、公光町に芦屋医師会館を建設した。昭和三十五年三月二十六日開館、敷地約三三〇平方メートル、二階建鉄筋建築である。

体育と施設

芦屋市では住民のゆたかな人間づくりを指標とし、成人・青少年・児童の各層にわたってスポーツ・レクリエーションの事業を計画実施し、施設の充実につとめてきた。昭和二十七年には芦屋市社会体育指導員制度を制定し、同十月に川西町に市民グラウンドを設けた。二十八年九月に教育委員会旧舎前にテニスコート



図320 国民体育大会芦屋会場に御臨場の両陛下

二面を建設、これを契機として芦屋軟式テニスクラブの誕生をみた。二十九年八月には第一回国民体育大会が昭和三十一年秋に兵庫県下で開催されるに先立って全市的に第一回健康週間が実施されている。三十年十一月には松浜町に東洋一の規模をほこる芦屋庭球場（第一期工事・四面）完成、三十一年十月二十八日から十一月一日までの国体秋季大会では同庭球場で硬式テニス競技が開催され、またピストル射撃競技が兵庫県警察学校で行なわれ、十月三十日には天皇・皇后の臨幸があった。今日赤色のアンツーカーのコートが一〇面（うち二面はメインコートで夜間照明設備がある）、スタンドも完成している。市立であるが、芦屋国際ローンテニス倶楽部が運営を委任されている。一般市民のほか広く開放している。

昭和三十九年はオリンピック開催の年にあつたので、市民の体育熱も高められたが、芦屋水練学校は当年から海水汚染のため山手中学・精道中学校のプールで開校のやむなきにいたり、また九月二十五日にオリンピック聖火が市域を通過するにあつた

り市民の手でリレーする予定が台風のため中止となるなど思いがけない事情に見舞われた。海を失なった市民待望の市民プールは四十一年七月三日朝日ヶ丘町に開場、水練学校も昭和四十六年度から同プールで開校されることになった。四十二年から青少年対策として十一月から毎月三日間（第二・四月曜日、第三日曜日）「働く若人の日」として市民グラウンド・青少年センター・テニスコートを勤労青少年に優先開放している。また同月から各市立小学校々庭を毎日曜日、春と夏の休暇に指導員をおいて子供の遊び場として開放している。同四十四年には芦屋庭球場で婦人スポーツ教室の一つとして硬式テニス教室が開かれ、四十三年度から実施の健康体操教室とともに好評である。以上のように芦屋市では市民の各年令層にわたって幅広く体育づくりが推進されているのが特色であろう。兵庫県（一九七〇年兵庫県「阪神港湾地域にみられない案として示されているが、（尼崎・西宮・芦屋）計画図」）の芦屋海浜埋立計画には、ヨットハーバー（深度三メートル、十五万平方メートル）が他計画の諸案の一つにしていた（昭和二十五年市勢要覧企画課「明日の芦屋への指標」）だけに、その実現により現在の西宮市のヨットハーバーに代り将来大型ヨットの来遊、瀬戸内巡航の起点として芦屋市の新たな様相の出現が期待され、また市民の体育面にも新展開をみせることであろう。

芦屋市が国際文化都市建設事業の一項目にゴルフリンク建設を組み入れ、国内人の娯楽場として環境に恵まれ、家族的な気風の中での楽しみを提供している。この芦屋背山ゴルフ場は、昭和二十五年関西財界の有力者を発起人として社団法人芦屋カンツリー倶楽部が発足し、芦屋旧市街と奥池の中央、東おたふく山（シノキ山）の南斜面花原一帯の雄大な起伏（約八二万五〇〇〇平方メートル）を利用して山地開発し、昭和二十七年八月十七

日開設、爾来、堅実な発展を続けて三十七年には新クラブハウスも完成、現在一八ホールの設備があり、会員も一、四〇〇名を越している。将来さらにコースを延長拡大する計画が準備されている。

登山家の間に著名な「ロックガーデン（岩石海）」が芦屋市と神戸市の間にまたがって広がっている。ロック



図321 ロックガーデン

ガーデンの命名は、大正十一年頃に登山家藤木九三氏などにより行なわれたものといい、当時ロックライミングがわが国において盛んになりかけていた頃である。その範囲は芦屋川と魚屋道との間、南は高座の滝付近から、北は荒地山までの地域である。平岩・懸垂岩・ローンク岩・墓場・イタリアンリッジ・尖岩などと名づけられた岩場があり、当時から、今日にかけて登山者に人気を博している。昭和二十六年十二月二十一日には阪神の登山団体が三〇年記念祭を懸垂岩下で行なった。三十八年五月十二日には藤木九三氏の功を讃える記念レリーフの除幕式が高座の滝で全国から集まった登山者一五〇人によって行なわれている。

当地域には万物相とも名付けられるところがあり、朝鮮半島の金剛山にも勝る奇勝といわれ、昭和二十九年九月芦屋観光協会主催により選ばれた芦屋十景のうちにこの奇勝があげられた。ちな

みに十景は、芦屋川畔の散策・芦屋浜の松林・親王塚の森・天神山のつつじ・六麓荘のドライブウェイ・霊園のさくら・高座の滝のハイキング・ロックガーデンの奇勝・城山の展望・奥池のキャンプサイトである。

環境衛生

〈施設〉

国際文化住宅都市としての内容を整えてゆくことを目標とするため、他都市との大きな

相違点がある。風俗営業的な娯楽施設の非常に少ないことである。これら数少ない施設の監督指導は保健所が担当している。食品衛生関係施設は飲食店・喫茶店・菓子製造・食肉販売・魚介類販売・氷雪販売・乳類販売業・集団給食施設・その他（昭和四十五年三月現在総計八七一施設）がある。環境衛生関係施設は、理容所・美容所・クリーニング・旅館・公衆浴場・興業場（同前総計一八一施設）があるが、旅館の増加が目立っている。唯一の興業場は、昭和二十五年四月十五日に開館した「芦屋会館」（映画）である。本館は当時市内に娯楽施設が全くないため、愛市会（会長増田稲三郎）と商店街（三八・甲陽・本通りなど）が協力して市の中心付近である茶屋之町五番六号に建設したものである。資金は愛市会・商店街と市補助金一〇〇万円によるが、昭和二十七年から株式会社となる。メロドラマを主としたが配給フィルムは新東宝―東宝―東映とうつり市民を楽ませたが、芦屋市が大阪・神戸両市に近いという交通事情と、通勤・通学等による流動人口のうち約七五%が両大都市に移動している（昭和四十年国勢調査調べ）こと、さらにテレビの普及のため観衆が激減し、借しまれつつ昭和四十五年十一月三十日をもって閉館することになった。芦屋地域では大正十年頃大柗町（三八通商店街交叉点北西角）に建設した寿劇場があり、映画や浪曲・漫才などの催物をうったが昭和十年に失火全焼（跡丸一ストア）している。浴場は私設経営のみであるが、昭和二十四年には公営浴場として打出湯（南宮町・五月設置）・清水

湯（清水町、九月設置）を設けたが、民営浴場の増設のため利用者が減少したので初期の目的は達せられたものとして昭和三十一年度をもって閉鎖している。

〈環境衛生協会〉

昭和三十年十月設立、「蚊・蠅のいない明るい生活」実践運動を展開してきており、同年

には県指定のモデル地区として茶屋・親王塚町に三条南・松浜両町が加えられている。このほかねずみ駆除運動も進め、空閑地の清潔保持対策（昆虫発生源調査）を進め、管理不十分な土地所有者には改善勧告書を発送、訪問さらに協会の組織を通じて協力を要請し、また国鉄・電鉄沿線の雑草刈りにも直接協力を依頼するなどして成果をあげつつある。

図322 焼 却 場

〈清掃事業〉 昭和四十五年十月一日現在の人口七万〇九三人、二万〇六八一世帯（国勢調査調べ）のし尿・塵芥の処理については環境衛生第一課・第二課で担当している。

収集は、従来市内三七か所から小出し↓トラック運搬↓焼却場処理の工程を経たが、昭和三十年四月から直取法に切換え、同三十二年八月から他都市に先がけて道路上からごみ箱を一扫し、全市ポリペールまたはポリ袋による週三回の定日の計画収



集を実施し、中高層アパートあるいは集団生活を営む特定の場所および商店などで敷地内に衛生的ごみ施設の整っている所は週二回の定日収集を実施、灰がらおよび不燃焼物などは昭和四十年十月から各町ごとに月二回の定日収集を実施し埋立処理をしている。街路側溝の清掃は失対事業の応援により重点的に実施している。毎月第三日曜日を市民清掃日として月曜日に特別収集をする。その他市場からは営業終了後の夜間に清掃工場に自家搬入している。清掃工場は南宮町一八番一七号、昭和三十八年十月十日完工、一日四〇トンの焼却能力が昭和四十五年三月には一日六〇トンに増設された。

し尿処理はかねてから工場の位置・方法などについて論議があるところであるが、村制時代は市内農家・管外農家の汲取りによって処理していた。昭和二十六年六月に芦屋清掃業協同組合が結成され、同七月一日に市当局と搬送処理について契約が結ばれ西宮市・伊丹市方面の農家に搬送していたが、種々の事情により市の直営案が検討され、工場設置場所を大東町とする案を最終案として市議会に上程したが保留となった。汲取り事業は同三十四年に委託業者から円満に接收し直営とし、バキューム車（大型・小型）と雑用車で計一五台をもって発足した。下水道建設事業の進行（昭和三十八年二月一日公布「芦屋市下水道条例」）にともない浄化槽処理世帯が増加しているが、収集し尿は大東町一六番一六号の清掃中継所（昭和三十一年八月二十五日完工）の貯溜槽に投入され、し尿投棄船芦屋丸（三五トン・三六キロリットル積、昭和三十一年五月三十一日取得）に中継され一〇キロ以上沖に海洋投棄されている。浄化槽の不完全なために悪臭・汚水等の公害が発生することがあるので技術管理士資格をもつ汚物取扱業者に許可し維持管理を図っている。

公害問題の発生と現状

芦屋地域ばかりでなく広く周辺の住民が一体となって行動して生活に関する問題と取り組んだ歴史的事実としてあげることのできる事件は、江戸時代における菜種・干鰯の販売と物価の機構統制をめぐる国訴の問題、大正時代の米騒動の事実がある。いずれも経済事象であるが、右の事柄とは量・質ともに異なり、直接生命そのものに関する重大な事実として「公害」現象が今日の日本国民を脅かしており、また同時に国際的に共通性を有している。空気・水・道路・住宅・公共処理事業など、その種類は多く、日々に生存権は侵害されつつある。前記の遠い過去の事例が時の政権をゆるがしたごとく、今日の政府もまた動揺し、国民の高まる批判は選挙を通じて表明されている。昭和三十年代に政府が唱えた高度成長の言葉は、結局は内政上国民の生命を侵す事態を招いた。曲折を経て政府は四十二年八月公害対策基本法を制定したが、すでに早くから地方自治体は各地で自主的に公害防止条例を制定、あるいは安全都市宣言を表明して、みずからを守る姿勢を示した。兵庫県でも四十年四月一日「公害防止条例」を公布、さらに社会経済の要請と変化に対応するため前記条令を廃止し、新たに公害防止条例を制定(昭和四十四年十月二十日兵庫県条例第五三三号)し、翌年五月一日施行、産業の相互協和を図ることとした条文を削除し、公害防止に当っては、地域の自然的・社会的条件に応じて配慮することを規定(第一条第二項)した。そして公害とは、事業活動その他の人の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気の汚染(ばい煙・粉じん・ガス)、水質の汚濁(汚水)、騒音・振動及び悪臭によって、人の健康又は生活環境に係る被害が生ずることをいう(第二条)ものとしている。そして「生活環境」には、人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含むものとする(第二条第三項)と規定している。そして市町は公害防止に

ついで配慮し（第五条第二項）、県民は、国・県又は市町が実施する公害の防止に関する施策に協力する等公害の防止に寄与するように努めなければならない（第六条）と責務を規定した。防止に寄与する動向は活発にあらわれている。県下の住民組織は、昭和四十五年十月一日現在において、神戸・明石地域一四、阪神間地域一〇、播磨地域一八、淡路地域三、丹波地域一、但馬地域三、計四九組織をかぞえる（「神戸新聞」同日号）。対象実態は、「公害」規定のあらゆる種類にわたっている。

芦屋市では「二国公害対策協議会」（浜芦屋町）が含まれ、「二国・阪神高速を通る自動車の騒音・排気ガスによる健康障害・不眠」を結成理由に挙げている。芦屋市ではすでに昭和三十年九月二十八日に環境衛生協会が設立され、浜手幹線道路である第二阪神国道（一般国道四三号）工事が三十三年に着工、三十八年一月六日使用開始にいたる間および四十五年に住民あるいは小学校から安全・騒音対策に関する陳情が相ついでいる。三十三年五月二十一日「町を静かにする運動」芦屋市推進本部が結成発足をみている。山手の芦屋・有馬を結ぶ芦有道路（昭和三十四年七月〜三十六年九月二十一日）の開設に関し沿線住民から道路拡幅について事故・騒音増加対策の陳情もある。騒音測定植は、芦屋市内の二国道路端では昭和四十五年三月（午前）七八〜八二ホーン、市道山手では四十四年十二月（午後）道路端五七、端から一五メートルで五二ホーン（兵庫県生活部編「昭和四十五年版兵庫県の公害」九〇頁）である。国鉄打出踏切の無人化反対の声は四十二・三年に、また四十四年十一月に阪神港建設のうち芦屋港埋立工事に関連し中央線が拡幅されるに關しての意見が四十五年にそれぞれ出ており、交通事故およびそれに伴う公害発生が市民を苦しめている。交通事故については表132のごとく、前記各工事と

表132 交通事故件数

年度	事故件数	死傷者総数	死者	負傷者	物件損壊
昭和22	46	44	14	30	2
23	46	38	11	27	8
24	26	21	1	20	5
25	46	39	12	27	7
26	69	56	5	51	13
27	128	110	5	105	18
33	181	136	5	131	45
34	281	227	7	220	54
35	553	322	13	309	231
36	695	320	12	308	375
37	641	271	9	262	370
38	642	258	7	251	384
39	668	303	14	289	365
40	596	338	11	327	258
41	660	344	6	338	316
42	703	474	4	470	229
43	1,298	886	9	877	412
44	1,538	965	11	954	573

併行して段階的に増加している。

こうした事情のもとに昭和三十七年三月三十一日には「安全都市宣言」をしなければならなかった。しかし行政機構として安全対策室が市民部に設置され、また公害担当が衛生部衛生総務課に設置されたのは昭和四十三年度になってからである。

騒音公害については早く昭和二十九年の飛行機騒音問題がある。「西日本航空株式会社」が芦屋市沖に水上飛行

表133 降下ばいじん量・いおう酸化物量年度別変化表

〔兵庫県生活部編「兵庫県の公害」（昭和44年）による〕

年度 類別		38	39	40	41	42	43	44 (1—6)※	備考
		降下ばいじん量	最高値 8.22 最低値 5.68 平均値 6.73	8.61 5.85 7.09	8.56 5.38 6.45	8.93 6.14 7.20	9.93 5.55 7.12	14.49 3.03 6.92	
いおう酸化物量	最高値 0.55 最低値 0.44 平均値 0.50	0.58 0.40 0.48	0.63 0.43 0.50	0.62 0.40 0.49	0.69 0.49 0.56	1.06 0.13 0.47	(0.67) (0.52) (0.60)	SO ₂ mg/ 日/100cm ² PbO ₂	

※測定点別・月別平均値

機発着場設置計画をたてたことに端を発し、文教都市・住宅都市環境を破壊するとの理由から全市民の反対をうけた議員提出議案として反対意見を九月三十日に運輸大臣、文部大臣ほか関係方面へ提出、中止させた。交通事故対策に市・住民が悩まされている間に周辺都市に積層した大気汚染度の高まりは、発生源としての工場・事業場をわずか一四しか含まない芦屋市の空をおおいきってしまい、県下における大気汚染防止法施行第一次指定（昭和三十八年七月十二日、同九月一日実施）の神戸市・尼崎市・西宮市・伊丹市のうち、もとも汚染度が低いとされた住宅都市は、昭和四十五年に入って阪神間第二位の汚い空をもつことになった。県大気監視センターの測定では平均汚染植（単位PPM）は四十二年〇・〇三六、四十三年〇・〇四〇、四十四年〇・〇四一であり環境基準〇・〇五に迫っている。芦屋市の山手付近では気象状況が東西から挟みうちになる場合が多く、さらに六甲山が吹きぬけを止めるために汚染物質が滞留しやすいことが、昭和四十一〜三年の大阪府・兵庫県の行なった阪神広域大気汚染共同調査により判明している。降下ばいじん量・いおう酸化物量の月別測定値は表133のごとくである。測定点は芦屋消防署・

精道中学校・山手小学校・芦屋病院・神戸銀行の五か所である。ばいじん量は六、八月に多く、測定点別では精道中学校が高く、北部は少ない。昭和三十六年三月から三十七年二月頃にかけて、芦屋市東南会などから西宮市が同市沖埋立地に日本石油株式会社の工場を誘致しようとしていることに反対の意志表示をした。なお昭和三十年に芦屋市は大東町海浜に市営糞尿処理槽を設置する件について西宮市長から西方へ移転方に尽力されたい旨の依頼申入れ（西衛第六
一九号）をうけ（十二月二十一日）、撤回保留したことがあった。

このような水質汚染に関する事例は、芦屋市においては記録上明治時代から認められる。とくに大正六年（一九一七）五月二十六日の精道村会諮問第五号「金銀銅鉍試掘ニ関スル件」の内容は公害防止の先駆例の一つといえよう。その筋の訓令により芦屋打出西地内における試掘出願地域を調査した結果の答申として ①試掘出願地の下流の七か村（芦屋・打出・三条・津知・森・深江・中野）の約一〇〇〇戸は芦屋川水を飲料水としており、また同じく五〇〇余町歩の田も灌漑用水を同川からひいており、もし該山林を荒蕪する時は使用水の欠乏となる ②出願地は砂防植樹中であり、煙毒のため生育に害を及ぼし、また鉍毒を下流に出す時は農作物の発育に害がある ③鉍毒が芦屋川から海に入る時は、魚類の繁殖を妨げ本村漁民約二〇〇名および水産業者に少なからず打撃を与える ④出願地は禿山^{かぶ}で植林中であるので試掘により一層土砂が流出し公益に害がある ⑤出願地の下流は別荘地であつて各種の施設があり公益上害がある、と不許可の方針を打出している。山林保全・水源涵養・水質保持・住居生活環境防護・魚族保護など、あらゆる点に配慮が加えられている。同年三月にもマンガン鉍試掘について出願があつたが「除害設備ノ如何ニ不拘本村ノ公益ヲ害シ支障アリト認め候」と答申（諮問第七号）して

表134 測点別海水汚染度

場所	事項	大腸菌群 個/ml	臭 気	採 水 年 月 日	
江 尻 川	(平均)	280,000	下 水 臭	43. 7.11	44. 1.21
宮 川		14,000	〃	〃	44. 1.22
下 水 終 末 ポ ン プ 場		48,000	〃	〃	44. 1.21

いる。ちなみに山地部には銅鉍脈（椿谷・八幡谷・弁天区域）・マンガン鉍脈（砂山高原）が認められている。

昭和三十二・三年頃から海流により砂浜が後退し、また海水の汚染度が高まったため、同三十八年から夏期の市営海水浴場の経営は打切られた。学校プールは昭和三十二年・四年に山手小学校・同中学校、三十五年に他の四校にそれぞれ設置された。四十三年には市民プールが山手の朝日ヶ丘町に開かれた。昭和四十一年～三年の大阪府・兵庫県共同の大阪湾環境水質調査結果（同報告書）では、芦屋市（測定箇所は、江尻川大東ポンプ場・宮川流末・下水終末ポンプ場）から大阪市を経て堺市にいたる沿岸部では、濁度四以上、化学的酸素要求量六PPm以上、アンモニア窒素〇・三五PPm以上で強く汚濁しており、原因は流入汚濁源の直接の影響とされている。

そのほか塵芥焼却場からの煤煙・灰屑および塵芥堆積による蠅の発生処理に対する陳情（東南会・昭和三十七年十一月十二日、同四十三年十一月九日）、下水道終末処理場の伊勢町海岸設置計画変更にたいする強硬な要求（陳情）と運動（芦屋汚物処理場対策協議会・同三十九年三月～五月）は、いずれも公共施設の設置と取扱いのあり方に反省を求めたものであった。

宅地造成による災害は、六甲山系の開発地域ではしばしば発生している。芦屋市域では東山地区で昭和四十年

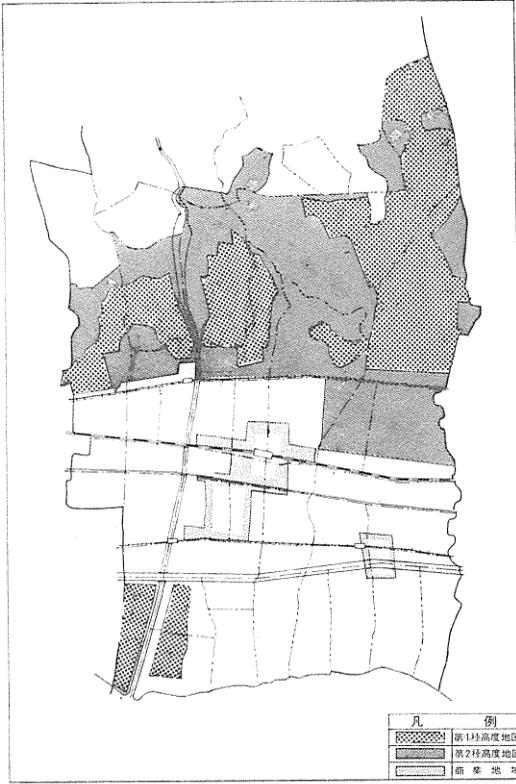


図323 高度地区地域図

六月に発生しているが、事前防ぎよのため、住民の良識ある判断を示した事例に剣谷国有林払下反対の陳情運動（昭和三十八年六月～四十二年三月）がある。県指定の風致地区である六麓荘水源地・苦楽園水源地近接の奥池国有林が民間業者に払下げられ宅地造成が行なわれる件である。結局再指定を市当局から農林省へ申し入れることになり、県の協力を要望したが、再指定にいたらなかった（昭和四十四年一月十八日付）。このような事例の未然防止のためにも無秩序開発の防止をねらいとした新「都市計画法」（昭和四十三年六月十五
日 法律第一〇〇〇号）の制定施行の実効が期待されるであろう。芦屋市では昭和三十八年度から建設部に開発事業課を設置した。

住宅環境・生活環境を守るため日照権そのほかの問題を処理することも重要な事項である。芦屋市では近時大気汚染・自動車騒音のため売却された邸宅などのあとにマンション・会社寮・コーポラスなど高層建築が増加した。環境に調和した建設を



図324 上宮川会館

希望する市当局では昭和四十四年一月五日から高層建築物を規制する「高度地区指定」を実施した(図323)。市内の住居専用地区全地域を第一種地区と第二種地区に分けて指定した。第一種地区では最高一〇メートル、第二地区では最高二〇メートルとした。多くの自治体にも参考とされる価値ある提起であろう。

同和対策事業の促進 地区改善事業・同和対策事業の一環として、市立上宮川会館(隣保館)が上宮川町四番九号に建設されている。

総工費五五七万六〇〇〇円で、昭和三十八年一月十日に着工し、同三月三十一日竣工、同四月十九日に開館した。

建物の概要は、敷地面積二四三・三八平方メートル、建築面積二二七・二七平方メートルで建物は木造二階建延二四一・三九平方メートル(内訳、一階二二二・三一平方メートル、二階一一九・〇八平方メートル)である。

事業内容は、(イ)生活改善・生活環境の改善・衛生思想の普及、(ロ)医療に関する事業、とくに眼科診療、(ハ)職業補導、和洋裁の講習、(ニ)青少年指導育成および婦人教養に関する事業、(ホ)家事講習・茶華道講習・料理講習など、(ヘ)生活相談・職業相談その他必要と認められた事業となっている。

芦屋市では「芦屋市立隣保条例」(昭和三十八年四月十九日 条例第一七号)を制定して運営に当たっている。館長は市長の命を受け、条例の規定によって館の管理運営に当るが、昭和四十四年四月から、同和行政の円滑な推進をはかるために地区から隣保館長を委嘱することになった。

昭和四十四年九月に「芦屋市同和対策審議会条例」を制定、同年十二月に同審議会を設置、芦屋市同和対策基本要綱を制定した。同和対策事業として、(1)地区改善事業(下水管布設・排水路改良工事)、(2)地区実態調査(上宮川協議会に委託)、(3)不良住宅地区概況調査、(4)ちびっこ広場設置(上宮川町七七番二号、四二四・〇二平方メートル、ただしこの用地は将来不良住宅改良代替用地として先行取得したものであり、当分の間ちびっこ広場として活用しているもの)、(5)同和対策事業用地先行取得(折衝中、上宮川町一番の一、ほか)、(6)同和修学奨励給付金制度の制定(昭和四十四年四月一日実施)を行なっている。

昭和四十五年度における事業の推進施策としては、(1)地区改善事業(道路排水改良工事・共同浴場の補修工事・地区改良事業の調査)、(2)各種修学金・支度金の新設と増額、(3)就職および技能修得支度金の新設、(4)同和教育の推進(公民館に「同和教育講座」新設、芦屋市同和教育協議会に新たに補助を行なう、同和教育研究啓発経費を措置)、(5)上宮川協議会助成金支出、(6)隣保館運営の充実(各教室講座の充実、軽四輪自動車の購入)があげられる。

地区改善について、住民の側からは市当局の対策実施に先立って積極的な意見が示されている。上宮川協議会の運営には青年が参加し、昭和四十年には「地区改善五か年計画(市費による)」九項目(道路舗装の完成・浴

場の改修・児童公園の完成・大原墓地跡の利用・結婚会場を併設・診療所の完備・不良住宅の改善・託児所の設置）を陳情（上宮川協議会長山口富造）、また四十五年十月一日には、「四十四年七月十日に同和对策事業特別措置法（法律第六〇号）が一〇か年の時限立法として法制化されたが市当局は同和地区対策に無策であった。すみやかに市議会に「同和对策特別委員会」を設置するよう、」という内容の請願（上宮川協議会長大川出弥）を提出している。

同和事業の対策は、今や単に一地方行政の課題であるばかりではなく、国民的課題であり、すみやかな解決が図られなければならない事柄であるから、市当局では社会教育、学校教育など教育行政を通じて人権の尊重の理念と、いわれなき差別発生の歴史的・政治的要因の周知を徹底させるとともに、行政施策面において、住民の意向を尊重した具体的かつ内容をともなつた事業の推進につとめている。

第七節 人口の動きと住宅事情

一 人口

総人口の推移

芦屋市はその発足当時、人口四万一九二五人を数えた。その後、人口は微増を続けたが、第

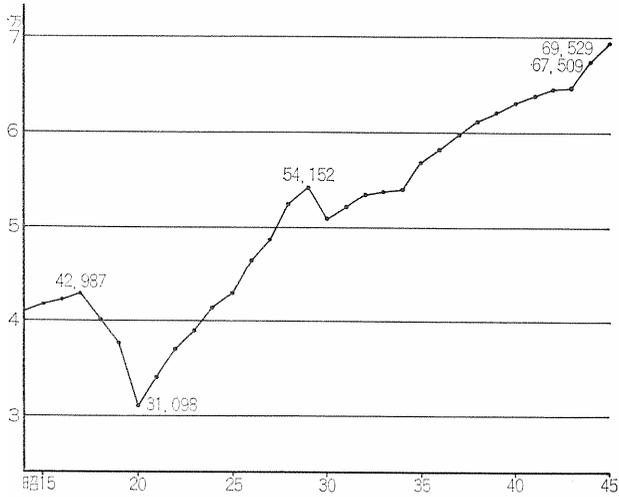


図325 芦屋市人口の増加

二次世界大戦末期には疎開と戦災のために激減し昭和二十二年（一九四七）の国勢調査では、かろうじて人口三万を保つ段階にまで後退している。しかし、戦後は次第に人口も漸増し、昭和二十四年には市制施行時の人口をほぼ回復した。その後も芦屋市人口の増加は著しく、昭和二十八年には五万を越え、翌二十九年には五万四千強のピークに達している。その後数年、人口推移はやや停滞をみせるが、三十八年には六万を突破し、四十四年には遂に六万五千を上廻る段階にまで到達している。さらに四十五年六月末には六万九千九百二十九人とほぼ七万の線に達した（図325）。すなわち、近年の人口は、市制施行当時のその一・五倍以上に達しており、この人口規模は兵庫県下の市の中で、第九位に相当するものである。

町別人口の推移

芦屋市は旧精道村一村をもとに成立し、その後も地域の拡張をとげていない。したがって右の人口増加も、かわらない地域の範囲内でとげられてきた現象である。それでは芦屋市の人口増加は、市内のいずれの部分を中心にみられる現象であろうか。次に町別人口の推移を、『昭和四十年国勢調査結果概要』と若干の補足資料とによって、昭和二十六年以降を四つの時

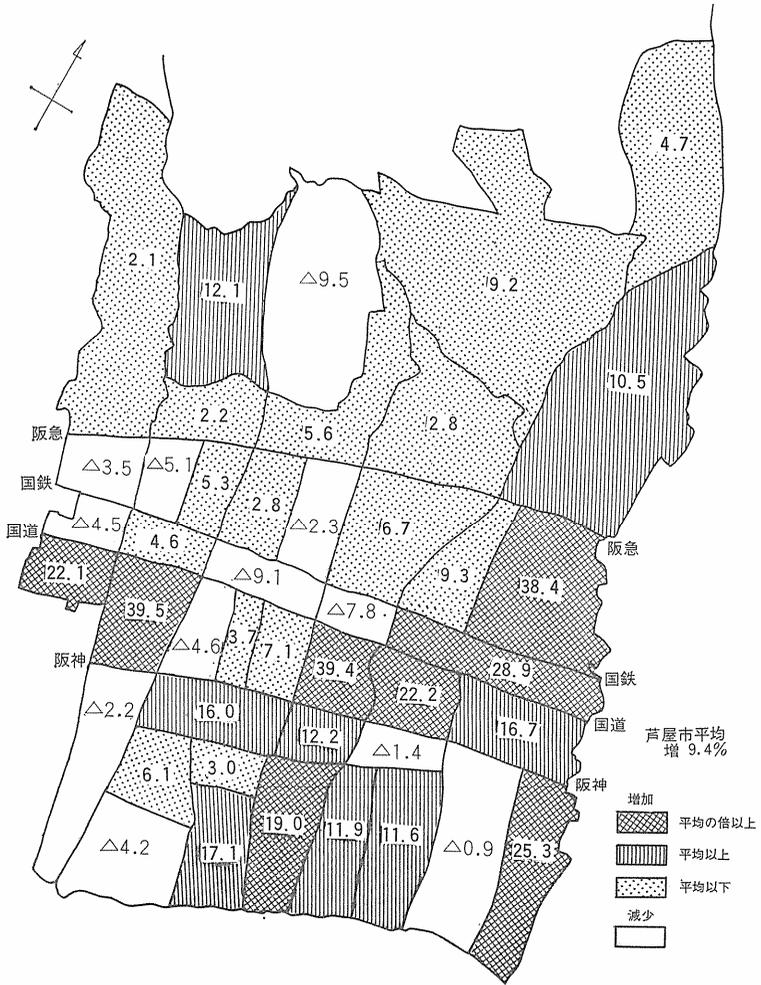


図326 昭和26年～30年の町別人口の増加

期に分けて辿つてみよう。

まず、昭和二十六年（一九五二）から三十年にかけての、芦屋市の平均人口増加率は九・四%であった。いまこれを町別にみれば、右の平均増加率を上廻る増加をとげた町やそれに及ばなかった町、あるいはむしろ逆に人口減少を来した町など、町ごとにさまざまの結果が生じている。図326は、このような人口増減にみられる地域差を、四段階区分で図示したものである。これによれば、この四か年間の人口の推移で特にうかがわれる特徴は、阪神国道以南および宮川以東の地域に人口増加傾向が卓越している事実である。すなわち、川西・宮塚・翠ヶ丘の各町は、いずれも増加率が約四〇%という人口の著増をとげており、さらに楠・大東・小槌・津知・呉川の各町も、平均増加率九・四%の二倍以上の増加を示している。その他、平均増加率以上の増加をとげた地域は、地域の南半または東半部にみとめられ、それ以外では北西部の山芦屋町が指摘されるにすぎない。

右のような地域的増加の傾向とまさしく相反して、地域の北西部ではむしろ人口減少がみとめられた。すなわち、山手町・業平町では一〇%近い人口減を経験し、さらに上宮川町・西芦屋町の人口減少も目立ったものがある。また、先述の増加傾向地域の範囲内でも、公光・松浜両町も五%近い人口減少をみせている。

次に昭和三十年と三十五年の間の増減傾向は、先と同じ要領で図327として示される通りである。これによれば、この五か年間の平均人口増加率一一・九%に比して、増加が顕著にあらわれるのは、宮川以東の地域である。すなわち、この期間においては、岩園町の七七・四%という大幅な人口増を筆頭に、前期につづく翠ヶ丘町（三八・七%）、大東町（三二・八%）、あるいは南宮町・浜町など、市域東縁部ないしは東南隅域の人口増加は、市域

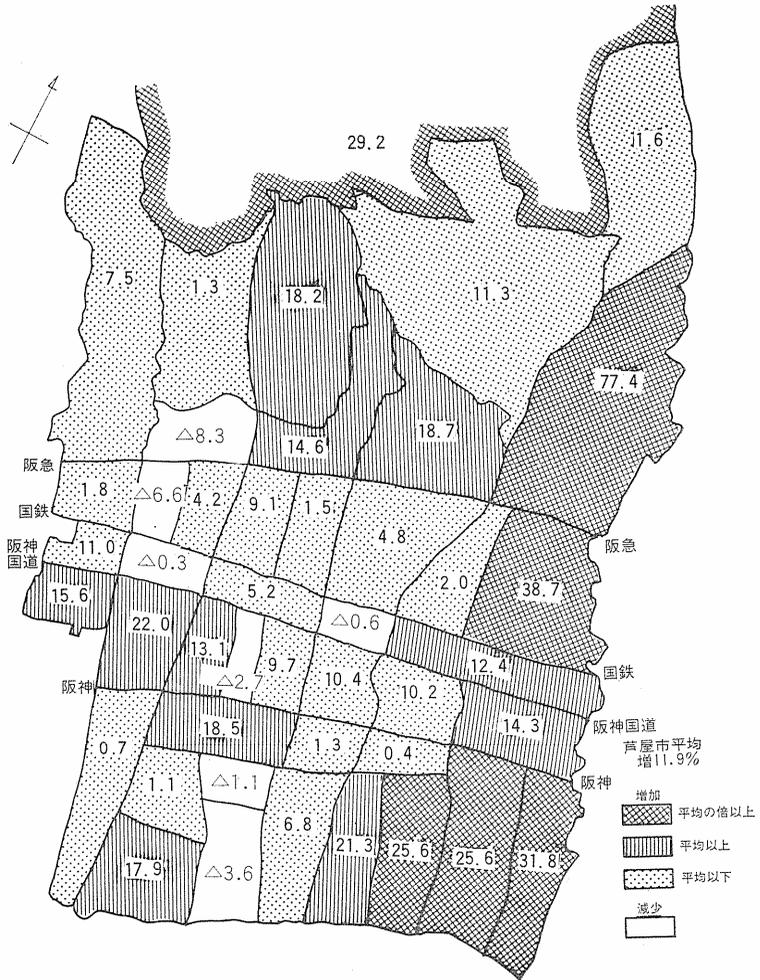


図327 昭和30年～35年の町別人口の増加

の他の部分をはるかに圧している。これについては川西町が、前期の増加率をやや下廻りながらも増加傾向を保持し、また岩園町につづく阪急以北の東山町・山手町などが、新たに二〇%近い増加をとげるに至っている。さらに、川西町に隣接する国道以南の津知町・精道町も、前期の増加傾向を保持している。一方、著しい減少傾向は、西山町・西芦屋町など、市域北西部を中心にあらわれた。

ついで昭和三十五年（一九六〇）から四十年にかけては、芦屋市で平均一〇・八%の人口増加がみられた期間であるが、この期間中の町別人口増減には、かつて経験しない程の著しい地域差があらわれている。すなわち、この五か年間の人口増は、市域の北東部と南部にほとんど集中して生じ、減少は中央部西寄りにほとんど限定されてみとめられる。しかも人口増加率は、岩園町において実に一四五・〇%が記録され、東山町（三五・六%）、浜町（三三・一%）、南宮町（二七・二%）はいずれも平均増加率の二倍以上の増加率を示している（図328）。

また、逆に減少地域においても、西山町・西芦屋町・業平町の減少率は、いずれも一〇%をこえる高率であり、また三条南町の人口減少もほとんどそれに匹敵する。

以上のように、芦屋市におけるこの五か年の人口増は、前々回あるいは前回同様、市域内の地域的な増減現象の総和として生じた結果であるが、しかし、特にこの五か年においては、ある一部の地域における顕著な人口減少を内にひめつつ、特定の地域の爆発的な急激な人口増加によってもたらされたものであった。

最後に昭和四十年（四十四年（六月二十七日）の間、芦屋市の平均人口増加率は三・四%を示している。これに対して、地域的により大きな増加をとげたのは、図329に示したように増加率が最高の旭ヶ丘町（九一・九%）

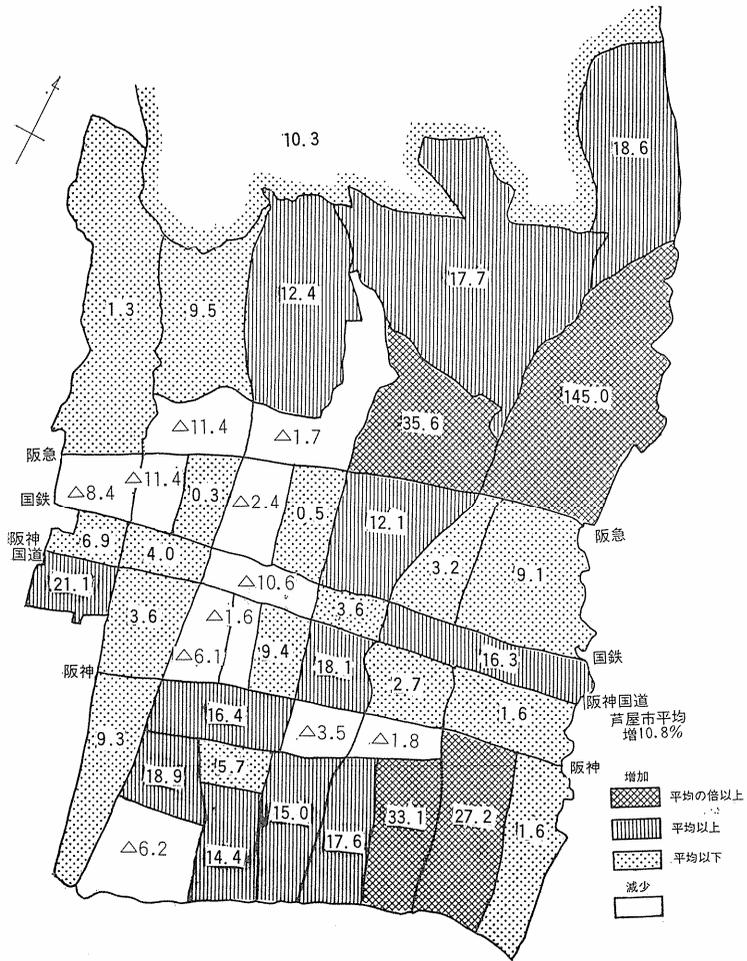


図328 昭和35年～40年の町別人口の増加

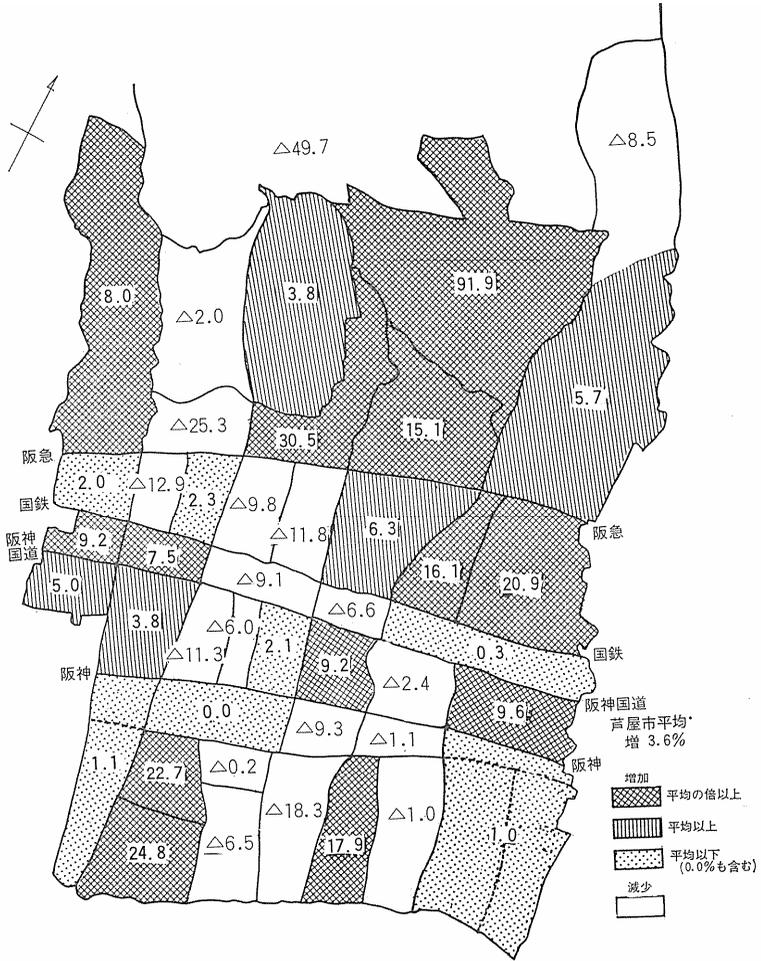


図329 昭和40年～44年の町別人口の増加

や東芦屋町（三〇・五％）、翠ヶ丘町（二〇・九％）からなる北東部、および松沢町（二四・八％）、浜芦屋町（二二・七％）からなる芦屋川尻東畔の部分である。これに反して逆に人口減少をみたのは、実に減少率二五・三％の西山町から、市域の中央部を東南方向に連ねる部分であり、西芦屋町（減二二・九％）、船戸町（減一一・八％）、公光町（減一一・三％）などがこれにぞくし、海岸部の呉川町に至って再び一八・三％という大幅な減少を示している。

前回の昭和三十五年と四十年にみられた地域間の著しい増加格差、あるいは増減の対照は、四十年以降今日に至るまでの人口増加現象の中にも、ひき続き踏襲されているわけである。

人口密度と人口重心 芦屋市の人口は、市制施行当時そのままの市域の中で増加を続けてきている。それ故当然のことながら、人口増加は人口密度の増大をもたらしてきた。

すなわち、昭和十五年（二九四〇）の市発足当時、一平方キロあたり二六一〇・五人であった人口密度は、二十年の人口下降の時期に一時二千人を割ったが、その後はほぼ上昇を続け、二十七年には三千人の線を上廻り、四十年の国勢調査の際は三九三一・五人と、四千人になんんとする段階に達している。ちなみにこの値は、兵庫県下の市の中では、尼崎市（約一万〇五〇〇人）、伊丹市（約四四〇〇人）に次いで、第三位にくらいするものである。

なお昭和四十五年六月末現在の人口をもつてすれば、芦屋市の人口密度は今や四千人をこえ、四三二六・六人と計測される。

このような人口密度の値も、町別にみれば、さきに考察した町別の人口推移の状況と同じく、地域差が大きい

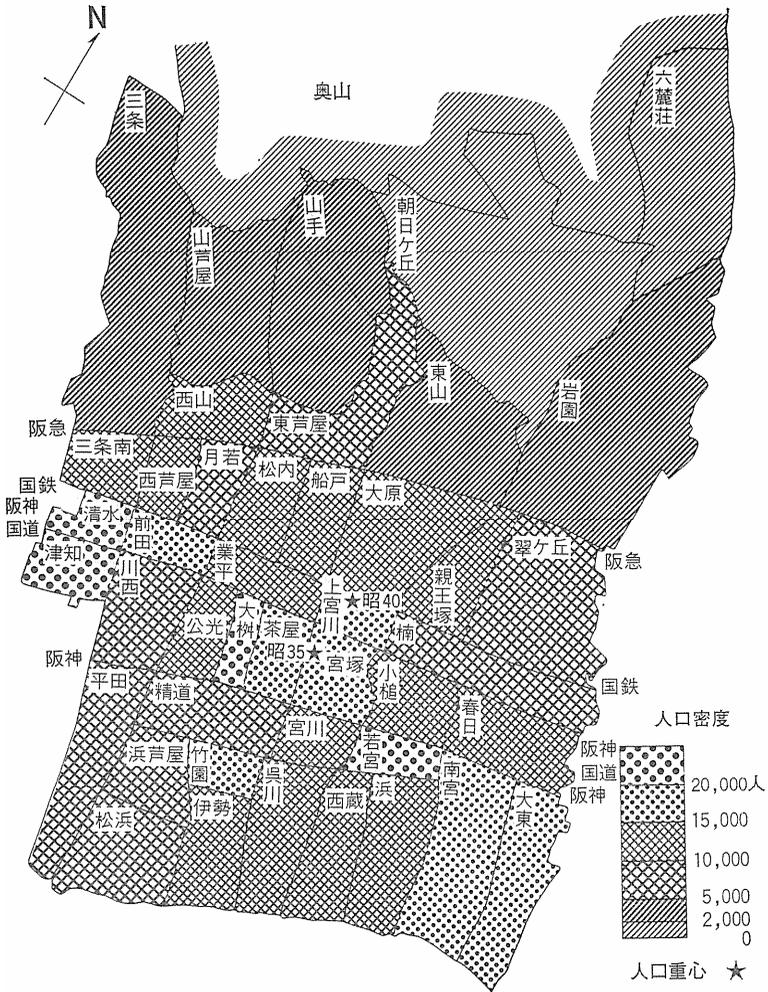


図330 町別の人口密度（昭和40年）と人口重心

ものである。ただここでは煩をさげ、人口の増加・推移にともなう時間的な変動にはふれず、昭和四十年の町別人口密度に関する数値を若干しるすにとどめておく。

芦屋市にあつて人口密度が最も高いのは大榎町の二万三一五〇・一人であり、芦屋市の平均人口密度の約六倍に達している。そのほか、一平方キロあたり二万人をこえる町としては、清水町・若松町・津知町があり図330、ついで上宮川・南宮・竹園・前田・宮塚・茶屋・大東の各町は人口密度一万五千人を上廻っている。以上これらの町は、いずれも国鉄路線以南にぞくし、いふなれば芦屋市の高密度地域を形成している。

逆に、奥山の一平方キロ七八・六人は別として、六麓荘町・朝日ヶ丘町は人口密度が二千人を割っている。そのほか三条・山手・山芦屋・東山・岩園の各町は、いずれも人口密度は五千人に満たない。以上、これらの低密度の町々は、すべて阪急路線以北に分布しており、先の国鉄路線以南の高密度地域とは著しい対照を示している。

一方、人口分布上の均衡点を意味する人口重心は、昭和四十年（一九六五）においては、国鉄芦屋駅のやや南、上宮川町四番地の西側道路上と計測されている。人口重心の位置は、人口増加の地域差を反映して年々変動するものであるが、昭和三十五年には、四十年のそれよりもやや南寄り、国道をこえて宮塚町の北西端に位置していた。すなわちこの五十年の間に人口重心は北北東へ微動しており、この期間中の市域北東部のより著しい人口増加が、この面でも物語られている。

男女別人口

芦屋市は伝統的に女子人口が男子人口を上廻っている。すなわち、市制施行当時の、女子人口

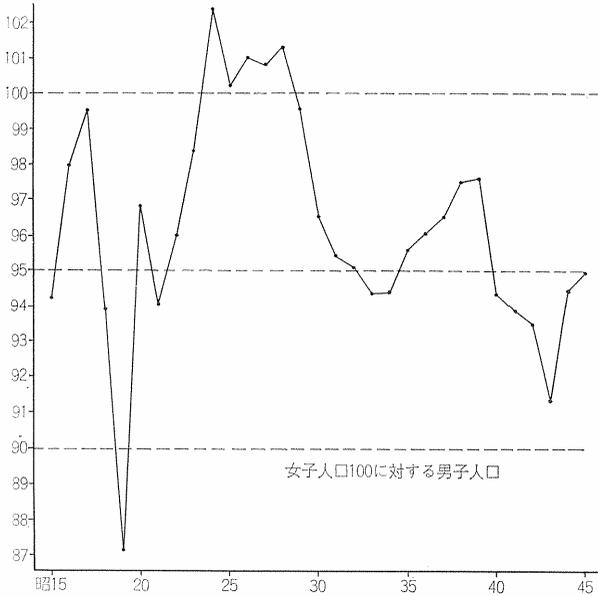


図331 芦屋市の性比の変遷

一〇〇に対する男子人口九四・三という性比で示される状況は、第二次世界大戦末期の男子人口の激減や、戦後の男子の増加等の事情に応じて、多少の昇降はみられるものの、その後三十か年の芦屋市の性比構造をほとんど支配しており、男女の比が逆転するのは、昭和二十四年（一九四九）から二十八年までの僅か五か年間のことに

すぎない（図331）。しかもこの五か年間の男子の上廻り率は二・三〇・一％という徴率であるが、これに反してそれ以外の年の男子の下廻り率は、最大一二・九％（昭和十九年）、あるいは近年においては四十三年に八・七％を示すなど、著しいものがある。

女子人口が男子人口にくらべて多数をしめるのは、戦後のわが国にみられる全般的な特徴である。これに加えて芦屋市は、第二次産業をはじめとする生産活動が活発でないため、工業の盛んな都市に比して、さらに女子が男子を上廻る条件をそなえている。その上、高級住宅都市として知られてきた芦屋市では、特殊事情として、戦前から多数の宏壮住宅において多くの女子使用人が雇用されていたため、伝統的に女子人口の

割合が高められてきていたわけである。たとえば昭和十五年においては、芦屋市の性比は八八・九を示している。戦後となると社会・経済界の変動によって、芦屋の富裕階級にもきびしい時代の波がおしよせた。その結果、家事使用人としての女性の数は著しく減少し、また富豪の邸宅で社宅・寮に転ずる例も出現したため、一方では男子人口が増加する傾向も生じたのである。昭和二十四年から数年間の男子人口の上廻りは、右のような事情によるところが大きかった。

年齢別人口 芦屋市の年齢別人口構成の推移を次に考察しよう。

市制施行以前の昭和五年（一九三〇）・十年に行なわれた『国勢調査報告』によって、まず戦前の精道村当時の年齢別人口構成をみれば、表 135 に示された通り、幼年人口（〇〜一四歳）が総人口の三〇%強の多きをしめ、逆に老年人口（六〇歳以上）は全体の五%にも満たず、中間の生産年齢人口（一五〜五九歳）は六五%弱をしめるといふ、人口ピラミッドを描けば裾ひろがりの、まさにピラミッドの名に値する、安定した形状が保たれていた。

ところが戦後の状態は、戦前のそれとはかなり異なったものとなっている。すなわち、戦後のわが国全体の年齢別人口構成がそうであるが、芦屋市においても、幼年人口率は低下し、かわって生産年齢人口・老年人口の比率は増加の傾向にある。たとえば表 135 にもある通り、昭和二十五年の人口構成は、戦前と異なって幼年人口が三〇%を割り、老年人口は逆に五%をこえ、また生産年齢人口も六五%を若干上廻るに至っている。しかもその後五か年ごとの、国勢調査ごとの数値の動きからも明らかのように、芦屋市の幼年人口率は以後ますます減少をとり、昭和四十年には遂に二〇%の線にまで減退をみせている。これに反して老年人口率および生産年齢人口率

表135 年齢別人口構成の推移 (%)

	昭5	昭10	昭25	昭30	昭35	昭40
幼年人口 (0歳~14歳)	31.6	31.3	28.4	27.2	24.1	21.1
生産年齢人口 (15歳~59歳)	63.6	63.9	65.3	65.7	67.4	69.1
老年人口 (60歳以上)	4.8	4.8	6.3	7.1	8.5	9.8

は、ともに徐々に増加し、昭和四十年において前者は総人口の約一〇%、後者は約七〇%をしめるに至った。

これにともない、戦前は字義通りのピラミッド状をなしてい

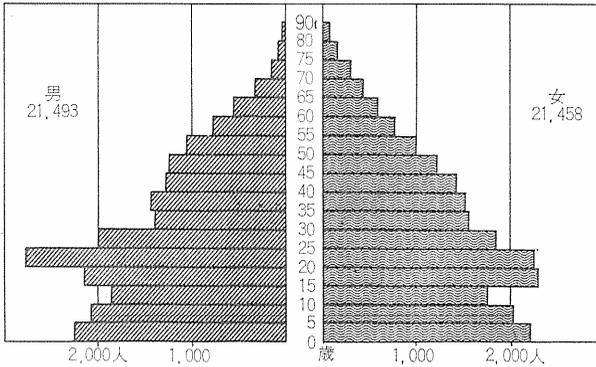
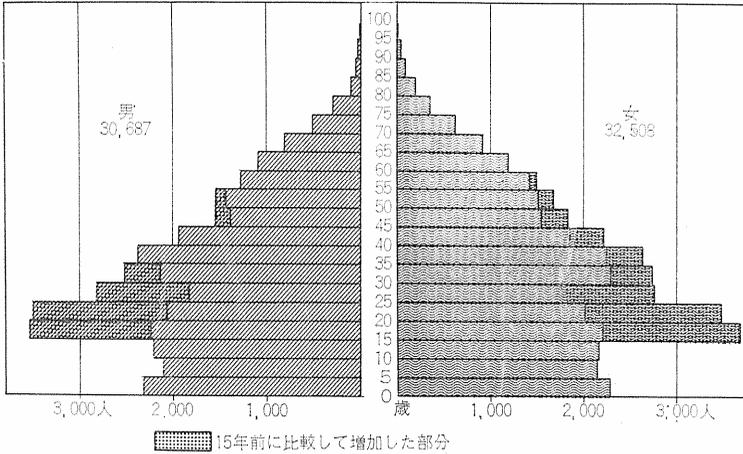


図332 昭和25年の人口ピラミッド



■ 15年前に比較して増加した部分

図333 昭和40年の人口ピラミッド

た芦屋市の人口ピラミッドも、戦後は、昭和二十五年（一九五〇）のそのように、底辺の狭まった釣鐘型ないしは壺型を呈するようになってきた（図 332）。さらにその後の、幼年人口率の減少、生産年齢人口・老年人口率の増加は、ピラミッドの形状にも反映し、昭和四十年のそのように、とくに青壮年層の部分が左右に大きくはり出した菱型のかたちがあらわれつつあるのが最近の状態である（図 333）。

このような青壮年層の部分の異常なふくらみが、近年の住宅地開発などによる社会増に起因することは言をまたない。このことは、図 332 と図 333 を十五年分ずらせた上で重ね合わせて判明する、昭和二十五年以降四十年に至る間の、増加をとげた年齢層の配分によっても明らかであろう。すなわち、十五年の経過における著増年齢層は、男女ともに一五〜三〇歳であるが、この要因はもちろん、ひとつには二〇歳代については新世帯の転入が考えられ、また他の要因は、四五〜五五歳の部分の増加に対応象徴されるような、両親にともなわれた子弟の、家族ぐるみの転入にも求められよう。また、とくに女性については、男性と異なつて三五〜四五歳層に増加がみられることから明らかなように、二〇歳以上の全般にわたつて婚入による社会増のあつたことはいうまでもないことである。

出生地別人口

芦屋市民は本来いずれの土地に生まれ、そののち当市に定住するに至つたものであるうか。

このことに関しては、すでに精道村時代の昭和五年に行なわれた国勢調査によつて、不完全ながらも一つの資料がえられる。すなわち『昭和五年国勢調査報告』の出生地別人口の項目によれば、当年の精道村総人口二万八四〇四人のうち、精道村内の出生者は二二・五％にあたる六一一三人にすぎず、精道村を除く兵庫県内出生者は二

表136 出生地別人口
(昭和25年)

府 県	出生数	(百分率)
総 数	42,951人	100.0
芦屋市	11,193	26.1
兵庫県	9,622	22.4
大阪府	6,631	15.4
東京都	1,436	3.3
本邦以外	1,258	2.9
京都府	1,081	2.5
岡山県	1,023	2.4
999~500人 広島・鹿児島・愛媛・香川・徳島・和歌山		
499~300人 滋賀・三重・愛知・福岡・奈良・山口・高知		
299~200人 石川・鳥取・神奈川・福井・岐阜・熊本・島根・長崎		
199~100人 富山・静岡・北海道・新潟・大分・長野		
99~70人 佐賀・宮城・千葉・秋田・山形・福島		
69~20人 栃木・宮崎・埼玉・群馬・茨城・岩手・山梨・青森		

(『国勢調査報告』による)

○・八% (五九〇五人) を数えている。これに対して残る五七・七% (一万六三八六人) は、他府県(明細不明) および当時の外地の出生者によってしめられていた。

これらの比率を当年の兵庫県の平均と比較すれば、県内出生者率については精道村のそれは県平均とたまたま一致するが、自市町村出生者率の県平均五六・五%に比して精道村のそれは、そのなかばにも達していない。これに反して、他府県・外地出生者率の精道村の数値は、兵庫県平均の二二・七%の二倍以上であることが判明する。このような他府県・外地出生者の卓越傾向は、神戸市の比率四三・六%をも上廻っており、他所者によってふくらみつつあった新興精道村の特徴が、右のような数字の中にも物語られている。

戦後、昭和二十五年に挙行された国勢調査は、出生地(府県単住) 別人口についての統計を明らかにしている。これによれば、当年の芦屋市民四万二九五一人の出生地内訳の概要は、表136に示す通りであった。

すなわち、今回は総数の二六・一% (一万一九三人) が芦屋市の出生者によってしめられており、昭和五年にくらべての比率の上昇は、芦屋二世の誕生によるものと解釈されよう。ま

た、兵庫県内出生者率も二十年前に比して、二二・四%と微増している。しかし、以上両者を除く他府県出生者率は五一・五%を示し、二十年よりは低率とはなったものの、依然として芦屋市民のなかば以上を制している。そのなかでは、芦屋の開発の歴史と関連して大阪府内出生者の比率が高い。またこれについては、東京都や本邦以外のほかは、西日本諸府県の出身者が上位に連なっている。

転出・転入人口

次に、出生地別人口の検討にかわって、近年の芦屋市民がもっている市域外との関係を、転出・転入の流動の中を探ってみよう。

過去十数年来、芦屋市では、転出・転入人口は逐年微増をとげながら、年間それぞれ六五〇〇〜九〇〇〇人程度の動きを示している。いま昭和四十二年（一九六七）についてみれば、その数は、転入八八二九人、転出八七九四人を数えた。その結果、この年は、社会増加はたまたま僅かに三五人にとどまっている。

この年、まず芦屋市民の転出の状況は、兵庫県内に向けて三九〇〇人余、県外に向けては四八〇〇人余であった。県内の市郡別のおもな指向先は、県内転出の三九・六%（一五八三人）を占める神戸市、および二一・八%（八六九人）の西宮市であり、尼崎市（五五四人）、宝塚市（二九七人）、明石市（一三五人）、伊丹市（二三四人）等がこれについている。逆に川辺・印南・赤穂の各郡へは、一名の転出者も出していない。また、県外のうち、多数の転出者が指向するのは、一六四五人の大阪府（三四・一%）と九二六人の東京都（一九・二%）であり、そのほか岡山（三二七人）、神奈川（一九一人）、愛知（一六〇人）、京都（二三三人）が上位に名を連ねている。芦屋市からの県外転出は、沖縄をも含めすべての都道府県におよんでいるが、東北諸県への転出は少な

く、青森へは僅かに一名を数えるにすぎない。

他方、新たな芦屋市民の誕生をもたらした同年の転入状況は、県内からは四〇〇〇人余、県外からは四七〇〇人余であった。これらの関係先の内訳は、ほぼ転出の場合と類似するが、県内転入で多数をしめるのは、一八七六人の神戸市（四六・〇％）、および九七八人の西宮市（二四・〇％）である。以下、尼崎市三二四人、宝塚市一〇九人、姫路市一〇六人、明石市八四人がこれにつぐが、しかし対神戸・西宮両市の関係は、転出の場合よりも、より強いのがみとめられる。また、転出の場合と同様、川辺郡からの転入者はこの年みとめられなかった。他方、県外からの転入は、県外転入総数の二九・一％をしめる大阪府（一三七五人）、一四・八％の東京都（六九九人）以下、愛知（二三二人）、岡山（二二二人）、福岡（一九四人）、京都（二七二人）等が上位にくらいている。逆に、青森・山形からは、それぞれ僅かに一名の転入者を数えたにすぎない。

右の結果は、昭和四十二年（一九六七）一か年の状況を物語ったにすぎないが、ほぼ近年の平均的な転出・転入の模様をあらわすものと考えられる。

産業別人口 大正時代の精道村当時、芦屋市の産業別人口は、農業を主体とした第一次産業人口が主要な部分を構成し、大正初期では就業人口のなかば以上、大正中期においても同じく三分の一以上を占めていた。しかし、大正末期以降、住宅都市的性格が増し、大阪・神戸等からの転入者が増加するにつれ、精道村にも非農的要素が次第に累積した。すなわち、たとえば昭和五年（一九三〇）の『国勢調査報告』によれば、この年の農業・水産業に従事する人口は就業人口総数の僅かに六％弱にまで縮小し、遂に就業人口の約四分の三が第三次産業、約二〇％が

表137 産業別人口の推移

	昭 25		昭 30		昭 35		昭 40	
	人	%	人	%	人	%	人	%
総 数	15,483	100.0	19,366	100.0	23,316	100.0	27,010	100.0
第1次産業	521	3.4	373	1.9	352	1.5	280	1.0
第2次産業	5,512	35.6	5,991	30.9	7,618	32.7	8,527	31.6
第3次産業	9,450	61.0	13,002	67.2	15,346	65.8	18,197	67.4

(『昭和40年国勢調査結果概要』による)

おり、後者は同じく約二倍に達する激増ぶりをみせている。これに応じてそれぞれが占める比率も、第三次産業は昭和二十五年の六一%から、四十年の六七%強に増幅している。第二次産業のそれは、実数の延びにもかかわらず、第三次産業の急増

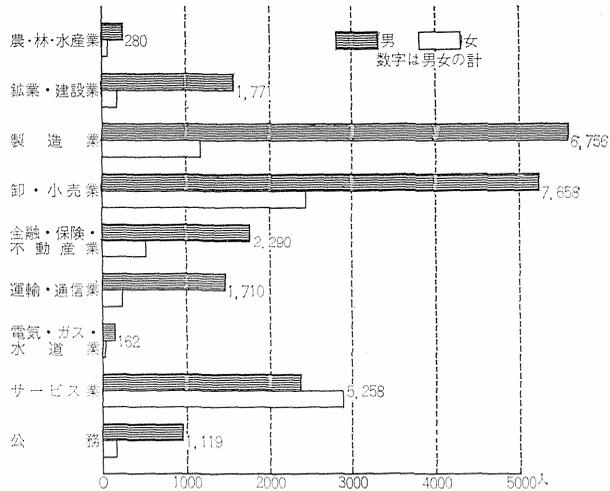


図334 産業別就業者数

第二次産業によって、それぞれ占められるに至っている。その後も衰えぬ転入人口の累増は、いうまでもなく第二次・第三次産業人口をますます増加・増幅させてきた。戦後の統計によって昭和二十五年以降五年ごとの推移をみれば(表137)、第一次・第三次産業人口はともに急増の傾向をみせ、実数において、前者は昭和二十五年から四十年にかけて五割以上の増加をとげて

表138 職業別人口の推移

総 数	昭 30		昭 40	
	人	%	人	%
専門的・技術的 職業従事者	1,977	10.8	2,673	9.9
管理的職業従事者	2,362	12.9	3,649	13.5
事務従事者	4,554	24.9	6,719	24.9
販売従事者	2,978	16.3	4,387	16.2
農林漁業従事者	297	1.6	253	0.9
採鉱・採石従事者	3	0.0	8	0.0
運輸・通信従事者	330	1.8	762	2.8
技能工・生産工程 従事者・単純労働者	3,388	18.5	5,318	19.7
サービス業従事者	2,391	13.1	3,236	12.0
分類不能	4	0.0	5	0.0

によって圧倒され、比率は若干低下の傾向にある。他方、昭和二十五年（一九五〇）に三・四%を示した第一次産業人口は、第二次・第三次産業人口の増加とともに漸次その比率を減退させ、昭和四十年には僅かに一%にまで低落している。また、この低落の原因は、ただ単に相対的な比重の低下ではなく、第一次産業就業者の減少に

基づいており、その実数は、昭和二十五年の五二一名から四十年の二八〇名へと縮小している。

なお、昭和四十年における産業（大分類）別就業者数は、図334に示した通り、第二次産業のうちの製造業、および第三次産業にぞくする卸・小売業、サービス業などに卓越している。なお男女別にみれば、男子の就業者数は、サービス業を除くいずれの部門でも、女子のそれを上廻っている。

職業別人口 産業別人口の推移の分析に関連して、次に職業別人口構成の状況についてふれておこう。すなわち、従事している各種産業の中で、芦屋市民がどのような種類の職業についているかの問題である。

昭和三十年の資料（『昭和三十三年版
芦屋市勢要覧』）によれば、同年の

芦屋市の就業人口一万八二八四人のうち、最多数が従事していた職業は、四五五四人を数えた事務的職業であり、この従事者数は就業人口総数の四分の一を占めている。これについては、技能工から単純労働者をもふくめた労働者が、三千名をこえて約二〇%を占め、ついで販売従事者、サービス従事者、管理的職業従事者が、いずれも二千人をこえて上位にくらいしていた。逆に、農林漁業あるいは採鉱・採石業といった自然産業に従事するものは、ごく僅かを数えるにすぎない（表138）。

それより十年後、昭和四十年（一九六五）において、芦屋市の就業人口総数は約一万人の増加を来し、二万七〇一〇人を数えている。その間、その内訳は、農林漁業従事者が実数の上で減少したほかは、他の職業の従事者はいずれも増加し、事務従事者は六七一九人を数えてひきつづき総数の四分の一を制している。また各種労働者も、計五千名をこえ、前回同様総数の約二〇%の比率を保ち、販売従事者も四千名をこえて前回と同率を保ち続けている。ついで管理的職業従事者とサービス従事者も、ともに三千名以上を数えて前回同様上位にくらいするが、この両者の順位は前回と入替わっている。

流出人口 住宅都市的性格の強い芦屋市は、通勤・通学を目的とした流出人口が多い。昭和四十年の国勢調査の結果によると、芦屋市からの流出人口は、総人口六万三一九五人に対して二万二六五五人（うち通勤流出一万八二八七、通学流出四三六八）が数えられている。したがって流出人口率は三五・八%に達し、この数値は兵庫県平均の一九・二%を大幅に上廻るばかりでなく、同じくベッドタウン的な川西市・宝塚市などを凌ぎ、県下の市の中で最高のものとなっている（表139）。

表139 兵庫県各市別流出人口（流出率10位まで）

	人口 総数(A)	流出人口			
		総数(B)	(B)/(A)×100	ウチ通勤	ウチ通学
県計	4,309,944	826,643	19.2	665,972	160,671
芦屋市	63,195	22,655	35.8	18,287	4,368
川西市	61,282	20,997	34.3	17,014	3,983
宝塚市	91,486	28,614	31.3	21,591	7,023
西宮市	336,873	99,474	29.5	86,093	13,381
神戸市	1,216,666	320,246	26.3	263,304	56,942
伊丹市	121,380	29,715	24.5	24,674	5,041
明石市	159,299	30,672	19.3	25,906	4,766
尼崎市	500,990	94,953	19.0	78,229	16,724
加古川市	101,841	17,956	17.6	14,815	3,141
姫路市	367,807	17,366	4.7	12,645	4,721

（芦屋市『昭和40年国勢調査結果概要』による）

流出人口率を町別にみると、最高は松浜町の四七・四％であり、実に住民の半数近くが市外に通勤・通学している現状にある。これについて四〇％をこえるのは、山芦屋町（四三・四％）、東芦屋町（四三・二％）以下、山手・西芦屋・前田・翠ヶ丘・月若・呉川・船戸・親王塚の諸町であり、流出人口率の高い地域は、傾向として、国鉄路線以北にやや卓越してみとめられる（図335）。

流出人口を性別にみると、男子が圧倒的に多い。これは内容的にみて、通学流出については男・女がほぼ同数であるにもかかわらず、通勤流出人口の内訳が、男子がはるかに多数を占めることに基づいている。また、流出人口の流出先は、県内指向と県外指向がほぼ伯仲するが、これを通勤・通学別にみれば、通勤流出においては県外が、また通学流出においては県内が、それぞれ流出先として卓越している（表140）。

流出人口の県内指向先は市町別に明らかにされているが、まず通勤流出については、総数の二八％にあたる五一三四人

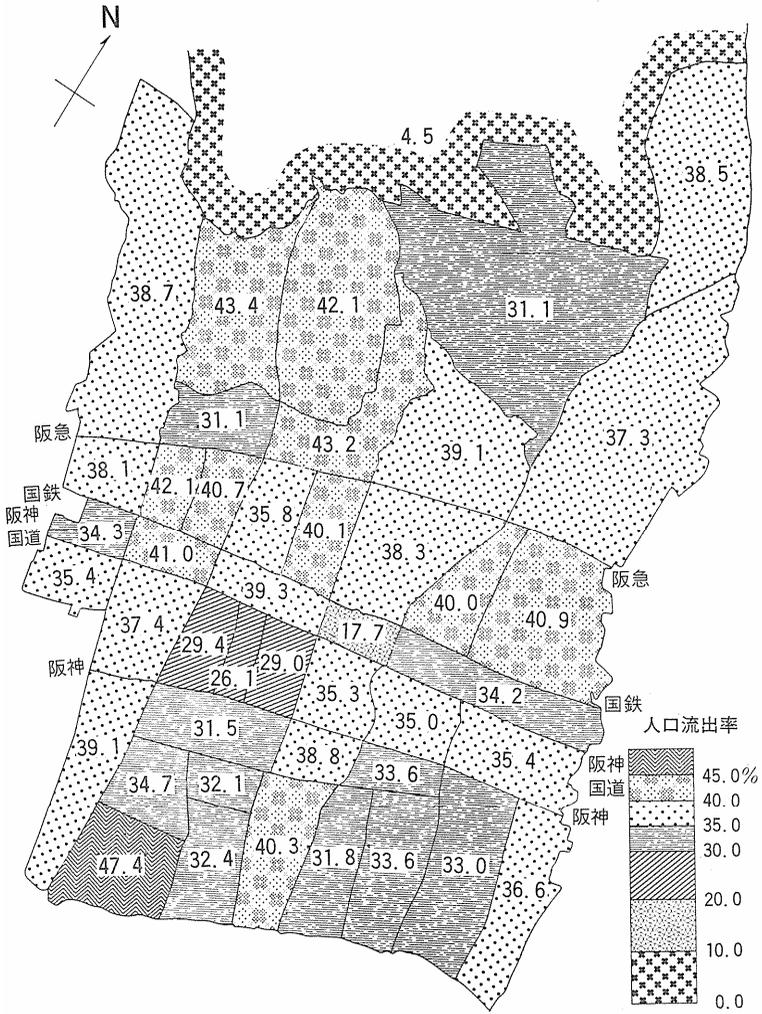


図335 町別流出人口

表140 通勤・通学別流出先別流出人口

	流出総数			通勤流出			通学流出		
	計	男	女	計	男	女	計	男	女
計	22,655	17,097	5,558	18,287	14,842	3,445	4,368	2,255	2,113
県内	11,286	7,599	3,687	7,958	6,137	1,821	3,328	1,462	1,866
県外	11,369	9,498	1,871	10,329	8,705	1,624	1,040	793	247

(芦屋市『昭和40年国勢調査結果概要』による)

が神戸市を指向している。これについては西宮市（二四三六人）、尼崎市（一〇四九人）をはじめ、宝塚・伊丹といった阪神間の諸市が通勤先として上位をしめ、ついで山陽本線ぞいの明石・姫路・高砂・加古川などの諸市がこれについている。通勤先が交通機関によって規制されることはいうまでもないが、芦屋市民の流出先は、西へはさらに赤穂市・赤穂郡上郡町にまで及び、また北へは多紀郡篠山町・加東郡東条町、あるいは播但線ぞいに神崎郡香寺町・大河内町にまで達している。他方淡路島へも、計二名の通勤流出者がみとめられる（図336）。

次に県外への通勤流出人口の最大の指向先は、いうまでもなく、総数の五五%弱にあたる九九九五人を数えた大阪府である。そのうち九三七八人は大阪市によって占められているが、芦屋市の就業人口のうち芦屋市内に通勤先をもつものが八七二三人であるところからみれば、大阪府は芦屋市民にとつての最大の勤務先であるといえよう。大阪府については京都府・和歌山県・奈良県などの近隣府県がこれにつぐが、新幹線の便のある愛知県にも計二三名の通勤者がみとめられる。さらに流出先としては岡山・岐阜・三重・鳥取・福井などの諸県があるが、これら遠隔地への通勤は、もちろんすべてが日々のそれではなく、週単位や不定期の通勤が若干含まれているものと推測される。

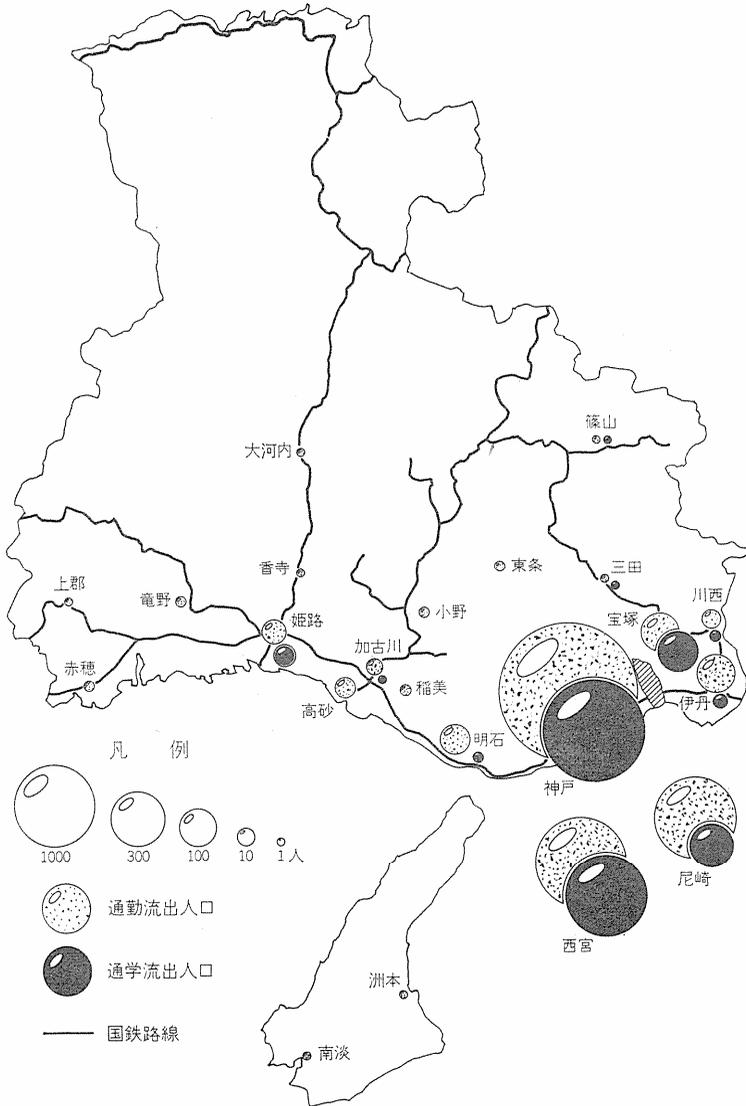


図336 芦屋市の流出入口

次に通学流出人口の動きは、通勤流出人口に比してその実数も少なく、また通勤圏の拡がりにくらべてその流出範囲も小さい。まず県内での最大の通学指向先は神戸市（二〇〇三人）であり、西宮市（一〇二一人）がこれにつぐが、芦屋市からの通学流出人口の七割近くはこれら隣接の両市によって消化されている。なお、通学流出の最も遠隔の地は、西は姫路市、北は篠山町にまで及んでいる（図³³⁶）。

また、芦屋市民の県外通学先としては、大阪府（八二八人）、京都府（二〇三人）が大きな地位を占めている。しかし、通学先としての大府府の重要性は、通勤先としての重要性程ではなく、神戸市・西宮市にくらべても劣っている。県外通学先はそのほか奈良県・和歌山県・滋賀県にも及んでいる。

流入人口 住宅都市として市外に二万二六五五人の通勤・通学者を送り出すかわら、昭和四十年（一九六五）において芦屋市は、一万〇〇一三人の流入人口を受け入れている。その結果、人口総数に対して割り出される流入人口率は一五・八%を示すが、これは県平均（一四・七%）を若干上廻り、県下の市の中では第三位にあたってかなり高率である（表141）。

それ程の労働市場をもたない芦屋市に、このように流入人口が多いのは、表141からも察せられる通り、他市とは異なつて、流入人口のなかば以上を占めている通学流入に負うところが大きい。このような点に、芦屋市の文教都市としての一面があらわれている。

流入人口を性別にみれば、流出人口の場合と異なり女子が若干男子を上廻っている。これは内容的にみて、通勤流入では男子が多数を占めるにもかかわらず、通学流入人口の内訳が、女子が男子を大幅に凌いでいることに

表141 兵庫県各市別流入人口（流入率10位まで）

	人口数(A)	流入人口			
		総数(B)	(B)/(A)×100	ウチ通勤	ウチ通学
県計	4,309,944	634,576	14.7	495,948	138,628
神戸市	1,216,666	335,987	27.6	272,334	63,653
高砂市	61,000	11,557	18.9	10,073	1,484
芦屋市	63,195	10,013	15.8	4,351	5,662
西宮市	336,873	44,762	13.3	22,552	22,210
伊丹市	121,380	14,787	12.2	13,576	1,211
姫路市	367,807	42,880	11.7	36,142	6,738
尼崎市	500,990	57,444	11.5	53,334	4,110
明石市	159,299	17,700	11.1	16,209	1,491
加古川市	101,841	11,007	10.8	8,561	2,446
宝塚市	91,486	9,609	10.5	7,262	2,347

（芦屋市『昭和40年国勢調査結果概要』による）

よっている。また、流入人口の八五%までが県内からの流入である点も、流出の傾向と大いに異なっているが、この県内卓越の傾向は通学流入・通勤流入のいずれにもみとめられる点である。

県内からの通学流入人口の市町別分布は図337に示された通りである。これによれば、芦屋市への通学流入人口総数五六二二人のうち、その三七%強にあたる二〇八九人は神戸市からの流入であり、ついで西宮市からは同じく約二三%（二八八人）の通学人口を受けいれている。このような隣接二市との密接な関係は、通学流出の場合にもみられた現象であるが、加えて、尼崎・宝塚・伊丹など阪神間の諸市からの流入も、それぞれの彼地への通学流出を上廻つてかなりの数に及んでいる。一方、県下各地からの通学流入も広汎な範囲に及んでおり、明石・加古川・姫路の各市はもとより、西は赤穂市、北は朝来郡生野町・氷上郡市島町、南は洲本市にまで達し、芦屋市からの通学流出の範囲にくらべはるかに広域で

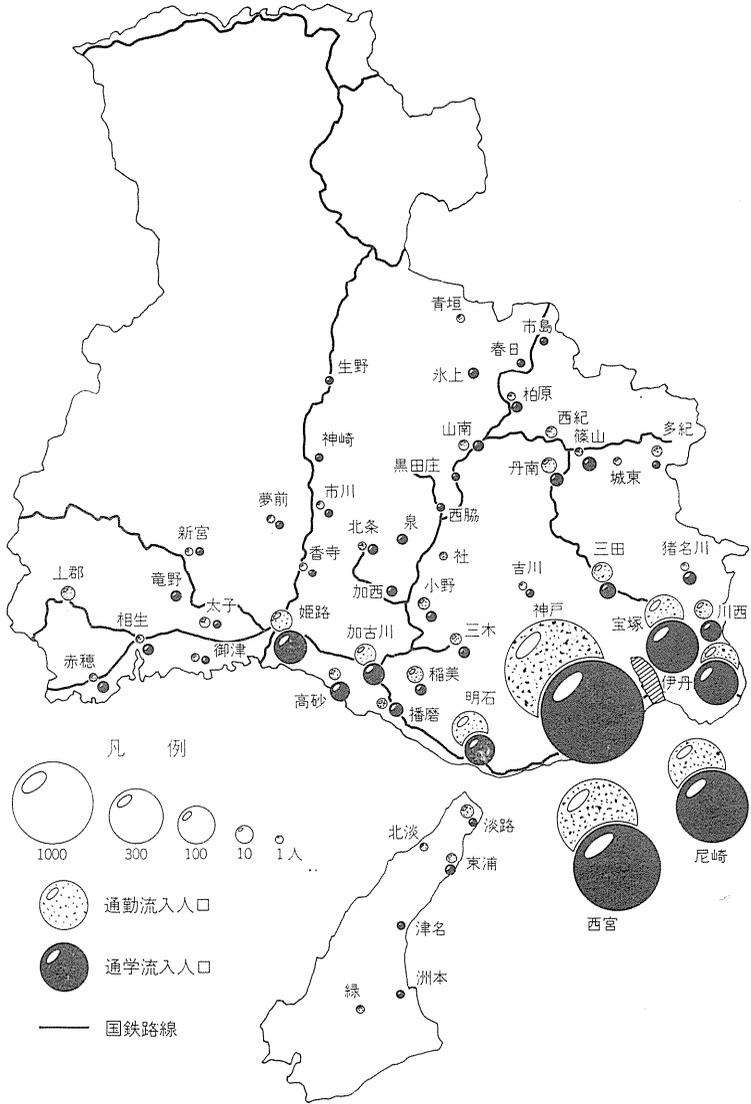


図337 芦屋市への流入人口

ある。

また、県外からの通学流入先は、大阪・京都・奈良・和歌山・三重・岡山・滋賀の各府県にわたっている。このうち大阪府からは、神戸市・西宮市につぐ八一一名の通学流入がみられ、芦屋市から彼地への流出数にほぼ匹敵するが、京都府からの流入は、彼地への流出に比べてはるかに少数（二十八人）にとどまっている。

次に、通勤流入の動きであるが、県下からの流入状況は同じく図337によって明らかにされている。通勤流入総数四三五一人のうち、その四五％は神戸市からの流入（一九六一人）であり、西宮市からの流入（九八六人）も二三％弱をしめ、これら隣接二市のもつ重要性は大きい。そのほか、尼崎・宝塚・伊丹等、阪神間の諸市からの流入もかなりの数に達するが、一方、通学流入の場合と同様、通勤流入現象は、西は赤穂郡上郡町、北は神崎郡市川町・氷上郡青垣町、南は淡路島の三原郡緑町など、県下の広域に及んでいる。

また、県外に関しては、大阪・京都・奈良・和歌山・三重・岡山・滋賀・愛知の各府県からの通勤流入がみられるが、大阪府からの五四一人を除いてはその数も少なく、対大阪府との通勤流動も、彼地への流出九九五人に比べればその一八分の一程度の流入を受入れているにすぎない。なお、通勤流出の場合同様、遠隔地からの通勤流入人口の中には、毎日の通勤でない者も含まれているものと推測される。

外国人 高級住宅都市として発展してきた芦屋市には、戦前さらには市制施行以前から、外国人の居住者は割合多かった。たとえば昭和五年（一九三〇）の『国勢調査報告』によれば、精道村の外国人の数は、当時の阪神間のいずれの市町村よりも多く、一一五人を数えている。また、これを総人口に対する比率でみれば、精道村

表142 国籍別外国人（昭和45年6月末）

国 籍	人口	国 籍	人口
総 数	796	オーストリア	4
朝鮮・韓国	356	イタリア	4
中国	141	ビルマ	3
アメリカ合衆国	74	インドネシア	2
ドイツ	59	ニュージーランド	2
イギリス	43	デンマーク	2
カナダ	22	ベネズエラ	2
インド	20	マレーシア	1
オーストラリア	16	ベトナム	1
スイス	14	オーストラリア	1
フランス	9	スペイン	1
	9	ギリシア	1
	7	無 籍	2

の外国人率は人口二万八四〇四人に対して僅かに〇・四％にすぎないが、阪神間にあつては大社村・甲東村（ともに現西宮市）、良元村（現宝塚市）、本庄村・本山村（ともに現神戸市）についての高率をみせていた。

なお、戦前の国勢調査では、朝鮮・台湾系日本人は外地人として一括示されており、昭和五年の精道村には、三一九人（総人口の一・一％）の外地人が数えられている。しかし、この実数および比率は、外国人の場合と異なつて、阪神間の市町村の中ではそれ程際立つたものではない。

近年の芦屋市には約数百名の外国人が居住している。昭和三十年代には、通じて、約二十か国にわたる、ほぼ六〇〇名の外国人が数えられている。昭和四十五年六月末には、これが約八〇〇名となり、同時期の芦屋市人口六万九五二九人の一・一％を占め、国籍も二十数か国にわたつている。その内訳は表142にも示した通り、朝鮮および韓国が三五六人で約四五％を占め、以下、中国の一四一人（約一八％）、アメリカ合衆国七四人、ドイツ五九人、イギリス四三人等が上位にならんでいる。なお全般的には、東アジア・北アメリカ・ヨーロッパ・東南アジアの出身者が多数をしめ、さらにその分布はオセアニア・中近東にまで及んでいる。

二 住宅都市芦屋の現況

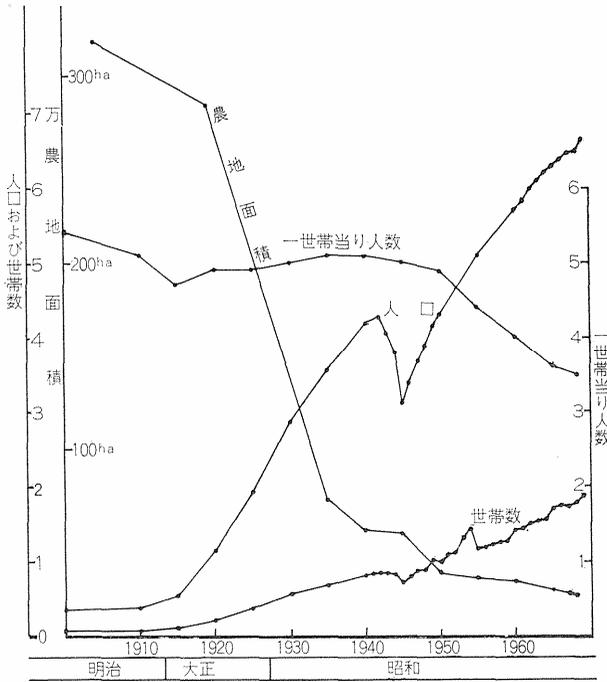


図338 人口、世帯数、農地面積の変遷

住宅都市化の進展

芦屋市発足の

当初の人口規模は四万一、九二五人、一四七世帯であったが、昭和四十四年（十月一日現在）には、六万六、八七八人、一万八、八五六世帯に達し（市民部推計）、この間、第二次大戦の影響によって一時減少を示したほかは、着実に増加をつづけて現在にいたっている。

この結果、昭和四十二年の町別地積概要調書によると、地域の総面積は一六〇七ヘクタールに対し宅地面積は二六・六パーセントであるが、農地は、

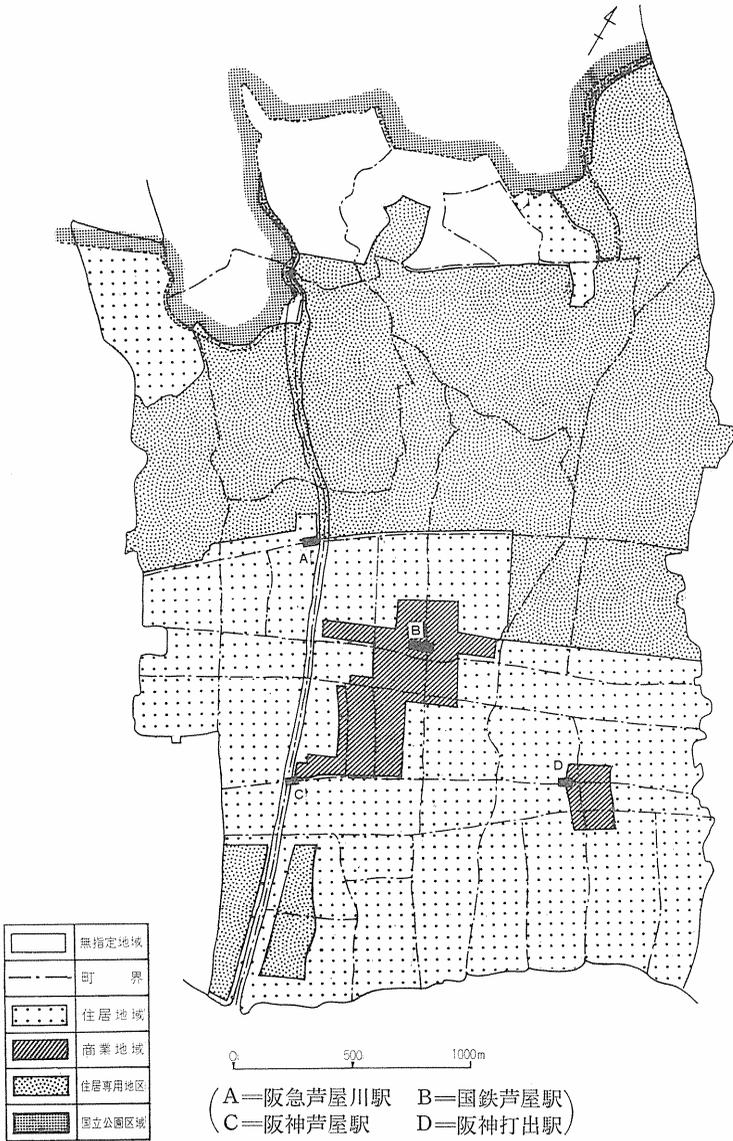


図339 都市計画による土地利用区域概要

表143 用途地域の変遷

名称	区域	地積 (ha)	摘要	指定(変更)年月日
用途地域 { 住居地域 } { 商業地域 } { 地域地域 }	西宮用途地域	275 } 40 } 315	87.3% 12.7	昭7. 8. 5
用途地域 { 住居地域 } { 商業地域 } { 地域地域 }	芦屋都市計画区域 決定により西宮 用途地域より分離	275 } 40 } 315	87.3 12.7	昭16. 9. 19
用途地域 { 住居地域 } { 商業地域 } { 地域地域 }		573 } 7 } 580	98.8 1.2	昭21. 8. 17
用途地域 { 住居専用 } { 商業専用 } { 地域地域 }		697 } 25 } 722 322	96.5 3.5 (住居地域の 46.2%)	昭27. 12. 26
用途地域 { 住居専用 } { 商業専用 } { 地域地域 }		684.8 } 33.4 } 718.2 346.3	95.3 4.7	昭41. 11. 7

田・畑あわせて一・六パーセントを占めるにすぎず、市街地の面的拡大を収容する空間としての農地はほとんどのこされていない。宅地の割合が意外に少ないのは、地域の北半分を山林が占めているためである。この北部山林は、剣谷・奥山二町が全体の九〇パーセントをしめ、その大部分は六甲山の山腹に位置する国立公園地域にくまれており、市街地の拡大現象の枠外におかれる地域である。芦屋市の都市計画区域も、全市域を計画区域としているが、そのうち用途地域の指定区域は、ほぼ国立公園地域以南にかぎられる全市域の約四四・六パーセントにあたる地域である。上表に示したように、芦屋市の用途地域は、昭和七年（一九三二）に告示された西宮都市計画区域における用途地域を、当市市制施行後の昭和十六年にそのままひきついだものであるが、当時の指定区域面積は三一五ヘクタールであった。その後、人口の増加にともなって住宅地が増加すると、用途地域の指定区域もしだいに拡大され、昭和二十一年には五八〇ヘクタール、昭和二十七年には七二二ヘクタールに達し、図339のとおり市街化のおよぶ地域は、ほぼ全域を包含するにいたつ



(A=阪急芦屋川駅 B=国鉄芦屋駅)
 (C=阪神芦屋駅 D=阪神打出駅)

図340 町別の農耕地残存率

た。四十一年には、昭和三十年代以降に施行された甲南土地区画整理事業（岩園町）や北部宅地開発（朝日ヶ丘町、東山町、東芦屋町、山手町）などの結果や、打出商店街の発展などを反映するため、地域の変更を検討し、七一八・二ヘクタールにおよぶ都市計画用途地域が決定、告示され、現在にひきつがれている。

この内部は、前表のとおり住居地域が九五・三パーセントの六八四・八ヘクタール（その内、住居専用地区が三四六・三ヘクタール）であつて、のこり四・七パーセントは全域を商業地域が占め、工業地域、農業用地などは全く存在しない。市内の工場数は六二、そのうち、従業員数二〇人以上のものは、わずか五件である。また前記の調査により農耕地を全くのこさず、完全に宅地化された地域を示すと船戸・松ノ内・月若・西芦屋・業平・前田・茶屋・大榎・公光・若宮・宮川・精道・北平田・竹園・伊勢・浜芦屋・松浜・平田の各町である。その他の各町は多少とも農耕地をふくんではいるが、そのうち、町域の五パーセント以上を農地がしめている地域は、市域東北隅の岩園、朝日ヶ丘、東山、親王塚、大原、東南隅の大東、南宮、浜の八町であつて、他はすべて、ごくわずかの農地が点在するにすぎない。このように、芦屋市では、ほぼ都市計画用途地域の示すとおり市民の日常生活における生活中心機能をもつ国鉄芦屋駅前、阪神電鉄打出駅の二つの商業地域を核として市街地の拡大しうるところは、ほとんどすみずみまで、住宅街でおおいつくされており、阪神工業地帯の中核である大阪・神戸に対する典型的な住宅衛星都市の姿を示している。

住宅地の拡大

芦屋市の人口の変遷をみると、明治年間は大體三千人台にとどまっていたものが、大正初年から急速に増加の傾向をたどり、市制施行の昭和十五年（一九四〇）ころまでこの傾向が維持される。同時期の

農地面積の変化をたどると、人口増加と対照的に、急激な減少をみせており、急増する人口を収容するために、農地が次々と宅地化していったあとが示される。いま国土地理院の旧版地形図によつて、この間の宅地の増大地域を図示すれば、図341のとおりである。図中の、明治以前からの村落地域は、明治十八年測図による仮製二万分の一地形図に記載の村落地域である。大正末年までの市街化区域は、大正十三年（一九二四）測図の二万五千分の一地形図記載の市街地、昭和二十年（一九四五）以前の市街地は、昭和二十二年応急修正の二万五千分の一地形図記載の市街地である。

まず明治以前からの村落地としては、現在の阪神電鉄打出駅付近の中国街道沿いに、打出の集落が、かなり大きな街村を形成していた。ここを中心とする打出村には、宮川の少し上流に現上宮川町の密集した塊村があり、六甲山脚部にある岩ヶ平の集落も同村に属していた。芦屋川にそつてひろがる芦屋村は、現在の阪急電鉄芦屋川駅付近の東西両岸および川尻付近に散開した集落があり、北方のものは山芦屋、西芦屋、開森芦屋、東芦屋などにわかれ、南方のものは、浜芦屋とよばれた。これらの内、東芦屋はかなり密集した集村をなしていた。また打出村の東で中国街道からわかれ、本街道より山寄りを神戸方面にむかう間道があり、これに沿つて、現在の茶屋之町の位置に小規模な街村がみられた。芦屋村の西の中條村は、現在の三条町南部がその集落地で、ここには、六甲山麓を流下する小溪流にそつて、南北にのびた集落がみられた。芦屋川の高い堤防の西側に位置する津知村では、現在の津知町西半部に、小規模な集落が立地していた。

大正年間には、芦屋川両岸堤防沿い、および打出付近に新しい住宅地が増加したが、その大きな誘因をなした

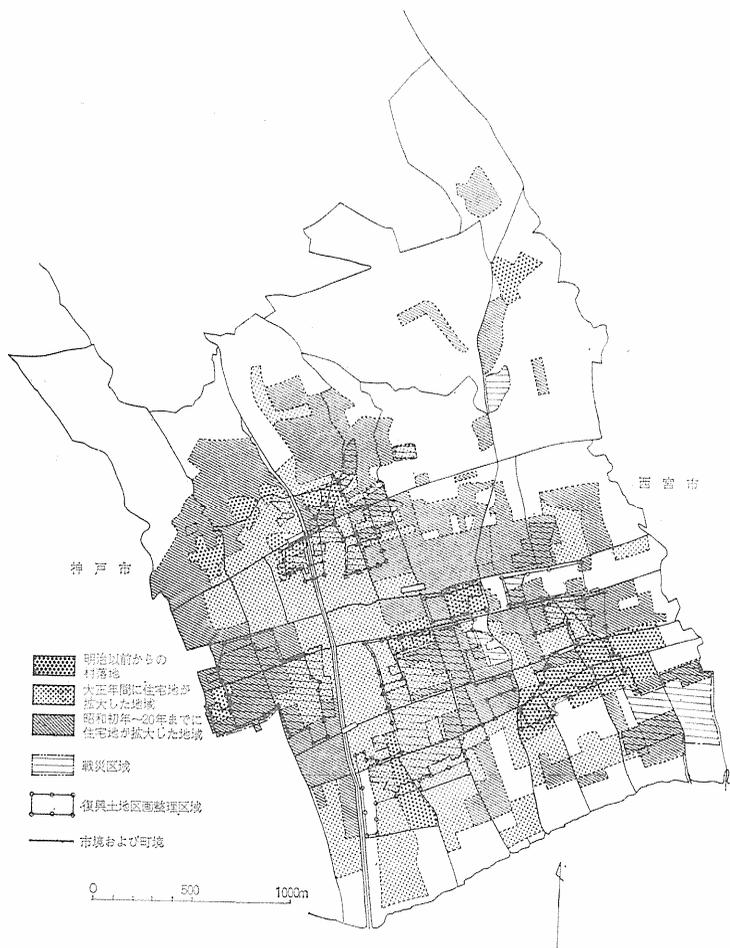


図341 昭和20年以前の住宅地化の進展と戦災地域および復興区画整理地域

のは、明治末年以来、近代的交通機関の登場によって、大阪・神戸両市との交通の便を得たことである。

まず、明治三十八年（一九〇五）には、阪神電気鉄道株式会社によって、梅田・三宮間をむすぶ電車が開通、市内（当時の精道村）には、打出・芦屋の二駅がおかれた。さらに同四十一年には、同会社により電灯が供給されることになり、芦屋駅に近い樋口芦屋、浜芦屋（現在の公光町・精道町・浜芦屋町）付近を中心に、別荘・住宅が日を追って増加した。ついで大正二年（一九一三）には、国鉄芦屋駅、同九年には阪神急行電鉄神戸本線が開通し、芦屋川停留所が設置され、旧芦屋村・三条村の集落地から南にひろがる芦屋川の扇状地もまた、別荘、宅地として、めざましく発展することになった。

これらの駅のうち、阪神打出駅は打出、阪急芦屋川駅は開森芦屋という、旧来の村部地の中でも村域の中心をなす集落に接して設けられており、阪神芦屋駅も浜芦屋の集落に近いほか、駅のある樋口新田には精道村の村役場や郵便局など、新しい行政村の中心機能が立地していた。これに反して国鉄芦屋駅の位置は、いずれの集落からも二百メートル以上はなれているうえ、付近に立地する集落は、上宮川町の場合も、茶屋之町の場合も、打出村あるいは芦屋村に属する従属的な村落で、村域の中心的存在ではなかった。このため大正年間の住宅地の発達地域は、新しい交通機関と、旧来の村落の中心地との近接という、二重の意味で生活上の便宜を備えた、国・私鉄の三駅付近に目立っており、ことに、高燥な環境と、阪急・阪神いずれの駅にも二〇分程度で到達できる芦屋川の堤防上は、もつとも住宅地の進出が著しかった。

交通機関の整備とともに忘れてならないのは、耕地整理事業があいついでおこなわれ、街路・水路などが整然

表144 昭和期(戦前)の土地区画整理事業

地区名	目的	施行者	施行面積	施行年度
六 麓 荘 芦 屋 山 手 岩 ケ 平 打 出 山 手	宅地造成 〃 〃 〃	株式会社六麓荘 個人又は共同 組合施行 個人又は共同	29.9 ^{ha} 5.6 29.8 6.5	昭 4— 6年 昭 4— 8年 昭 5—16年 昭10—12年

とした区画にととのえられ、住宅地に変化しうる基盤を備えるにいたったことで、大正十三年(一九二四)測図の二万五千分の一地形図では、市内の内、阪急の軌道以南、宮川以西の地域は、すでに規則正しい街路網でおおわれている。

また、山手一帯の良好な保養地的環境が注目されるにいたったのは、明治四十年(一九〇八)のことであるが(旧版芦屋市史 本篇三五頁)、明治四十一年には、先述のように阪神電鉄による電灯の供給がはじまり、大正元年(一九一三)には、神戸ガス株式会社が、ガス・タンクを打出に設置して都市ガスの供給を開始した。また同年樋口新田には、芦屋郵便局が開設され、同三年には、電信・電話の取扱いをはじめると、都市的施設の整備も、また住宅地の発達を大いに促進した。こうして大正年間以降、住宅地は急速に拡大し、大阪・神戸両大都市からの来住者をひきつけることになった。

昭和時代にはいると、阪急以南の平坦地では、大正期のあとをうけて、宮川以東の地区も街路網が整備されたほか、六麓荘(施工年度は昭和四〇六年)、芦屋山手(同じく昭和四〇八年)、岩ヶ平(同じく昭和五〇十六年)、打出山手(同じく十〇十二年)など、北部の山脚地帯にも、宅地造成のための区画整理事業が施行されるにいたった。このような土地区画整理に加えて、新しい交通機関である自動車の普及をひかえて、昭和二年(一九二七)、幅員一五間(二七・二八メートル)の阪神国道が、大阪・神戸両市をむすぶ幹線道路として登場した。しかも、ここには阪神国道電車が開通

し、昭和四年からは阪神国道バスも運行をはじめたから、市内の東西方向の交通の便は、きわめて良くなった。こうして大正末年までは、芦屋川両岸の堤防と、交通機関にめぐまれた旧村落地の周辺にかぎられていた新しい住宅群も、この時期には、国道にそって、沿道の津知、茶屋、上宮川などの旧村落周辺を急速に埋めていった。阪急以南の平坦地では、市域東縁の翠ヶ丘・楠・春日の打出各町や、南端の海岸沿いの地域をのぞけば、整備された幹線街路網にそって、住宅地はほとんど全域に拡大した。いっぽう、阪急以北の山脚部でも、前記の区画整理によって新たに造成された宅地に住宅街が形成され、三条村、芦屋村などの旧村落地との隣接地にとどまっていた住宅地も、阪急芦屋川駅を中心に見た場合、東と西への分布をひろげ、また北の山脚部にむかっても拡大をみせた。このため、大正八年（一九一九）に市内（当時の精道村）で二八五・四ヘクタールをかぞえた農耕地は、昭和十五年（一九四〇）には五六・五ヘクタールにまで激減した。

戦災の復興と戦後の宅地造成

大正初年にはじまる芦屋市の急速な住宅地化は、市制施行当初までの期間に、地域の南半をしめる平坦地を、ほとんど全面的に覆うにいたったが、不幸にして、第二次世界大戦の終末期の、昭和二十年（一九四五）五月十一日から八月十六日にわたり、米軍機による四回の爆撃をうけた。被爆地は、主として大阪・神戸両市をむすぶ交通動脈にそって集中したため、これらの交通動脈を軸にして展開していた既成市街地は、甚しい損害をこうむり、罹災戸数は三、〇五四戸（うち全焼二、七四六戸）、罹災者数は一万八、一七一人に達した。罹災地面積は一・八四平方キロメートルで、全市域の一・八パーセントにあたる。しかし、昭和二十一年（一九四六）に指定された戦災復興計画の用途地域合計五八〇ヘクタールを、当時の既成市

街地の規模とすれば、その三割以上が被災したことになる。戸数については、全市の四三パーセント、人口では実に五八・四パーセントの罹災率となっている。

震災の復興は、被災直後に着手され、同年度中に、被災区域の清掃事業や水道など公共施設の破損修理が進行したほか、罹災者や引揚者に対する応急住宅の供給や、自力復興を希望する者には、製材、畳、釘など主要建築資材の斡旋が行なわれた。これらの応急処置がすすめられるいっぽう、昭和二十年の震災復興計画基本方針の閣議決定にもとづき、芦屋市も、他の罹災都市と同様、五か年計画をもって、復興土地区画整理事業がおこなわれることになった。

芦屋市の被災地区は、前述のとおり、市街の中心部で、大阪・神戸両市をむすぶ交通幹線の付近に集中していたから、ここを復興整備するにあたって、都市の発展方向を充分考慮し、将来、市域の他の部分に対しても施してゆくべき区画整理の骨格をつくりあげるには、この事業は好適な機会と見なされた。すなわち、住宅都市としてのすぐれた立地条件を活用するため、純然たる住宅都市建設を目標とした土地利用計画として、五八〇ヘクタールの計画地域のうち、九八・八パーセントを住居地域とし、のこり一・二パーセントが、市民の生活圏の中心として、能率的な市民生活を生み出すために商業地区に指定された。この土地利用計画を基礎として、将来の交通機関、建築様式、防災、保健、美観などの向上をも勘案の上、県および他市との連繫を考慮して、街路、公園緑地、墓地、排水、上水道、下水道などをふくむ復興計画が立案された（戦災復興誌、第六巻、二九七頁―三二二頁）。このうち街路計画は文化住宅都市を形成するにふさわしい、余裕のある幅員を確保し、東西方向の幹線としては、旧中国街道を拡張

させた浜手幹線（幅員五〇メートル）、山手幹線（幅員二七メートル）のほか、幅員一一〇メートルの三本の大路を国鉄・阪急・阪神の軌道に併走せしめ、神戸・西宮両市計画区域との密接な連絡をはかるとともに、南北路線としては、南宮町と翠ヶ丘町をむすぶ広路（幅員五〇メートル、親王塚線）、伊勢町と業平町をむすぶ大路（幅員三〇メートル。駅前線）のほか、一一〇メートル幅の二本の大路を配し、相互連絡をはかるものであった。

しかし、戦後の経済状況の著しい悪化のため、施行区域の縮少、事業年度の延長など、数次の計画変更を余儀なくされ、ようやく昭和三十四年（一九五九）度をもって、工事を完成した。しかしその事業区域は、換地計画書によると約二五万坪、八二・六ヘクタールであつて、戦災地区の面積一八四ヘクタールの半分にもみないものであつた。この結果、東西幹線道路の一つ山手幹線は、事業地域からはずれたために、ついに実現しなかつたほか、南北幹線の親王塚線は五〇メートルの幅員を二〇メートルに、駅前線は三〇メートルを一五メートルに縮小させられた。

この間、日本経済の復興にともない、道路交通量も増大したが、阪神間の自動車交通量の激増は、阪神国道など既設幹線の収容力をはるかに上廻るようになり、第二阪神国道の早期貫通が要望されることになった。そこで、復興事業区域の内の浜手幹線（幅員五〇メートル）の延長部分を、復興事業区域外でも早急に完成させ、これらをつないで、幅員五〇メートルの第二阪神国道を完成させるための事業が、浜手土地区画整理事業として昭和三十一年（一九五六）に着手された。事業は、浜手幹線の予定路線にそつて、復興事業で完成された区間をつ



図342 芦屋海岸の防潮堤（西方から東方を望む）

表145 昭和期(戦後)の区画整理事業

地区名	目的	施行者	施行面積	施行年度
復 興 浜 手 甲 南 北 部 中 部	復 興	国	82.6 ^{ha}	昭21—38
	〃	〃	22.0	昭31—39
	宅地造成	住宅公団	24.9	昭31—36
	〃	芦屋市	89.3	昭40—46
	都市改造	〃	7.8	昭40—46

なご、隣接の神戸・西宮市域との間隙をうめるよう、南宮、宮川、平田の三区が定められ、三十五年には、区内整理を完了し、市内の第二阪神国道貫通を実現した。

復興土地計画整理事業および浜手土地区画整理事業は、市街地の中心部をしめ、また隣接都市との関連においても、また重要な地域にあたり、さらに事業の性質も、戦災の復旧、阪神工業地帯の交通難打開という、いずれも緊要の事業であったから、前者においては、総工費一億二千九百万円余の内、

五六パーセントを国庫（四一パーセント）および県費（二五パーセント）でまかなわれ、後者においても、総工費二億六千四百万円余の内、七二パーセントを国庫（四九パーセント）および県費（二三パーセント）の補助によって達成されたものである。戦前から発達した市街地内で、この二つの区画整理区域ほど広い道路や公園の配

置がみられるところはない。戦後に、旧市街地内部で区画整理の施された例としては、わずかに芦屋市による中部土地区画整理事業がかぞえられるだけである。その意味で、前記の二事業は、なおモデルケースの域を出ないのであるが、復興計画におこまれた諸施設、すなわち、市内の旧墓地を移転整理した丘陵公園墓地、市民の衛生の安全を確保する上・下水道施設、防潮堤、防火水槽などの防災施設などは、単に戦災地区の復興にとどまらず、芦屋の住宅都市的機能を、いっそう充実させたものと言える。

なお、第二次世界大戦後には、右表のとおり、北部山脚一帯に、市営や住宅公団による大規模な住宅地造成がおこなわれ、市街地拡大を、おおいに促進した。

第二次世界大戦後の住宅地化

図343に示すように、町別にみる場合、芦屋市の市街地の約半分は、第二次世界大戦以後に建築された家屋が、六〇パーセント以上をしめている。これは、先に記したように、既成市街地の四割にもおよぶ広い地域が戦災をこうむったためである。しかし、さきの図325から明らかなように、大戦末期の昭和二十年（一九四五）に、三万余人と最低を示した人口も、以後は、着々と増加をつづけ、昭和二十五年には、早くも、戦前のピークを回復し、その後も年を追って、大幅な増加を続けて、今日にいたっている。

その結果、戦禍をこうむった旧市街地の復旧がすすむにつれ、次第に、既成市街地の外縁部にむけて、新しい市街地が伸展していった。図344は市内各町の住宅（ただし、木造家屋のみ）の建築年次別分布図である（税務課固定資産税係調査による）。第二次大戦後の昭和二十一年から四十四年十一月までを、各々、五年のずれをもつた、十年づつの四つの期間（昭和二十一―三十年、昭和二十六―三十五年、昭和三十一―四十年、昭和三十六―



図343 昭和20年以降の住宅地化の進展と復興区画整理地域

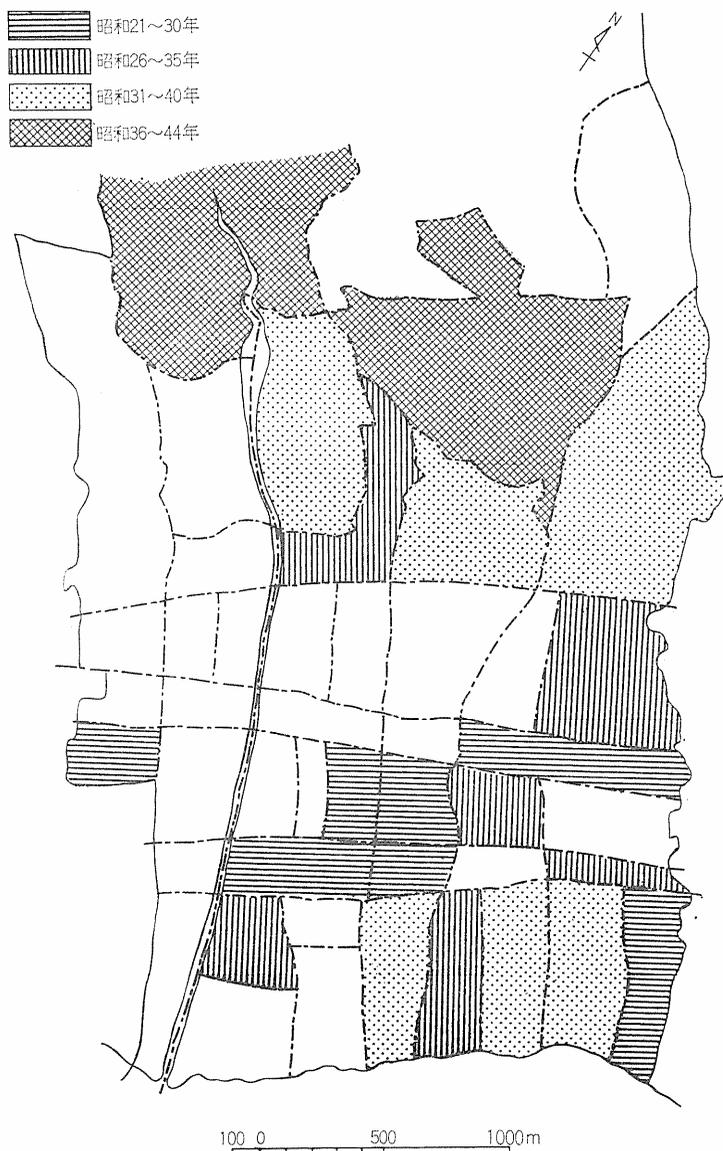


図344 戦後の新築家屋の建築年代

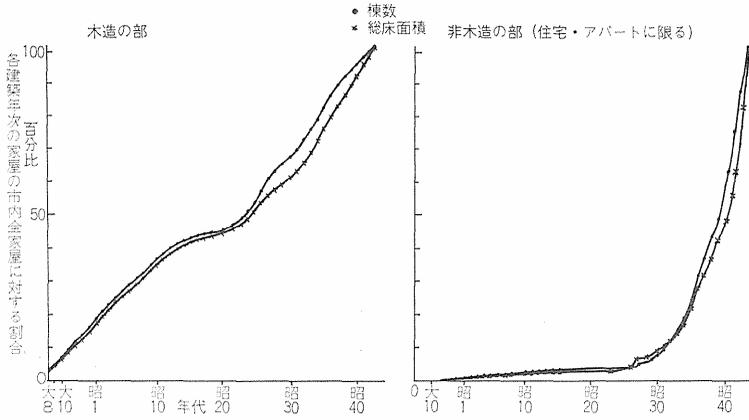


図345 芦屋市内の家屋の建築年次別分布

四十四年)に区切り、戦災後建築された各町の住宅の最大多数が、右の各十年の期間のうち、いずれに属するかをあらわしたものである。ただし、右の各十年の期間のどれか一つの時期に、建築された家数が、各町の住宅戸数の三〇パーセントに満たない場合は、除外してある。除外された区域は、ほとんど明治以前から存在していた旧集落地であり、しかも第二次大戦中の爆撃による火災をまぬかれた地域である。

これを前掲の戦災罹災区域などと対比してみると、まず、罹災した市街地中心部の復興が進んだのち、戦前までは住宅地の伸張がおくれていた、市街地周辺部に住宅が建設されていったことを物語っている。住宅の供給は、図345から判断されるように、戦後、とくに昭和二十六年ごろをさかいにして、非木造(鉄筋コンクリート造り、軽量鉄骨造り、レンガ造り、ブロック造りなど)の住宅が、急速に増加したという事情をのぞけば、ほぼ、一定の速度を保ってきた。このことは、芦屋市域においては、市や県あるいは住宅公団や不動産会社など、公私の大きな組織によって、

一時に、大量の住宅が供給される形式での住宅地化、すなわち、大都市周辺に広く見られる巨大な住宅団地、分譲地の造成による建設は主流を占めず、ほとんどが個人および法人、団体などによる個別的な住宅の建設によって、今日のような住宅都市の姿ができあがったことを示している。

戦前の段階で、すでに、大阪・神戸両市との連絡がきわめて便利な国鉄、私鉄の沿線の大部分に、市街地としての土地区画整理が完成していたこと、さらに戦後においては、既成市街地の北東にあたる山麓一帯に、大規模な宅地造成がおこなわれ、増加する流入人口の受容基盤がつくられたことなどが住宅地化の条件としてあげられよう。なかでも、芦屋市自身の手による北部地区の宅地造成は、芦屋市の目標である、文化的な住宅都市づくりにふさわしい宅地造成を目的としたものであり、昭和三十年三月に認可をうけて、当初、昭和四十二年完成予定であったが、工期を延長して、昭和四十六年に完成の予定である。施工地域は、朝日ヶ丘・東山・東芦屋・山手の四か町、二七万坪、都市計画の住居地域面積の一三パーセント（約八分の一）におよぶ大規模なもので、現在施工中である。甲南学園前から岩園小学校前にかけて、造成地の中央を北西から東南に横断する都市計画道路（朝日ヶ丘線）以南の地区は、ほとんど市街地化され、その北側も、しだいに住宅の建設が進行している。この北部地区宅地造成区域の東側には、岩園町の南半分、約八万坪をしめる日本住宅公団の甲南宅地造成区域が、昭和三十一年―三十六年にわたる工事によって完成しており、この地域もまた、市街地化がおわっている。

第二次大戦後、市街地化が急速に進展したのは、右の二か所であって、その他の地域における戦後の住宅建設は、主として、戦前までの宅地化で、とりのこされていた空間地や、第二次大戦の戦禍によって生じた空間地を

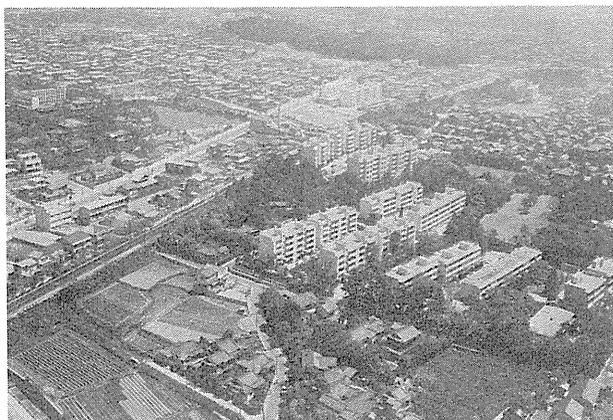


図346 翠ヶ丘住宅と岩園甲南団地（左上方）

埋めるような形で進行した。しかしながら、これら既存市街地の内部における、戦後の住宅建設は、全市域合計約八九〇〇戸（ただし、木造建築だけの集計）の八五パーセント余に達した。これに反し右にみた、戦後の宅地造成地に収容された住宅は、全市合計の一四パーセントほどにすぎない。既成市街地における大戦中の被災家屋は、前述のように、約三、〇〇〇戸であるから、その復興による建設戸数が、全市合計の三〇―四〇パーセントとすれば、戦後に新設された住宅の内、四〇―五〇パーセントは、既成市街地内部の空閑地に収容されたわけである。

前掲の図340は、住宅地化の状況を知るため、町別地積の内に、畑、山林など、将来、住宅地を収容すべき余裕が、もはや残っていない町を示し、あわせて、昭和三十六年以降、最近十年間の、新築住宅戸数の町別分布を記入したものである。これによると、芦屋川堤防ぞいなど、早期に市街地化の完成をみた各町においても、最近十か年間に、なお、相当数の新築住宅がみられ、その総数四三二戸は、全市域の、同期間における、総新築家屋数の二〇パーセント（ただし木造家屋に限る）をしめている。

右のような住宅供給の結果、昭和四十四年十月一日現在の推計によれば、芦屋市内に住居をもつ世帯の総数は、一万八、八五六で、これに対する住宅戸数は一万六、二〇〇となっている。すなわち、一・一六世帯に一住宅の割合となっており、年々、相当数の住宅が供給されているにもかかわらず、なお、間借り、同居などが、ひろく存在することを示している。しかも、戦後における住宅供給の一つの特色は、公営の住宅および一般企業による従業員用の住宅の増加であろう。昭和四十四年末で、芦屋市内の住宅は、前述のように一万六、二〇〇戸であるが、このうち、市、県、公社、一般企業などによって供給された（分譲済もふくむ）住宅数は、延三、一〇〇戸で、全体の二三パーセントにもぼっている。このうち、芦屋市は、昭和二十一年―四十四年までの間に、一、〇三九戸の住宅を供給（そのうち七五戸は、すでに用途廃止。また三一四戸を譲渡済み）した。その他の公営事業による住宅供給数は、県営住宅二二戸（うち四〇戸、譲渡済み）、県住宅供給公社四二八戸などであるから、のこりの約一、五〇〇戸は、阪神間に事業所をもつ、主として大きな企業によって設置されたものである。先に記したように、木造家屋だけをとってみると、市内の戦後新築住居は、約八、九〇〇戸である。右のような、個人以外の手で供給された住宅は、非木造の共同住宅形式が多いから、直接比較はできないが、居住者個人の手をはなれた形で供給され、その管理権が、市内居住者以外の手にゆだねられるような住宅が、きわめて多数にのぼっていることは、先の世帯数と住宅数のアンバランスとともに現在の大都市圏内における住宅事情の一端を反映するものである。

次に戦後における住宅供給の、もう一つの特徴は、公私営の共同住宅の多いことであろう。さきに記したとお

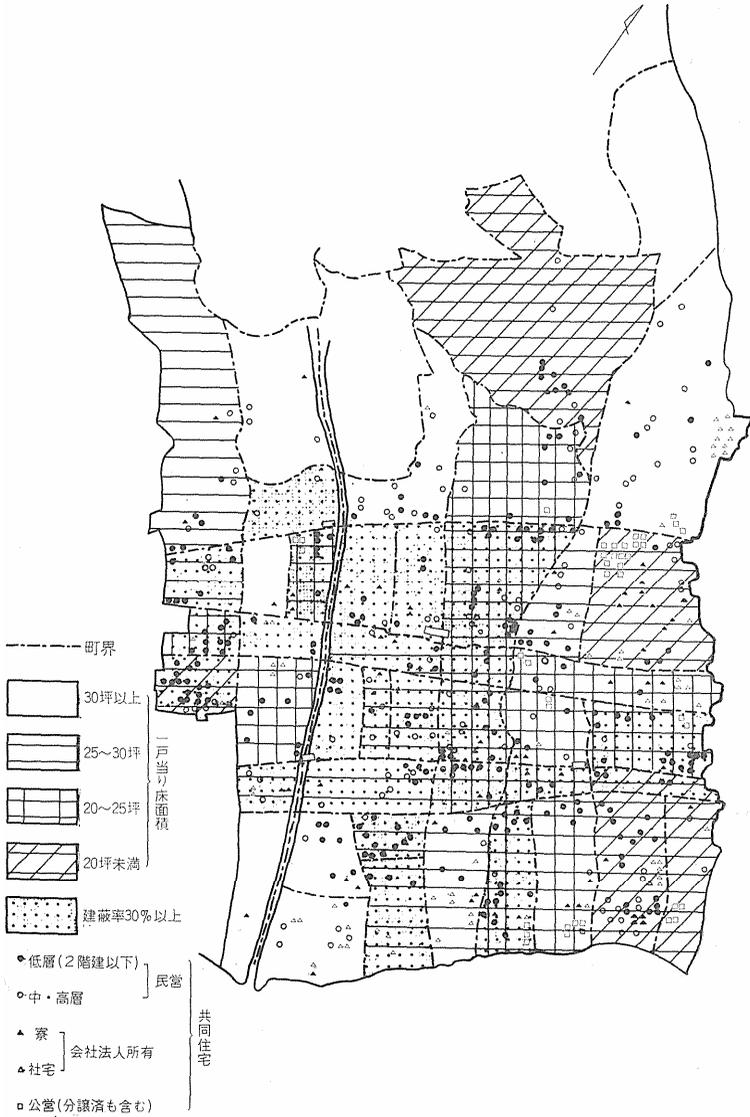


図347 共同住宅の分布と町別の住宅密度

表146 町別の一戸当り床面積と専用住宅率

専用住宅率 一戸当り 床面積	90%以上	80~90%	70~80%	10~70%	50~60%	50%未満
40坪以上	奥山、六山、 蘆荘、平田 手、	山芦屋				
30~40坪	西芦屋、前 西山、松 内	船戸、 公光	浜芦屋	東芦屋	松浜、岩 園	
20~30坪	若宮	大榎、平、 宮川	親王塚、南、三 三竹条園、茶屋、 浜	伊勢、精、 道、月若、大山、 吳原、東、春、 清水、日	楠、川西、宮 小槌、西蔵 塚、	平田北
10~20坪	上宮川		打出		津知、大 東、朝日 ヶ丘	翠ヶ丘、 南宮

り、公営住宅や、社宅、寮などは、大部分、この共同住宅の形式をとっている。昭和四十四年一月現在、これらの共同住宅は、市内に約七〇〇棟あり（そのうち、木造のもの五〇四棟）、収容戸数は五、五〇〇余をかぞえる。これは、市内の全住宅数の三分の一を占める。

図 347 に示すように、これら共同住宅の多いところ（専用住宅Ⅱ一般の個別住居の比率がひくいところ）は、明らかに、一戸当りの床面積が狭くなっており、これらの住居は住宅事情の悪化を改善する機能をはたしてはいない。図 347 は、共同住宅の分布を種類別に示したものである。これによると、低層で小規模な木造アパートの多くは、元来、市内において建蔽率の高い、住宅の密集した地域に集中している。一戸当りの床面積も、このような地域が、もっともせまく、居住者に対して狭少な生活空間を強制している。いっぽう、市域の東部や南部に多い、公営や一般企業の共同住宅には中高層のものが目立ち、建蔽率の点で、過密化を抑制する機能を果して

いるが、一世帯当りの生活空間を広げるだけの効果は、もっていない。

このように狭少な住宅をうみだす背景には、市域への不断の人口流入によって、つねに住宅に対する需要が存在することとともに、本節のはじめの、図 338 に示したごとく、家族規模の縮小にともなう、小家族の独立の傾向が、住宅への需要を増大せしめているといえる。すなわち、昭和初年に、一世帯当り五人程度であった世帯員数の平均値が、現在では三・五人にまで減少しており、これに反比例して世帯数の上昇率は大きくなっているのである。

図 344 と図 347 を対比すると、一戸当り床面積が狭少な地域は二つあって、その一つは、第二次大戦後に建築された住宅戸数の多い地域である。したがって、住居一戸当りの規模は、戦前に比して、戦後のものが小さくなっていくと言える。その背景には、家族構成の変化にともない、やや小規模な住居に対する要求が多くなっていると思われることもできよう。

一戸当り床面積の狭少な地域のもう一つは、月若・三条・津知・上宮川・打出などのように、明治以前からの集落地で、家屋の密集した街村や塊村の形成されていた地域である。このような集落や住居の形態にあらわれた生活形態の成立の事情や、そのような形態そのものの良否は別としても、右のように、新旧さまざまな集落形態の存在が指摘できる以上、これらを一つの調和のとれた住宅都市の姿にまとめあげてゆくことが今後の課題であろう。

第八節 交 通

市内の交通網

住宅地としての芦屋市の發達は、東は西宮、尼崎を介して大阪市に、西は直接神戸市に隣接しその中間にあつて、両大都市をむすぶ交通動脈上に位置しているという有利さに負う所が大きい。市内の交通の流れは、市域を貫通する右の交通動脈に添った、東西方向の流れと、右の交通幹から派生し、またはこれに吸収される南北方向の流れに大別される。したがつて、これらの交通流を收容する交通網は、おもに市の内外をむすぶ機能をもち、同時に芦屋市にとつては、通過交通である大阪・神戸両市を結ぶばう大な輸送量をさばく諸幹線が東西方向に配されている。いっぽう、市域の内部相互間の交通、または、東西方向の幹線と市域各部分をむすぶ機能は、おもに南北方向の交通路によつてはたされている。

東西方向の諸幹線としては、市民の大部分が職場をもっている大阪、神戸と市内の居住地をむすぶ通勤輸送機関としての京阪神急行電鉄（阪急）、神戸線、阪神電鉄（阪神）、神戸線・国道線、国鉄東海道線の四つの鉄道と、阪神工業地帯の動脈としての国道二号線（阪神国道）、国道四三号線（第二阪神国道）、兵庫県道高速神戸西宮線（高架、国道四三号線上）の三つの幹線道路が、その主役である。

南北方向の主要な交通路は、阪神電鉄芦屋駅の南北につらなる官衙地区の東側をとおつて、市民会館付近から芦屋川左岸堤防に添い、上流の芦有開發道路入口にいたる県道奥山精道線、海岸部から宮川にそつて北上し、岩

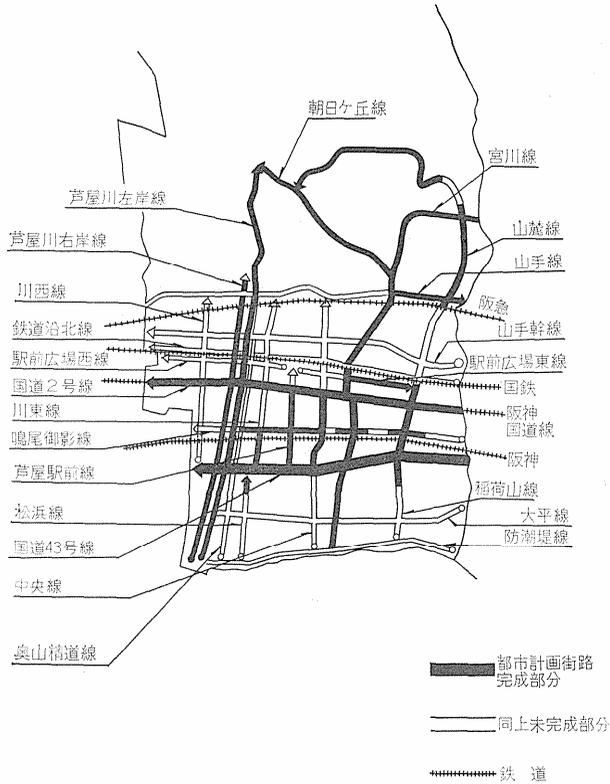


図348 芦屋市都市計画街路進捗状況図（昭和45年12月現在）

方を通る都市計画道路稲荷山線（未完成）、国鉄芦屋駅前を通る県道芦屋停車場線、阪急芦屋川駅前を通る芦屋川右岸線なども、これにつぐ主要な南北交通路である。（第348図参照）

これらの交通網は、明治三十八年（一九〇五）の阪神電鉄本線開通、大正二年（一九一三）の国鉄芦屋駅営業

園町北部で東折して西宮市内の道路網とつながる市道宮川線が、市域西部および東部の主軸をなしているが、いずれも、阪神国道、第二阪神国道と交叉するとともに、前者は、阪神電鉄芦屋駅および京阪神急行電鉄芦屋川駅付近を通り、後者は、国鉄芦屋駅および阪神電鉄打出駅付近を通るもので、自動車交通の上からも、旅客・徒歩交通の上からも、東西の幹線路との接続に便利である。阪神打出駅東

開始、大正九年の阪急神戸線開通、昭和二年（一九二七）の阪神国道同国道電車開通、昭和四年の阪神国道バス開通などのように、市制施行の昭和十五年以前すでに東西幹線の骨組は、今日とほとんど同じものが、できあがっていた。南北路についても、大正年間から昭和初年にかけて、区画整理や芦屋川改修にともなうて街路網が整備されるとともに、住宅地としての姿をととのえ、昭和二年十二月九日には、当時の精道村全域が、西宮都市計画区域に編入され、住宅地の街路は、都市計画道路としても整備されることになった。

こうして住宅都市として交通条件の充実がすすめられたが、第二次世界大戦により、輸送機関も大きな被害をうけた。しかしながら、戦災区域の復興にひきつづき、戦後の経済発展に対応して、阪神間の交通動脈である第二阪神国道が敷設され、また、市域東北の山麓一帯では、大規模に宅地を造成して、激増する都市への流入人口収容にあてるとともに街路網の整備がおこなわれた。

いっぽう、この間日本経済の飛躍的な成長を背景に阪神工業地帯も、大量の産業人口を急速に吸収し、その結果、周辺諸都市の人口急増と、通勤輸送量の激増がもたらされた。芦屋市においても、終戦時に三万一〇〇〇人に低落した人口は、昭和二十五年には、戦前のピークを回復し、以後、増加をつづけ、昭和四十四年には、市制発足当初の約一・六倍にまで達した。

このような市域人口の増加にともない、通勤輸送の拠点である国鉄私鉄各駅の利用者数は増加をつづけ、今日では、毎日、延べ約一〇〇一万人の乗降客をかぞえている。沿線各駅と同様な傾向を反映して、これら通勤交通機関の旅客輸送能力の増強がはかれるとともに、市内のバス路線も、増設あるいは延長され、市域内の住宅

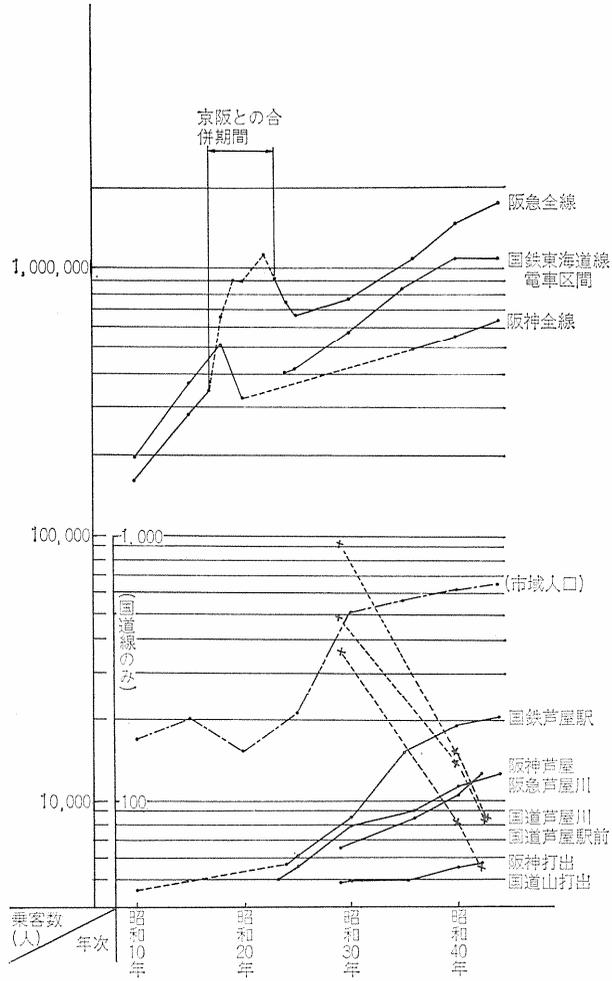


図349 市内駅別乗客数推移図

拡大に歩調をあわせて、拡大した住宅地からの通勤輸送拠点へとむかう交通手段としての役割を担うことになった。すなわち、大正末年から昭和初期、バス交通の開花期に、阪神急行電鉄（今日の阪急）による阪急芦屋川——浜芦屋、株式会社六麓荘による阪急芦屋川——六麓荘——苦楽園（この二線は、のちに阪神合同バスに統合、さ

らに阪急バスにひきつがれる)、芦屋乗合自動車(のちに阪神電鉄直営をへて阪神乗合自動車に統合、さらに阪神直営にかえる)による国鉄芦屋、阪急芦屋川両駅から浜芦屋までの路線など、比較的短いバス路線が、いくつか設けられた。また昭和二年に開通した阪神国道には、同四年「銀バス」として沿線住民に親しまれた阪神国道バスが、大阪、神戸間をむすんで運行されるようになった。しかし、これらは、大戦中、ほとんどが燃料不足などによって運休になっていた。戦後になって悪条件がなくなると、昭和二十四年に阪急バス芦屋線(芦屋川——浜芦屋) 苦楽園線(大正橋——苦楽園——香炉園)と阪神の国道線(もとの阪国バス)が復活したのをはじめ、二十七年には、阪神バスの芦屋線(浜芦屋——阪急芦屋川)が営業をはじめ、三十年以降には、阪急バスが、市内循環線(大正橋——松浜町——南宮町——親王塚町——大正橋)、山手線(阪急芦屋川——岩園町——芦屋病院——市立芦屋高校前——阪急芦屋川)、市内中央線(阪神芦屋川——津知町——三条南町——国鉄芦屋駅南口——大東町)などを運行して、市内のバス交通網は、いちだんと整備されることになった。

通勤輸送の変遷

明治末年から大正期にかけては、大阪・神戸を中心として、関西の各私鉄が誕生し、その結果、この二大中心と郊外各地をむすぶ交通網が、しだいに形成された時代である。芦屋市においても、この時期に、すでに現在の通勤輸送の主軸ができあがり、これが、市内沿線の住宅地発達に、おおいに寄与したことは、先にみたとおりである。

〈通勤人口の増加と鉄道旅客輸送の発達〉とくにこの間、第一次世界大戦の影響による、いわゆる戦時景気に刺激されて、阪神工業地帯も、飛躍的な発展を示した。大戦による欧州経済の疲弊に漁夫の利を得て、従来、こ

の工業地帯の基幹をなしていた繊維産業が、海外市場を確保して大躍進をとげるいっぽう、内外の需要に應えて重化学工業、機械工業の部門も、いちじるしい発展をみせた。こうした事情を背景に、阪神両市郊外の人口は増加し、通勤輸送の急増もひきおこした。

当時、阪神電鉄は、本線（神戸——梅田）の運行に六六台の車輛をあてていたが、これは、大正元年（一九一〇）から、そのまま、変化していなかった。同社は、大正三年春、三輛連結の計画をたてて、車輛を発注していたが、大戦のあおりで輸入することができず、しかも、乗客数は、大正元年、一日平均三万四〇〇〇人であったものが、同八年には、九万九八〇〇人余と、約三倍に急上昇したため、たとえば上り電車（大阪行き）は、尼崎までで超満員になる有様であった。このため「千鳥式運転」と称して、本線を四区にわけ、各列車ごとに停車区間を定めて運行するという、半急行運転で急場をしのいだ。ようやく大正九年（一九二〇）にいたり、新造車輛一〇輛が輸入されたが、なお「千鳥式運転」はつづいた。翌十年には、さらに二〇輛が追加され、またスピードも専用軌道で三五マイルの許可を得たため、六月一日から千鳥式運転を廃し、二軸連結の急行列車（大阪・神戸間五六分）も登場することになった。大正九年はまた阪急神戸線の開通の年でもあった。

大正末期から昭和初期は、戦後の経済縮少や、昭和四年（一九二九）の大恐慌のあおりをうけて、経済界の不況がつづいたが、昭和六年（一九三一）の満州事変以降は、戦争準備体制の中で、重化学工業重点へと工業構造の切りかえがすすむにつれて、産業界は、ふたたび、活況をとりもどした。この時期に、大阪市は、市域隣接地に発達した市街化区域の行政合併を活発におこない、大正十四年（一九二五）には、人口約二二一万と、当時の

日本で最大の都市へと成長した。神戸市も明治二十二年（一八八九）市制施行当時の一七倍にあたる約六〇万もの人口を擁するにいたった。また、西宮（大正十四年市制施行）、豊中（昭和十一年同）布施（昭和十二年同）などの古い在町が、この期に市制を施行したのも、これらが、阪神工業地帯の二大中心である大阪・神戸に近接した住宅衛星都市としての発展が著しかったためである。芦屋市もまた、そのあとを追って、昭和十五年、精道村の時代をおわる。阪神国道の建設が着手されてまもない大正九年に、阪神電鉄が、この国道上に軌道敷設を出願し、当時なお沿道に人家が少なく、しかも神戸終点の連絡が悪いため経営をあやぶまねながらも、国道完成と相前後して、昭和二年（一九二七）七月一日より、その営業を開始（ただし、建設工事と開通当時の営業は、別会社「阪神国道電軌株式会社」にあたらせ、昭和三年一月、これを買収）したのも、こうした郊外住宅地の発展にともなう通勤輸送の将来性を重視したからであろう。

（バス交通の発達）阪神電鉄は、また、同国道上を走る阪神国道バス（阪国バス。昭和三年十月設立、同四年四月一日営業開始）への出資を逐次増大させ、昭和六年一月には、全株式の半数を独占、その経営の実権を掌握し、昭和八年には、芦屋乗合自動車株式会社（昭和四年七月営業開始。路線は、阪急芦屋川駅・国鉄芦屋駅——浜芦屋）の営業権を譲り受け、これらに先立って昭和五年には、自動車事業兼業の許可をうけるなど、バス交通にも着目し、その経営にのりだした。

ここで、当時から第二次大戦終戦ごろまでの芦屋付近におけるバス交通の推移をたどると昭和初期の、この時期に、阪神電鉄は、香炉園駅——海水浴場、西宮市内循環、尼崎——神戸（旧国道）、西宮——宝塚などの各線



図351 国鉄芦屋駅旧駅舎と六麓荘バス（昭和初期）

って、阪神香炉園から苦楽園山上三笑橋にいたる路線を営業していた摂津遊覧自動車株式会社の経営権を、前記の池田自動車をして掌握させたのち、社名を阪神合同バスと改め、昭和四年九月には、その株式の九割を阪急が独占し、実質的にその支配下においた。阪急は、昭和五〇七年にかけてこの阪神合同バスに、前記の阪急直営路線などを逐次ひきつがせることになった。

このように昭和七、八年ごろ、阪神間各地のバス路線は、阪神、阪急両私鉄の支配下にまとめられることになった。

なお、芦屋市内には、当時、両私鉄バス路線とならんで、昭和四一六年にかけて市域東北の山麓に高級住宅地六麓荘を造成した株式会社六麓荘の経営するバス路線があった。これは、右の株式会社六麓荘が、その造成宅地への交通機関として、最初、子会社の六麓荘苦楽園自動車株式会社に営業させたもので、昭和七年（一九三二）三月十四日より運行を開始した。しかし同年六月二十八日には、親会社はその権利をひきつぎ、昭和十四年に阪神合同バスに営業権を譲渡するまで、その経営にあたった。この間、昭和十二年三月には、日の出橋——芦屋高女前——三笑橋の路線延長を免許され、また同年十二月には、阪神合同自動車から宮川橋——阪神打出間の営業権

をゆずられた。

株式会社六麓荘バスの路線が阪神合同バスに譲渡されたことよって、芦屋市内のバス路線は、昭和十四年、すべて私鉄支配下に統合されたのであるが、当時すでに戦時体制下にあつて、輸送事業もまた、きびしい統制経済のために、経営に苦しまねばならなくなつていた。国家総動員法公布の昭和十三年には、ガソリンが切符制になり、車輛維持のための資材も不足がちとなり、また、軍への車輛提供などのため、休止路線が目立つようになつた。阪神合同バスは、すでに昭和十二年、加島線（大阪市内）や箕面線を休止したが、昭和十五年には、芦屋川線、同十九年には六麓荘線を休止、阪神乗合自動車も芦屋線を、昭和十五年に休止して、そのまま終戦をむかえることになつた。また阪国バスも、昭和十六年の最盛期には、一一四輛もの車輛数を誇つたが、終戦時には、代燃車わずか一〇輛をもつて、ようやく宝塚線（宝塚——尼崎市西大島）のみの運行をたもっている有様であつた。

いっぽう、通勤輸送の主軸である国私鉄に目を転ずると、昭和五年（一九三〇）には阪急、同八年には阪神が、特急運転を開始し、昭和九年には阪急が上筒井から三宮まで、阪神が三宮から元町まで、それぞれ神戸市内の中心部にむけて路線を延長した。同年国鉄の吹田——須磨間が電化されたのにつづいて、同十二年には、大阪——神戸間の複々線化が完成するとともに、電化区間が、京都まで伸びるなど、国鉄・私鉄ともに輸送力の増強がすすんだ。

阪神電鉄では、大正八年（一九一九）に、一日平均の乗客数が九・九八万人に達したが、昭和十年には、これ

が、一九・八万、同十五年には三七・八万人、最高時の十八年には五二・六万人と、輸送人員は急増した。阪急の乗客数も昭和十年の一六・一万人（一日平均）から、昭和十五年には、二八・三万人と倍増し、京阪電鉄との合併直前の昭和十七年には、三五・二万人に達した。これらは、主として、戦時体制下に重要産業の集中していた阪神工業地帯にむけて、産業人口が、大量に吸収された結果であり、統制経済によって、電力、資材、人手の不足する中を、これら輸送機関は、輸送力の確保増強に腐心せねばならなかった。昭和十四年には、阪神電鉄の東浜発電所（尼崎市）が、統制会社の日本発送電株式会社に吸合されたのをはじめ、芦屋の住宅地発達に関係深かった同社の電灯電力供給事業も、昭和十七年通信大臣の命令で配電特殊会社にひきつがれ、ついで関西配電株式会社吸収された。電鉄用電力もこの年以降、同社から受電することになった。

このような状況の中で、阪神の本線は、昭和十七年三月から、朝夕の混雑時に、六輛編成輸送をおこない、十八年からは、国道線での二輛連結、急行運転、北大阪線の急行運転などをおこなって、工業地帯への動員人口の輸送にあつた。しかし戦争末期には、あいつぐ爆撃のため、車輛の焼損がはなはだしく、修理も思うにまかせないため、乗客の制限、急行運転の停止、連結数の縮少、停留所の間引きなどの非常措置がとられるにいたつた。しかも、こうして、ようやく戦時下の苦況を切りぬけたものの、工業地帯の真中を貫通する阪神電鉄の被害は、きわめて大きく、車輛に関するものだけでも、本線に配された二〇四輛中、終戦時に走行可能であつたものは、わずか三〇輛、三輛編成の普通列車五本を運転できるだけの数でしかなかった。

阪急でも、クロスシートをロングシートに替えたり、シートの一部を撤去して収容力を増すなどして、戦時輸

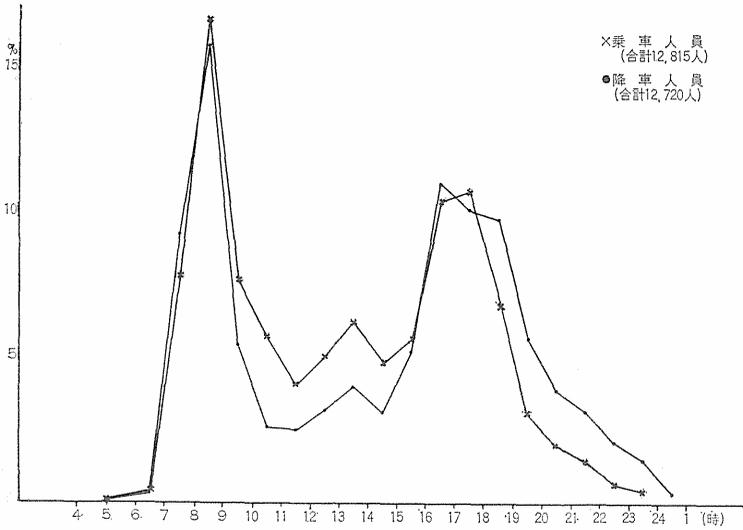


図352 阪急芦屋川駅の時間別乗降人員 (昭和44年11月11日)

送力の増強にとめたが、昭和十九年一月からは、急行を廃止し、かわりに特急を、十三、西宮北口、六甲に停車させるなどの対策によって、電力、資材の節減につとめることになった。本土爆撃による損害は突襲の対象となりやすい工場地帯を走る阪神にくらべると少なかったが、それでも軽微な損害もふくめると、一九輛の車輛が罹災し、そのうち西宮車庫の被害を受けた神戸線では、客車貨車あわせて一一四輛（ただし昭和十八年十月現在。うち客車一〇九輛）の約一割にあたる一一輛が罹災して終戦をむかえた。

戦後の通勤輸送

第349図に示したとおり、芦屋市内の国私鉄各駅について、戦後の乗客数の変化をみると、変化のしかたは一樣ではないが、ほぼ、昭和二十五—三十年ごろをさかいに、増加傾向がいちじるしくなっている。市内各駅の乗客数の合計は、昭和四十三年（一九六八）には、一日平均五万四、七四三人に達している。

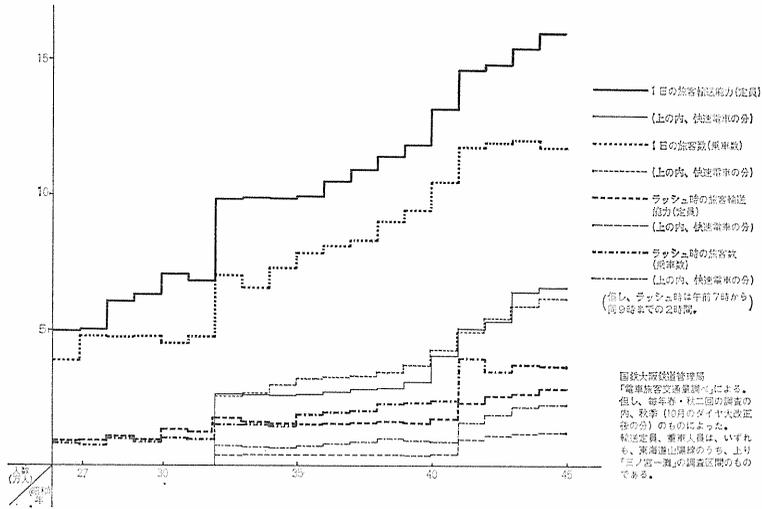


図353 国鉄旅客輸送の推移

(市勢要覽
昭和四十四年度)。第352図は京阪神急行電鉄運輸部旅客課の調査による、昭和四十四年十一月十一日の時間帯別乗降人員数の変化である。これによると、乗車、降車、いずれの場合も、午前七〜九時、および午後四〜六時の時間帯に、全体の約四五パーセントが集中しており、通勤、通学者が、市内各駅の利用者の大半を占めていることがわかる。右の調査の場合、同日の芦屋川駅乗降人員合計二万五、五三五人に対し、通学定期券使用者九、二七三人、通勤定期券使用者八、二六二人であって、全体の約六九パーセントをしめている。通学定期券使用者の方が多いのは、公私立学校が、市内に多く存在するためで、昭和四十年国勢調査の結果に関する芦屋市の概報によれば、当日の日々の流入人口約一万人に対し、通学者が五七パーセント、通勤者が四三パーセントである。同概報では、日々の流出人口は二・二七万人、そのうち通勤八〇パーセント、通学二〇パーセントの割合となっている。

国鉄大阪鉄道管理局の電車旅客交通量調べによって、毎年秋季の調査結果をみると、芦屋駅をふくむ調査区間はないが、もつとも近い東海道線、山陽線の上り（大阪行き）、三宮——灘区間の場合、一日の乗客数に対する混雑時二時間（午前七〜九時）の乗客数の割合は、普通電車で二〇〜二五パーセント、快速電車で二五〜三五パーセントを示している（第353図参照）。前記阪急芦屋川駅では、同じ時間帯に乗客数の二四・四パーセントが集中している。したがって、市内各駅の乗客数のうち、通勤、通学時間帯への集中度を二五〜三〇パーセントとすれば、昭和四十年年度中における市内各駅の日平均乗客数合計は、約四・八万人であるから、右の時間帯へ集中する人員は一・二〜一・四万人と、前記の国勢調査（同年）による日々の流出人口に対して五五〜六〇パーセントにも達し、芦屋市の日常の人口流動に対して国鉄、私鉄の電車による通勤、通学輸送が、きわめて大きな割合をしめていることがわかる。

第二次世界大戦の終戦以前における芦屋市内の各線の駅別乗客数は不明であるが、昭和十年には、国鉄芦屋駅の日平均の乗客数は四、六六〇人であった。国鉄大阪鉄道管理局による管内駅運輸成績では、大戦後の昭和二十四年における同駅の乗客数は、一日平均五、八〇二人であった。

通勤輸送機関は、戦時産業動員のために、終戦まぎわまで、急増する旅客輸送の消化に多大の苦心を重ねた。従ってこの期間に市内各駅の乗客数もある程度の増加がみられたであろう。しかし、芦屋市域の人口は、第349図にも参考までに記入したとおり、終戦前後の混乱の影響をうけて、増加が中断された時期にあたり、駅の利用者数も、大きな変化はなかったものと思われる。

戦後の復興から朝鮮動乱、以後の高度経済成長などの時期をへて、阪神の工業地帯は、ふたたび活況を呈し、これにともなつてはげしい人口集中がつづいたため、周辺の住宅地は急速に拡大し、本市を通過する国・私鉄の旅客輸送量も、戦時中の産業動員時代におとらぬほどの増加をみせた。こうした旅客輸送の急増に対して、これら輸送機関は、遂次、輸送力を拡大していった。第353図には、大阪鉄道管理局の電車旅客交通量調べによつて、前記の三宮―灘区間の上り列車について、昭和二十六年（一九五二）以降の輸送力（乗客定員）と実際の乗客数の推移を示したが、一日の輸送量においては、定員内で処理されているものの、ラッシュ時二時間の輸送は、おおくの場合、乗客数が定員を大中に上廻り、通勤輸送の混雑ぶりを示している。また、昭和三十二年から登場した快速電車は、通勤時の輸送の主力となっているが、混雑時はもちろん、一日の輸送量においても定員以上、または、ほぼ満員という状態で、阪神工業地帯への日々の人口流入の範囲が、拡大された状況を裏書きしている。

阪急電車も、昭和二十二年には、急行列車を復活させたほか、普通電車を三輛連結とし、神戸線特急運行の復活した二十四年からは、急行も芦屋川に停車するようになった。さらに昭和三十四年十二月からは、神戸線の列車の大型五輛編成、同三十七年十二月には急行電車の六輛編成、三十八年には普通電車の六輛編成を実現した。連結数はさらに増加して、昭和四十二年八月からは、急行が七輛連結となり、四十三年十二月からは普通電車も七輛連結となつたほか、急行電車の八輛連結も登場した。

地域の人口も、このような状況の中で増加をつづけ、市内各駅の利用者も増加したが、とくに、昭和三十年から三十五年にかけての国鉄芦屋駅、昭和三十五年以降の阪神芦屋駅の増加が大きく、阪神芦屋の乗客数は、最近



図354 国鉄 芦屋 駅

では、阪急芦屋川を追抜いて増加している。

この二駅をのぞけば、市内の国鉄・私鉄駅の乗客数の増加は、第349図の各駅の乗客数変化を示す曲線の勾配が、それぞれの属する輸送機関の沿線全体の乗客数変化の勾配にくらべてゆるやかになっているところからみてもわかるように、沿線一帯の増加傾向よりややひくくなっている。また、路面電車で速度のおそい阪神国道線は、通勤距離ののびた今日の輸送機関としては立ちおくれ、昭和三十年ごろから、極端に利用者が減少している。

芦屋市文書行政課の調査では、昭和四十年国勢調査における日々の流出人口の流失先を地域別にみると、大阪市（四七・九パーセント）、神戸市（三一・四パーセント）の上位二市で、およそ八〇パーセントに達し、以下西宮市（二〇・八パーセント）、尼崎市（五・三パーセント）の順である。したがって、これら市民神戸との連絡の良否が、各駅の利用状況に、おおいに影響しているものとみられる。

国鉄では、前記のとおり、昭和三十二年からこの沿線に快速電車を登場させたが、芦屋駅は、その年の十月一

日から快速電車の停車駅となった。また阪神も、昭和二十九年、特急を復活させ、大阪、神戸間をノンストップ、二五分で運転したが、昭和三十四年三月二十五日からは、芦屋駅に夜間特急を、三十五年九月十五日からは特急を停車させることになった。この結果、両駅と神戸、大阪への連絡は、おいおいに改善され、普通車あるいは、普通車・急行車しか利用できない阪神打出駅や阪急芦屋川駅にくらべて、利用者の増加が大きくなっている。昭和四十三年に、芦屋市がおこなった市政総合世論調査の結果では、国鉄芦屋、阪神芦屋・打出、阪急芦屋川の四駅の利用状況は、右の順に、四六・三パーセント、二〇・七パーセント、一八・七パーセント、一四・三パーセントとなっており、各駅の利便さに対する市民の評価をあらわしている。

市内での利用者の分布をみると、国鉄芦屋駅利用者が、全市にわたっているほかは、それぞれの駅が、その周辺地域から、乗客をあつめている。(第355図参照)

市内のバス交通　大戦中、燃料、資材の不足で休止していたバス交通は、戦時下での緊急の要請下に運行をつづけた鉄道交通にくらべて、その回復には、しばらくの時間を要した。

戦前、市内で最も多くのバス路線を運行していた阪神合同バスは、昭和二十一年六月二十日、阪急バスと社名を改め、休止路線を逐次復活させていったが、市内のバス路線が復活したのはようやく昭和二十四年七月十日のことであった。しかし、このとき、芦屋川線と苦楽園線とが復活したのを端緒として昭和二十四年十一月には、阪神電鉄の直営となった国道バスが、新鋭のディーゼル車一二輛を投入して運行をはじめた。また昭和二十八年七月十日からは、もとの阪神乗合自動車の芦屋線も運行をはじめ、同三十三年六月からは、これも阪神電鉄の直営

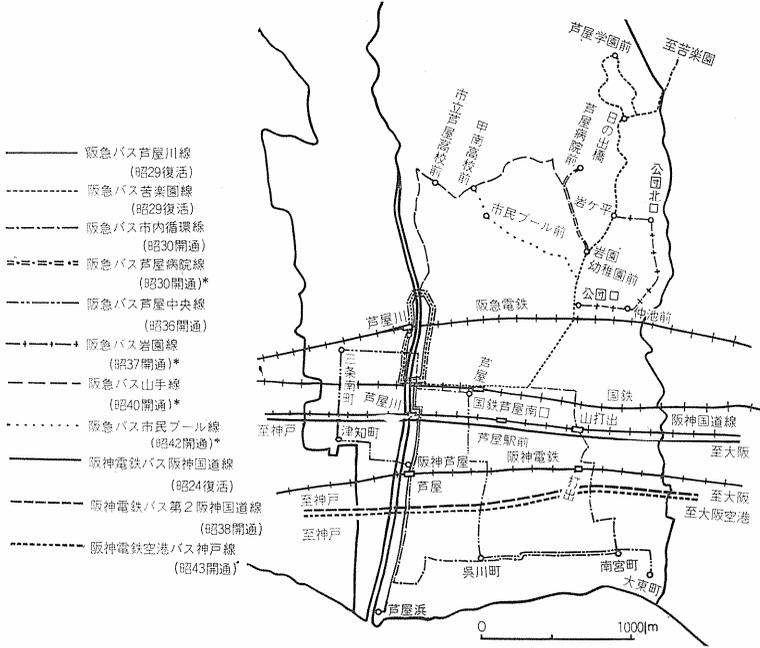


図356 戦後復活の新設のバス路線

となった。

さらに、昭和三十年からは、阪急バスによる市内循環線、三十六年には、同中央線が免許され、運行をはじめた。三十七年五月には、戦後急速にひらけた市域東北の住宅地に、阪急バスが、岩園町をまわる路線を開設し、翌年の三十八年五月には、その年の一月に兵庫県下の部分が完成した第二阪神国道に、阪神電鉄バスが神戸—大阪をむすぶ路線をひらいた。その後、阪急電車以北の住宅地がひらかれ、市立芦屋高校、甲南学園、市民プールなどの公共機関もこの地域に設置されたため、この方面を廻る阪急バス山手線が、昭和四十年九月に、また四十三年十月には、阪神電鉄の空港バス神戸線（神戸全日空前—大阪空港）が第二阪神国道に開設され、芦屋市役所前停

表147 芦屋付近の阪急バス各営業所別
運行状況

営業所名	運行系統数	運行系統長	
		総延長	平均延長
	本	km	km
芦屋	11	41.2	3.7
甲東園	11	76.5	7.0
宝塚	10	140.4	14.0
伊丹	11	79.0	7.2
豊中	13	56.8	4.4
池田	18	299.7	16.6
吹田	13	166.1	12.8
茨木	16	238.4	14.9

(阪急バス株式会社三十年史により作成)

表148 阪急バス芦屋市内線の運行状況

年 度	走行キロ	輸送人員	路線延長
昭和27年	111,612	712,326	7.3
30	311,906	2,468,167	10.55
35	555,300	5,478,956	10.55
40	795,061	7,370,235	16.79
44	936,529	7,305,866	17.79

(阪急バス営業部資料による)

苦楽園線の一部が西宮市域にまたがるほかは、すべて芦屋市域にとどまっている。したがって同社の芦屋営業所が、うけもっている免許された路線の総延長は、現在でも一六・八キロメートルにすぎない。阪急バスの各営業所に属する運行系統の本数と、それらの系統の延キロ数によって、各営業所を中心とする一系統あたりの平均延長を示すと、第147表のように、芦屋を中心とするものは、同じ新興住宅地である豊中の場合と同様、もつともみじかい。これに対し、池田、西宮、宝塚、茨木など、古くから交通の結節点をなしていた場所を中心とする路線は、いずれも一〇キロメートル前後の延長をもち、市域外にもおよぶものが多い。芦屋市における阪急バスの路

留所が設けられた。この間、阪神電鉄バスの芦屋線は、昭和四十一年三月三十一日をもって廃止されたため、市内のバス路線は、阪神電鉄バスが阪神国道、第二阪神国道を通り、広域交通を、阪急バスが市内の住宅地と国・私鉄各駅を結ぶ域内交通をそれぞれ分担して扱う状態となった。阪急バスの路線は、阪急芦屋川、阪神芦屋両駅を起点に、全市街地域におよんでいるが、

線は、右のように、その運行系統のキロ数からみても、芦屋の域内交通専用のような形態を示している。その輸送力の推移を見ると、第148表のように、路線の拡大とともに、運行回数、輸送人員も増加し、市域内各地と、遠距離輸送の拠点である国・私鉄駅の間を、ほぼ一〇分乃至三〇分の間隔で連絡し、住宅地の交通条件維持に寄与している。

道路交通

〈東西の幹線道路〉芦屋市の道路交通の上で、国道二号線（阪神国道）および四三号線（第二阪神国道）の二つの重要道路が通過していることは、先にのべた。元来、近畿地方の中心であった京都・大阪から、中国・九州へむかう幹線であった中国街道は、六甲山地が大坂湾にのぞむこの付近では、海岸沿いを西下していたのであって、打出の旧村落は、この街道に添って、街村の形態を示していた。しかし、この前時代の幹線も、明治以降の近代化の中で、新しい交通機関の発達や、交通量の大量化に対応しきれず、根本的な改良が必要とされた。そこで、昭和二年（一九二七）に、この街道を原形として国道二号線が敷設されたが、その路線は、芦屋付近では、沿道に集落の発達した旧街道より、やや北にはずれて、当時は全くの無人地帯であった内陸よりを通過することになった。ただし、旧国道も、その後阪神電鉄のバスが開通したように、新国道の開通によって、阪神をむすぶ通路としての機能を、全く失ったわけではなかった。むしろ当時ようやく発達しつつあった自動車交通の将来性から、国道二号線にそって、その海岸寄りを伴走するもう一本の幹線道路によって、将来、増加する交通量を収容する必要性が、第二次世界大戦前からみとめられ、幅員二二〜二五メートルの浜幹線として計画されていたが、その実現にあたっては、芦屋付近では、この旧国道の位置を踏襲することになった。すなわち、

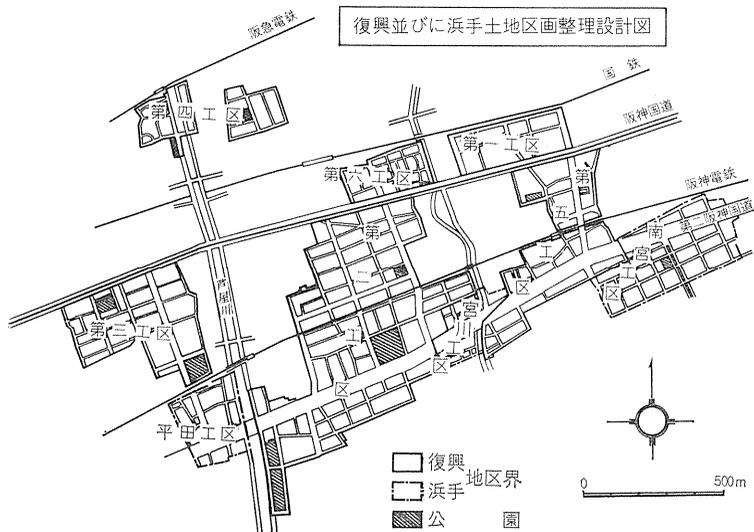


図357 復興並びに浜手土地区画整理設計図

第二次世界大戦によって、阪神工業地帯は、住宅、工場
の密集地帯に大きな被害をこうむったが、この復興事業
がおこなわれるのを機会に、かねて計画のあった浜幹線
を、旧来の計画の二倍、五〇メートルの幅員とし、この
道路が通過する神戸、尼崎、西宮、芦屋の各市の都市計
画街道の浜手幹線として、昭和二十一年（一九四六）五
月に計画決定された。これが、今日の第二阪神国道の建
設の発端である。

道路敷地のうち、戦災区域は、国および県の多大の経
済的支援のもとにおこなわれた復興土地区画整理事業に
よって、敷地が確保された。この復興土地区画整理が、
昭和三十四年をもって完成したことは、さきに住宅地の
発達に関連してのべたとおりである。いっぽう、非戦災
区域の道路敷地については、用地買収方式によるか、区
画整理方式によるかの議論がなされたが、計画決定から
十年もたった昭和三十一年になって、神戸、芦屋、西

表149 浜手土地区画整理の事業費負担

区 画	金 額 (千円)	比 率 (%)
国庫補助金	128,293	48.5
県費補助金	61,775	23.3
市負担金	74,799	28.2
合 計	264,867	100.0

態におちいることは不可避であった。しかも、交通量の増大は日をおつてはなほだしく、阪神間の通過車輛数は日々、一四万台に達する日も近いことが予測された。このため、阪神国道の交通容量では、そのうち四万台しかまかないきれないので、残りの一〇万台を収容できる大交通動脈として、第二阪

宮、尼崎各市の行政庁施行による、浜手土地区画整理事業（都市改造）として着工することになり、芦屋市では、三十一年三月三十一日に、土地区画整理区域が決定された。この区域は、第357図のように、南宮、宮川、平田の三工区にわかれ、復興土地区画整理事業区域および他市域との間隙をうずめるように設計された。当時、すでに戦災復興の進捗と阪神工業地帯の経済的復興を背景として膨脹をつづけた阪神間の交通流は、いたるところで渋滞をおこし、一日の交通容量四万台の阪神国道一本だけでは、麻痺状

表150 国道2号線および43号線の交通量（1日当り台数）

路 線	調 査 地 点	車道巾員	交 通 容 量				
			12時間	24時間			
国 道 2 号 線	神戸市灘区石屋川町	13.4 ^m	23,600 ^台	31,100 ^台			
国 道 43 号 線	神戸市東灘区具尻	32.5	44,800	59,200			
交通量〔2号線の上段は12時間計測、下段は24時間計測による〕(台)							
	昭和38年	39年	40年	41年	42年	43年	44年
国道2号線	30,866 21,699	22,146 16,455	24,769 18,947	29,245 21,569	34,806 26,188	39,099 29,853	44,160 34,052
国道43号線	19,306 —	35,768 —	41,023 —	47,025 —	51,129 —	58,503 —	56,875 —

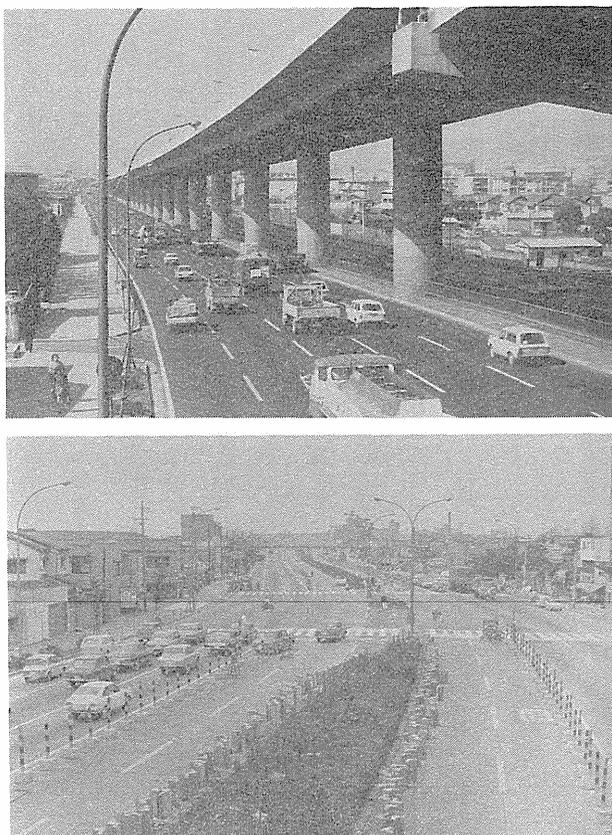


図358 兵庫県道高速神戸西宮線（高架）建設以前（下段）と建設後（上段）の第2阪神国道

この国道の兵庫県下の部分は、昭和三十八年一月に完成して利用に供され、阪神間の交通緩和に多大の効果を発揮しているが、沿道には功罪両面の影響が表面化しつつある。開通以後における国道四三号線（第二阪神国道）と二号線（阪神国道）の交通量は第150表のとおりで二号線の交通量も、収容量の四万台をこえて、わずかながら

神国道の早期完成が期待された。したがって、この区画整理も緊急を要する都市改造事業として、国庫および県費から巨額の補助を得てすすめるれ、芦屋市内では他市と歩調をあわせて、昭和三十一年度から工事に着手したが、同三十五年には、地区内整理を完了、市域内における第二阪神国道貫通を実現した。その後、

増加をつづけているが、四十三年以降は、ほとんど停滞しているのに対して、収容力になお余裕のある四三号線は、年々著しく増大している。

なお昭和四十五年の大阪万国博をひかえて、大阪を中心とする自動車交通の激増が予想されたため、昭和四十三年より、四三号線上に高架の兵庫県道高速神戸西宮線が架設され四十四年に開通したが、これは、市域を全て高架で横断し、市内の道路との連絡をもたない完全な通過道路である。

〔山陽新幹線芦屋工区〕国鉄は山陽本線の輸送力増強のために、また時間と距離の短縮効果の大きい山陽新幹線の建設（大阪―岡山間を昭和四十七年に、五十年には博多まで所要時間は東京―岡山間が四時間一〇分、東京―博多間は六時間四〇分に短縮）を第三次長期計画の一つとしてとりあげた。

山陽新幹線は六甲山を延長一六、二二〇メートルの六甲トンネル（西宮市神呪町付近からトンネルに入り、芦屋市、神戸市の六甲山南麓を西進して新神戸駅（仮称）に至る）で通過する計画で、工期短縮をはかり、芦屋市奥山の旧関西電力芦屋川発電所付近に斜坑を設けてトンネル工事を行なうことになった。このような計画に対し、当初芦屋市では市街地が東西交通の施設で限界に達している状況や国際文化住宅都市としての環境保全のため、四十一年五月に「芦屋市山陽新幹線対策部会」（四十二年二月には「山陽新幹線工事対策委員会」と改称）が設けられ、経過路の確定後、工事中の取土・取水の安全と処理・工用用自動車の通行路・騒音などの対策、開通後の公害対策など付近住民や市街に影響の少ないよう関係方面と協議をかさねた。四十二年三月には「山陽新幹線六甲トンネル芦屋工区トンネル工事」が着工された。工事の掘進は異常に圧砕した衝上断層を突破するという難

表151 芦屋市の自動車交通量

区 分	交 通 量 (台/日)	比 較 (%)
域 内 交 通	38,200	30.2
芦屋市内に起点又は終点の いずれか一方をもつ交通	26,731	21.1
通 過 交 通	61,604	48.7
計	126,535	100.0

工事を重ねながら、四十四年五月に斜坑工事（延長六四三メートル、勾配一四度一〇分）を完了し、四十五年十月二日には六甲トンネル完通式が行なわれた。芦屋工区（間組六甲薫風出張所担当）では四十六年五月までに本坑（延長二六〇〇メートル勾配千分の十直線）完成をめざして、延二千数百人が工事に従事している。

街路網の整備

芦屋市の「総合基本計画」によれば（吉川和広『都市施設整備の構想』同書第五章）、昭和四十年の自動車交通量調査をも

とに算出した、芦屋市民の生活活動と関係のある自動車交通量は、一日当り六万四、九三一台である。いっぽう、市民の生活と直接関係のない通過交通量は、一日当り六万二、六〇四台であるから、阪神工業地帯の生産活動を背景に、巨大な輸送量を示す通過交通の量を上廻るほどの自動車交通が、市域内で発生していることになる。したがって、市域内での街路網の整備は、市民の強い要求である自動車交通の安全性を高めるためにも、緊要の課題となっている。

芦屋市においては、住宅地化に先立って、すでに大正時代から、耕地整理などのかたちで、街路網の整備がおこなわれ、宅地開発に有利な条件をととのえたのであるが、自動車交通が今日のように大型

表152 市道の幅員別延長

区 分	延 長	比 率 (%)
路面幅員 8.5m以上	28,177	20.8
“ 6.5 “	10,060	7.4
“ 4.5 “	27,738	20.5
“ 2.5 “	60,141	44.4
“ 1.5 “	9,300	6.9
計	135,416	100.0

表154 芦屋市の都市計画街路

名称	計画決定の年月日	延長(m)	車線数および平地、高架の区分	幅員(m) ()内は既存街路の巾員	最大交通量(台/日)	完成予定
浜手幹線	昭42.11.9	2,120	平—10	50	105,000	既設
山手幹線	昭37.9.29	2,340	平—6	22	42,000	昭45
阪神国道	昭22.12.29	2,400	平—4	28	35,000	既設
防潮堤線	昭21.5.6	2,080		20		未定
川東線	昭25.3.31	1,240	平—2	20〔6〕	19,200	未定
川西線	昭21.8.15	1,180	平—2	20〔6〕	19,200	〃
芦屋中央線	昭25.3.31	1,850	平—2	20〔8〕	19,200	〃
松浜線	昭25.3.31	650	平—2	20〔8〕	19,200	〃
稻荷山線	昭31.3.31	1,820	平—2	20〔10〕	19,200	〃
駅前広場東線	昭30.3.31	800		15		
鉄道沿北線	昭21.5.6	2,390		15		
鳴尾御影線	昭21.8.15	2,050	平—2	15	24,000	既設
大平線	昭21.8.15	1,950		15		未定
山手線	昭31.3.31	2,370	平—2	15	24,000	昭50
宮川線	昭43.8.31	3,020	平—2	15	16,800	既設
駅前線	昭22.12.29	650	平—2	15〔12〕	16,800	未定
朝日ヶ丘線	昭36.10.5	1,599	平—2	15〔15〕	16,800	既設
芦屋川右岸線	昭33.2.12	2,080	平—2	12〔12〕	16,800	既設
芦屋川左岸線	昭29.3.31	3,000	平—2	12〔12〕	16,800	〃
芦屋山麓線	昭36.10.5	2,390	平—2	15~11〔15~11〕	16,800	〃
駅前広場西線 (奥山精道線— 県道)	昭30.3.31	980	平—2	8 8〔8〕	16,800	既設
(阪神高速臨海線)			高一4	15	70,000	昭47
(臨港道路)			平—10	50	100,000	昭60
(阪神高速山手線)			高一4	15	70,000	昭50

(注) ()内は市道以外の道路

間だけでも約一・四倍に増加している。車種別にみると、そのほとんどは自家用の乗用車がしめている。芦屋市における自動車の普及率は、昭和四十年では、兵庫県下の平均一〇世帯に一台に対し、四・四世帯に一台と、相当高い値を示しているが、それでも、四十四年に三・五世帯に一台の割合であるから、なお普及率は高められる余地がある。したがって、市域全面にひろがる住宅地を発生源とする自動車交通が、今後ますます増大することを予想せねばならない。この意味で、自動車の普及時代に適合した街路網の整備がいそがれている。

芦屋市の都市計画街路は、第一図に示したが、それらの幅員などは、第154表のとおりである。これらの内、被災区域の部分は、いずれも復興土地区画整理事業によって完成しているが、その他は、戦後に土地区画整理のおこなわれた浜手土地区画整理区域、中部土地区画整理区域、北部土地区画整理区域、甲南土地区画整理区域内のみ完成しているものが多い。また、東西方向の幹線では前記の二本の国道のほか、被災区域と芦屋市における中部土地区画整理によって鳴尾御影線の完成も予定されている。また南北方向の幹線街路では、芦屋市の北部土地区画整理と住宅公団の甲南土地区画整理で、戦後大規模に宅地造成がおこなわれた阪急電車以北の地域を走る朝日ヶ丘線、芦屋山麓線があり、また、市域東部および西部の主軸をなす宮川線と、芦屋川堤防上の河岸線がある。これらにつづいて幹線街路網の整理が期されているが、戦災復興区域や宅地造成区域とはことなつて、用地の確保などに多大の困難がともなうことが予想される。

〈芦有道路の開通〉芦有道路は、表六甲から裏六甲へ、観光資源の開発と産業交通の隘路^{わづ}を切り開くことを目的に芦屋市奥山から有馬まで一〇・六七キロメートルを二〇分で結ぶ六甲山地横断有料道路である。昭和三十四

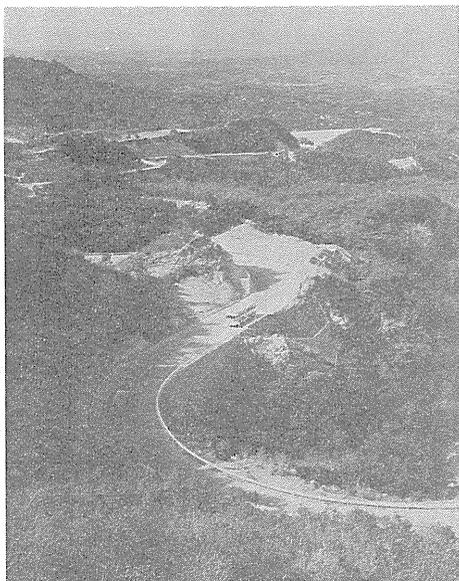


図359 芦有道路

表155 芦有道路通行台数一覧表

年 度	年間総通行台数(台)	年間最高・最低月の通行台数(台)	
昭37年	172,980	最高 8月度	26,526
		最低 12月度	6,727
40年	291,988	最高 8月度	56,144
		最低 12月度	11,196
42年	330,451	最高 8月度	53,757
		最低 12月度	16,116
43年	333,199	最高 8月度	52,648
		最低 2月度	11,629
45年	346,071	最高 8月度	52,408
		最低 2月度	18,197

(芦有開発KK調べ)

年七月から二か年の歳月と総工費二六億円を費して三十六年九月二十一日に全線開通した。幅員七メートル以上の二車線でアスファルトコンクリートの完全舗装道路、トンネル四か所（総延長一五二五メートル）橋梁九か所（総延長一五七メートル）がある。トンネルには金井トンネル（標高一〇〇〇メートルに近く、勾配を少なくするため、民間自動車道では日本最初のループ式を採用）、六甲トンネル（延長九七二メートル、日本民間自動車道として、当時では最長）などの特徴をもっている。昭和三十三年三月設立された芦有開発会社によって進められた奥山開発によって芦有道路の起点である奥池の周辺には会社の保養所や邸宅なども建ち、シーズンにはハワイ

まつり（三十九年〜四十三年）や若人の演奏会などにぎわい、緑とオゾンにつつまれたレクリエーションの場として訪れる人が多い。表六甲から裏六甲へスカイラインを行く芦有道路は現在、産業道路としての役割もさることながら、国鉄のファミリー周遊券のコースにもとり入れられるなど、東六甲ドライブウェイとして観光開発面での役割が大きくなっている。

第九節 産 業

一 戦後の農業

農地改革の実施

戦後に実施された農地改革事業は土地所有体系に大きな変革を、ひいてはわが国の農業に一大転換をもたらした。農地改革は日本農業における高額小作料・農地所有の偏在・経営規模の極端な零細性といった不合理・不平等さがもたらしていた経済的・社会的なひずみをただし、あわせて地主層を中心とする農村の非民主的支配体制を排し、耕作農民が民主的にその労働の成果を平等かつ正当に享受するように、小作農地の解放・小作料の抑制・民主的な農業組織の確立をはかることによつて農村の民主化・耕作農民の生活向上を果たそうとした。わが国の敗戦によつて進駐してきた連合国総司令部はわが国政府にその趣意にそつ改革案の提示を求めた。そこで政府は「改正農地調整法」（昭和二十年十二月二十八日）（法律第六四号）（い）わゆる第一次農地改革を公布した。その

内容は、(一)自作農創設の強化、(二)小作料の統制と金納制(三)耕作権強化、(四)農地の移動潰廢の統制、(五)農地委員会の刷新などを骨子とするものであった。しかし、在村地主の小作地保有程度に関する規定に厳密さを欠いたがために自作農創設にまわされる農地が極限され、また全国的に地主の非協力(取り締り罰則なし)や不当行為が横行し、同法のスムーズな運営が著しく阻害された。ちなみに、第一次農地改革では兵庫県の解放面積は一七一三町と、純農地面積の約一・五%にしか達せず、芦屋ではまったくおこなわれなかった。これでは到底改革の実をあげることができないことが明瞭となり、マッカーサー勧告に催促されて、政府は国家強制買収を根幹とする「自作農創設特別措置法」(昭和二十一年法律第四三号)・農地委員会の民主的改組などをはかる農地調整法の改正(昭和二十一年十月十一日法律第四三号)を昭和二十一年十月に公布した(いわゆる第二次農地改革)。

このようにして農地改革は占領軍の強い勧告により全国一律に実施された。とはいえ、各地域の農地制度の差異や特殊事情などがからんで、一律さの中に改革進展の遅速・解放度合やその条件の差異などが認められ、農地改革の地域的性格とも呼ぶべき姿がそこに見出された。

芦屋市の農地改革　すでに戦前より市のほとんど全域にわたって耕地整理・区画整理が実施されていた芦屋市では、住宅都市における農地改革という特殊な一面があった。それは、法制的には農民の自作農的發展を育てようとする立場の農地改革法と、計画的都市發展を助成しようとする都市計画法との対立としてとらえられた。第一次農地改革の時点では、芦屋市での農地改革法の適用はあまり問題とされなかった。ところが第二次農地改革の発足により、本市でも同法が適用されることが明白となった。ところで、本市では昭和二十一年(一九四六)

十月には戦災都市に指定され、戦災復興事業として国庫補助による土地区画整理事業が五か年計画でとりかかれるなど、住宅都市としての戦災復興・市街地整備の方向が打出されていた。

このような動きは当然農地改革両法とは対立するものであり、本市における農地改革の進め方が大きな問題となった。都市計画法との関係について、自作農創設特別措置法の第五条第四号に「都市計画法第十二条第一項の規定による土地区画整理を施行する土地、その他主務大臣の指定するこれに準ずる土地……」などについての除外規定が設けられた。ところが、その認定基準が不明瞭なため、同法の適用区域をめぐって種々の議論を呼んだ。そこで政府は、本項の指定は「既に住宅街の実体をなしているか極近い将来確実に住宅街となる如き事情にある場合に限って指定すべきである」として、具体的指定基準を通告した。この間に、指定をめぐって地主・小作の両者による陳情や論争がくり広げられた。地主側は、本市ではすでに戦前より耕地整理・区画整理が進められ市街化されていること、そして今後も都市的發展を目指しているという事実をあげて、当然市の全域にわたって四号規定が適用されるべきであると主張した。一方、小作側は現実における生活の困窮が地主のきびしい収取による結果であることを強調して自作農化を迫り、両者はまったく対立した。この間にあって市当局は市街地化をみこして、市全域にわたる同規定の適用を望んだ。このような県下の動きを背景として県知事は、県諮問委員会の答申をもとに、昭和二十三年（一九四八）九月に県下の四号指定地区を発表した。芦屋市域では第360図に示す地区が指定された。

農地の買収と売渡し 第三次通牒の中に、都市計画の関連地については買収地を農家に売却せず、五か年間保留できると規定された（いわゆる五年制地域）。兵庫県では、同指定地域が昭和二十三年十一月に決定された

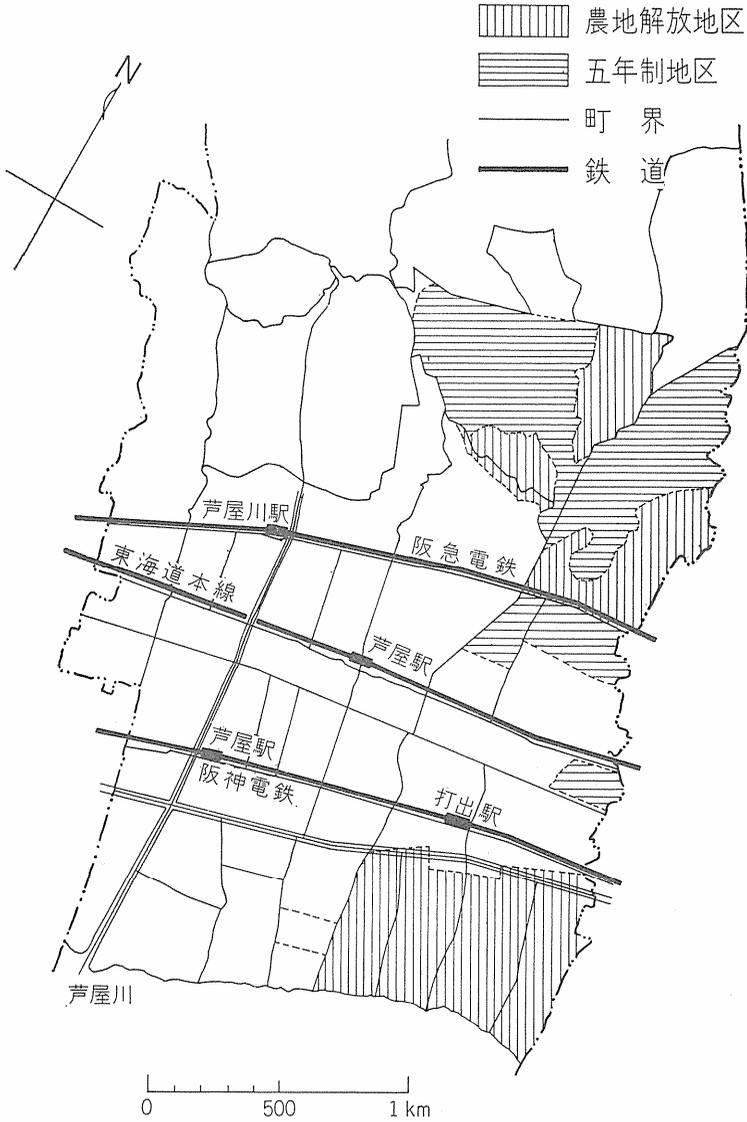


図360 農地改革区域図

表156 芦屋市内農地買収・売渡し面積一覧

年次		地目			宅地	溜池	件数
買 収	昭和23.12.2	1209.27 ^{畝歩}	262.24 ^{畝歩}	1472.21 ^{畝歩}	235.69 ^坪	115.01 ^{畝歩}	23 ^件
	24.3.2	41.24	22.18	64.12		9.06	3
	24.7.2				1.26		
	合計	1251.21	285.12	1537.03	236.95	124.07	26
売 渡	昭和24.4.12	113.14		113.14		7.27	6
	24.5.25	747.24	179.21	927.15	235.69	166.24	34
	24.6.15	28.24	22.18	51.12		9.00	6
	24.5.以降	145.04	32.06	177.10	1.26		14
	合計	1035.06	234.15	1269.21	236.95	183.21	60

(農業委員会資料による) (昭和34年2月26日調)

表157 村内外地主別の買収面積

村内・外	地目					合計
村内地主	876.14 ^{畝歩}	19.23 ^{畝歩}	116.95 ^坪	53.15 ^{畝歩}		953.19 ^{畝歩}
村外地主	375.07	265.19	120.00	70.06		715.02
合計	1,251.21	285.12	236.95	123.21		1,668.21

(農業委員会資料による)

(第360図参照)。ここに、本市における農地法の適用地区(第360図に示す)がようやく確定され(昭和二十三年十一月)、昭和二十三年十二月より翌年六月にかけて一五・三七町が買収され、五年制地区を除いた一二・六九町の農地が売渡された(第156表参照)。

兵庫県における自作農創設特別措置法第三条による農地の買収範囲は、不在地主の全小作地在村地主については一世帯五反あるいは六反(芦屋は六反以上とした)を超過する小作地、自作地・小作地合わせて一世帯一

・八町を越える小作地（自作地でも実質的には契約関係にある農地、不耕作地は買収対象とされた）などとされた。なお、自作牧野の保有限度については、本市では二・三町とされた。買収価格は土地台帳法に基づく賃貸価格の四〇倍（田）・四八倍（畑）とされた。本市では田平均が八一円・畑平均が一〇二円で、県全体の田平均九五〇円・畑平均五一五円であること、ならびに一般的に田の地価が畑のそれを上廻っていることに比べると、畑平均が非常に高かった。それは、本市の畑の賃貸価格が非常に高かったことによる（昭和二十四年（一九四九）現在の買収地の賃貸価格の反当平均は田二三九・八円・畑二二・五円であった）。なお報奨金は賃貸価格の一〇倍（田）・一四倍（畑）とされた。売渡しについては、同法第三三条・二五条において、原則として耕作者に売渡すこととされ、可能な場合は交換分合により耕地の集団化をはかるようにすることとされた。しかし、本市では、地価が宅地化含みの思惑によって不均等で評価しがたいこともあり、交換分合は実施されなかった。関係地主は二六名で、内訳は市外一七名（同面積八・九六町）・市内九名（同面積五・四一町）で、最高解放面積は五・七三町で、一町以上四名であった。小作関係者は四一名で、最高売渡しを受けた者は一・〇四町であった。

農地調整法と農地・農業委員会（農地委員会）第一次農地改革では、地主・自作・小作の各階層代表五名と中立委員三名の計一八名からなる農地委員会が設置された。しかし、自作農と中立委員は地主側に歩調を合わせることが多く、小作層は著しく不利な立場におかれた。そこで第二次農地改革では、小作五名・自作二名・地主三名をもって同委員会を構成し、地主層と小作層の勢力バランスをはかった。そして昭和二十一年（一九四六）十二月に全国一斉に選挙がおこなわれた。本市でも天王寺谷忠左エ門氏を会長とする一〇名の委員が選ばれた（第

158 表参照)。しかし本市の場合、法的には小作層に入れられる階層の中に実質的には自作農の範ちゆうに入る階層が含まれていた。

同委員会の権限ならびに業務を記すと、(一)買収・売渡し計画の作成、ならびにそれに付随する認定行為と異議の処理、(二)農地の移動・潰廃の統制、(三)地主による土地とりあげの制限(小作契約の解除・更新拒否などの取り締り)、(四)小作料最高額の制限・小作契約の明確化(文書化促進)・小作権の擁護などである。(一)についてはすでに触れた。(二)の数字については次項で述べることにして、ここでは住宅都市としての本市では、脱農業現象が顕著であったために、この業務がその後の同委員会の主たる業務となつた感が深く、小作権擁護という本務の影が薄くなつたことは否めないことを指摘するにとどめよう。さて、(三)の地主による土地取り上げであるが、農地改革直前にも若干さうした傾向がみられたが、改革期間中とその直後には、地方長官許可制が厳格に適用されたのでほとんど発生しなかつた。ところが、改革が一段落した昭和二十五・六年頃より、年間二〜三件の調停申請が提出されるようになった。もちろんその裏には、当事者間の話し合いで解決された事例がかくされているのであつて、昭和三十年(一九五五)以前の明確な数字は不詳であるが、この傾向は本市の農業の縮小・脱農業現象に比例する小作人の耕作放棄、地主の転用含みの返却要求の増減につれて消長があつたものと考えられる。昭和三十年以降においては(第361図の二〇条参照)、昭和三十五年頃までは多く、その後沈静し、近年になつてまた増加する気配がうかがわれる。(四)の小作料額制限については、戦前においてすでおこなわれていたが、昭和二十一年(一九四六)四月に小作料は金納制となり公定価格とされた。しかし、昭和二十五年(一九五〇)七月に公

表158 農地・農業委員一覧

◎会長 □副会長 ○委員

氏名	年・月		昭和							
	21.12	24.8	26.7	29.7	32.7	35.7	38.7	41.7	44.7	
岩田 久太郎	○	○	○	○	○	○	○	○		
細谷 種次郎	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
永井 喜一郎	○									
岩田 善勝	○	○	○	□	□	□	○	○	○	
宮下 卯之松	○									
久保 清兵衛	○									
天王寺谷忠左エ門	◎	○	◎	○						
松本 律男	□	○	□		○	○				
細谷 吉蔵	○									
松田 兵右エ門	○	○								
永井 健夫			○		○		○		○	
西田 治郎兵衛			○		○	○	○	○	○	
佐久間 武一			○	○	○	○	○	○	○	
斉藤 実			○							
極楽寺 武次郎			○	○	○	○	40.2より◎	◎	◎	
室崎 政次郎			○							
西本 岩吉			○	○	○					
島原 重夫			○	○						
山村 久右エ門		○	○							
石本 力蔵			○	○	○	○	○	○	○	
灘本 幸次郎		○	○							
朝比奈 貞雄				◎	◎	◎	40.2辞任◎	○	○	
極楽寺 勝彦				○	○	○	○	○	○	
山村 嘉右エ門		○		○	○	○	○	○	○	
小薮 英雄			○					○		
中田 重介						○				
灘本 嘉兵エ							○	○	○	
南野 辰之助							○	○	○	
松本 久兵エ									○	
永井 庄太郎		○								
合計	10名	10 "	17 "	12 "	13 "	12 "	12 "	13 "	13 "	

(農業委員会資料による)

定価格は原則的に廃止され、同年九月には土地台帳の貸賃価格の上昇にともなつて旧価格の七倍に引き上げられた（上限は反当り六〇〇円）。小作契約の文書化の措置は、契約関係を明瞭にすることによつて、地主による不当行為を防止しようとする意図から行なわれた。兵庫県では昭和二十四年（一九四九）二月からとりかかり、昭和二十六（一九五二）年十一月現在で県平均九三・八%と進んだが、本市は七五%にとどまつた。

買収・売渡しが一段落した昭和二十四年八月に第二回農地委員選挙がおこなわれ、二号（自作）三号（地主）委員は無投票で、一号（小作）委員のみが選挙された。その時の投票率は九一%（県平均七七・七%）と非常に高い割合をしめし、小作層が農地委員会の活躍に高い関心と期待を寄せていたことを物語っている。

〈農業委員会〉 ついで昭和二十六年三月には農業委員会法が施行され、七月に同委員の選挙がおこなわれ、同じく九一・二%と高い投票率を示した。従来の農地委員会、農地調整委員会（昭和二十三年の選挙で、地区代表的性格を持つ八名の委員をもつて構成された。階層的には、地主一名・自作五名・小作二名であつた）を廃し、改めて公選一五名・選任三名の合計一八名の委員よりなる農業委員会が構成された。下部機構として、市内七地区に農業改良班長と生活改良普及班長を置き、上記の事務円滑化をはかつた。農業委員会の構成員を分析すると、年齢的には四〇歳以上が圧倒的に多く（二四名）、六〇歳以上が四名であつた。専業別では、専業者の比率が高く、その耕作反別は平均三〇四反であつた。なお、第158表に歴代の農地・農業委員を示した。それは旧地主・旧自作層の指導のもとに同委員会が構成されたことを物語っている。

統制・供出・農業改良など（食糧統制と供出） 昭和二十年（一九四五）八月の敗戦により、戦時中の一連の

表159 米・麦などの供出高

年度 \ 作目	米	麦	甘 藷	馬鈴薯
昭和22年	96.0石	21.2石	7,800貫	3,796貫
” 23 ”	55.0 ”	8.0 ”	10,383 ”	5,021 ”
” 24 ”	63.0 ”	5.0 ”	13,650 ”	6,300 ”
” 25 ”	60.0 ”	7.0 ”		
” 26 ”	17.0 ”	5.0 ”		
” 27 ”	40.0 ”			
” 28 ”	25.0 ”			
” 29 ”	21.0 ”			
” 30 ”	①(30.0 ”)			

(市商工産業課資料による)

(注) ①は予約数量である。

農業統制政策は廃止された。しかし戦後の極度の物資不足・食糧不足が農産物の価格の暴騰、そして闇価格の横行を許し、国民を飢餓状態に追い込んだ。それに対処すべく、翌二十一年二月には食糧緊急臨時措置令(昭和二十一年二月二十七日)（緊 急 勅 令）がしかれ、米麦譲渡禁止・政府買入主食の範囲拡大・初摺歩合の統制、そして違反者厳罰の方針をうちだした。さらに翌二十二年三月には、食糧供出に対し強権発動を指令した。本市でも同年十二月に食糧調整委員会を設け供出米の確保にあたった。この一連の強力な生産・販売・価格統制は国民食糧の確保という大きな役割を果たすものであったが、反面、農地改革により一応可能となったところの農家の自作農的發展の選択範囲をせばめた。

本市の米・麦の供出量は第159表に示すとおりである。米の供出割合は全生産量の六〇〜七〇%ほどで、しかも年を追ってその割合は減少していった。麦の供出も四〇〜五〇%ほどであった。芦屋の農家の経営規模が非常に零細なので、米供出の可能な農家は二〇戸（昭和二十五年）で、それも農家の飯米・種子用などを除いた残部（供出量）は非常に乏しいもので、ほとんどが一石に満たなかった。麦についても、供出余裕は同じく一石に満たな

かった（昭和二十五年、ただし、この年は台風の被害で平年より少なかった）。さらに、甘藷・馬鈴薯についても、供出した後、手許に残る割合は総生産高のそれぞれ四五・四一%であつて（昭和二十二年……その後この割合は一層減少している）、その多くは自家消費にきえた。このように、農産物のほとんどが自家用と供出に消えてしまい、自由に処分しうる数量はほとんどに足りぬものであつた。だから、農家が再生産に廻すことのできる資本は供出対価のごく一部分だけとみて差支えない。このようにみてくれば、その経営内容、農業装備の拡充・経営地の拡大・農業改良はほとんど望むべくもなく、現状維持が精一杯というのが一般的であつたことがわかる。

食糧事情が緩和するにつれて、このような強力な統制も緩和された。すなわち昭和二十七年（一九五二）には麦の統制が撤廃され、その後も諸統制がはずされ、同二十九年には米の統制撤廃により主要食糧の供出制度は一応終了した。それにつれて、昭和二十七・八年頃より栽培作目は多様になり、根菜・果菜類が増え、続いて蔬菜類が多くなり、麦・甘藷・馬鈴薯は著しく減少するなど、農家の自由な農業発展の模索がはじまつた。しかし、それに追い打ちをかけるように、宅地化現象・地価上昇が再開し、本市における農業的發展は無残に打ち碎かれていった。

（農業改良）戦前より本市では、土地改良などの本格的な農業改良事業への資本投下はほとんどなされなかつたし、戦後においても、その姿勢に変わりはなかつた。しかし、食糧欠乏、それに続く昭和三十年前後よりの遠郊農業地帯との競合の激化は、たとえ大きな資本の投下は不可能としても、可能な範囲での改良努力を個々の農民や行政当局に課した。昭和二十一年には、乳不足を補うため山羊一〇頭を奨励用として市が購入し希望者に分譲

したところ、希望者が続出したちまちに飼育頭数は四〇頭に達した（しかし昭和二十五年には七頭に減少）。一方、肥料が統制され、配給料が極端に少なかった戦争直後には、自給肥料の利用が奨励され、統制の廃止された昭和二十五年においても、なお第160・162表にしめすように、化学肥料の供給はとぼしく、自家肥料が大量に使用された。

国が農業改善によく乗り出した段階（農業改良助長法（昭和二十三年七月十五日法律第一六五号）・土地改良法（昭和二十四年六月六日法律第一九五号））において、農地改良委員・農業改良普及員を各地区に設け、農業の改良普及に当らせることになった。昭和二十六年には、市商工産業課の呼びかけで芦屋園芸研究会が、天王寺谷信二氏を会長に会員一七名をもって発足し、その後の芦屋農業が根菜栽培から蔬菜栽培へ転換する一つの足がかりを与えた。その間、市側では昭和二十五年・六年頃より米・麦の改良品種の普及に努力し、かなりの成果を収めた（第161表参照）。そして昭和二十九年（一九五四）頃より、水稻早期栽培による災害回避策が奨励された。さらに自給肥投入による耕土培養・労働力節減の一策としての除草剤配布など農薬配布の助成・防除機備えつけなどが実施された。くだって、昭和三十四・五年頃より軟弱野菜・洋菜の研究会開催・奨励・先進地視察などもとり入れられた。

このような一連の安あがりな農業改良施策の展開はまさしく芦屋における農業の位置を象徴している。現在の本市の農業は、平均二・三反の規模で、飯米・自家用蔬菜を栽培する程度の零細経営農家が大部分を占め、販売的農業を営む農家は十指に満たない。しかも、その耕地は住宅地のすき間に隠在するという状態にあつて、とうてい抜本的な農業改良策がほどこされるような環境にはない。農家側にもごく一部を除いてはそれを受け入れる

表160 配給肥料の変化 単位(貫)

昭和22年				昭和25年					
品名	配給量	反当平均		配給量	反当平均		甘藷	馬鈴薯	蔬菜
		水稻	麦		水稻	麦			
硫酸アンモニア	352	1.600		1,401					
石灰窒素	168	0.200	1.600	167	17.500	1.750	1.810	3.530	1.450
硝酸アンモニア	348	0.100	2.000	1,060					
過磷酸石灰				1,191					
トーマス燐肥				315	12.700	1.650	1.840	2.940	0.360
特殊化成肥料	10	0.090							
苦汁加里	10	0.180		621	3.600	1.840	1.620	1.800	—
石灰				5,000	各反当り 20.000				
合計	888	2.170	3.600	9,755	53.800	25.240	25.270	28.270	21.810

市商工産業課資料

表161 奨励品種 昭和26年 単位(反)

水稻	普及面積	麦	普及面積
農林27号	40	赤神力	20
“ 26号	20	農林52号	8
名倉穂	40	新中長	7
農林糯5号	20		
計	120	計	35

市商工産業課資料より

表162 昭和26年 自給肥料 単位(万貫)

品名	数量
堆厩肥	6.3
緑肥	0.3
人糞尿	11.8
草木炭	1.4
鶏糞	0.3
計	20.1

市商工産業課資料より

姿勢に欠けている。このような状況にあつて、本市の農業をなんとかこたえ遠郊農業地帯との競合を切り抜けていこうとする努力が前述の諸施策であり、またそれを受け入れる専業的農家の姿勢であつたといえよう。

農業協同組合・農業共済組合など

昭和二十二年（一九四七）

農業災害補償法（昭和二十二年十二月五日）
法律第一八五号）・農業協同

組合法（昭和二十二年十一月十九日）
法律第一三二二号）の施行にともない、同二十三年四月と八月に、芦屋農業共済組合・芦屋農業協同組合

が発足した。いま、昭和二十五年の両組合の概要を記せばつぎのとおりである。農業共済組合の組合員数は一三五名（内家畜加入数二八名）で、引受面積は、水稻二一七反・麦一〇四・三反で同共済金額は二二万三八一六円で、同掛金二万九四二円、同支払金は一〇万六三三四円（市補助金二万二〇〇〇円）であつた。農業協同組合の組合員数は一一四名（内女子九名）で、出資金額は四万五八〇〇円であつた。その事業は、主要食糧農作物の改良増産・家畜家さん等の増殖・農業経営の改善・農作物病虫害の防除・酸性土壤の改良・米麦の政府売渡し業務（米一五石・麦七石）、肥料・農具・農薬などの購買であつた。

その後共済組合では、家畜共済・建物共済も加えられた。昭和四十年（一九六五）現在で、組合員数八一名・共済金額合計一億五九一四万四六八〇円である。農業協同組合でも採種園の管理指導・種子馬鈴薯・果樹苗木類の配布・生活資料の購買・信用事業などを新たにこなうようになった。昭和四十年現在の組合員数は八八名で出資金額五四万円、信用事業は七五一三万円である。現在では両組合とも市行政と一体となることよつて維持されている。

昭和二十五年（一九五〇）九月三日、阪神地方を直撃したジェーン台風は芦屋農業にも甚大な被害をもたらした。

た。被害面積は水稻六町（約三割）、甘藷二町（約六割）で、うち潮水冠水が五町・全面枯死が三町におよんだ。その結果、水稻減収が二八〇石、甘藷減収が八八〇〇貫と見積られ、その被害総額は二〇七万二〇〇〇円におよんだ。

宅地化による農耕地の減少

芦屋のような都市域における農地の存在形態は複雑かつ流動的であるために、統計資料が錯綜し、その実態を正確に把握することはきわめて困難である。いま第361図により、地目上の農地と耕作地の減少過程を整理し、宅地化との関連を把握しておこう。地目上の農地は、昭和十五年（一九四〇）には、一四四・一町あったが、昭和四十三年（一九六八）には四八・八町と約三分の一に減少した。しかも、グラフにみるように、多少の波はあるが、一貫して減少した。宅地はそれと反比例するように増加している（ただし、昭和二十一年は前年に戦災を受けたために六〇町ほど減じている）。では、地目上の農地減少が即耕作地の減少であったかという点、必ずしもそうではない。地目上の農地には、空地と呼ばれる長期にわたる休耕地あるいは荒地が含まれている。芦屋にはそうした土地が、昭和十五年には約九八町もあり（グラフでは農地と耕作地の差がそれにあたる）、そうした土地の多くは宅地化されていく運命にあった（實際上、地目変更せずに宅地に転用されている事例も多かった。たとえば、昭和二十五年には一〇町もあった）。終戦後の宅地化もまずこうした土地から手がつけられた。その結果、昭和三十五年には休耕地は約二八町と、昭和十九年の三分の一弱に減じた。その後は休耕地はあまり減っておらず、昭和四十四年現在で二五町ほどが残っている。そのことはグラフ下段の非農地認定の増減にもはっきりあらわれている。すなわち、昭和三五・六年頃まで多かった転用のための非農

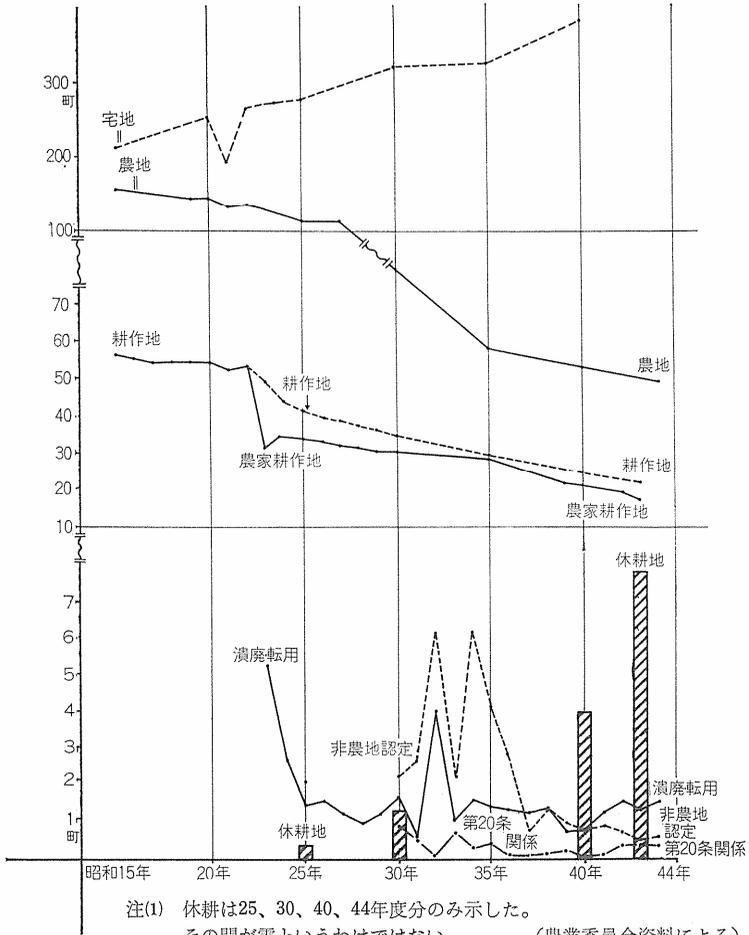


図361 農地の動態

地認定が同年以降は著しく少なくなっている。

ここでグラフの説明をしておこう。耕作地を実線（農家耕作地）と点線（非農家耕作地を含む）に分けて示した。農家耕作地は、昭和二十二〜二十三年にかけて二〇余町も減少しているが、これは、戦時中、政府が共出農家拡大のために農家認定基準を下げた結果、宅地利用ということで休耕地を一時的に耕作していた者が大量に統計に入ってきていたのが、昭和二十三年より除外されたからである。その後昭和三十五年頃まではゆるやかな減少カーブを描いている。しかし、非農家耕作地も含めた耕作面積（グラフ点線）はこの間に二五町も減っている（ことに昭和二十五・六年頃までが減少率が高い）。これを潰廢転用面積（昭和三十年以降は非農地認定面積も）の減少傾向とにらみあわせてみれば、戦争前後の食糧難時代に非農家により一時的に耕作されていた土地の大部分が、食糧事情の緩和につれて耕作放棄ないし転用されたことが了解される（このことは農家戸数の増減にも顕著にもみられる——後述）。

ところが、三十五年（一九六〇）頃よりは、農家耕作地がはっきりと減少傾向を示してくる（耕作面積の減少による非農家認定がふえたために、非農家耕作地はむしろこの間に増えてくる）。この間に年平均一〜一・五町を数えている農地転用の大部分が、農家耕作地であったと考えられる。すなわち、昭和三十五年頃より従来の非農家耕作地や休耕地の宅地化転用にかわって農家耕作地が転用されるようになったのである。この現象は農家の経営規模の縮小ひいては脱農化現象につながる。そこで、休耕地・荒地の増加について簡単にふれておこう。昭和二十五年（一九五〇）には、〇・三八町であった休耕地が、同三十年一・三町、同四十年（一九六五）四町、同

四十三年七・七八町（経営面積の二・七割弱にあたる。ただし、非農家も含むが、その面積はそう大きくはない）としり上がりに増えてきている。また抽出農家二七戸の昭和四十三年の休耕地は総経営面積の四割に近い。そして、農地法関係の移動農地についてのその現状を分析すると、昭和四十年頃から荒地が多くなっているということは、昭和四十年前後から、休耕↓荒地化↓転用という一連の過程が急進しているというように理解できよう。いずれにしても、そこには本市における農家の耕作放棄傾向がはつきりとうかがわれる。

これまで述べてきた宅地への転用・休耕地・荒地の分布を描くと、農地が比較的多く残されていた宮川沿いの打出地区（岩園・朝日ヶ丘などの山手地区、阪急と阪神間の親王塚・大原町・春日町・上宮川町など、浜に近い大東・南宮・呉川・西町など）に集中している。特に休耕地・荒地は、田地の多い岩園・朝日ヶ丘などの山手地区に集中している。いいかえれば、休耕・荒地化は田地に多いと言える。

旧階層別にみた土地所有の動態

戦争直前の昭和十五年（一九四〇）頃には、自作地・小作地の割合はおよそ一対八で、小作地が圧倒的に多かった（第163表参照）。当然、自作農層（自作・自作小作）と小作農層（小作・自作小作）の割合も四対六と小作農が多かった。ところが、戦争に突入すると、それまで離農ないしそれに近い状態にあった旧自作農の多くが復農したので、自作地・自作農層が急増し、農地改革直前の昭和二十二年（一九四七）における自作地と小作地の比率はおよそ二対三であった。ひき続いて、農地改革によって一〇余町の小作地が解放されたので、昭和二十五年には自作地と小作地の比率が四対三と逆転し、自作農数と小作農数の割合はほぼ同率になった（なお、この年の地主の数は五五名であった）。とはいえ、市域の大部分にあたる都市計画区域で

表163 自・小作別の戸数と耕作地

自 年 度	小作別 総戸数	自 小 作 別 戸 数				自 小 作 地 ^(町)		備 考
		自作	小自作	小自作	小作	自作地	小作地	
昭和16年	98	11	28	25	34	①8.2	48.3	地主 343人 (21年)
〃 25年	161	82	17	22	40	21.4	14.6	地主 55人
〃 31年	113	50	18	10	35	21.5	12.0	自作地主 15戸
〃 35年	85	50	7	6	22			地主 27戸 自作地主 6戸
〃 39年	72	39	7	6	20			地主 11戸 (40年)
〃 44年						16.1	5.8	

(注) ①欄の数字は (8.2、48.3) 昭和15年のものである (市事務報告による)

は農地解放が実施されなかったため、まだ全耕作地の四二%弱にあたる小作地が残されていた。この小作地比率も昭和四十四年(一九六九)には二六・五%にまで減った。しかし、これは小作農層による自作地化ではなく、地主の土地引揚げという形で進化した。昭和三十〜四十四年までの農地法第二〇条による小作契約解除の総件数は四三件で、その面積は五・一町におよんだ(この間の小作地の総減少面積は六・二町であった)。また、自・小作別戸数は、小作農層の脱農によって、昭和三十九年には自作層の四六戸に対し、小作層は二六戸と、自作層の比率が高まった。

つぎに、第164表と第165表により、昭和三十一年と同三十九年における旧階層別にみた土地所有規模の動態を中心に分析すると、つぎのごとくである。戦前から、旧地主層には小規模な不耕作地主と、中規模の(本市でいう大規模であって、土地所有では二町以上層・耕作面積では一町以上層を指す。以下同様な意味)在住耕作地主という二つの型態があった。昭和三十一年(一九五六)には、この二つの型態はまだ健在していたが、同三十九年には中規模地主が残

表164 階層別土地所有規模

単位 (戸数)

年 度 階 層 規 模	昭 和 3 1 年						昭 和 3 9 年					
	地 主	自 作	自 小 作	小 自作	小 作	合 計	地 主	自 作	自 小 作	小 自作	小 作	合 計
0.3町 未満	6	20	5	2	23	56	1	19	1	3	13	37
0.3~0.5町	1	8	4	5	7	25		9	5	3	5	22
0.5~1.0町	4	5	8	3	4	24	2	4	1		2	9
1.0町 以上	4	2	1		1	8	3	1				4
合 計	15	35	18	10	35	113	6	33	7	6	20	72

(農業委員会資料による)

- (注) 1) 本表は昭和31年・同昭和39年の耕作調書より作成。
 2) 地主は貸付地を有する者すべてである。
 3) 市外耕地・休耕地・荒地を含む。
 4) 昭和31年に2戸、同39年に4戸の不明戸数あり。

表165 抽出農家の土地所有と耕作地の動態

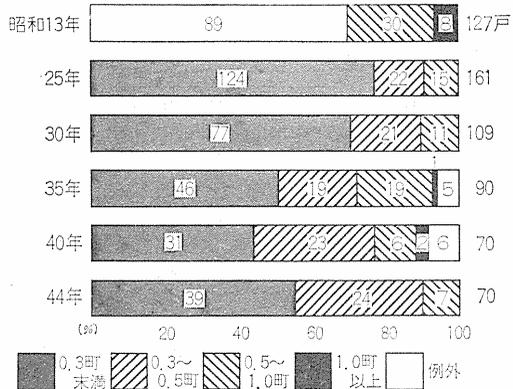
昭和25~31	昭和31~39	昭和25~39	土 地 所 有	耕 作 地
+	+	+	大・小、大・小、大・小	中・地、中・地、中・地
+	-	+	小・小、小・小、小・小 小・自、小・自、中・小	小・小、小・小自、小・自 小・自、中・小自、中・小
+	-	-	小・小、小・自、小・自 小・自、中・自、中・小 大・小、大・小	小・小、小・小、小・自 小・自、中・小、中・小自 大・小、大・小
-	+	+	大・地、大・地	大・小
-	+	-		大・小
-	-	-	大・地、中・自、小・自	小・小、小・小、小・小 小・小、小・自、中・小 中・小、中・自

(農業委員会資料による)

- (注) 1) +-は年度間の増減をあらわす。
 2) 大・自とは大規模に所有または耕作する自作農の意味である。すなわち、左側は規模(大=1町以上、中=0.3~1町、小=0.3町未満……昭和25年現在)、右側が農地改革前の階層(地=地主、自=自作、自小=自小作、小自=小自作、小=小作)を示す。

り、小規模地主の多くはこの間に土地を売却や転用して脱農したり、小作地を引揚げて自作地化する事例が多かった。もちろん、中規模地主も小作権の強化をおそれ、かつまた転用・売買のために小作地を引揚げることに極力つとめ、それら引揚地を自作地に編入していった。その結果、この間における中規模地主の名目的な経営面積は拡大された(第165表右欄参照)。しかし、それは転用含みであり、その多くの土地は休耕地として放置され、休耕地の拡大をもたらした。旧自作農の大部分は五反未満の飯米・自家用蔬菜栽培農家で、所有規模・経営規模ともにやや縮小傾向をみせ、土地売却・転用により離農する者も多くあったが、その型態に大きな変化はなかった。旧小作層は全体的にその土地所有規模は零細であるが、一部には農地解放により一町前後の自作農になった階層もあった。昭和三十一年と三十九年の間に、その型態に大きな変化はなく、小規模ながら拡大傾向をみせた。ところが、経営規模では、縮小傾向を示した。ことに非解放地区の小規模な旧小作農の経営規模が地主の貸付地引揚げと、小作農自身の離農希望という要因のために縮小された。それにひきかえ、〇・五〜一町前後を経営する旧小作層には、その農業的努力を維持する者が多く、現在の芦屋農業の中心をなす階層であるといえる。旧小作・小自作層の多くは、小作地返還・自作地の転用・売買により、その所有規模を縮小しながら自作農化、あるいは離農していった。総括すれば、この間に土地所有の零細化が一層進行したといつてよからう。ことに、〇・五〜一・〇町層が半減し、〇・三〜〇・五町層が二二%から三三%へ増えたことを強調しておきたい。

経営規模と就業構造の変化 (経営規模の変化) 戦争前後、一時的に著しく増加した経営規模〇・三町未満の農家は、食糧事情の好転しだした昭和二十七・八年頃から急速に減少し、同二十五年(一九五〇)には一二四戸



(注) 1) 昭和13年の89戸は0.5町未満層である
 2) 数字は戸数を示す。右欄外は総戸数

図362 経営規模別農家戸数

とする○・五く一・〇町層の割合の消長についてこの階層の割合は減少↓増加し、同四十四年には、同二十五年と同じく中間層の九割強を占めた。なお、昭和三十五年前後における○・五く一町層の割合の増加は地主の小作地引揚げによる擬態的自耕作地化に起因する現象である。

専業別戸数の変遷の様子を第166表に示した。まず芦屋においても専業層の減少と、兼業農家ことに二種兼農層の増加という戦後のわが国の農村に一般的にみられる変化と軌を一にした現象が指摘される。さて、戦争前

と全農家数の七七%を占めたこの階層が同四十年には三二戸(四四・三%)まで減じた(第362図参照)。いっぽう戦前には一割近かった一町以上層が戦争直前直後には消えていたが、昭和三十五年頃から、前述したように地主層の中に返還小作地を自作地に繰入れることよって、名目的に規模拡大の擬態を示す農家が出てきて、一町以上層を一く二みうけるようになる。中間層は戦後に拡大され、昭和二十五年には二二%であったのが、同四十年には四四%と倍増した。この三つの現象は、中間層の増大を示唆するようにみえるが、事実上、中間層の増加といっても、それは○・三く○・五町という零細層の増加現象となつてあらわれた。すなわち、昭和二十五年以降の○・五町未満層の増減を調べると、同三十五年頃を最大

表166 専 業 別 戸 数 単位 (戸数・%)

専兼別		年度					
		昭和15年	昭和25年	昭和30年	昭和35年	昭和40年	昭和44年
専 業		51戸	49戸	45戸	25戸	20戸	7戸
		46.3	30.4	38.8	27.8	28.6	10.0
兼 業	I	38戸	23戸	39戸	21戸	4戸	63戸
		34.5	14.2	33.6	23.3	5.7	
	II	21戸	89戸	32戸	44戸	46戸	90.0
		19.1	55.4	27.6	48.9	65.7	
総戸数		110戸	161戸	116戸	90戸	70戸	70戸

(市事務報告・農業センサスによる)

(注) 1) 上段は戸数で、下段は%である。

後に著しく増えた零細二種兼農層は、いち早く昭和二十五〜三十年にかけて脱農し、つづいて昭和三十〜三十五年にI種兼農層が兼業度を高めて、二種兼農となつていくとともに、専農層の中にも兼業するケースが続出した。昭和三十五年(一九六〇)以降は、兼業農家の兼業度は一層高められ、二種兼農化・脱農化が引き続いておこつた。この間(昭和三十五〜四十年)に専業農家数に大きな変化はなかつた。ここで奇異に思われるのは、零細経営の多い都市農業地帯において、専農層が異常に多いということである。実はこれは統計上のミス、あるいは魔術ともいふべき現象である。すなわち、本市のような高級住宅地街にあつては、農地を宅地に転用あるいは売却すれば莫大な利益を生む。当然土地所有者の中には、過去に農地を売却することにより、相当の資金を得、いまさら外へ働きに出たり、自営業で糊口をしのぐ必要もなく、健康上、あるいは外見上といった理由で遊農的専農層となる階層がある(それは資産維持策、または税金対策ともうけられる)。また老齢化して、他に就業の機会がないままに、資産的

表167 農業従事度合 昭和40年
単位(人)

区 分	就農日数	就農日数				合計	一戸平均
		29日以下	30～59日	59～149日	150日以上		
専業農家(5戸)	世帯主				5	5	1.0
	妻	1		2	2	5	1.0
	父 母		1	1	2	4	0.8
	子 弟						
	小 計	1	1	3	9	14	2.8
I種兼農(3戸)	世帯主		1	2		3	1.0
	妻	1	1	1		3	1.0
	父 母		1			1	0.3
	子 弟	2				2	0.6
	小 計	3	3	3		9	3.0
II種兼農(19戸)	世帯主	3	5		1	9	0.5
	妻	2	2	7	4	15	0.8
	父 母		1	4	2	7	0.4
	子 弟	4	1	1		6	0.3
	小 計	9	9	12	7	37	1.9
合計(27戸)		13	13	18	16	60	2.3
一戸平均		0.5	0.5	0.7	0.6	2.3	

(農業センサスによる)

すと、第167表のようにな
る。専業農家(五戸)に
あつては、世帯主が労働
力の中心をなすのは当然
である。妻の従事度合は
世帯主よりやや低いが、
ほぼ夫妻が相伴して農業
に従事している。そして
老父母は、補助的労働力
として農業に従事してい
る。しかし、若い子弟が
まったく就業していない

裏付けがあつて、飯米・自家用蔬菜栽培に従事する階層もある。しかし、これらの階層はいずれもその就業形態からいえば専業層に入るので、その結果、専業層が三割近い数字を示すことになる。それらを厳密に区分した昭和四十四年の統計(第166表参照)では、専業層は七戸となる。これらはいずれも蔬菜栽培農家である。

ということ、これら専農層が後継者を養成しえないことを示し、一代限りの農業という印象はまぬがれない。兼農層でも世帯主夫婦が農業の中心であるが、その従事度合は低く、ことにⅡ種兼農の世帯主の従事度合は低い。そして兼業度合が高まるにつれ、妻の労働力の比重が大きくなっている。一戸当たりの投入廷労働力は、兼業度合が高いほど低下しているのは当然であるが、とくに二種兼農層は、平均一・二人で、しかも六〇日以下が半数近くを占める。広狭別についても、ほぼ同様な傾向を示した。本市の農業の特性ともいうべき自給的・家庭菜園的性格が、一五〇日以上に従事者が一戸平均にすると〇・六人に満たないという点に端的に表明されている。

つぎに農外就業の状態に触れておこう。昭和三十年（一九五五）の農外就業者は一五三名であったが、同四十年には五六名と三分の一に減った。しかも、一戸平均の農外就業者数も減少している。これは農外就業者を多くかかえるⅡ種兼農層の多くが昭和三十〜三十五年にかけて脱農していったためである。職種別にみると、恒常的就業者が大部分を占め、昭和三十年には恒常賃労働者が恒常職員を上廻ったが、同四十年には逆転して、職員が賃労働者の二倍に増えた。業種別では、製造業・公務員・運輸通信業・サービス業・商業などに従事する者が多い。それにひきかえ、都市域にある当市では、日雇人夫（昭和三十五年一名、同四十年五名）・出稼者（昭和一十五年九名、同四十年一名）などは少ない。自営者は一六戸から一五戸とその間に変化なく、その割合はむしろ高まっている。

農業経営の変化

（作目変化）従来、本市では水田には水稻を表作にし、麦・馬鈴薯などを裏作とし、畑には

甘藷・自家用野菜類・豆類を栽培する単純な作付体系が一般的であった。戦中・戦争直後には食糧難から麦・甘藷・馬鈴薯といった主食代用品と蔬菜の増産が奨励された。ちなみに、昭和二十二年（一九四七）の作付状況を記すと、水稻二二・二町・麦七・八町・甘藷四・八町・馬鈴薯二・八町、そして蔬菜延面積が一八町であった。食糧事情が緩和され、諸統制がとれるようになり、一時的耕作者群が再び離農しだした昭和二十七・八年頃より、こうした型態は大きく崩れていった。甘藷はすでに昭和二十五年頃から減少しはじめ、同二十六・七年頃から麦の作付が大巾に減反され、水稻も下降カーブを描きはじめた。米・麦の作付面積の減少はその後もとまらず、麦は昭和三十七・八年頃には、まったく作付されなくなり、水稻はその減少度をはやめ、昭和四十年の作付は、五・七町と同二十二年の四分の一にすぎなかった。甘藷の作付は減少したが、自家用補給程度の生産は持続された。馬鈴薯も同じく一町前後の作付が維持された。蔬菜については、作付面積五・六町・同延面積一八町という水準が維持された（延面積は、昭和二十五年以降少し減って、同四十年には一四町であった）。しかし、その作付体系には大きな変化があった。戦争前と戦争直後は、自家用消費のための根菜（ダイコン）・果菜（イチゴ・トマトなど）・葉経菜（ホーレン草）などが雑多に栽培されていたが、昭和二十七・八年頃より、交通手段の発達・遠郊農業の発展により、大規模産地より多量にしかも安価な畑作物が豊富に出廻るようになると、小規模にしか栽培されない芦屋の根菜・果菜類では、価格・量・品質面でとうていたちうちでできなかった。そこで販売農家では、昭和三十年前後より、消費地に至近であるという立地の優位性を生かせる、ハクサイ・ホーレン草・春菊・ミズナといった軟弱野菜への転換を行なった。昭和三十五年頃より、レタス・パセリなどの洋菜類もとり

入れられたが、この間に水利など、農業環境の悪化と、零細化・脱農化の進行といった阻害要因が進み、この面では十分な成果をあげえなかつた。自家用蔬菜栽培農家では、あいかわらず根葉・果菜類の生産が多かつた。昭和四十年農業センサスより抽出農家二七戸の野菜栽培作目別戸数を示すと、ダイコン（九戸）・キュウリ（七戸）・イチゴ（五戸）・王ネギ（五戸）・雑菜（五戸）・ナスビ（四戸）の順であつた。また同センサスの一種兼業農家（二七戸）の経営組織分類結果をしめすと、単一経営では、野菜（九戸）……専業農家はこの階層である）・養鶏（七戸）・稲（二戸）・イモ類（二戸）・マメ・イモ（二戸）で、準単一経営はで、野菜（四戸）・稲（二戸）で、複合経営では、稲と野菜（一戸）・稲と結びつかない（二戸）となつてゐる。

農産物の販売面では、非販売農家Ⅱ自家用栽培零細農家が多く、農産物販売のみによつて生計を支えている専業農家は少ない。昭和二十五年の米麦以外の販売額は、五万円未満が二八戸、五万円以上が二〇戸と、前者が六割近くを占めた。昭和三十五〜四十年にかけては、農産物価格の上昇により販売額は増えた。一〇〇万円以上の販売農家は四戸（対全農家数四・四％）↓三戸（同四・三％）とあまり変わらず、同五万円未満ないし販売なしの農家が五八戸（同六四・五％）↓三三戸（同四七・二％）と減り、中間の五〜五〇万円の販売農家が二七戸（同三〇％）↓二七戸（同三八・六％）に、五〇〜一〇〇万円販売農家が一戸（同二・一％）↓七戸（同二〇％）と、その割合は大きくなつた。この販売額別農家数割合の変化要因としては、なんらかの農産物を販売する層が農家として残りその販売額を高め、販売なしあるいはそれに近かつた自家用栽培農家の多くが脱農していったこと、ならびに蔬菜栽培による増収があげられる。しかし、その販売増加率は決して高いとはいえなかつたし、昭和四十年に

おける五〇万円突破農家が一〇戸（同一四％）しかなかったことは、農産物販売によって生計を支える階層が握りにすぎないことを物語る。昭和四十年（一九六五）の販売部門別順位の一位の作物別戸数を列挙すると、野菜Ⅱ二八戸、甘藷・馬鈴薯・マメ・離穀Ⅱ一〇戸、養鶏Ⅱ八戸、いねⅡ四戸であり、野菜・イモ・豆類・鶏卵などが販売の主力であることがわかる。つぎに抽出農家二七戸中の専業農家五戸についてその販売額を調べると、二〇万円以下が三戸、二〇万円以上が二戸であり、専業農家が即農業で生計を立てる農家とはいえない。以下、兼業農家について調べても、兼業の度合と販売額の間にはまったく相関々係は見出されない。ということとは、本市では専業別という指標は、なんら農業への依存度合を示すものでないということになる（このように、おおむね都市農業地帯においては、農村地帯を対象として考案された既往の指標による統計では処理しきれない面が多い）。

〈作付状況〉土地利用の面から作付状況を整理すれば（第363図参照）、田の面積が著しく減少しその利用率Ⅱ作付率も低下したが、畑の減少率はそれに比べると低く、その作付率も一定水準に維持されている点が注目される。田・畑面積の変化を通覧すると、昭和二十五年より四十二・三年にかけて、田は五分の一に激減したが、畑は六分の五とあまり減らなかった（畑は昭和三十五年に五町まで減少したが、田の畑化によってその後も返した。なお、昭和二十二〜二十三年にかけて、田・畑の面積に著しい変化があるのは、統計上の錯誤と考えられる）。「利用」という観点からは、より厳密に休耕田畑・畑作田の面積が考慮されねばならない（第361図参照）。前述したごとく、水稻作付面積は昭和三十年頃より急激に減少するにつれて、休耕田（休耕地の大部分は田であ

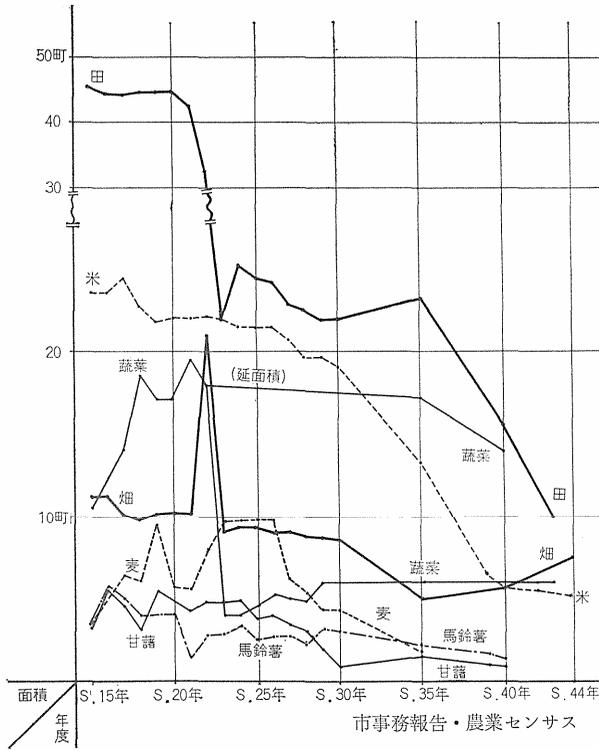


図363 農産物の作付状況

った)や、田に畑作される事例(一〜二町)が増加した。その結果、水稻の作付率は昭和二十五年の八八%から、同四十年の六四%と低下した(昭和四十年以降は、休耕田の転用が進行したので作付率は相対的に上昇した)。なお、麦・馬鈴薯などの裏作の減少を考慮に入れば、総作付率の低下はもう少し大きくなるであろう。畑につ

いては、甘藷・馬鈴薯などに比べ回転率の高い軟弱野菜の栽培が多くなった(畑への蔬菜作付率は、昭和二十五年(一九五〇)の四八%から、同四十年(一九六五)の一二〇%へと大巾に増加し、四十年以降さらに上昇した)。しかし、一部の専業的農家を除いては、これら蔬菜畑の利用率は低い。すなわち、蔬菜に限って延作付面積を作付面積で除すれば、昭和二十二年頃には四〜五倍であったのが、同四十年には二〜三倍と低下している。だから、畑地の作付率

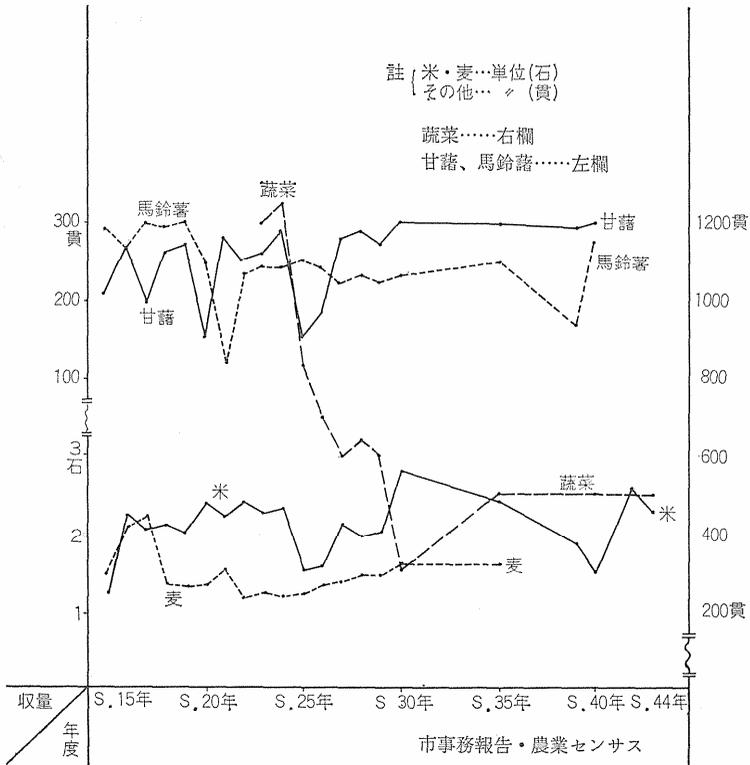


図364 反当り収量の変化

は一部の蔬菜栽培専業農家を除いてはむしろ低下したとみなければならぬ。このようにみてくれば、田・畑地の減少・作付率の低下・休耕地の増加というように、農業の粗放化傾向がはつきり観取される。そこで各作物別の反収を検討すると(第364図参照)、戦後の方が国における米生産性のめざましい向上にかかわらず、本市での水稻の反収は二石前後と、大正時代の三石水準より大きく下廻り、その停滞性は覆いがたい。麦の反収も、戦中には二石を越す年もあったが、戦後は一・五石前後とかわりがなく、馬鈴薯・甘藷

の反収も、それぞれ二五〇貫前後・二七〇〜二八〇貫と停滞気味である。それらの原因としては、(一)経営規模の零細性、(二)労働力不足とその質の低下、(三)農業装備の貧弱さ、(四)農業環境の悪化といった要因があげられる。蔬菜については、単に重量だけで反収をとかくいうことはできない。むしろ生産額が問題とされなければならぬ。専門的販売農家では、その生産性は向上したと考えてよいであろう。

(農業装備)都市農業で、零細経営の多い芦屋では、従来よりその農業装備は貧弱であった。昭和二十五年における動力機の普及率は六三%と、県平均七五%を下廻り、それも電動機(七五%)が主であった。耕耘機はななく、機械利用農家率は五〇%であった。畜力は、戦前より牛が主で、畜力のみ使用農家は一九%であった(牛はその後急速に減り、現在では皆無に近い)。両者とも利用しない農家が三〇%もあった。昭和三十五年(一九六〇)においても、耕耘機(一)・動力揚水機(四)、動力噴霧機(三)、農用トラック(三)、などが一部の農家で用いられる程度であった。その所有形態は個人有形態(八四%)をとった。昭和四十年には、動力耕耘機(八)、動力撒粉機(六)、動力噴霧機(四)、農用トラック(一五)が用いられた。こうした農業機械器具を利用するのは主に専門的蔬菜栽培農家であり、一般の自家用栽培農家はほとんど本格的な農業機械力を装備していない。それは、これまでもたびたびふれたように、本地域の農業が、ほとんど自家用栽培を主体とする零細経営で、しかも一部には遊農的栽培者をも含み、これらの階層は本格的農業装備をする必要に迫られていないからである。

林野の利用 旧来、林野は農業的に、あるいは食糧品や日常生活用品の供給源として利用されてきたが、芦屋の都市的発展・それにとまなう農業の衰退は、その利用方法の変更、すなわち近代的生活の舞台へと衣装がえ

していった。その一は自動車道路の建設であり、昭和三十六年（一九六一）には、全面舗装有料自動車道「芦有道路」が完成された。その二は、水道用水源貯水池としての役割で、村営・市営水道の発展の大切な源であり、今や第二奥池の建設工事がすすめられている。その三は住宅地としての活用である。昭和初期に剣谷国有林の払下げを受けて、高級住宅地の六麓荘が経営され、最近では芦有道路に沿って住宅建設が進められつつある。その四は、観光・保養・厚生施設の建設である。花原ゴルフ場（昭和二十六年）・公園墓地（昭和二十七年）・芦屋ユースホテル（昭和三十五年）などが着々と開設され、芦屋市民はもちろん、広く阪神間の人々によって利用されている。

このように、交通路・水道用水源・住宅地・観光保養施設・公共諸施設の場としての林野の利用形態は、近代の社会生活の潤滑油として欠くことのできないものであり、その有効な利用の進展は、芦屋市民の生活向上の重要な一翼を担うものである。その保護・保全策として、国より保安林指定を受け、砂防工事の進捗をはかり、害虫防除にとめるとともに、植樹も励行されている。

一一 市制実施後の水産業

漁法の展開と労働力

（漁法の変化）

芦屋浜における漁法の中心をなすのはイワシ網漁である。昭和十五年前後から、イワシ地曳網が三々四統操業されるようになり戦後も引き続き操業された。その頃のイワシ地曳網の漁



図365 芦屋浜の漁業

法の基本は、明治・大正時代のそれとかわりはなかった。ところが、昭和二十五年（一九五〇）～二十七年頃に船曳網へと転化し（漁船の動力化は、戦前より進んでいた）、操業能率は大いに向上し、漁獲高も二倍になった。すなわち、昭和二十四年までは七～一十萬貫であった漁獲高が同二十五年以後は二〇萬貫前後を記録するようになった。しかし、昭和三十年（一九五五）頃より三統が経営困難となり、漁家①（第169表参照）に権利移譲された。しかし、漁家①が個人で四統を操業経営することは到底不可能で、昭和三十五年頃より、一〇名が六〇〇万円を共同出資して（第169表参照）、二統を共同網とした。ここに漁家①の個人経営網と共同網の各二統が操業されるにいたった（この点については後述）。昭和四十二年（一九六七）以後は各一統のみが経営されている。

（漁船・漁撈構成） 鰯船曳網の場合網船二隻（四～五トン）と運搬船一隻の計三隻（天馬船のつく）で一船団をなし、網船には船長一名・機関長一名・乗子二〇名前後が乗り組み、運搬船には機関長一名がつく。そして陸上に網の修理と炊事係を兼ねる者二～三名が待機するので、一船団は二五名前後で構成されることになる。昭和四十二年にローラが、さらに漁群探知機・トランシー

バーが導入されてからは、乗子は休業者を見込んでも一五〜一六名ですかようになり、無駄な操業も少なく、漁獲高も増えた。したがって、四統がフルに操業された頃には、鰯船曳網総要員は一〇〇名内外を必要したが、二統操業の現在では四〇〜五〇名で用が足りる。なお、鰯漁は四月頃よりはじめられ、六〜九月が最盛期で、十二月頃まで操業される。朝四時頃より出漁し、一日七〜八回網をつけ（一回につき一・五〜二時間要す）、夕方五時頃まで操業される。

地曳網の頃には、乗子としては、地元の間人といわゆる風来坊が多く、県外からの出稼漁夫は三分の一に過ぎなかった。しかし、船曳網になると、このような不安定な労働力に大きく依存することはできないので、近隣にならって岡山県笠岡市の北木島・白石島と香川県観音寺市の伊吹島より、古くからの習慣により、前金をもって「人頭」を介して乗子を募集するようになった。四統操業時代は一〇〇名内外、二統操業の現在は北木島より一五名、白石島より五名、伊吹島より二五名の計五〇名ほどを雇用している。そのうちの二割近くは漁夫の妻女で、彼女たちは炊事係や、煮乾製造業に従事している。その就労期間は、鰯漁期の四月二十日頃〜十二月まで、中には盆を境にした半期づつともあるのは明治時代のそれと同じである。その給与方法は、昭和四十二年までは歩合制で、水揚高の五%の漁協手数料と油代（船主がとる）を差引いた残りの四分を船主に、六分を乗組員に分割する。その配分は、船長三・機関長二・天馬船乗組員二・乗子二〜一（人頭は二に近く平乗子の最低が一）・女性〇・八の「代」であった。だが、乗子は不安定な歩合制を嫌ったので、昭和四十二年より最低日当一五〇〇円（そのほかに食費三〇〇円がつく）を保証することになった（歩合制にかわりはない）。その結果、船主側は

表168 漁法別一覧 (昭和44年現在)

種類	鰯船曳網	中型まき網	小型定置網	延縄	籠縄	小型底曳網
許可・免許 統数	4 統	1 統	3 統	12件		2 統
操業統数	2 統	1 統	3 統	9 件		2 統
従事世帯数	9 戸	10 戸	2 戸	9 戸	7 戸	4 戸
従事者数	約50人	20人	2人	9人	7人	4人
県外 雇 用 者 数	30~40人	10人				
漁船数	6 隻		2 隻	5 隻	7 隻	4 隻
漁獲期間	4~12月	1~4月	周 年	周 年	10~11月	周 年
主たる 漁獲対象	カタクチイ ワシ	アジ・サバ ・サヨリ・ コノシロ・ ボラ	スズキ・ハ マチ・コ シロ	カレイ・ チヌ	アナゴ	雑漁

(漁業協同組合資料による)

旧来のように水揚高四分の利益を確保することが難しくな
り、乗子の雇用にも慎重になってきた。その他の漁法とし
ては、戦前より打瀬網・八田網・建網・延縄・採貝などが
おこなわれた(以下、第168・169表参照)。

さて現在では、八田網が大型化した中型まき網一統が昭
和四十二年頃導入され、イワシ網の対として、イワシ網の
地元従事者の半数以上と出稼漁夫一〇名くらいが乗りく
み、一〜四月に操業されている。打瀬網よりかわった小型
底曳網二統を、四人が一〜二トンの動力船でもって、周年
操業し、同じく周年、小型定置網三統が親子二世帯により
操業されている。延縄は、七・八月を除いた期間に、九人
により操業されている。籠縄は七人により十月一日より十
一月三十日まで操業されている。なお採貝は、昭和四十一
年頃までおこなわれたが、現在では海底が汚れたために貝
が発生しないので廃止された。これら漁法の組合わせかた
としては、小型底曳・籠縄を組合わせる者が三名、小型底

169 漁協組合員の構成

漁家番号	年齢	従事者数	本人		親の関係	役その他	船網の従事者	共同網出資者		延組	網組	小型小底式網	小型小底式網定置網	工業加業	漁船数
			出身地	転入年				父出身地	転入年						
1	63	2		昭和27年	青木	昭	船主	○	○						6
2	63	1		" 22・3年	青木	" 15年頃	船主	○	○						1
3	45	1		" 22・3年	青木	" 15年頃	船主	○	○						1(無)
4	49	1		戦前	青木	戦前	船主	○	○						1
5	43	1		昭和15年頃	広島		船主	○	○						1
6	74	1		" 22・3年	広島		船主	○	○						1
7	39	1		" 27年	広島		船主	○	○						1
8	59	1		" 31・2年	広島		船主	○	○						1
9	73	1		" 32・3年	青木	昭	船主	○	○						1
10	60	1		" 20年	青木	昭	船主	○	○						2(無1)
11	62	2		" 27年	青木	" 27年頃	乗子	○	○						1
12	46	1		" 31・2年	日生	" 27年頃	乗子	○	○						2
13	55	2		" 32・3年	芦屋	" 27年頃	乗子	○	○						1
14	32	2		" 20年	日生	" 27年頃	乗子	○	○						1
15	42	2		" 40年	芦屋	" 27年頃	乗子	○	○						1
16	74	2		" 15・6年頃	大飯	" 23年	乗子	○	○						1
17	42	1		" 40年	日生	" 27年	乗子	○	○						1
18	38	1		" 15・6年頃	芦屋	" 22年	乗子	○	○						1
19	36	1		" 40年	西宮	" 22年	乗子	○	○						1
20	27	1		" 40年	西宮	" 22年	乗子	○	○						1
21	30	1		" 35年	広島	" 15年頃	乗子	○	○						1
22	83	1					乗子	○	○						1
23	30	1					乗子	○	○						1
24	27	1					乗子	○	○						1
25	36	1					乗子	○	○						1
26	58	1					乗子	○	○						1
27							乗子	○	○						1
28							乗子	○	○						1
	26	30					11	10	24	9	7	4	2	5(1)	24

(注) 1) 従事者数には加工業の従事者も含む。

2) 漁船数の「無」とあるのは無動力船のことである。

3) 本表は聴取りを主として作成しているため、年次などに若干のズレがあることはまぬがれない。

(芦屋漁業協同組合などからの聴取による)

曳・籠縄、または延縄・籠縄を組合わせる者が三名である。そのほかに、イワシ船曳を兼ねる者が三名いる。以上より、芦屋における就業型態を整理すれば、(一)イワシ網のみに従事する者、(二)イワシ網に従事し漁閑期には、中型まき網漁または延網・籠網・小型底曳などを行なう者、(三)同じくイワシ漁に従事し、漁閑期には他に働きに出る者、(四)延縄・籠縄・小型底曳・小型定置などを組合わせて操業し、イワシ網には従事しない者、(五)出で稼漁夫、というように分類される。

第169表に、昭和四十四年(一九六九)現在の漁業協同組合の組合員の年齢・出身地・転入年などを示した。地元芦屋の漁家と呼べる家は三戸を数えるに過ぎない。それも、そう古い家とはいえない。現在の漁家を構成するのは次のような人々である。昭和十五年(一九四〇)前後に青木より転入した漁家①とその一統(四戸)、ならびに、広島方面よりの移住者(三戸)があり、彼等は、イワシ地曳網、あるいは延縄・籠縄・小型底曳などに従事した。戦争が終わると、職場を求めてくる近隣や岡山方面からの移住者を迎え、転入者は昭和三十年までに七戸を数えた(彼等は前住者と同じような漁撈形態をとった)。さらに昭和三十年以降にも、前住者の縁故を頼って、あるいは北木島・日生などからの出稼漁夫がいついたりして、六名の転入があった。彼等は前住者の子弟とともに、五〇歳未満の青壮年層を構成し、鯛漁の中心となっている。この年齢層は一五名(うち二名は三〇歳未満)である。なお、五〇歳以上が一名もおり、そのうちの九名は六〇歳以上である。彼等は地元の漁家、あるいは戦前・戦争直後の移住者が多く、労働力としては弱体であり、今後の芦屋漁業にとり、後継者育成が望まれるゆえんである。さて、世帯主、あるいはその父親の出身地を分類すれば、地元の芦屋が四戸、青木・西宮・灘方面

が九戸、岡山県の日生・北木島が五戸、その他が五戸となる。このようにみてくれば、芦屋の漁業は戦前における青木からの移住漁家を中心として、その子弟・傍系を増加と、戦後における新しい移住漁家を加えることによつて支えられ、伸展してきたといえる。

表170 漁業統計

年 度	漁家数	専 業	兼 業	漁業人口	漁 船 数
昭和15年	20戸			①(72人)	28(8)
“ 20年	22 “				20
“ 26年	25 “	21戸	4戸	②(145人)	47(18)
“ 29年	29 “				30
“ 35年	27 “	8戸	19戸	③(13,500人)	42
“ 39年	27 “	④(12戸)	⑤(16戸)	105人	29
“ 42年	26 “	25戸	2戸	57人	29(19)

(市商工産業課資料による)

- (注) 1) 漁業人口には他府県よりの雇用者も含む。
 2) 漁船数の()内の数字は動力船の数である。(他は不明)
 ①は昭和14年、②は同25年、③④⑤は同38年の数字である。
 4) ③は延人員である。

漁家数・漁獲高・漁船など 漁家数(第170表参照)は昭和十五年(一九四〇)に二〇戸を数え、戦後は食糧難・就職難から少しずつ増え、同二十九年(一九五四)には二九戸になった。この間に、漁業人口・雇用人口の増加とイワシ網などの操業の拡大が相伴して進んだ。もちろん、漁獲高・漁獲額も戦後、ことに昭和二十五年以降に著しく増加した。その要因はすでに述べた通りである(第366図参照)。しかし、昭和三十年頃より、前述したイワシ船曳網の操業度がやや落ち、かつそれまで漁家数の大部分を占めていた専業漁家(昭和二十五年二七戸中二五戸)が減少し、兼業化が進むにつれ(昭和三十五年には二七戸中一九戸が兼業漁家……第170表参照)、漁家数・漁獲高・漁業従事者数の伸びもストップし、実質的な漁家数・漁業従事者数は

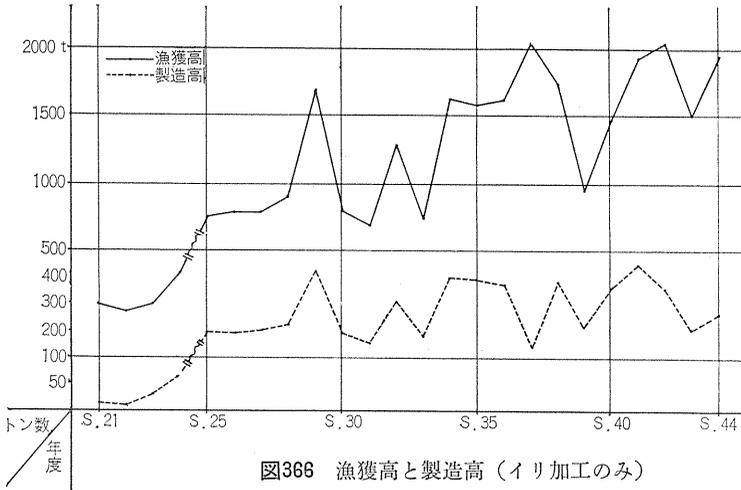


図366 漁獲高と製造高（イリ加工のみ）

むしる減少しだした。ことに昭和四十二年（一九六七）以来イワシの二統中断により雇用人口は半減し、さらに同年よりの最低賃金制の実施により、一層雇用の手控え傾向をみせている。しかし、漁獲高は前述したように、魚群探知器・船の馬力アップ・ローラの採用などによりなんとか一定の水準を維持している。なお、第170表によると、昭和三十五年頃より兼業漁家数が大きく落ち込んでいるが、その原因として同三十五年頃より共同網が実施され、同四十二年には漁協員全員持株制になったという形式的要因と、芦屋浜埋立工事の進行が与えた心理的影響とが考えられる。漁船数は多少の変化があるが、おおむね三〇隻前後で、総数にはほとんど変化がない（六〇隻近い数字があるのは、天馬船・貸しボートなどを入れたからである）。漁船の動力化は昭和十年（一九三五）頃よりようやく進みはじめ、イワシ網の船曳が開始された頃には、漁船の動力化はほとんど終っており、同二十六年には四七隻中の一八隻が動力船（総トン数八四・二八トン）であった。現在では、二四隻中の一九隻

が動力船で、五トン未満の総トン数が四六・四トン、総馬力は二九三馬力で、そのうちの二隻に魚群探知機、四隻にトランシーバーが装備されている。そのほかに八トンの運搬用船（加工業者所有）が一隻ある。このうち、イワシ船曳網の個人持主漁家①と共同網が六隻（四・五トンクラス）ずつ所有し、他は一・二トンの個人持船で、イワシ漁以外の漁法に使われている。

漁業協同組合・共同網など

〈芦屋漁業協同組合〉戦前には、漁業法（昭和二十四年十二月十五日法律第二六七号）施行にともなつて

明治三十四年（一九〇一）四月十二日に設置された漁業組合が七く八戸の地元漁民により運営されていた。戦後、昭和二十四年（一九四九）新漁業法制定によって、同年十月十五日、長谷福藏氏を組合長とし、組合員二八名よりなる芦屋漁業協同組合が設立された。漁協の組合員資格は、「(一) 経営者であること、(二) 一年に九〇日以上出漁すること、(三) 原則として一世帯一人、(四) 原則として漁船をもち、またなんらかの漁業鑑札を所有すること」などとされている。現在、組合員は一株五〇〇円を、五〇〇株を上限として取得することになっている（設立当初の総出資額は四万円であったが、その後増資され、現在では総株二〇〇〇株、総額一〇〇万円である。しかし実際上は新規の人は出資していない。漁協の計上利益はほとんどないので、この株に対する配当はない。組合の運転資金は、水揚高の五%とされ、年間一五〇万円ほどが計上されている。漁協の実際の業務・事業としては、(一) 免許事務、(二) 他の漁協との交渉、(三) 一般管理、(四) 信用事業、(五) 販売のいつさいの業務、(六) 購買の斡旋などである。〈漁港新設要請〉昭和二十五年九月には、阪神地方一帯を直撃したジェーン台風により大被害を被った。漁船の被害は、流出一七隻・大破八隻・小破一隻と、その大半を失った。建物被害は、漁民住宅流出一一戸、同半壊

一戸、床上浸水一三戸、倉庫流出一〇棟、組合販売所流出一棟を数えた。そして漁業資材の流出による損害は一九〇万円に及んだ。なお、加工関係では、工場流出一棟・同浸水五棟・製品などの損害額は一三〇万円であった。この苦い経験から、従来の貧弱な船づけ施設のみでは再度の被害を被ることは火をみるよりもあきらかなので、漁港修築の必要性が痛感され、県ならびに政府当局に猛運動を展開した。同年四月に兵庫県漁港組合が設立されたので、本市および本組合も加入した。が、同三十一年には、この運動は失敗に終わった。芦屋の漁船は西宮にけい留されていて、人は自動車で往来しているのが現状であり、芦屋浜を一巡しても第365図のような貧弱な船づけ施設をみうけるのみで、そこに漁業が営まれているとはとうてい考えられないような状態である。さて、昭和三十九年（一九六四）に再び台風に襲われ甚大な被害をこうむり、加工関係と合わせてその損害は二〇〇〇万円におよんだ。ここに再び、漁港の必要性が叫ばれ、陳情がおこなわれた。近年、芦屋浜埋立が実施されようとするにおよび、それを契機として、漁港新設（ヨットハーバー内）が熟望されている。

〈共同網〉共同網（法人ではない。名義上は漁家①所有のものである）は、最初、漁協幹部が中心となつて一〇名の出資（六〇〇万円）で開始された。しかし、持株数の差異から種々の報償金に差額が生じ、しかも共同網操業従事組合員の中には全然その権利を持たない者があつたりして共同網に対する不満が出てきたので、昭和四十二年より希望者が均等に三〇万円出資することにより、三名を除いた（資金不足などのため）全組合員（加工業者も加入）の共同網となつた（株主二三名）。この共同網の操業の意味は、（一）傾きかけていた芦屋のイワシ船曳網の維持策であるとともに、（二）芦屋漁民をなんとか漁業につなぎとめる役割を果している。そして、（三）その

“共同”の性格が一部の集団から、名目的にはほぼ全漁家による共同へ転化したこと、ならびにその過程には、(四)浜埋立による補償への対処がみられるとともに、(五)芦屋漁民の間における生活共同体的側面と、(六)それを貫く階層的な力関係の作用が読みとれることを付言しておこう。

水産加工業

戦前における水産加工業については、すでに述べた。戦後漁獲高がふえるにつれて、その九割近くを加工する本市の水産加工業の製造高も増加した(第366図)。すなわち、戦争前後は一〇〇〜二〇〇トンであった製造高が、昭和二十三〜四年頃から増えはじめ、同二十五年(一九五〇)には従前の十数倍にあたる二〇〇トン近い数字を示し、昭和三十二年には三〇〇トンを越し、その後も一五〇〜四五〇トンの生産高をあげている。製造高の増加につれて経営体数も増え、昭和三十六年の芦屋水産加工業協同組合設立当初には、五経営体・組合員一六名を数えた(昭和三十〜三十六年がピーク)。

本市における水産加工品は、イワシの煮干しが大部分を占め、あと、十一〜十二月におこなわれる正月のごまめ用の素干しが一割強製造される。その原料は、芦屋漁業協同組合より漁獲イワシの供給を全面的に受けている。製造過程は、水洗い↓塩湯で三〜四分ゆでる↓二日間ほど天日乾し↓選別・包装という順序でおこなわれ、一貫めのイワシをこのように乾燥させると約二五〇匁ほどになる。製品は神戸・大阪・姫路などの漁市場または問屋へ委託販売にふす。その等級・価格は、大きさ・形状・油のりの多少などを基準として判定される。油のぬける秋口のが最高で(二五〇〜三〇〇円)、夏場の油のあるものが最低(一〇〇〜一五〇円)である。

ハマチ養殖の盛んになった昭和三十七・八年頃から、化学調味料の普及におされて、人気の悪い夏場の煮干し

ジャコ生産にかえて、伊勢方面へハマチの飼料として出荷するようになったので、イリ加工の製造の割合は著しく減ってきて、現在ではカタクチイワシの七割近くがハマチの飼料となっている。

水産加工業の経営主はすべて地元芦屋または近隣の人々であり、その労働力は家族労働を主として、ほとんど地元の労働力によってまかなわれた。しかし、昭和三十五年（一九六〇）前後より、地元労働力の確保が困難となり、外部よりの労働力（出稼漁夫の妻女など）に多く依存せざるをえなくなった。それに加えて、生産性の向上・資金ぐりの向上のためにも、共同経営の必要性が認識され、昭和四十二年に三経営体の合併が成立し、いまや芦屋浜埋立による原材料の供給が危ぶまれるにいたって、全経営体合併による経営の合理化が急がれるをえない状態になってきた。その反面では、合理化にとり残されていく部分が出てくるなどの多くの問題点が存在する。

三 商 業

芦屋市の商業構造

住宅都市である芦屋市は同時に消費都市でもある。それ故、芦屋市の商業機能は、市民の消費生活と直結した形での小売業の卓越をその特徴としている。『兵庫県商業統計調査結果表』によって、昭和三十一年（一九五六）以降四十三年（一九六八）までの、四年ごとの芦屋市の類別商店数をたどってみても、小売業は通じて、商店総数の約九五%を占め、圧倒的多数を制していることが判明する（第171表）。

小売業の内訳は、どの年度においても、三五〇前後を数える飲食料品小売業の比率が高く、商品総数の四割前

表171 商店数の推移

総 数	昭 3 1		昭 3 5		昭 3 9		昭 4 3	
	661	100.0%	870	100.0%	784	100.0%	894	100.0%
卸 売 業	38	5.7	59	6.8	47	6.0	47	5.3
一 般 卸 売 業	36	5.4	57	6.6	47	6.0	47	5.3
代 理 ・ 仲 立	2	0.3	2	0.2	—	—	—	—
小 売 業	623	94.3	811	93.2	737	94.0	847	94.7
各 種 商 品	—	—	—	—	3	0.4	2	0.2
織物・衣服・身廻品	86	13.0	97	11.1	85	10.8	102	11.4
飲 食 料 品	330	49.9	370	42.5	342	43.6	351	39.3
飲 食 店	***	—	83	9.5	85	10.8	136	15.2
自 転 車 ・ 荷 車	9	1.4	12	1.4	7	0.9	17	1.9
家具・建具・什器	48	7.3	76	8.7	67	8.6	68	7.6
そ の 他	150	22.7	173	19.9	148	18.9	171	19.1

(注) 『兵庫県商業統計調査結果表』等によって作成。*** 昭和31年度の飲食店数は商店数に含まれていない。

後に達している。ついで飲食店、織物・衣服・身廻品小売業も多数を占めている。また、昭和三十九年からは、各種商品小売業すなわちスーパー的な商店も出現した。

また、芦屋市に存在する卸売業商店は約五〇を数えるが、飲食料品および建築材料を扱う卸売業が、ともに一一を数えて上位をしめる。他方、鉄鋼や機械を扱う卸売業も芦屋市内に立地している。

なお、芦屋市の商店の経営規模は、小売店が卓越することともあいまって、一般に零細であり、従業員規模の上からみても、従業員二〇人をこえる商店の数は一一程度にすぎない。この中には、近年開業したスーパーマーケットや灘生活協同組合の販売店がふくまれる。

小売店の分布 芦屋市の小売店は、市民の日常の消費生活に直接サービスする必要上、飲食料品小売

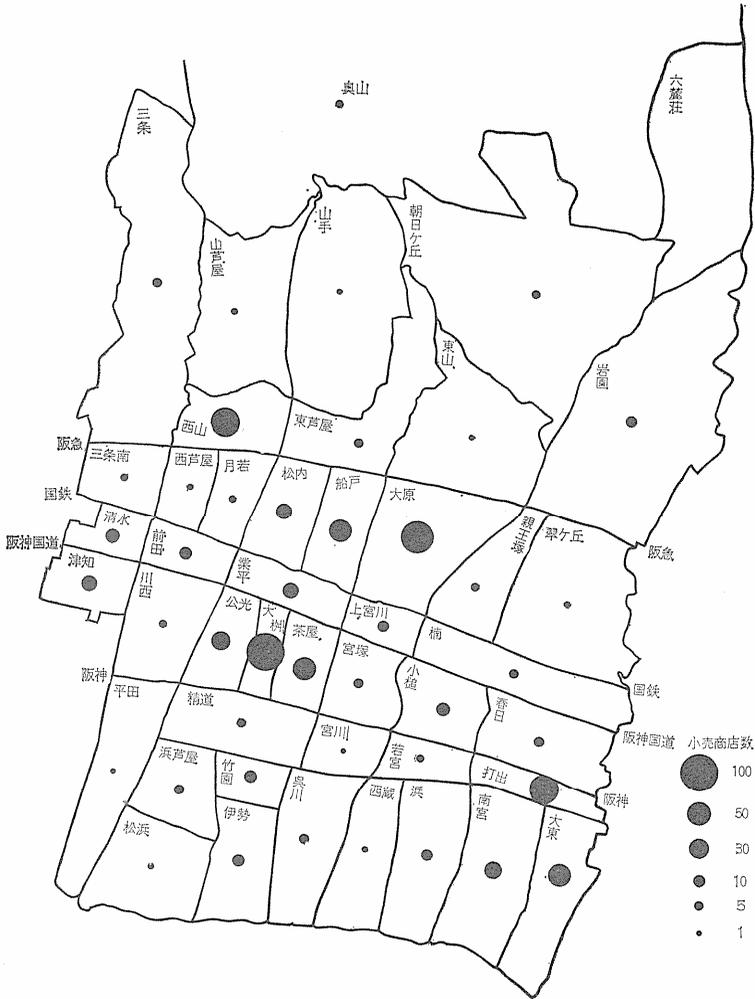


図367 芦屋市の小売商店の分布

業・飲食店などを中心として、各町に一応ほとんどくまなく分布している。『昭和四十三年商業準備調査名簿』を統計的に処理して考察すれば（第367図）、小売店舗が一店も存在しないのは六麓荘町のみであり、これを除けば、住宅地区的色彩の濃い東山町・山手町・平田町・翠ヶ丘町・山芦屋町・松浜町などにあっても、最低限の小売店は存在する。

他方、市場が所在し、または商店街が形成されている、商業地区にぞくする町々には、かなりの小売店が凝集している。たとえば、本通商店街・三八商店街をもつ大榎町（一〇二店、昭和四十三年現在、以下同じ）、大原市場・駅東商店街をもつ大原町（九五店）、打出市場と打出商店街がある打出町（六七店）、山手商店街の所在する西山町（六六店）などがその例である。

商店街・市場の成立

芦屋市には現在、小売店の集合組織として、次のような名称・規模（商店数）の商店

街・市場が存在する（『昭和四十四年芦屋市
商工会会会員名簿』）。

山手商店街	六五	〔西山町・西芦屋町〕
川西商店街	六六	〔清水町・津知町・前田町・川西町〕
駅西商店街	四六	〔船戸町・松ノ内町・大原町〕
駅東商店街	二八	〔大原町〕
本通商店街	六四	〔大榎町・公光町・精道町〕
三八商店街	七〇	〔茶屋之町・大榎町・公光町〕

- 浜芦屋商交会
(浜西商店街) 二四 [浜芦屋町・精道町・伊勢町・公光町・川西町]
- 浜東商店街 三七 [竹園町・精道町・伊勢町]
- 打出商店街 三一 [打出町・若宮町・雨宮町・浜町・小槌町・春日町]
- 東南商盛会 一七 [雨宮町・大東町]
- 大原市場 四五 [大原町]
- 甲陽市場 四三 [大榭町]
- 芦屋市場 一四 [小槌町]
- 打出市場 三一 [打出町]
- 打出浜センター街 四二 [大東町]

これらの商店街・市場はもちろん成立の時期と由来を異にしている。商店街の場合、その名称は別として、萌芽的・前期的なものにまで遡って由来をみれば、たとえば今日の本通商店街は、かつて南北に走っていた明治時代の車道にそって位置し、芦屋で最も歴史が古いと称せられるが、阪神電鉄の開通と同芦屋駅の設置（明治三十八年（一九〇五））に刺戟されて発展し、大正十二（一九二三））と十三年頃には本通商店街の名称をとなえるに至っている。同様に、阪急電鉄芦屋川駅前商店街である山手商店街も、阪急電鉄の開通（大正九年）の後、水道路ぞいに昭和五（一九三〇））と六年ごろから萌芽をみせ、やがて商店街戎会を名のり、昭和二十一年（一九四六）に復活の後、昭和二十二年には芦屋川ぞいの商店をも加えて山手商店街と改称するに至った由来をもっている。また、国鉄芦屋駅前の駅西商店街の場合も、大正十二年（一九二二）の現在駅の開設とほとんど同時にその端緒

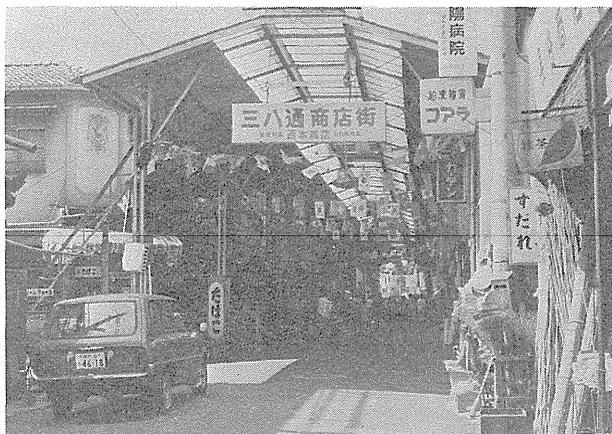


図368 三八通り商店街

をもっている。その後商店数の増加とともに駅前会が組織され、これが戦後昭和二十五年に復活してのち、三十三年頃、駅東にも商店が誕生しはじめたのに対応して、駅西商店街の名称が名られるようになったものである。

あるいは三八商店街は、古くから芦屋の中心商店街として発展し、市内全域から顧客を吸収してきた歴史をもつが、昭和三年八月に組織がかたまり、その年月にちなんで三八商店街の名称が選ばれた。これと同時に夏季の月々三・八の日に、こぞって特価販売の夜店を営むのも、この商店街の名称を印象深いものにしていく。

右以外の事例もふくめ、総じて芦屋市の商店街は、その名称にさきだち、小売業の立地に恵まれた地点に集合した商店が、実質上の商店街を造りあげていた事例が多い。打出商店街の名称も昭和二十四、五年の命名であるというが、その発展の歴史はもちろん阪神電鉄打出駅の開設（明治三十八年）と関連するであろうことは論をまたない。

一方、芦屋市の市場の開設は、本通商店街と三八商店街を東西に連絡する形の甲陽市場が、最も古く、大正十

四年（一九二五）十二月に遡る。ついで阪神国道にそう芦屋市場が昭和九（一九三四）十年頃に発足した。その他はいずれも戦後の開設にぞくし、打出市場は二十四年（一九四九）、大原市場は二十五年の誕生である。さらに打出浜センター街はごく最近の四十年（一九六五）十二月に開設したものである。

なお、右の小売市場とは異なるが、昭和二十六年に市営の芦屋市魚菜卸売市場が公光町につくられた歴史がある。しかしこの市場は、その後の民間の取引活動の活発化によって漸次圧倒され、昭和三十八年には閉鎖されるに至った。

スーパーマーケットの出現 戦後の小売業機構の新たな特徴の一つであるスーパーマーケットが、芦屋市にも近年徐々に誕生してきた。各種商品を扱うスーパーマーケットとしては、昭和三十四年（一九五九）、大原町にもと衣料品店という経歴をもつ主婦の店が、また打出町には大松が、それぞれ創業している。また、昭和四十五年には、関西の大手スーパーマーケット機構であるダイエーが、茶屋之町に芦屋店を設けて進出した。

一方、大正十二年（一九二三）来、配達販売システムによる営業を続けていた灘生活協同組合（灘生協）は、戦後、この芦屋支部のほかに浜芦屋支部を設けるかわら、昭和三十八年（一九六三）に芦屋店（コープあしや）、四十年に浜芦屋店・打出浜店（くみあいマーケット）をそれぞれ開設し、スーパーマーケット式の販売を開始している。また、これらのほか、取扱商品が一部の種類に限られているが、岩園町・業平町にも、一店ずつのスーパー商店が存在している。

各小売業組織の商勢の消長

以上、芦屋市に出現した新旧さまざまな小売業組織は、一方では、市民が勤務

表172 芦屋市民の買物先の推移

	日 常			贈 答 品		
	昭33	昭38	昭43	昭33	昭38	昭43
市場	15.0	14.5	11.5	13.1	11.6	1.1
大原市		5.7	4.2		5.6	0.6
甲陽市		5.0	2.5		3.0	0.2
打出市場		3.8	1.7		2.8	0.1
芦屋市場		0.0	0.1		0.2	
打出浜センター			3.0			0.2
商店街	31.6	25.9	21.9	26.3	16.2	4.4
山手商店街		4.3	2.9		2.4	0.7
駅東商店街		0.8	0.7		0.6	0.1
駅西商店街		0.6	1.0		0.5	0.1
本通商店街		2.2	1.4		1.0	0.1
三軒八出商店街		4.1	2.9		2.7	0.4
打出商店街		2.8	2.3		1.8	0.6
その他の商店街		11.1	10.7		7.2	2.4
行商協			0.6			0.2
灘生	3.3	6.4	16.6	2.8	4.7	7.1
スーパーマーケット		5.2	3.4		3.7	0.8
市内計	49.9	52.0	54.0	42.2	36.2	13.4
大坂市		17.0	10.5		39.8	62.5
神戸		28.4	29.5		22.4	23.0
阪戸間計		2.6	6.0		1.6	1.1
総計	50.1	48.0	46.0	57.8	63.8	86.6
総計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

『芦屋市商業総合調査報告書ならびに報告書（1965・3）』および『消費生活動向調査報告書（1969・3）』によって作成。

への途次、あるいは当初からその目的で赴く、大阪・神戸等のデパート・スーパーマーケット・商店街等々と競合するかたわら、他方では、芦屋市内で相互に競合・依存しあいながら、それぞれの商勢を培っている。市内の独立・分散的な小売商店がこれに絡みあっていることはいうまでもない。

第172表は、近年における芦屋市民の購買性向にうかがわれる各小売組織の商勢の消長を、昭和三十三年（一

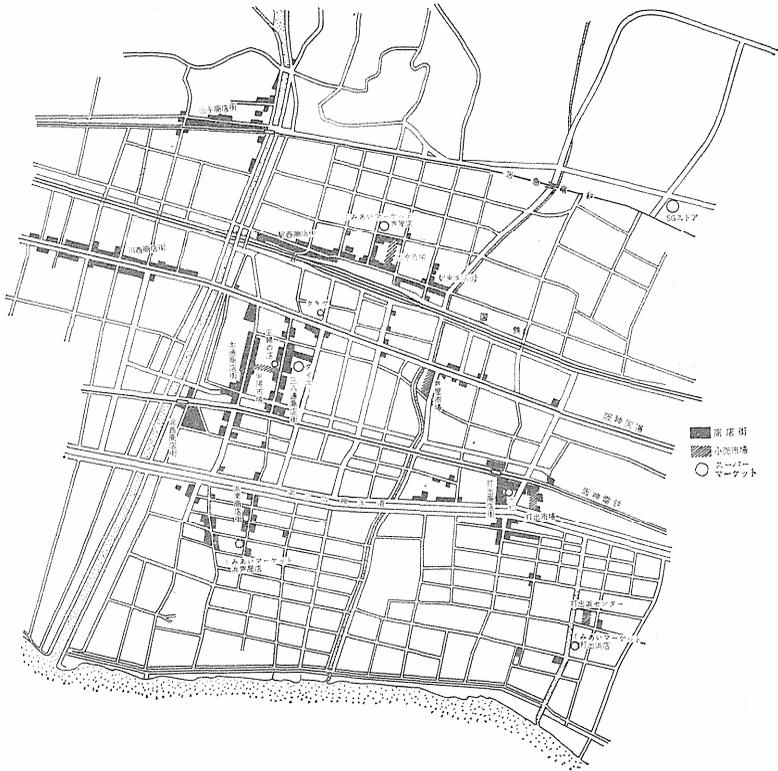


図369 商店街小売市場の分布

九五八）以降五年おきの数値で表
 わしたものである。

まず、市民の買物先を市内と市
 外に大別してみた場合、芦屋市民
 の市内での日常品の購買は、昭和
 三十三年には五〇%を下廻ってい
 たが、近年は次第に市内小売業へ
 の依存をまし、四十三年にはその
 比率は五四%にまで高まってきて
 いる。しかし、市内での購買先の
 推移を市場・商店街等に細分して
 たどってみれば、市内での購買率
 の増加も、特定の事業所での延び
 によるところが大きい。すなわち、
 市内購買率を高めてきたのは、市
 内に出現したスーパーマーケット

や灘生協マーケットの役割の増大であり、在米の市場・商店街は、大原市場や新設の打出浜センター街、あるいは山手商店街・三八商店街のように、ある程度の購買率を維持している例もみられるが、しかしその多くはその果す役割も低く、全般的にその推移の中にも退潮がみとめられる。要するに、芦屋市民の購買性向は、旧来の市場・商店街にはあきたらず、打出浜センター街のような新形式の市場、あるいはスーパーマーケットや灘生協マーケットを指向するようになってきている。

ついで買廻りの性格の強い贈答品の購買についてみれば、日常の買物の場合とは異なり、大阪・神戸等の市外に品物が求められる傾向が強い。しかも近年は著しくその傾向がまし、市内の全小売業が果す役割も、昭和三十三年の四〇%強から、四十三年には僅かに一四%弱にまで凋落している。しかもその比率のなかば以上は、灘生協マーケットによって支えられているのが実情である。

商店街・市場の商圈

最後に、芦屋市内の個々の商店街・市場が、押しよせる流通革命の波に洗われつつ、また一方ではそれぞれの立地条件にのっとり、どのような商圈構造を保っているかを検討しよう。第369図は、

『芦屋市商業総合調査勧告書ならびに報告書』所載の資料によって描いた、各商店街・市場の昭和三十八年（一九六三）における顧客吸引圏すなわち商圈である。図化にあたっては、各商店街・市場につき、各町の買物世帯率が一〇%以上を示す範囲をそれぞれの商圈とみなした。この買物世帯率とは、各町の世帯総数に対して、当該の商店街・市場へ買物に赴く世帯がその町で何%あるかという比率である。一〇%という低い比率が、商圈の範囲を示す基準となるのは、一つには先述の通り、顧客があるいは大阪・神戸等へ流出し、あるいは市内のスーパー

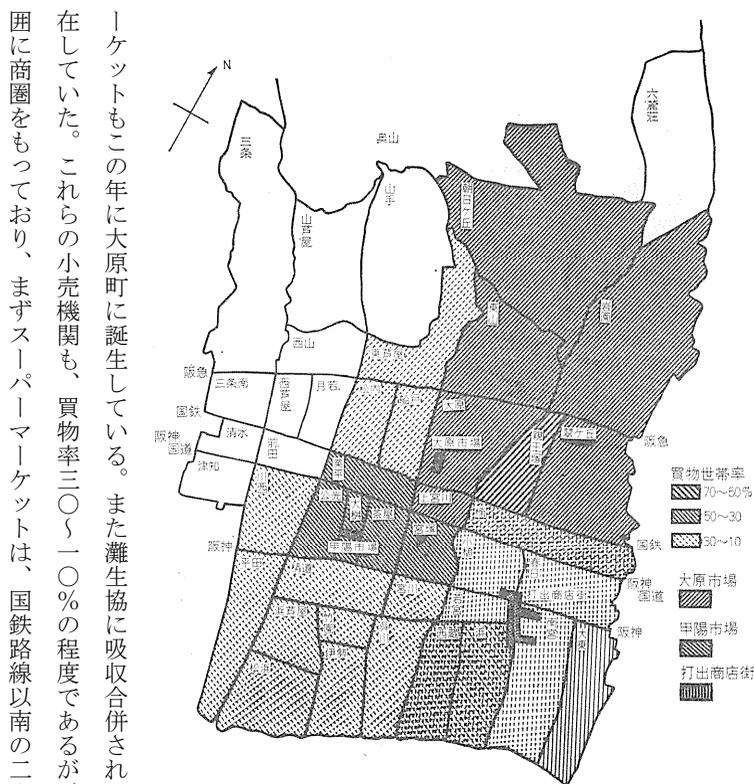


図371 商店街・市場の商圈 (2)

打出市場・打出商店街・山手商店街等はかなり広い商圈を有しているが、駅東商店街・浜東商店街の商圈などは狭い範囲に限られている。また、いずれの事例についてもみられる共通の特徴は、商圈の拡がり国鉄路線を南・北の限界としている点であり、楠町にまでその商圈が及んでいる大原市場の事例は、唯一の例外といえよう。

この年度は、大榎町・雨宮町（現打出町）にスーパーマーケットが発足して五年目であり、灘生協マートケットもこの年に大原町に誕生している。また灘生協に吸収合併される前の打出浜生協が、大東町にすでに存在していた。これらの小売機関も、買物率三〇〜一〇〇%の程度であるが、既存の商店街・市場に対抗して広い範囲に商圈をもっており、まずスーパーマーケットは、国鉄路線以南の二六町のうち一九町を掌握し、さらには以

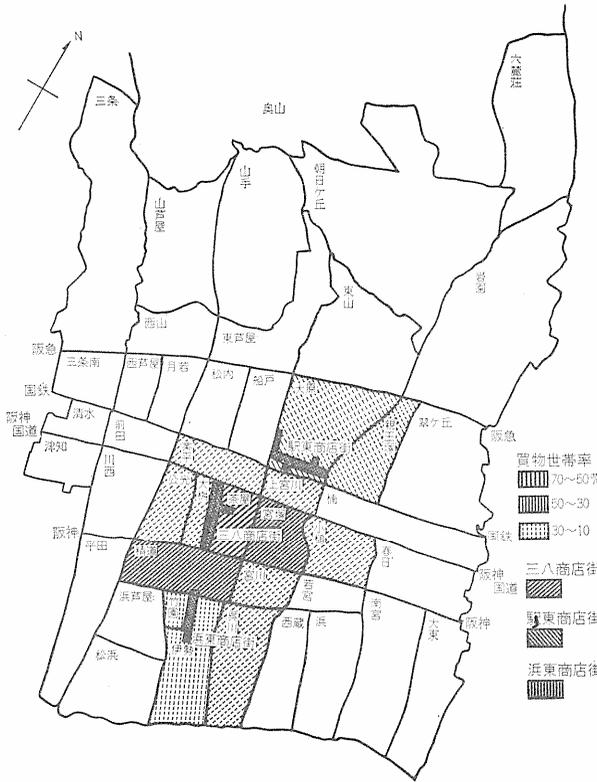


図372 商店街・市場の商圈 (3)

北の二町にもその影響が及んでいた。また灘生協機関は、国鉄路線以北一六町のうち一五町と、以南の八町をその商圈としていた。

芦屋市内の商店街や市場、およびその他の小売機関の商勢を示す、以上のような商圈の分布と構造は、その後の灘生協マーケットの増設や大手スーパーマーケットの進出によって、当然のことながら若干の変動がもたらされているであろう。たとえば、阪神国道ぞいに昭和九十年に発足した芦屋市場も、その後次第に立地条件の妙味を失い、かなりの入居商人が大原市場に転出したため、近年は著しく衰退した。また、打出市場・打手商店街は、立地条件や急増する人口に恵まれながらも、新規に誕生した打出浜センター街によって大きな打

撃をうけている。同様に、歴史の古い甲陽市場・三八商店街・本通商店街も、灘生協マーケットを核とする国鉄芦屋駅北側の発展によって商勢をそがれ、以前の商圈を縮小している。逆に、新たに開業した打出浜センター街は、岩園町・東山町・宮塚町あたりからも顧客を集め、その発展は著しいものがある。

四 工 業

芦屋市工業の位置づけ

ここ数年にわたって多少の変動はみられるが、芦屋市には昭和四十三年十二月現在、六二の工業事業所が数えられる（『昭和四十三年 兵庫県工業統計調査結果報告』）。この数は兵庫県下の市の中では最低であり、兵庫県の工業事業所総数二万三六〇五にくらべて、その僅かに〇・三%を占めるにすぎない。しかもその内容は、市民の日常生活に直結する食料品製造販売業などが主をしめ、経営もその大多数が零細である。したがってこれら工業事業所の製造品出荷総額一七億六〇〇〇万円は、右の事業所比率を下廻り、県出荷総額の僅かに〇・〇六%にとどまっている。阪神工業地帯内にありながら、住宅都市・文化都市を標榜・指向する芦屋市の性格が、このような面にもあらわれている。

工業事業所の類別構成

工業事業所の産業中分類別の構成は、第173表に示された通り昭和四十三年度において一六種類に及ぶが、その大多数は、食料品・繊維関係・本製品関係などのいわゆる軽工業に属している。とりわけ食料品工業は、工業事業所総数の二七%強を占め、市民生活に奉仕する製造業の優越を物語っている。他方、芦屋市にも金属・機械等のいわゆる重工業や、あるいは化学工業が存在していることは注目に値しよう。

表173 類別工業事業所数の推移

	昭36	昭37	昭38	昭39	昭40	昭41	昭42	昭43
総 数	63	60	71	72	72	62	62	62
食 料 品	24	21	24	27	25	18	18	17
織 維 工 業	1	2	1	1	1	1	1	1
衣服その他の織維	1	1	3	2	2	6	6	6
木 材・木 製 品	3	3	6	5	5	4	4	4
家 具・装 備 品	10	11	11	9	11	6	5	6
パルプ・紙・紙加工品	1	2	2	1	2	2	2	2
出 版・印 刷	6	6	6	6	7	7	7	6
化 学 工 業	1	2	2	2	2	2	2	2
ゴ ム 製 品		1	1	1	1			
皮 革・皮 革 製 品			1	1	1	1	1	1
窯 業・土 石 製 品	2	2	1	1	1	1	1	1
非 鉄 金 属	2	1	1	1	1	1	1	1
金 属 製 品	4	2	5	5	3	3	3	4
機 械 製 品	3	2	2	3	2	2	3	2
電 気 機 械 器 具			1	1	1	2	2	3
輸 送 用 機 械 器 具	1	1		2	2			
精 密 機 械	1	1	1			1	1	1
そ の 他 の 製 造 業	3	2	3	4	5	5	5	5

(『兵庫県工業統計調査結果表』による)

表174 従業員規模別工業事業所 (昭和44年1月現在)

規 模 別	事業所数
100人 以上	1
39 ~ 30人	2
29 ~ 20"	2
19 ~ 10"	15
9 ~ 5"	19
4 ~ 3"	15
2人	5
1 "	5
総 数	64

工業事業所の規模別構成 軽工業から重工業・化学工業までにわたる多様な工業がみられるにもかかわらず、本市の工業事業所の規模は概して零細である。たとえば従業員数規模によってみれば、従業員が二〇人をこえる事業所は、六〇余のうちの僅かに五を数えるにすぎず、残る大多数の工業事業所は、従業員一九人未満の零細経営である。

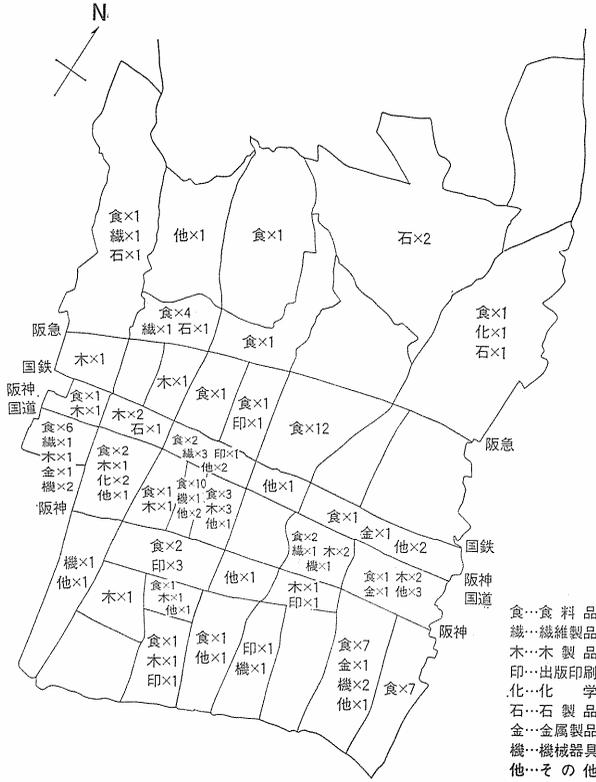


図374(2) 工業事業所の町別分布 (芦屋市資料による)

は、国鉄路線以南の市街地、とりわけ阪神国道—阪神電鉄路線間の津知町・川西町から春日町に至る带状地帯や、阪神電鉄路線以南に、卓越分布している。これにたいし阪急電鉄神戸線以北には、工業事業所は僅かに五を数えるにすぎない。

なお、芦屋市商工業課編集の『芦屋市産業名鑑 一九六七』によれば、その製造業の欄には、今まで用いてきた『工業統計調査結果報告』による数字とは異なり、その倍を上廻る一四三の事業所があげられている。この数は、県や県下の他市との比較にはたえないものであるが、より網羅的であるため参考に値する。ただし、これにもとづいた工業事業所の分布の傾向も、先に述べた分布の傾向とほぼ相似し、たとえば阪神国道—阪

神電鉄路線間には、総数一四三のうち五二までの事業所が集中している（第374図）。

業種別の立地

右のような分布傾向は、個々の事業所の業種内容を検討することによってより正しい理解に到達するであろう。先の兵庫県の『調査結果報告』による分析の結果は次の通りである。

まず、工業の分散的性格をもたらししているのは、食料品・縫製品・建具の製造、あるいは印刷業等、主として市民の消費・需要と直結した種類の工業事業所の存在である。これらの業種は市域にある程度平均に分布しており、山手町・三条町・翠ヶ丘町・朝日ヶ丘町などにも工業的要素がもちこまれている理由となっている。他方、神戸と西宮に介在するその地理的位置から、これら工業都市の影響をうけて成立したと考えられる重・機械・化学関係の工業事業所が、主として阪神国道ぞいに立地している。津知町・川西町・大榎町・春日町に幾分工業事業所の分布密度が高いのは、右のような理由によっている。また、海岸部の大東町・浜町・呉川町には、水産加工业が存在し、芦屋の工業に特異な一面をもたらししている。なお岩園町にも、医薬品・クレンザーを製造する工場がそれぞれ一か所存在する。

このような傾向は、先にも引用した『産業名鑑』の内容分析からも結論づけられる。すなわちこれによれば、たとえば食料品製造業は大原町（一二）、大榎町（一〇）などに若干集中するほかは、むしろ市域全般に広汎に分布している傾向にある。他方、金属・機械工業は、阪神国道以南の地域に限られて分布している。

工業の二面性

以上、芦屋市の工業は、大別して、市民に製品を直接提供することを目的とした食料品・木製品製造等の業種と、芦屋市以外に販図をもった金属・機械工業等の業種とからなっている。すなわち、前者は

主として、経営規模も零細な軽工業・消費財工業がこれに該当し、後者は、小規模ながらも相対的に経営規模も大きい一部の軽工業および重化学工業・生産財工業のほばすべてがこれに含まれる。

芦屋市の目指す文化都市・住宅都市のイメージからすれば、市域外に製品を搬出するような重化学工業・生産財工業・大規模経営工場の存在は、たしかに異質・不純な存在であるかも知れない。しかし、見方をかえて、工業生産活動の結果、外部から芦屋市にもたらされる富の評価という観点からすれば、市域内自給的な軽工業々種よりも、先に述べた各種の重化学工業や大規模工業の方が、より大きな役割を果しているとみなされよう。

つぎに、そのような、芦屋市にとってより生産的とみなされる、経営規模が上位にくらいする工業事業所一〇前後を取り上げて、その立地の事情や経営の現状を述べることとする。その業種別内訳は、食料品製造業・繊維製品製造業・紙製品製造業・金属製品製造業・機械器具製造業・化学工業・雑貨製造業の、それぞれ一―三事業所である。

経営規模上位の工業事業所

これらの工業は、工場適地（工場跡・空地・田畑・牧場等）を芦屋市内に見出し、神戸・大阪・西宮から進出してきたという事例がほとんどであり、その時期は、昭和三年（一九三八）に遡る例や、戦時中の神戸からの疎開の例もあるが、大半は戦後、特に昭和三十年（一九五五）代のことであるという。その際、これらの企業のひとつすべては、芦屋を立地点に選んだ理由に、市場への近接性を失うまいとする配慮のあったことをあげている。それに加えて繊維製品製造業の事例では、芦屋市およびその近傍の労働力の活用が考慮されており、また、医薬品製造業（化学工業）の一例は、原料とする良質の水と閑静・清澄な立地環

境を、用地選択の理由にしたということである。

つぎに、これらの工業事業所の製品出荷先を検討しよう。先に示した通り、これらの事業所は、芦屋市を直接の市場とは考えていない。すなわち、食料品製造業が、芦屋市に製品の三割を供給していることを例外とすれば、他は業種の如何を問わず、製品は外部を指向する。そのうち事業所の大半は、神戸・大阪・西宮等を製品の出荷先としており、各企業が立地条件として挙げている市場への近接性が裏づけられている。しかし中にはある

表175 おもな工業事業所の吸引先別従業員数

吸引先	従業員数	吸引先	従業員数
芦屋市	129	豊中市	4
東灘区(神戸)	29	堺市	4
西宮市	27	伊丹市	3
尼崎市	14	生田区(神戸)	2
灘区(神戸)	7	宝塚市	2
兵庫区(神戸)	7	守口市	2
大阪市	7	茨木市	2
葦合区(神戸)	5	寝屋川市	1
長田区(神戸)	5	高槻市	1
垂水区(神戸)	5	藤井寺市	1
吹田市	5	貝塚市	1
須磨区(神戸)	4	姫路市	1
明石市	4	計	272

(昭和45年5月の聴取調査による)

化学工業のように、関西市場以外に愛知・神奈川・東京・下関を市場とする例や、あるいはさらに、神戸港を経由して、その製品の七割を海外(香港・アメリカ合衆国・イギリス・イラン等)へ輸出する金属製品メーカーや、同じく市場をすべて海外に求める雑貨製造業の例もみとめられる。

以上のように、製品の搬出先が、芦屋市外をほとんど指向するのと軌を一にして、経営規模が上位にくらいこれらの事業所は、その労働力を他地域に依存するところが大きい。すなわち、これら一〇事業所が雇用する従業員総数二七二名のうち、芦屋市在住者は、そのなかばをやや下

廻る一二九名（四七％）であり、残る一四三名は広く兵庫県・大阪府から吸引されている。その吸引先例内訳は第 表の通り、隣接の神戸市東灘区・西宮市が多数をしめるが、一方、遠くは姫路市・貝塚市あたりからも通勤労働力を導きいられている。

第一〇節 芦屋市の今後

芦屋市は市制実施以来いくたの時勢の波にもあそばされて苦難の途を歩んできた。

ある時期には「合併問題」に揺れた。また第二阪神国道建設や海浜埋立計画などにおいて国や県の事業計画の実施にまきこまれ、「公害」による生活環境・都市環境の変化に、余儀なく対応せしめられる事態に追いこまれて、従来喧伝されている「芦屋」の姿は急速に変革を迫られている。

しかし回顧するとき、各節にみたように、市当局も住民も「小都市」ながらも「芦屋」の街に誇りをもち、広域行政圏の枠内にあつて「独自の性格」を保持することにとめながら歩を進めてきたことを指摘することはできよう。

生活環境のすぐれていることにおいて、阪神間はいうまでもなく広く天下の人士に知られた芦屋も、昭和十三年の大風水害による被害をうけ、その再建整備の努力をつづけて光明がみえかけた矢先に、阪神間諸都市と同様に空襲による災害をうけ旧街区の大半を失った。住民の激減と税収の大巾な減少、それにもかかわらず不可避の

再建事業の促進、新制度教育の実施、地方自治体の警察・消防の設置、インフレにともなう諸費・人件費の膨脹など、財政の富裕さをもって知られた芦屋市も遂に財政特別再建指定団体に指定をうけるといふ苦い経験を味わった。緊縮につぐ緊縮に耐えつつも、市勢の発展のための努力が積み重ねられ、四か年をもって指定解除をうけた。住民の再建に関する諸種の陳情・請願は内容的にも中広く、国際文化住宅都市「芦屋」の街づくり・環境の保持と人間尊重の精神によって貫かれ、住民自治の深い理解と認識により支えられた質的に高い香りがたがったものであった。市当局も漸次あるいは即応の姿勢をもってこれに応え、行政面に反映させる努力がつけられていく。旧街区の人口密度の高まり、モータリゼーションの進行に伴なう街路行政の行きづまりの打開など、相つぐ変容にたいして地区の開発・改良の事業が鋭意進められ、また広域行政の一環としての大阪湾西部海岸埋立事業にも県に先行して「緑の確保」を打ちだした。

このように転落財政から脱却してのちの芦屋市勢の動きは目ざましく、事業は多角的に立案から実施へと移行しつつある。いま昭和四十年以降の市の重点施策を列挙するならば、つぎのようである。

〔昭和四十年〕

一、教育をまもる市政

二、住みたくなる芦屋のまちづくり

三、婦人対策と文化施策

四、市民福祉の増進

五、新しい商工行政の推進

〔昭和四十一年度〕

- 一、教育文化の向上
- 三、市民福祉の増進

〔昭和四十二年度〕

- 一、「芦屋教育」の確立
- 三、市民生活の充実
- 五、都市の再開発

〔昭和四十三年度〕

- 一、「芦屋教育」「芦屋市民文化」の確立
- 三、市街開発、整備の促進

〔昭和四十四年度〕

- 一、「芦屋教育」の推進
- 三、市民生活の安定・充実
- 五、明日への市街開発・整備

〔昭和四十五年度〕

- 一、教育文化の向上
- 三、市民福祉の増進

- 二、生活環境の整備
- 四、都市の開発

- 二、市民文化活動の高揚
- 四、都市施設の整備促進

- 二、市民生活の充実

- 二、市民文化のあまねく高揚
- 四、都市施設整備の促進

- 二、都市の開発と整備
- 四、市民の健康の増進

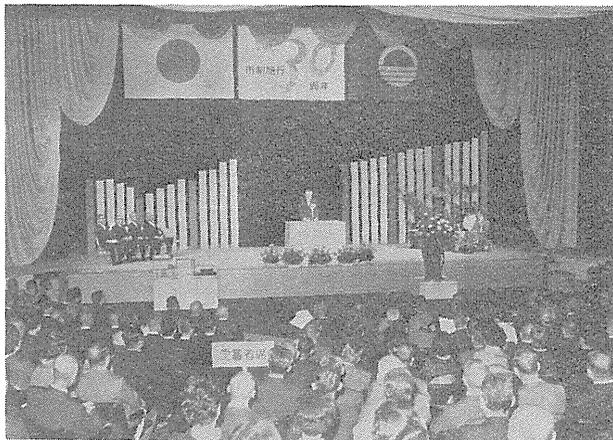


図375 市制30周年記念式典

五、市民の安全の確保

右の各年度の施策は、教育文化の向上をたえず目指し、市民生活については福祉施設・関係施策の充実、文化教養施設の改善充実、商工行政施策の独自性を打ち出し、都市性格ではベッドタウンから機能的なホームタウンへ展開する方向を指向している。都市構造については、整備の促進と再開発につとめ、進んで都市環境の整備を強調し、広域都市行政下における独自性の主張として「公園都市」を宣言するのである。すなわち、市民の意向を反映しつつ「住みよい芦屋」から「住みたくなる芦屋」への街づくりが進んでいる。市民の大半は市内永住の意志を表明している（昭和四十五年十月「市政総合世論調査」）。市当局者は市民のこのような意向をうけとめ、過去の行政実績に甘んずることなく、立ちおかれている分野の解決促進に、あくまでも人間尊重を基盤として、最大限の努力を傾注すべきであることはいくまでもない。市制施行三〇周年記念にあたり、市長が「これらの課題解決は決して容易ではありませんが、われわれに与えられた大きな責務であり、市域全体が一丸となつて当るといふ強い共通の決意のもとに、よりユニークな施策を進めたい」とのべ、「今日を、理想の芦屋の街づく

りへの再出発の日として、皆様とともに勇断をもって前進し、誠実と愛情をもってこれに当りたい」（式辞）と決意を披瀝したことは、芦屋市の今後に光明をかかげ、期待させるものがあるといえよう。また記念事業の一つとして花や木をいっそう大切に、まちを緑と花でつつむ市民憲章の精神を一段と進めるため近畿の公園芦屋の裏山六甲に群生する最も芦屋と縁の深い、松とつつじを選んで「市の木」と「市の花」を制定し、うるおいと強さを市の性格として象徴的に示したことは、さらに飛躍をうかがわせるものであろう。

